大東文化大學百年史

上

題字　田中節山

百年史刊行に寄せて

一九二三（大正一二）年、大東文化協会によって設置された大東文化学院を前身とする本学が、幾多の困難を乗り越えてここに創立百周年を迎えることができましたことは慶賀の至りでございます。三年前、百周年記念事業の準備をおこなっている矢先に新型コロナウイルス感染症が蔓延し、一時は記念事業そのものがおこなえないのではないかと危ぶまれましたが、現在漸く収束の兆しを感じられるようになり些か安堵しているところです。紀寿を迎えた本学の歴史を噛みしめながら、卒業生・在校生・教職員をはじめ、すべての本学関係者とともにお祝いをしたいと存じます。

本学は、創設以来、漢学・書道などの分野で他の追随を許さない伝統と歴史を誇ってまいりました。さらに今日では人文・社会科学全領域だけでなく、スポーツ・健康・看護といった生命科学系の領域までもカバーする、八学部二〇学科、八研究科一五専攻、一〇研究所を擁する総合大学へと発展を遂げております。また、中国やアジアに強い大学として広く国内外に認知をされてきました。今日では世界中の人びとや文化が国境を越えて交差する大学でありたいという創設時からの願いのもと、二七の国や地域における一〇九の大学と提携し、世界中の大学や研究機関と交流協定を結ぶなど、グローバルな研究・学習環境を整備・拡充し、社会のニーズに対応した質の高い教育を提供するに至っております。

本学では、建学の精神・理念にも示されていますように、当初から、言わばダイバーシティの重要性を高らかにうたってきました。これまで大切に育んだその理念を、時代の潮流に対応しながら守り続けていくことが

次の百年に繋がっていくと確信しています。また、次の社会を担う有益な人材の育成に力を注いでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、『大東文化大学百年史』上巻の発刊に尽力をされた関係各位に対し、謹んで感謝の意を表して、ご挨拶といたします。

二〇二三（令和五）年九月二〇日

大東文化学園理事長　中込秀樹
大東文化大学学長　高橋進

緒　言

建学の理念と大東文化

一九二三（大正一二）年九月二〇日、「漢学の振興」を理念としたひとつの新しい学校が難産の末その産声を上げた。掲げられた理念に見える振興すべき漢学とは、具体的には五世紀以来日本に導入され定着してきた儒教のことであり、それは「皇道及国体ニ醇化セル儒教」と表現された。つまり、中国発祥の儒教が日本において純粋で真正なものとなったということである。その日本儒教の蘊奥を究めることがこの新しい学校、すなわち大東文化大学の前身である大東文化学院の使命であった。

大東文化学院創立にかんしては、明治維新以来、西洋の学問と技芸を導入することに汲々としてきた「日本の開化」に対するアンチ・テーゼという見方が当時から存在した。しかし、この位置づけはあまりに単純で一面的にすぎる見方である。日本儒学史を繙けばすぐに了解されるように、明治期に入っても日本の儒学者たちは西洋の新しい思想や哲学と格闘しながら儒教という普遍的規範の適用可能性について探究を続けていたからである。大東文化学院建学の理念である「漢学の振興」もまずはその流れのなかに位置づけられなければならない。

「大東文化」という名前にも建学の理念はよく現れている。誤解されがちであるが、「大東」という言葉は、第二次近衛文麿内閣の松岡洋右外相が唱えた「大東亜共栄圏」という政策構想とはまったく関係がなく、江戸時代の儒学者・荻生徂徠が日本のことを「大東」（中国の東にある大国の意でもともとは朝鮮王朝の自称）と

呼んだことに始まる。爾来、「大東＝日本」という見方は儒学者のなかで定着していった。一方、「文化」という言葉は比較的新しく、明治期に英語のcultureの訳語として広がったものであり、civilizationの訳語である文明という言葉と対をなす。やや単純化して言えば、「文明」が人類の作り出してきた物質的所産を指すのに対して、「文化」は精神的活動とその所産を指す。要するに「大東文化」とは、日本における精神活動総体の意である。そこに物質文明礼讃に偏りがちであった当時の世相に対する批判精神を見出すことが可能である。

さらに世界史的視野に立ってみれば、西洋においても第一次世界大戦を契機に自らの文明の根源であるギリシャ・ローマの哲学や思想、あるいはキリスト教の絶対性を問い直す動きは広まりつつあった。文化の多元性とそれが交錯する運動体としての世界史把握は二〇世紀以降の哲学・思想の基本であり、現在にまで繋がっている。本学の理念・名称はそうした現代にこそ適合したものであると言えよう。

本書の構成

このような建学の理念を今日まで連綿と受け継いできた本学であるが、その間、さまざまな大きな環境変化に遭遇し対応してきた。大きな環境変化がない場合でも将来を見据えた内部変革があった。それらを踏まえ、本書構成も大きく三つに分かち、それぞれ上巻・中巻・下巻としてまとめることにした。

まずは日中戦争・太平洋戦争による大きな環境変化が重要であることは論を俟たない。上巻が本学創設前後から敗戦までの期間をひとつのまとまりとして扱うことに異論はないだろう。年数で言えば一九二〇年代から一九四五年までのおよそ四半世紀となる。教育史の観点からみた場合にも一九一〇～二〇年代はいわゆる大正自由教育運動が盛り上がりを見せた時期に当たる。文教政策的にも原内閣の高等教育拡張政策を受けて一九一

九（大正八）年の大学令施行に伴って多くの専門学校が大学へと昇格した。第一次世界大戦による日本経済の急速な成長がその背景にあり、多くの人びとが中等以上の学校教育を受ける環境が整いつつあった。

そして、中巻は敗戦後の大制度改革に対応しつつ新制大学として再出発を図るところから始まり、一九九一（平成三）年の大学設置基準等の改正（以下「大綱化」）前後までを扱う。扱われる期間としては三巻のなかで最長であり、約四〇年間が対象となる。戦後復興から高度成長に本格的に突入する一九五〇年代後半までの時期は、戦時中を別にすれば実は本学にとってもっとも苦しい時期であった。戦後、池袋で再出発した本学であったが、文政学部のみの単科大学であり、学生募集はままならず一時期は受験者数が五〇名を下回る時期もあった。しかし、一九六一（昭和三六）年の現在の板橋キャンパスへの移転、翌六二年の文学部と経済学部への改組が奏功し、また高度成長や大学進学率向上の波に乗って一九八〇年代後半までに文科系総合大学の陣容を整えていった。新しい校地である東松山キャンパスができあがったのもこの時期のことである。規模の拡大と多角化の時代と言えよう。

最終巻の下巻は、戦後の大学改革のなかでもっとも大きな区切りとなる一九九一年の「大綱化」以降、本学の第二次中期経営計画（Daito Vision 2023：二〇一四～二三）の完成年度である二〇二三（令和五）年まで、約三〇余年が対象となる。「大綱化」が日本の各大学に与えた影響は甚大であり、たとえば旧制大学をモデルとしてきた学部名称なども自由に付けることが可能となり、さまざまな新しい学部名称が登場した。また人文・社会・自然の三分野にわたって学修することを規定していた教養課程も解体され、各大学の自由に任されることとなった。本学においても新学部の設置やカリキュラムの改訂などが相次いだ。下巻では、この直近三〇年の動向に焦点を当てて、さまざまな難問を解決すべく始動している本学の現在の姿が描かれる。

百年史編纂事業の経過と根拠資料

創立百年目にあたる二〇二三（令和五）年に『大東文化大学百年史』（以下、『百年史』）を刊行することが計画されたのは、二〇一五（平成二七）年六月、大東文化歴史資料館運営委員会における「大東文化大学百年史編纂委員会」（以下、百年史編纂委員会）設置を受けてのことであった。それまで本学は『大東文化大学五十年史』（以下、『五十年史』）『創立60周年記念　軌跡』『大東文化大学七十年史』『心は放て天地間、まなこはさらせ世の移り　大東文化大学創立80年誌』『大東文化大学の歩んできた道』を刊行してきていた。しかし、最初の百年史編纂委員会で確認されたのは、『百年史』がこれらを単純に延長して書かれるものではなく、資料の抜本的な再検討を通じて新たに編まれるものとすることであった。とくに『五十年史』は資料も豊富であり、創立当時の関係者の証言なども聞きうる環境にあったため、しばしば参照引用されてきたが、典拠が不明確な部分もあり、資料批判に耐えられないという欠点をもつものでもあった。

二〇〇六（平成一八）年に発足した大東文化歴史資料館（大東アーカイブス）は百年史編纂委員会の上位組織であるが、その都度の周年事業として歴史編纂をおこなうのではなく、継続的な資料収集とその批判的分析をおこなうことを目的に掲げた初の組織であった。発足以降、さまざまな資料の発掘収集をおこない、寄贈資料も併せてその内容を充実させてきた。また百年史編纂にあたっては他部署が保管していた公文書（理事会関係資料・合同教授会資料等）の移管も実施した。『百年史』（上巻・中巻・下巻）はそれぞれ本文編と資料編に分かれているが、資料編に収録されている諸資料は基本的には大東文化歴史資料館がこれまで収集してきた資料であり、本文編はそれら資料を典拠として叙述されている。本文の叙述は平明で偏りのないものを心がけ、当時の社会状況などにも目配りしつつ、大東文化大学が歩んできた一世紀を立体的に描いたつもりである。も

とより叙述の偏りを完全に排除できたとも考えていない。広く読者諸賢のご叱正を賜りたくお願い申し上げる次第である（なお本書刊行後、デジタル版も順次公開予定であることを申し添えておく）。

二〇二三（令和五）年九月二〇日

大東文化大学百年史編纂委員会委員長　中村宗悦

凡　例

一、年号表記は西暦を主とし、各項の初出などに和暦を併記した。
一、人名など特別な場合を除いて、字体は新字体を用いた。
一、外国人名（中国・台湾・朝鮮・韓国を除く）はカタカナ表記とした。
一、叙述中の数字は原則として漢数字を用いた。ただし、引用文の場合は原則出典通りとした。
一、資料ないし引用は、以下の通りとした。
①　明らかな誤字・誤植は正しいものに改め、それ以外の部分で判断に迷う場合にはママの傍注を振った。
②　読みやすさを考慮して、適宜、句読点を補った。
③　仮名表記および仮名遣いは、原則として現代仮名表記・仮名遣いに改めた。
④　省略箇所および引用文中の注記は、［　］で示した。
⑤　今日では差別的と思われる表現については、歴史資料であることを考慮して原文のままとした。
一、注は付けず、引用等の出典表記は本文中に示した。
一、読みにくいと思われる漢字には、適宜、振り仮名を付した。
一、地域名としての満州は歴史的呼称として括弧で括らなかった。

目　次

百年史刊行に寄せて　大東文化学園理事長　中込秀樹……i
緒　言　大東文化大学学長　高橋　進……iii
大東文化大学百年史編纂委員会委員長　中村宗悦
凡　例……viii
目　次……ix
口　絵

概　観（上巻）……1
戦間期日本の世相と大衆社会の形成　3
高等教育制度の確立　4
上巻の構成　7

第一章　大東文化協会の設立

第一節　漢学振興運動と「漢学振興ニ関スル建議」……12

一　漢学振興運動と東洋文化振興の提唱……12

高等教育機関の発展　13

漢文科廃止論と漢学振興への動き　14

斯文会の活動と東洋文化学会の設立　17

二　帝国議会における「漢学振興ニ関スル建議案」……19

第四四回帝国議会衆議院本会議　19

第四五回帝国議会衆議院本会議　20

第四六回帝国議会衆議院本会議　23

第二節　東洋文化学会と大東文化協会の設立……24

一　東洋文化学会の設立……24

東洋文化学会の会規・設立の趣旨　25

東洋文化学会と無窮会　27

二　「東洋文化研究所」設立案と漢学者養成構想……28

「東洋文化研究所計画私案」と大東文化協会設立の萌芽　29
三　「東洋文化振興ニ関スル協議会」での審議内容……30
第一回協議会　31
第二回協議会以降　32
四　大東文化協会の設立……33
大木遠吉による「大東文化協会成立趣意演説」　35
木下成太郎による「大東文化協会設立の経緯」　36
第三節　財団法人大東文化協会の発足……37
一　財団法人大東文化協会の設立……38
財団法人大東文化協会設立申請　38
財団法人大東文化協会寄附行為　39
初代会頭　大木遠吉　40
二　財団法人大東文化協会の活動……41
講演会の主催　42
出版活動　43
雑誌『東洋文化之神髄』『大東文化之神髄』と『大東文化』　44
二つの『月刊　大東文化』　46

大東生による雑誌編集　46
『大東美術』　47
『Ex Oriente』　47

第二章　大東文化学院の誕生

第一節　大東文化学院の設立……54

一　財団法人大東文化協会による大東文化学院の創設……54
大東文化学院設立許可申請までの経緯　54
関東大震災と幻の神田校舎　56
大東文化学院の設立認可　57

二　九段校舎の開校……57
法政大学との校地交渉と開校準備の再始動　57
開校へ向けての校地変更　58

三　教育課程の模索と平沼騏一郎……60
「学院綱領並学則編成委員会」の発足　60
学科課程制定委員会と平沼騏一郎　61
大東文化学院初代総長　平沼騏一郎　62

始業式訓示　65
平沼と大東文化学院　67
四　大東文化学院開校に関する新聞報道……68
相次ぐ新聞報道　68
第二節　大東文化学院の開院……70
一　入学試験と大東文化学院一期生……70
大東文化学院第一回入学試験　70
高等科一期生　72
西脇玉峰「私の当時の思ひ出」　75
本科一期生　78
二　大東文化学院の開院……78
大東文化学院開院式　79
三　大東文化学院学生募集要項……80
入学試験問題　82
受験雑誌にみられた大東文化学院　84
第三節　大東文化学院紛擾と昭和初期の学院生活……87

一　昭和初期の学校騒動……87
二　大東文化学院紛擾……89
学院紛擾の発端　90
学院運営体制の見直し　91
同盟休校の発生　93
三　『同学』『志道』の発行と学院行事……97
同学会の発足　98
志道会の活動　100
伊勢神宮参宮　102
四　『大東文化学院要覧』と『大東文化学院学生要覧』……103
『昭和五年四月　大東文化学院要覧』　103
「久敬会」と「大東文化学院職制及処務規程」　104
『大東文化学院学生要覧』　106
第四節　大東文化学院の教育研究……108
一　教育課程の模索……108
教育課程の変容　109

二　教員体制の模索……111
教員構成の変更・一九二五年度の教員一覧　111
一九二六年度の教員一覧　112
一九二七年度および一九二八年度の教員一覧　113
一九三〇年度の教員一覧　115
「学科委員」の選定　116
「官学派」教員の退職　118
三　『大漢和辞典』編纂事業……119
諸橋大漢和　119
『大漢和辞典』編纂の開始と大東生の「漢学力」　121
『大漢和辞典』編纂と大東生の活躍　123
大東生たちの知と粋の結集　124
川又武たちと初期の編纂作業　124
刊行に向けて　128
第一巻の刊行　130
第五節　大東文化学院創立一〇周年記念式典……132
一　大東文化学院における周年記念事業……132

大東文化学院創立七周年記念式典　132
創立一〇周年記念式典　134
二　大東文化学院創立一〇周年記念事業……134
『創立十周年記念　大東文化協会　大東文化学院　創立沿革』　135
『創立十周年記念号　大東文化協会　大東文化学院』　138

第三章　戦争と大東文化学院

第一節　三部制への転換……149
一　入学希望者の減少と学院運営の難航……149
日本社会の不況と就職難　149
二　学則の再整備と学科課程の拡充発展……151
修身漢文科および国語漢文科の設置申請　151
三　東亜政経科開設に関する学則変更と「改正ノ要点」……154
一九三八年の学則変更と三部制への変更方針　155
四　大東文化学院における大陸志向……158
亜細亜部の発足　158
大東文化学院支那旅行　159

大東不知火荘と望雲書院　162
北京留学制度と大同学院　163
アジアからの留学生たち　165
五　東亜政経科の隆盛と大東文化学院の拡大……166
東亜政経科開設の意義　166
入学希望者増大と東亜政経科に関する学則変更　169
受験雑誌に紹介された「東亜政経科」　171
第二節　池袋校舎への移転……173
一　九段校舎から池袋校舎へ……174
移転先の模索　174
新校舎建築の申請と認可　176
池袋校舎へ　177
学内人事組織の変更　179
二　大東文化学院の変容……180
三部制「一期生」卒業アルバムの制作　181
『月刊　大東文化』と『大東文化学院卒業生研究紀要』　181
『同窓会報』と『大東文化学報』　182

大東文化学院創立二〇周年　183
第三節　戦時下の学院と池袋校舎罹災……185
一　報国団の結成……188
報国団雑誌班『東文』　189
二　学徒動員と図書疎開……190
学徒動員　191
図書疎開　193
三　軍事教練と学徒出陣……194
軍事教練の開始　194
出陣学徒壮行会　195
四　池袋校舎の罹災……197

資　料

I　大東文化協会と大東文化学院の創設……200
1　財団法人大東文化協会設立申請（大正一二年八月二二日）……200
1　財団法人大東文化協会設立申請書　200

2　財団法人大東文化協会寄附行為　200
3　本財団設立当時ノ役員予定表　203
4　設立者ノ履歴　205
2　財団法人大東文化協会設立申請　寄附行為の件（大正一二年九月一日）……208
1　財団法人大東文化協会設立ノ件　208
3　財団法人設立の件　許可……208
1　財団法人設立許可ノ件　208
4　大東文化協会および大東文化学院設立書類焼失手続きに関する件（大正一二年九月一四日）……209
1　設立書類焼失手続　209
5　大東文化学院設立申請（大正一二年八月二二日）……211
1　大東文化学院設立許可申請書　211
2　大東文化学院学則　211
3　大東文化学院経費　217
4　大東文化学院教員配当表　219
5　大東文化学院教員予定表　221
6　大東文化学院教員予定表　224
7　神田校舎平面図　227
6　大東文化学院設立の件　認可……229

1　設立認可書　229
7　校舎位置変更願（大正一二年九月一五日）……230
1　大東文化学院位置変更願　230
2　土地建物売買仮契約書写　231
3　大東文化協会仮事務所設置届　231
4　進達書　231
5　進達書　232
8　事務所位置変更願（大正一二年九月一五日）……232
1　大東文化協会事務所変更認可願　232
2　大東文化協会維持員数　233
3　大東文化協会仮事務所設置届　234
9　学校位置および建物変更の件　認可……234
1　私立専門学校位置及建物変更認可　234
2　進達書　235
3　財団法人寄附行為変更認可　235
10　大東文化学院関係規程等……236
1　設立申請　236
2　設立認可　236

3　教員無試験検定ニ関スル件　237
4　兵役徴集延期ニ関スル件　238
5　久敬会規約　239
6　大東文化学院志道会会則　240
7　大東文化学院同窓会々則　242
8　同学会　243

Ⅱ　九段校舎開校と設立直後の模索期……253

1　学則変更申請　修業年限の延長　高等科修業年限を三年とする件（大正一四年六月一三日）……253
　1　学則変更申請　253
2　学則変更の件　認可……256
　1　認可書　256
3　学則変更申請　外国書（英語）使用の件（大正一五年三月二日）……257
　1　学則中改正ニ関スル申請　257
4　学則変更の件　認可……257
　1　認可書　257
5　学則変更申請　受験料徴収の件（昭和二年四月二六日）……258
　1　学則中変更ニ関スル申請　258

6　学則変更の件　認可……259
1　認可書　259
7　学則変更申請　補習科設置の件（昭和三年四月一日）……259
1　学則中変更ニ関スル申請　259
8　学則変更の件　認可……260
1　認可書　260
9　学則変更申請　学則中文言修正の件（昭和四年七月四日）……261
1　学則中変更ニ関スル申請　261
2　大東文化学院学則中変更案　261
10　学則変更の件　廃案（生徒種別が煩雑となるため却下）……263
1　進達書　263
11　学則変更訂正申請　学則文言再修正の件（昭和四年一二月一九日）……264
1　学則変更訂正申請　264
2　大東文化学院学則中変更案　264
12　学則変更の件　認可……268
1　認可書　268
13　学則変更申請　「武科」中に「柔道」を加える件（昭和五年三月三一日）……269
1　学則変更ニ関スル申請書　269

2　大東文化学院学則中変更案　269
14　学則変更の件　認可……270
1　私立専門学校学則変更認可ノ件　270
15　学則変更申請　入学検定料入学金及授業料徴収の件（昭和五年一二月一一日）……270
1　学則中変更ニ関スル申請書　270
2　学則中変更案　270
3　昭和六年度大東文化協会収支予算　271
16　学則変更申請　定員中変更の件（昭和五年一二月一一日）……274
1　定員中変更ニ関スル申請書　274
2　九段校舎校地図　276
17　学則変更の件　認可……278
1　進達書　278
18　学則変更申請　国語および漢文科教員の件（昭和六年三月二八日）……279
1　学則改正ノ件ニ付申請　279
2　学則改正理由及説明書　285
19　学則変更の件　認可……291
1　学校学則変更認可　291
20　学則変更申請　入学検定料入学金および授業料変更の件（昭和六年一〇月三〇日）……296

1　学則中変更ニ関スル申請書　296
21　学則変更の件　認可……301
1　学則変更認可　301
22　学則変更申請　学科課程表変更の件（昭和八年三月三日）……301
1　学則中変更ノ件ニ付申請　301
2　学則中変更ノ件　302
3　本学則変更ト経費トノ関係　310
4　東洋政治学簡明目録　310
23　学則変更の件　認可……313
1　学則変更認可　313
24　町名地番変更の件　報告（昭和八年七月一五日）……314
1　町名改称並地番変更ニ付報告　314
25　学則変更申請　除籍者復籍手続きの変更の件（昭和九年四月一日）……315
1　学則中変更ノ件ニ付申請　315
26　学則変更の件　認可……317
1　学則変更認可　317
27　学則変更申請　国語科設置をとりやめ創立時の学則および漢文科へ復する件（昭和一〇年四月一〇日）……318
1　学則中変更ノ件ニ付申請　318

2　学則中変更案　318

Ⅲ　三部制の導入と池袋校舎への移転……324

1　学則変更申請　二部制へ変更の件（昭和一二年一一月一一日）……324

1　学則中変更申請　324

2　学則中変更案　324

2　学則変更申請　二部制をあらため三部制へ変更の件（昭和一三年二月一二日）……340

1　学則中変更　340

2　学則改正理由書　340

3　大東文化学院学則　345

4　東亜政経科収支予算書　346

3　学則変更の件　認可……347

1　学則変更認可ノ件　347

4　寄附行為変更申請　設立者を欠くに至る選挙の件（昭和一三年二月一日）……349

1　寄附行為改正ノ件　349

2　寄附行為変更理由書　349

5　寄附行為変更の件　認可……351

1　寄附行為変更申請　351

6　学則変更報告　教職員定年等に関する内規制定の件（昭和一三年六月一日）……351
1　大東文化協会教職員定年等ニ関スル内規制定ノ件　351
7　学則変更申請　教員無試験検定並計理士無試験登録に関する件（昭和一三年八月二六日）……352
1　学則中変更ニ関スル申請　352
2　学則改正理由書　353
8　学則変更の件　認可……356
1　学則中変更認可　356
9　学則変更申請　授業料変更の件（昭和一四年三月六日）……357
1　学則中変更ニ関スル申請　357
2　学則改正理由書　358
10　学則変更の件　認可……359
1　学則中変更認可　359
11　学則変更申請　授業料増額の件（昭和一五年二月一九日）……360
1　学則中変更ニ関スル申請　360
2　昭和十五年度大東文化学院予算見込表　360
3　学則改正理由書　361
12　学則変更の件　認可……362
1　私立専門学校学則中変更認可　362

13　校地変更ならびに校舎建築認可申請（昭和一五年一月二三日）……363
1　校地変更並ニ校舎建築認可申請　363
2　移転理由　363
3　理事維持員会決議録　367
4　理事維持員会決議録　367
5　大東文化学院仮校舎建築費予算書　368
6　昭和十四年度大東文化協会収支予算　370
7　昭和十三年度大東文化協会収支決算　376

14　大東文化協会校地変更ならびに校舎建築に関する件……383
1　私立学校拡張ニ関スル件　383
2　私立専門学校校地変更並ニ校舎建築認可　385
3　大蔵省回答　386

15　承認申請　校舎移転にともなう法人借入金の件（昭和一五年二月一五日）……386
1　借入金承認申請　386
2　借入金ニ対スル明細書　387
3　昭和十四年度大東文化協会収支追加予算　387
4　寄附金申込書　391
5　理事維持員会決議録　392

6　昭和十四年度大東文化協会収支継続追加臨時部予算　393
16　法人借入金の件　承認……396
1　法人借入金承認ノ件　396
17　承認申請　基本財産解除の件（昭和一六年二月一七日）……397
1　基本財産解除認可申請　397
2　理事維持員会決議録　398
3　校地建物売却代費途ニ関スル件　399
18　財産処分の件　承認……400
1　基本財産中処分承認ノ件　400
19　承認申請　校地購入校舎建築費用充当借入の件（昭和一六年三月一八日）……400
1　借入金承認申請　400
2　大東文化協会別途会計情況調書　402
3　理事維持員会決議録　404
20　借入金の件　承認……404
1　借入金承認ノ件　404
21　承認申請　校舎位置変更の件（昭和一六年一月二九日）……405
1　校舎位置変更認可申請　405
22　校舎位置変更の件　認可……405

1　位置変更認可ノ件　405
23　寄附行為変更申請　事務所移転の件（昭和一六年四月五日）……406
1　事務所位置変更認可申請　406
2　理事維持員会決議録　407
3　大東文化協会役員職員名簿　407
24　寄附行為変更の件　認可……424
1　寄附行為中変更認可　424
Ⅳ　学校報国隊の発足と学則改正……425
1　学院職制改正の件　報告（昭和一五年一二月二四日）……425
1　学院職制改正ノ件報告　425
2　学院職制改正の件　報告（昭和一六年一月一〇日）……426
1　学院職制改正ノ件報告　426
3　学校報国隊組織の件（昭和一六年八月二二日）……427
1　学校報国隊認可申請ノ件　427
4　学校報国隊の件　承認……431
1　学校報国隊組織ニ関スル件　431
5　学則変更申請　生徒定員増加の件（昭和一六年四月一二日）……431

1　定員中変更ニ関スル申請　431
2　池袋校舎校地図　440
3　昭和十六年度大東文化協会収支予算書　442
6　学則変更の件　認可……450
1　生徒定員変更認可ノ件　450
7　学則変更申請　願書および試験に関する変更の件（昭和一六年九月一三日）……451
1　学則中変更ニ関スル申請　451
8　学則変更の件　認可……452
1　学則中変更認可ノ件　452
9　学則変更申請　臨時補習科に関する件（昭和一六年一〇月二九日）……453
1　臨時補習科設置ニ関スル申請　453
10　学則変更の件　認可……453
1　臨時補習科学則認可ノ件　453
11　学則変更申請　授業料増額の件（昭和一七年三月一七日）……454
1　学則中変更ニ関スル申請　454
2　学則改正理由書　455
3　添付書類　455
12　学則変更の件　認可……465

1　学則変更認可ノ件　465
13　学則変更申請　学科課程変更および入学金増額の件（昭和一七年一二月九日）……466
1　学則中変更ニ関スル申請　466
2　添付書類　467
14　学則変更の件　認可……475
1　学則変更認可ノ件　475
V　戦時体制下での変容……477
1　寄附行為変更申請　理事維持員に関する件（昭和一七年一〇月一二日）……477
1　寄附行為中改正認可申請　477
2　理事維持員会決議録　477
2　寄附行為変更の件　認可……478
1　寄附行為中変更認可　478
3　学則変更申請　授業料増徴の件（昭和一八年六月八日）……479
1　卒業年限短縮ニ伴フ授業料増徴認可申請　479
2　昭和十八年度大東文化協会予算書　481
4　学則変更の件　認可……487
1　修業年限臨時短縮ニ伴フ授業料増徴認可　487

5　学則変更申請　興亜錬成科設置の件（昭和一八年一一月六日）……488
1　学則中変更ニ関スル申請　488
2　本科学科課程変更案　490
3　高等科学科課程変更案　493
4　補習科及専修科学科課程変更案　496
5　添付書類　502
6　昭和十九年度大東文化協会収支予算案　505
6　学則変更の件　認可……513
1　私立専門学校学則変更認可　513
7　変更申請　大東文化学院専門学校への名称変更の件（昭和一九年三月三日）……514
1　名称変更認可申請　514
8　大東文化学院を大東文化学院専門学校へ改称する件　認可……515
1　私立専門学校名称変更　515

大東文化大学百年史編纂委員会委員

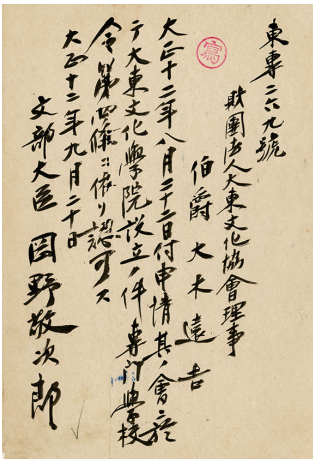
東專二六九號
財團法人大東文化協會理事
伯爵 大木遠吉
大正十二年八月三十日付申請財團法人大東文化學院設立ノ件專門學校令第四條ニ依リ認可ス
大正十二年九月二十日
文部大臣 岡野敬次郎

大東文化学院設立認可
1923（大正12）年９月

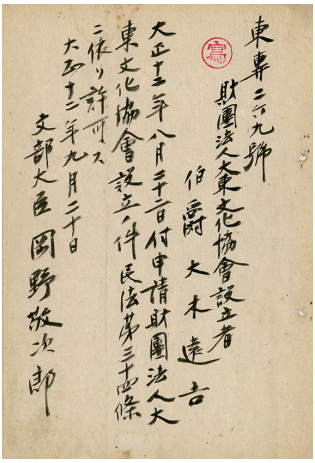
東專二六九號
財團法人大東文化協會設立者
伯爵 大木遠吉
大正十二年八月三十日付申請財團法人大東文化協會設立ノ件民法第三十四條ニ依リ許可ス
大正十二年九月二十日
文部大臣 岡野敬次郎

財団法人大東文化協会設立許可
1923（大正12）年９月

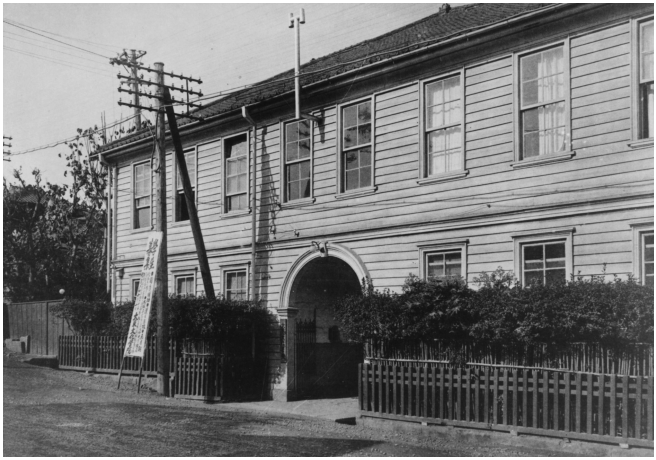

九段校舎と、校門前に置かれた学生募集の立て看板　昭和初期

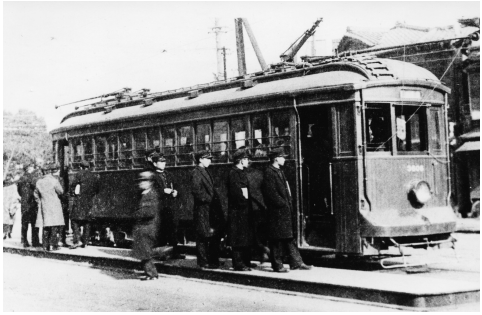

市営路面電車の九段上停留所を利用する大東生
昭和初期

大東文化学院高等科▶
1期卒業生集合写真
1927（昭和2）年3月

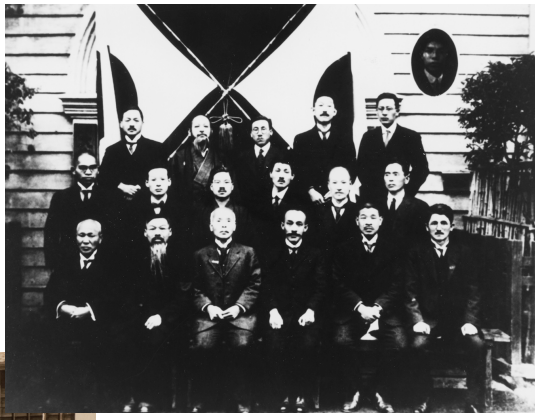

◀第2回卒業式　校門前にて教員の集合写真
1928（昭和3）年3月

大東文化協会・大東▶
文化学院創立十周年
記念式典
1932（昭和7）年10月

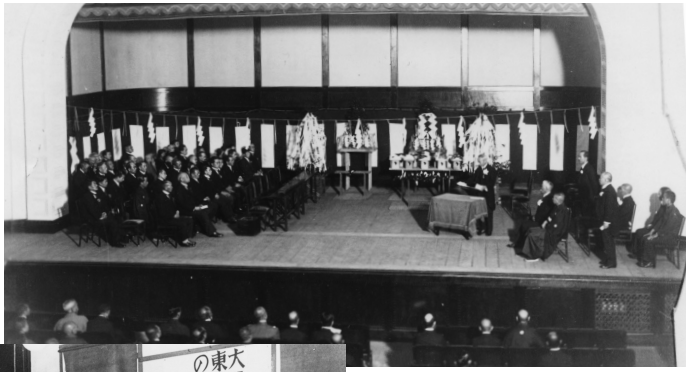

◀大東文化協会事務室
1935（昭和10）年

伊勢神宮参宮　1926（大正15）年

柔道部　昭和初期

剣道部　昭和初期

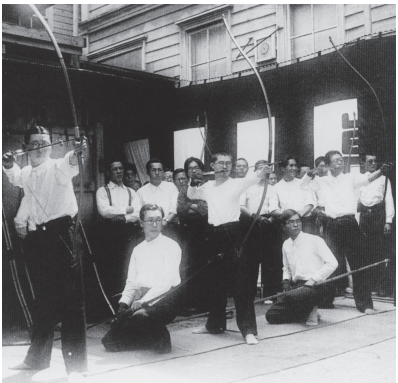

弓道部　昭和初期

中山博道剣道師範による演舞　昭和初期

だるまストーブを囲み談笑する本科６期生
1932（昭和７）年頃

資治通鑑輪読会　1931（昭和６）年３月

『大漢和辞典』編纂室「遠人村舎」にて
1935（昭和10）年頃

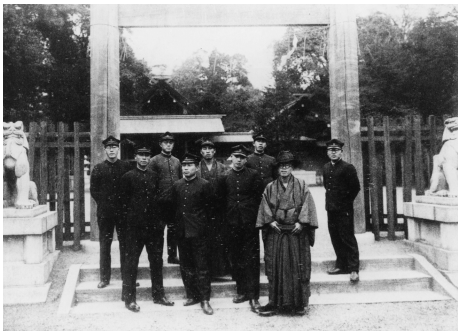

靖国神社参拝　1933（昭和８）年頃

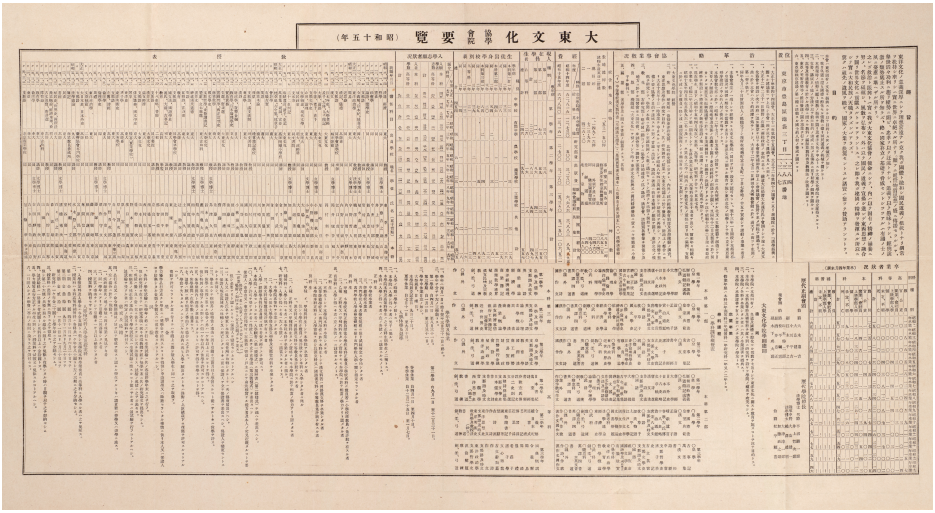

「大東文化協会・学院要覧（昭和十五年）」　1940（昭和15）年

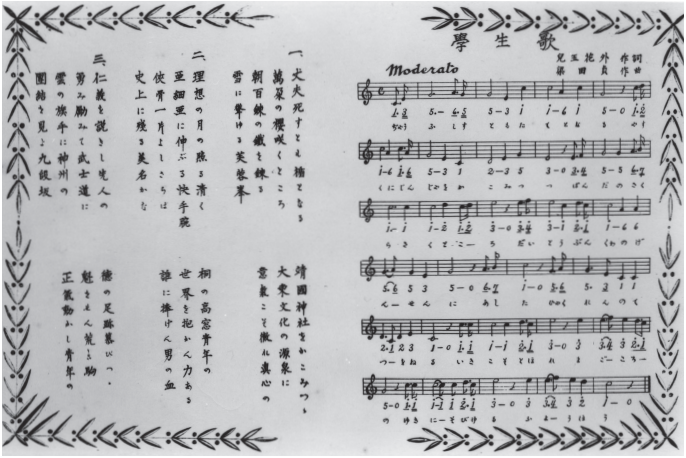

◀児玉花外作詞・梁田貞作曲「学生歌」
1929（昭和４）年頃

横須賀軍港の見学▶
1935（昭和10）年２月

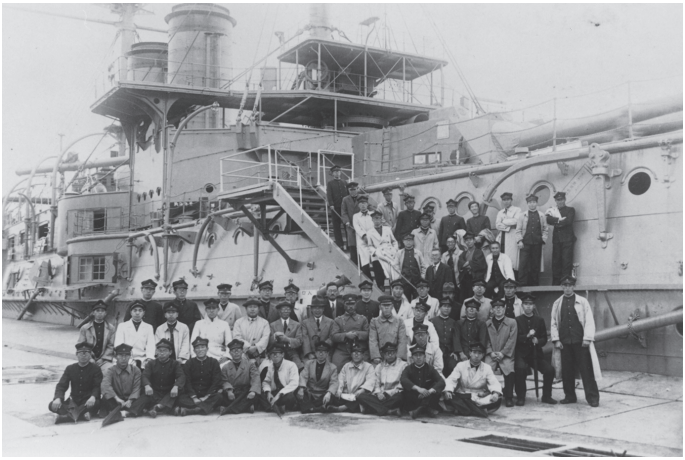

池袋校舎校庭にて新入生在校生顔合せ
1944（昭和19）年４月

学徒報国隊腕章　昭和電工川崎工場
1944（昭和19）年

出征する友を見送る大東生
1943（昭和18）年10月

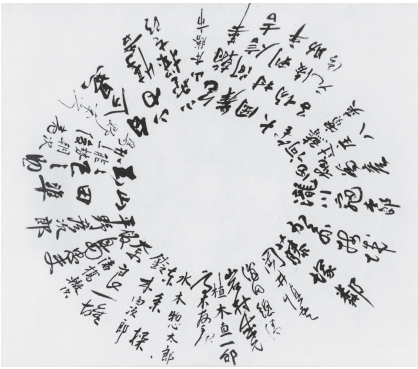

教員名寄せ書き
1941（昭和16）年

配属将校・教練教▶
官を囲む射撃部
1937（昭和12）年

動員先の食堂にて　1944（昭和19）年頃

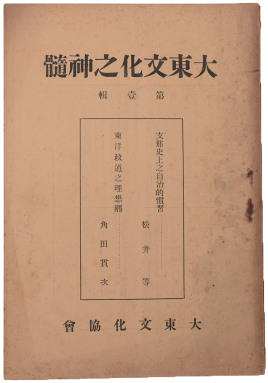

◀『大東文化之神髄』
1924（大正13）年８月

『東洋文化之神髄』▶
1923（大正12）年11月

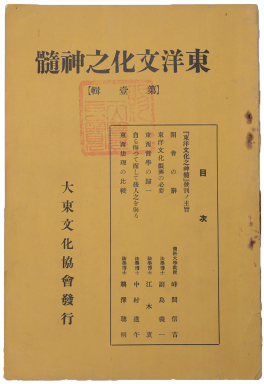

雑誌『大東文化』 1924（大正13）年３月創刊

『月刊 大東文化』
1942（昭和17）年４月より判型変更

『月刊 大東文化』（タブロイド判）
1934（昭和９）年５月創刊

教科書『皇国漢文読本』
大東文化協会発行の旧制中学校漢文科教科書
昭和初期

教科書『新制時文読本』
1939（昭和14）年９月

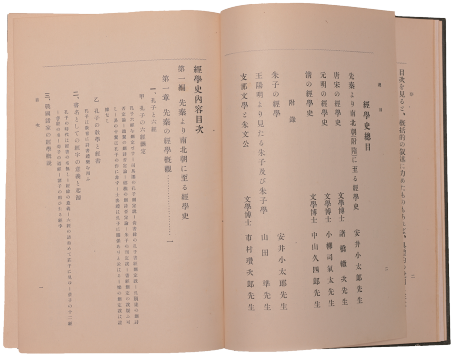

『経学史』目次

『経学史』
創立十周年記念講習会での「経学史四編」
筆記録を所収、大東文化学院志道会より発刊
1933（昭和８）年

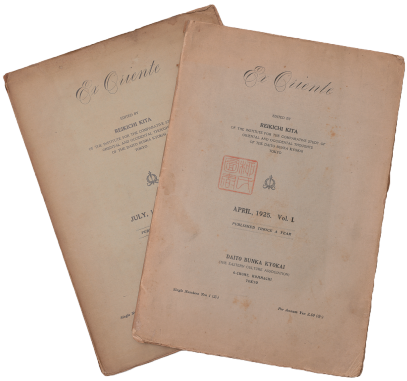

◀『Ex Oriente』
『エクス・オリエンテ』は、英仏独の３ヶ国語のいずれかで執筆された論文を掲載し、西欧諸国へ向けて東洋文化の研究成果を届けることを目的に創刊された
1925（大正14）年４月

概　観（上巻）

本書（上巻）において描かれる時期は、一九二〇年代から一九四五（昭和二〇）年までのおよそ二五年間である。本学は一九二三（大正一二）年、財団法人大東文化協会が運営する私立専門学校・大東文化学院としてスタートした。旧制専門学校であったこの期間のあゆみを振り返ってみると、本学一〇〇年の歴史のなかでももっとも激動の時代であったと指摘することができるだろう。

大東文化学院は、大正期にピークに達した「漢学振興運動」を背景とし、ごく小規模ではあったが待望の漢学専門学校として誕生した。明治維新以降衰退していた漢学の復興を目指し、あらためて徹底した漢学教育を施すことによって新しい時代の優秀な漢学者養成を行うことを謳い、入学金および学費は無料、教科書類の完全支給、給費制度も完備という、好待遇の画期的制度が導入された高等教育機関であった。創設年の入学式においてずらりと並んだ教授陣は、幕末から明治期に生まれ、すでに他大学などにおいて実績を積んだ錚々たる漢学者たちが主であり、その学院運営を行う経営母体である財団法人大東文化協会の役員陣は、大臣などを歴任した著名な政治家たちで占められていた。まさに「鳴り物入り」で創設された私立専門学校だったのである。

しかしながら、大東文化学院の草創期は多難でもあった。開校直前の一九二三年九月一日に発生した関東大震災によって、予定していた神田校舎を焼失することとなった。新校舎を準備し、やっとのことで開校した直後には、教育方針や教員人事をめぐって大規模な学院紛擾および学生同盟休校が起こっている。約三年にわた

る学院紛擾が沈静化した直後には、日本社会は昭和恐慌に陥り、経済不況によって日本国内は深刻な就職難に見舞われた。「大学は出たけれど」という小津安二郎監督の映画タイトルが流行語となった時代である。当然、学院生たちの就職活動も難航した。また、長引く不況の影響もあって入学志願者が激減し、学院運営そのものが極めて厳しい状況に陥ることとなった。廃校さえ覚悟した学院運営を立て直すべく、総力を挙げて抜本的な教育改革を行い、あわせて校地移転を実施したことにより、大東文化学院の入学希望者は定員の数倍に膨れ上がり奇跡的な復活を遂げた。しかし、その直後に日本社会は総力戦体制へと突入していく。もっとも戦禍が激しくなった敗戦直前には、ほかの高等教育機関と同様に授業停止措置によって教育機能のほとんどを失い、敗戦から新制大学発足までは混乱と模索の時代となった。一九四五年四月一四日未明の空襲により、当時の校地であった池袋校舎は全焼し、本学における実質的な教育機能は、このときほぼ完全に失われることとなり、学校存続自体が危ういものとなった。本書で語られるのは、以上の時代までとなる。苦難の連続であったことは、これだけでも十分に伝わるだろう。

一方、同時代の本学には、研究に邁進する者、教育に対する真摯な取り組みを重ねた者たちが多く存在していた。そして何よりも、大東文化学院で学ぶことを心から誇りに思い、学友たちと議論を行い、学問に切磋琢磨する日々を重ねていた学院生たちの充実した生活が見られたのも、この時代の特徴である。たとえば、大東文化学院における漢学研究の粋として、大修館書店より『大漢和辞典』第一巻が刊行されたのは、戦時下の一九四三年九月のことであった。

戦間期日本の世相と大衆社会の形成

あらためて大東文化学院が創設された当時の日本社会の世相について確認しておこう。大東文化学院は、二つの世界大戦にはさまれた「戦間期」に創設された。この期間は、周知のように、国際社会全体における政治や経済の転換期であった。日本社会に限ってみても、産業化の進行にともなって人々の生活水準が大幅に上昇し、同時に大都市への顕著な人口集中が見られる都市化が進んだが、それと相反して小都市の人口割合が減少傾向となった。人々の日常や文化にも大いに変化を及ぼすこととなり、大量消費社会が出現し、画一的な大衆文化の形成が見られるようになったのもこの時期であった。人々の生活傾向は「洋風」へと変化し、百貨店の発達、ラジオ放送の段階的な開始、映画や大衆雑誌などの娯楽の普及がそれを後押しすることとなった。こうした大衆社会の形成と生活様式の変化とともに、中等教育および高等教育が中産階級の家庭にも普及していったのである。後述するように、日本の高等教育機関はこの期間において顕著な量的拡大をはたした。この量的拡大は大正期高等教育機関拡充計画に代表される諸政策に基づくものであったことに加えて、大正期における産業化の進行によって高等教育人材の需要が急速に増加したことやデモクラシー運動の高まりなどに起因するものであった。

一方、一九二三（大正一二）年九月一日には日本災害史上でも最大級の被災者を出した関東大震災が起きている。この未曾有の大災害は、第一次世界大戦終結後に一転して不況となっていた日本経済にさらなる打撃を与えた。震災手形問題や復興資材の調達問題などにより日本経済の閉塞感は一層増し、昭和恐慌に至る長い景気低迷を引き起こす一因となったのである。こうした混迷のなか、一九二五年になると社会運動や共産主義を牽制する治安維持法、満二五歳以上男子に対する普通選挙法が公布された。さらに、一九三一（昭和六）年に

は満州事変、一九三二年には五・一五事件が起こり、一九三三年に日本は国際連盟を脱退した。国際社会のなかで孤立していった日本は、破滅的な戦争へのあゆみを進めていく。

同時期における教育制度を見ると、一九二四（大正一三）年に文政審議会が設置され、翌年、陸軍現役将校学校配属令が公布されたことにより学校教育機関における軍事教練が開始された。一九二六年には青年訓練所令、幼稚園令が公布され、一九二七（昭和二）年に中学校入試制度改正、二八年には思想問題につき訓令が出された。一九三一年、学生思想問題調査委員会が、三四年、文部省に思想局が設置され、三五年、青年学校令が公布、教学刷新評議会が設置された。以降は一九四一年から四五年にかけ国民学校令、国民練成所設置令、中等学校令、学徒勤労令、戦時教育令が立て続けに公布された。

高等教育制度の確立

上巻で描かれる内容は、本学の旧制専門学校時代のほぼ全容となる。この時期をあらためて高等教育の制度史の流れから確認すると、大学令公布（一九一八［大正七］年一二月、勅令三八八号）以降の時代に相当することが指摘できる。大学令は、それまで帝国大学のみに限られていた大学制度を官公私立へと広げ、官公私立大学の設置を認めた画期的な法令であった。

公立大学についてはごく少数ではあったが、大学令公布翌年に大阪医科大学が創設されたことを皮切りとして愛知医科大学・京都府立医科大学・熊本医科大学といった四校の医科大学が設立された後、やや遅れて、大阪市によって大阪商科大学が設立された。ただし、大阪医科大学・愛知医科大学・熊本医科大学は直後に官立へ移管されたため、旧制期を通じ純然たる公立大学としての理念を抱いて誕生し発展したのは大阪商科大学と

京都府立医科大学のみであった。一方、帝国大学のほか、官立大学として設立されたのは、東京商科大学・神戸商科大学・旅順工科大学・東京工業大学・新潟医科大学・岡山医科大学・千葉医科大学・金沢医科大学・長崎医科大学・熊本医科大学（熊本県立から官立へ一九二九［昭和四］年に移管）・東京文理科大学・広島文理科大学・神宮皇學館大学・大阪工業大学（一九三三年に大阪帝国大学へ統合）・名古屋医科大学（公立愛知医科大学から官立へ一九三一年に移管、一九三九年に名古屋帝国大学へ統合）であった。

他方、私立高等教育機関はそれまで正規の大学として認められることはなく、専門学校令（一九〇三［明治三六］年三月、勅令六一号）によって法制度上の整備は進められてきてはいたものの、いまだ高等教育機関としての位置づけに関しては模索の段階にあった。大正期に至って臨時教育会議の審議を経て大学令が成立したことにより、ようやく私立大学が認められると、大学教育には広がりが見られるようになった。その背景の一つには、帝国大学の卒業者だけが「大学卒＝学士」と認められることへの批判が社会的に高まり、あまりにも大学入学への門戸が狭いことに対する疑問が呈されるようになってきていたことがある。また、産業化や企業組織の大規模化が急速に進んだことにより、高度な技術者や組織のマネジメントを担う大卒人材が希求されるようになっていたことも大きな要因となった。同時に多くの私立専門学校も内部的努力を重ねたことにより、官公立とならび大学昇格が認められることとなったのである。初の私立大学は一九二〇年二月に設立認可を受けた慶應義塾大学と早稲田大学の二校であった。同年中にさらに國學院大學・中央大学・同志社大学・日本大学・法政大学・明治大学が大学昇格認可を受け、同年に認可された私立大学は計八校で、翌年に認可を受けた私立大学も複数あった。いずれにせよ、これら官公私立大学の成立は原敬内閣が策定した「高等諸学校創設及拡張計画」に基づく政策の一環であり、高等教育機関全般に及ぶ制度はいったん完成し、旧制期最大の量的拡

大を遂げることとなった。

一方、一九二〇年の私立専門学校数は六九校であり、官公立を含めた専門学校数は一〇八校であった。すなわち、高等教育機関全体で見たとき、総数としては専門学校群が圧倒的にその中核をなしていたことにほかならない。以降も旧制期を通じ、公私立を問わず専門学校数はさらに増大していくこととなる。実際、私立だけでも一九三七（昭和一二）年までに一一五校まで倍増し、官公立を含めた総数は一七八校となった。対して同年の私立大学数は二五校、官公立を含めた大学数は四五校まで増加していたが、数としては専門学校の存在に遠く及ばなかったのである。つまり、高等教育機関全体で見たとき、その人材育成の中核を担っていたのは専門学校であったともいえる。

なお、大学令において専門学校に対しては「現制ハ大体ニ於テ之ヲ改ムルヲ要セサルコト」とされたものの、実際には専門学校は新たな課題を提示されることとなった。すなわち、大学令第一条は「国家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」と規定し、大学教育の目的を人格の陶冶、人間形成であることを示すと同時に、国家思想の涵養が大学教育の目的の一つであることを定めた。その前提に基づいた、高等教育人材のあり方の模索とともに、学習形態や学科課程に至るまで、大学教育の変革の影響が専門学校の教育内容へも次第に波及するようになっていったからである。「国家ニ須要ナル学術ノ理論及応用」とは学問の成果を近代国家建設に資するには不可欠な目的であり、「国家思想ノ涵養」はロシア革命で現実のものとなった共産主義を防ぐための布石でもあった。ただし、「国家ノ須要」に基づく「人格ノ陶冶」が目指されたのは「国民道徳」を意味するもので、国家の指導者層を育成するその教育目的の一つに「人格ノ陶冶」が謳われたことは、「学び」が国家のためのみならず学

ぶ者のためにこそあることもわずかに示唆していた。

大東文化学院は、ここまで見てきたような社会的にも高等教育機関全体としても大きな変革期に誕生した。有力な私学の多くは大学昇格という制度的拡大と引き換えに、その教育内容に関して大幅な統制を許すことになり、同時にさまざまな再編が強行されていった。私立大学ほどではないにせよ、専門学校であってもその影響の余波をある程度受けることは避けられなかった。第一次世界大戦終結後、政治や経済を含む日本社会における変化は、大学だけでなく高等教育機関全般へも強い影響を与えたからである。さらに日中戦争以降になると、高等教育機関全般に対する取り締まり強化などの動きも見られるようになり、高等教育機関はさらなる変容を余儀なくされていくこととなる。

本文において詳述されるように、大東文化学院も設立構想時において「私立大学」としての設立が模索されていた。試行錯誤の末、教育内容のより高い自由度を求め、あらためて「私立専門学校」という道を選び、誇りをもって設立されたのが大東文化学院であった。もちろん、そこに至るまでだけを見ても決して平坦な道のりであったわけではない。私学として誕生しながらも、その設立資金と最初期の運営資金はすべて国庫からの補助金でまかなわれていた。「半官半民」として誕生した大東文化学院は、教育理念の揺らぎと確認とを繰り返しつつ、紛擾などそれゆえの苦難も味わうこととなるのである。

上巻の構成

上巻第一章から第三章までにおいて描かれる内容を簡単に説明しておくこととする。

第一章において描かれるのは、「大東文化協会の設立」である。一九二三（大正一二）年二月の大東文化協

会の設立は大正期に起きた漢学振興運動を背景としたものであるが、明治期から大正期の知識人たちの「漢学」への強い憧れと揺るぎない学問観こそが、同年八月の財団法人化を後押しするものであった。

第二章において描かれるのは、「大東文化学院の誕生」である。大東文化学院創設に携わった人々は、それぞれに独自の学問観を抱き、学院の教壇に立った。難関の入学試験を突破した一期生たちからはじまる大東生の歴史は、「大東漢学」に没頭する日々でもあった。ほかに類を見ることのないその独特の教育理念は、本学一〇〇年の礎となっている。

第三章において描かれるのは、「戦争と大東文化学院」である。開校から間もなく、軍事教練がカリキュラムに導入され、戦争の影は間違いなく学院にも迫っていた。補助金の減額が行われるなか、新たな学校運営を目指し、創立の地である九段を離れ、池袋へと移転を決意する。

「資料」では、第一章から第三章までに相当する公文書関係を主として収録した。とくにことわりがない限り、学内所蔵資料を参照しつつ、東京都公文書館において所蔵されていたものを使用している。

この間に大東文化学院は、漢学のみを教授する単科専門学校から、三つの専攻をもつ「三部制」の複合専門学校への変遷を辿った。この意義は、社会と教育機関とは常に密接なつながりをもち、相互の影響を受けないではいられないということをあらわしている。

大東文化学院におけるこの約二五年間の歴史は、言い換えれば、大東文化一〇〇年の歴史のなかの黎明期に相当すると同時に苦難の軌跡でもある。

第一章　大東文化協会の設立

九段校舎校門　1923(大正12)年

開校当時の九段校舎　1923（大正12）年

◀大東文化学院第一回入学式（始業式）の檀上に立つ平沼騏一郎　1924（大正13）年１月11日

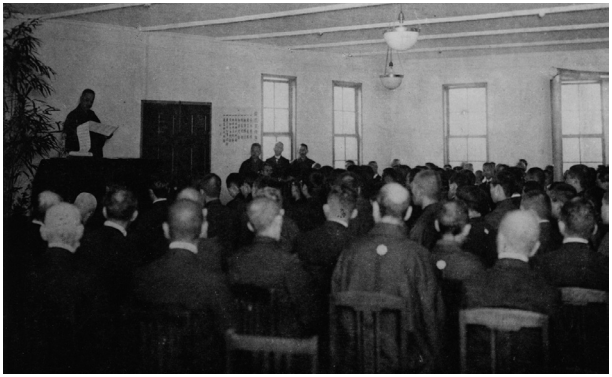

大東文化学院開院式で祝辞をよむ大木遠吉
1924（大正13）年２月11日

大東文化協会が招聘し来日した辜鴻銘招待会・山本悌二郎邸にて
1924（大正13）年

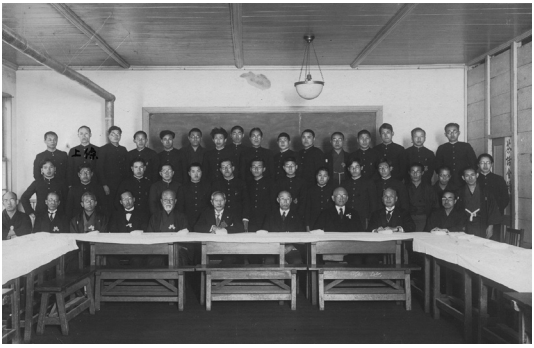

学院生と教員とが集った茶話会会場にて　昭和初期

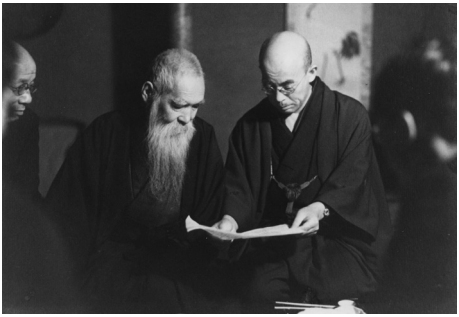

國分高胤（青崖）と土屋久泰（竹雨）
1930（昭和５）年頃

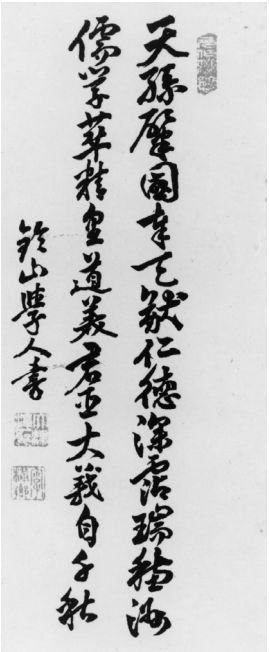

創立七周年に國分青崖より送られた漢詩による「学院歌」。創立十周年に校歌に制定された
1932（昭和７）年

本章では、大東文化協会の創設経緯および創設直後の活動内容を見ていくこととする。具体的には、一九一八（大正七）年から一九二三年一二月までの漢学振興運動の動きを中心としつつ、有識者たちによる東洋文化振興の提唱の推移や内容について確認したうえで、財団法人大東文化協会となって以降の活動内容がどのようなものであったか、その特徴を見ていく。

言い換えれば、大東文化学院開校にあたっての準備期間ということになる。もちろん、学院が開校されて以降も大東文化協会の活動は学院運営以外にも多様に展開され継続されたのであるが、設立母体となる大東文化協会がどのような経緯で発足し、どのような活動のなかで大東文化学院という学校を創設するに至ったのか、まずはその経緯から概観していくこととしよう。

第一節　漢学振興運動と「漢学振興ニ関スル建議」

一　漢学振興運動と東洋文化振興の提唱

明治期から大正期にかけて、高等教育機関の発展はめざましいものであった。なかでも量的規模としても教育的な特性としても私学の果たしてきた役割は大きく、私立高等教育機関は急激な近代化と発展を大いに支えた存在であった。一方、「西洋知」の導入を主軸として進められてきた近代化は、大正期半ばにおいて漢学振興運動という形の反動を受けることとなった。

高等教育機関の発展

日本において近代的高等教育機関が創設されたのは明治維新以後である。小学校から大学に至るまで急速に整備された教育制度は、大学モデルについてはドイツの大学などを参考にしつつ帝国大学を中心に確立されていったが、同時に私学の勃興と発展にも目をみはるものがあった。その量的拡大の規模や教育的特性などからみれば、私学の役割は極めて大きく、日本の近代化は官学と私学との両輪によって果たされてきたといってよい。ただし、明治期において公私立大学の制度上の認可は最後までなされなかった。明治期における模索段階を経て、旧制期における高等教育機関が制度上の完成を見たのは、大正期半ばとなってからである。概観（上巻）において見てきたとおり、一九一八（大正七）年一二月に公布された大学令により、翌年度より公私立大学が認可されることとなり、これにより大学の果たすべき役割が広がるとともに、大卒者に対する新しい価値観が確立されていくこととなったのである。

一方、同時期において大学とともに高等教育を支えたのが、旧制の専門学校であった。明治期には「大学」名称を自称し、帝国大学に勝るとも劣らない教育を行う公私立専門学校が多々存在した。大正期に大学令が公布されると、それらの専門学校のうち有力なものは大学へと昇格を果たしたが、そのまま旧制の専門学校として存続するところも少なくなかった。多くの場合、資金的な問題が重くのしかかっていたことは否めない。大学を開学し学部を設置するには、一学部につき五〇万円という多額の供託金が必要であったことも、私立専門学校の大学昇格に大きな壁となって立ちはだかることとなった。

そのようななかにあって、大学令公布以降も意図的かつ積極的な意思をもって「専門学校」を存続、あるいは設立した私学もあった。また、私立大学のうちで「大学」として「学部」を新設したうえで、旧来の教育課

程を「専門部」として残すところも多くあった。私学において「専門学校」として行う教育課程にこそ、その学校の教育理念や創設理念が活かされていると考えたことも、専門学校の教育課程を存続させた理由の一つであった。大学令によって、大学教育はいくつかの制約が課されることとなった。国家のための人材養成であったり、一定の教養教育の時数確保であったり、そういった教育内容にまでも踏み込んだ「管理」を比較的強く受けたのが旧制期の「大学」であった。その点において、専門学校令にもとづく「専門学校」であれば、ある程度自由な教育を行うことができたのである。

したがって、これら旧制専門学校が果たした役割には大きく次の点を挙げることができる。一つに、近代化を進めるために必要とされた人材を大量かつ早急に輩出するため、効率的な方法で人材養成を担ったことである。人材需要が急速に増大していくなか、比較的安価に短期で人材養成を可能としたのが旧制専門学校であった。二つに、速成ではあったが社会にとって有益で質の高い人材の提供を可能としていたことである。多くの場合、各種国家試験の無試験検定などの特権を受けるため、大学昇格を果たした私立大学と比肩し得る専門教育の質を維持するための努力が継続的になされていた。そうした努力があって一定の質が保たれていたのであり、速成とはいえ決して「粗製」ではなかったのである。

漢文科廃止論と漢学振興への動き

このようにして明治期から大正期にかけて我が国の高等教育機関は発展してきたわけであるが、その発展は、基本的に西洋からの学知あるいは学問観の「移入」「移植」によって行われた。西洋的な高等教育制度を導入した日本において、最初期においてその教育内容もほぼ西洋から「輸入」されたもので構成された。とくに帝

国大学が成立した一八八六（明治一九）年にはすでに大卒者に対する特権的地位は確立しており、西洋の学問を修めた者が高い社会的威信を得るというコースが完成したといえる。それゆえ、日本における近代化とは西洋文明の導入と普及であるともいえ、西洋文明の伝道師としての帝大生をはじめとする高等教育人材は希少で貴重な人的資源であると見なされ、期待されたわけである。

逆にこの間、日本古来の思想や学問は「切り捨てられて」きたということもまた否めない事実であった。明治期に起きた価値観の急転によって、古典的教養としての漢学は軽視される傾向となり、しかも漢学問題は「漢文科」廃止論や漢字不要論に矮小化されて論じられるようになっていった。漢字不要論に関連して、英語国字論・かな国字論・ローマ字国字論などの国字論が次々と起こり、一方では口語化の広まりにより言文一致運動も盛んとなっていった。

日清戦争以降には、漢字排斥の世論はさらに高まると同時に、中等教育機関における漢文科廃止論が最高潮となったとされる一九〇三年一二月には、高等教育会議の上田萬年らによる主張を受け澤柳政太郎が文部省普通教育局長のときに漢文科名の廃止が決議された。この決議に対しては猛烈な抗議運動が巻き起こったためすぐさま中止され廃案となったものの、引き続き燻っていた漢文科廃止論は漢字不要論とともにとらえられるようになっていき、その一方で漢文科廃止論に対する「反対運動」も活発に行われるようになっていった。漢文科廃止論は単に一教科の廃止論にとどまるものではなく、漢学を含む漢文教育の廃止をともなう主張であり、少なくとも国語科のなかに漢文科を置くことで足りるとする意見も多かった。旧制期を通じて国語科と漢文科とは基本的に分かれていたものの、往々にして「国語及漢文科」と表記され、さらに文部省における教員検定試験もそれぞれ独立して行われ各校における科目担当も専門教員が担当することが原則ではあったが、国語科

教員が兼務することも見られるようになっており、「漢文科」は不安定な位置にあったのである。

さて、こうした状況のなかで「漢学振興運動」は一九一八（大正七）年の頃に隆盛期を迎えたとされる。木下成太郎と佐久間啓荘とが「東洋文化振興ニ関スル意見書」を原敬内閣へ提出したことをきっかけとし、同年九月一一日には奥繁三郎が主催して貴衆両院議員の有志と学者とを集め、「東洋文化振興ニ関スル集会」が開催された。また、同年には漢学復興などを目的とした教化団体である「公益財団法人斯文会」も設立されている。つまり、この時期以降とくに「漢学振興」「漢学再興」への活発な動きが有識者内に見られるようになっていったのである。これを受け、帝国議会衆議院本会議において「漢学振興ニ関スル建議」が提出されたのが、一九二一年から二三年にかけてのことであり、三度にわたり審議が行われることとなった。

なお、大正期末から昭和初期にかけて、漢学振興運動は引き続き活発な動きが見られた。一九二〇年代の日本社会は思想運動が大きく展開しており西欧にならう資本主義国家として急速に発展し、日本社会が成熟していくにともなって露呈したさまざまな社会矛盾が、労働運動や農民運動、普選運動など数々の社会運動の広がりとなって表出していた。国際協調やデモクラシーが世界の潮流となるなか、日本においてもデモクラシーの思想は人々に対し大きな影響を与え、貧富の格差是正やその他あらゆる社会問題への関心が高まっていた。漢学振興運動を担った者の多くは「西洋文明」「西洋文化」を「物質文明の思想」ととらえる傾向にあり、あらためて日本における東洋文化の復興を唱え、「東洋文化」は日本人の精神教育、精神修養のために不可欠なものであり、これを学び、身につけることは個々の精神を救済するものであると考える特徴が見られた。

斯文会の活動と東洋文化学会の設立

漢学振興運動は、斯文会の活動においても活発な様相を呈しており、東洋文化学会および大東文化協会の設立へとつながっていくこととなった。東洋文化の振興、道義の涵養を図ることが、一部の有識者たちの総意としてまとまるにつれ、皇道に醇化した儒教、すなわち漢学振興を推し進めることが提唱されることとなったのである。

「斯文会」とは、岩倉具視と谷干城（たてき）らが一八八〇（明治一三）年に東洋の学術文化の交流を意図して創設した組織であり、さらに「斯文学会」のほか「研経会」「孔子祭典会」「孔子教会」「東亜学術研究会」などを母体とし、一九一八（大正七）年に「公益財団法人斯文会」として発足したものである。主として湯島聖堂において活動し、孔子祭、公開講座、学術誌『斯文』の刊行などを行った教化団体で、漢学復興を唱え、教育勅語の翼賛ならびに国体精神の普及を目指した。その中心会員には宇野哲人・諸橋轍次・安井小太郎など、後に大東文化学院教授となる人々も多く含まれていた。「斯文」とは『論語』の「子罕（しかん）篇」にある孔子のことば「斯の文」からとられたもので、周の文王のときより伝えられた文化を意味し、「儒教」と同義語であるとされる。したがって、斯文会とは『論語』から学び、孔子の思想や学問観、文化を継承することを目的とした団体であった。現在も公益法人として湯島聖堂の維持管理の委託を請け負うほか、『斯文』の発行、孔子祭の主催、漢文漢学に関する公開講座を開催している。斯文会は多くの会員を有し彼らの活動を支援したが、大隈重信が一九二一年五月に設立した学術団体である東洋文化学会もその一つであった。東洋文化学会の主たるメンバーには早稲田大学関係者も多く、なかでも後に大東文化学院教授となる牧野謙次郎はその筆頭であった。

牧野謙次郎は当時のことを回顧し、談話筆記として「往事を追懐して在院学生諸子に望む」（大東文化学院同

学会『同学』第一号、一九二五年一〇月）と題し、次のように語っている。

漢文科廃止反対から漢学振興が起こった経緯について、「漢文科を除き去らんとするの論あるに至つたのは慨嘆に堪へない事」「今や本学院の設立を其間に見るを得たるは実に不幸中の幸と云はざるを得ない」と述べ、帝国大学設立以降は徐々に「和学」「漢学」の「耆宿」「碩学」が凋落するよう企てられてきたことを危惧し、明治期を通じ斯文会に通じる漢学会や漢文学会が各所で設立されてきたと説明する。なかでも「早稲田系統の学者が主唱者となって起こった」漢文学会は「一大学会の形をなし」、官私立大学の教授や二松学舎・泊園書院などの教師も参加して雑誌『漢文会々報』を発刊するようになった。ここに漢学を専攻する学者たちの多くが集うようになり、一九二一年頃に再燃した漢文科廃止論に対して、「従来の漢学振興は我れ常に守勢を取りたるが為に次第に圧迫せられて今日の状態に至りたる者なればこの勢を挽回せんとせば攻勢を取らねばならぬと唱へて別に漢学振興会なる者（ママ）を組織した」とする。ここには「斯文会の重（おも）なる人々加盟し、亦京都大学並に其他有志の学者も声気相通して事を共にする事になった。其の年帝国議会の開かるるや時の衆議院議長奥繁三郎氏の斡旋により、議員の同意を得て各派協調し殆ど全院一致にて漢学振興建議案を議会に提出した」と説明している。

このようにして斯文会会員を中心としつつ発足した「漢学振興会」は、国民思想の涵養を図ることを目的とし「東洋文化学会」へと名称をあらため、「漢学振興ニ関スル建議案」作成をはじめとして活発な活動を展開していくこととなった。そのほかの活動内容と大東文化協会の発足については、次節においてあらためて詳述することとし、帝国議会衆議院本会議における「漢学振興ニ関スル建議案」がどのように展開されたのかをまずは確認しておこう。

二　帝国議会における「漢学振興ニ関スル建議案」

牧野謙次郎の談によれば、漢学会関係者らの「攻勢」によって漢学振興会（東洋文化学会）が働きかけることにより「漢学振興ニ関スル建議」がなされることとなった。では、第四四回から四六回にかけて帝国議会衆議院本会議における建議案の提出と審議とはどのように進んだのだろうか。

第四四回帝国議会衆議院本会議

一九二一（大正一〇）年三月一八日、原敬内閣下の第四四回帝国議会衆議院本会議において「漢学振興ニ関スル建議」が提案された。これを「第一次建議案」とする。この提出者は、木下成太郎・遠藤良吉・福井三郎・吉良元夫・熊谷直太・戸水寛人・佐々木安五郎・大津淳一郎・毛里保太郎・副島義一・小橋藻三衛の一一名であった。建議説明は委員長であった戸水が行っている。また、賛成者には五八名が名前を連ねた。「漢学振興ニ関スル建議」はごく短文で、次のように記されている。

漢学ハ古来我カ邦ノ文化ニ貢献シ国民思想ノ涵養ニ資益セシ所大ナルモノアリ而シテ今後亦之ニ待ツ所少シトセス之カ振興ノ途ヲ講スルハ刻下ノ急務ナリトス
依テ政府ハ之ニ関シ適当ノ方法ヲ施サレムコトヲ望ム
右建議ス

さらに「漢学振興ニ関スル建議案理由書」が添えられ、それは次のものであった。

漢学カ古来我カ邦ノ文明ニ貢献シ国民思想ノ上ニ資益セシコトノ大ナルハ言ヲ要セサル所ニシテ今後亦之ニ待ツ所少カラサルモノアリ然ルニ一タヒ西洋文芸ノ伝来スルヤ人々之ニ走ルニ急ニシテ漢学ハ疎ムセラレ其ノ神髄ヲ覗（ウカガ）フコト漸ク難キニ至ラムトス今日ニ於テ振興ノ途ヲ講スルハ実ニ急務ナリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

このように「第一次建議案」の提案は行われ、同年三月二四日から二六日にかけて審議が行われ、戸水委員長が説明演説に立ち、さらに佐々木安五郎も演説を行っている。戸水は漢学振興の緊要である旨を強調し、儒教が古今東西最高の道徳であること、律令・詔勅、『古事記』や『日本書紀』など六国史、菅家文草などまで含めて漢文で記されており、漢文の素地がなくてはこれらすべて読むことができないことなどの理由を挙げ、漢字亡国論に対する反論も併せて行った。佐々木はこれに対する補足説明をする形で登壇しており、西欧文明謳歌は東洋文明を貶める論調になっていることを指摘した。これらの説明を受け採決がとられ可決確定となり、同日に「政府ニ呈出」された。しかし同案は結局具現されず、その後に続く第四五回、四六回帝国議会衆議院本会議においてそれぞれ第二次建議案、第三次建議案として提出され、繰り返し審議されることとなった。

第四五回帝国議会衆議院本会議

高橋是清内閣下における「漢学振興ニ関スル建議案」（第二次建議案）は、一九二二（大正一一）年二月一〇

日に提出された。木下成太郎・福井三郎・戸水寛人・佐々木安五郎・毛里保太郎・副島義一・小橋藻三衛に加えて、新たに西村丹治郎・山本悌二郎・小久保喜七・佐久間啓荘・川原茂輔・下岡忠治・鵜澤總明が加わり、計一四名が提出者として名を連ねた。また、賛成者には七九名の名が挙がっている。衆議院では同年三月六日に委員長付託、翌七日より審議が開始された。委員長は戸水が引き続きつとめたが、建議説明には山本悌二郎が立ち、次のように建議がなされた。

漢学振興ニ関スル建議

本院ハ曩（サキ）ニ全院一致ヲ以テ漢学振興ヲ刻下ノ急務トシ政府ニ適当ナル方法ヲ施サムコトヲ建議シタリ此ノ趣旨ニ基キ政府ハ速ニ適当ノ方法ヲ講シ其ノ施設ニ著手セラレムコトヲ望ム

このようにあり、「建議案理由書」として次の文が付されている。

我カ邦古来文化ノ中枢タリシ漢学ヲ今日ニ振興シ東洋古典ノ雄大ナル思想ト西洋科学ノ精緻ナル智識トヲ経緯錯綜シテ善ク是ヲ調和融合シ以テ内ハ天壌無窮ノ宝祚ヲ擁護シ国民思想ノ健全ナル発達ヲ遂ケシメ外ハ東洋文明太和保合ノ精神ヲ発揮シ世界ノ文運上ニ貢献セムト欲セハ主トシテ先ツ之カ国民教導ノ任務ヲ負荷スヘキ当該碩学ノ相互研鑽ト新進後学ノ教養補習トニ供スル機関ノ設置ヲ急務トス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

同案に対する審議は同月一四日、一七日、一八日と三度にわたって行われ、「一　漢学振興ニ関スル建議案（木下成太郎君外一三名提出）右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也　大正十一年三月十八日　漢学振興ニ関スル建議案委員長　戸水寛人」と報告書がまとめられた。これを受けて同月二四日に決が採られ可決確定となり、あらためて「政府ニ呈出」されたがまたも具現されなかった。この背景には予算措置が進まなかったこと、教育機関の設立が具体化されておらず間に合っていなかったことなどがあった。

前年の建議案審議では「漢文」「漢学」に関する一般的な議論がなされ、具体的な古典籍を挙げて漢文の素養の重要性に言及したことが特徴であった。それに対して第二回となる建議案審議においては、漢学の振興とは何か、振興されるべき漢学の内容は何であるのかという議論へと移っている。西洋科学を「精緻なる智識」として認めるとともに、漢学振興とは東洋古典、すなわち儒教振興であると収斂させた。審議の過程において何度も漢学とは何かという疑問や批判が出されるなか、説明を重ねるうちに提案者らが考えていた漢学の内実が徐々に明確になっていったのである。また、前年にはなされなかった教育機関設立の必要性について審議の過程ではじめて触れていることも、その後に重要な意味をもたらすこととなった。同年の審議過程において、帝国大学における古典科の例にならい「研究所」を大学内に設置するのはどうかという意見も出された。しかし、中橋徳五郎文相自ら大学内の研究所では「困難」となる点が多いためほかに独立して設立するべきであり、仏教各派にはすでに研究所があるのだから漢学にも一機関の設置が望ましい、との見解を示した。これを受け、木下成太郎が大学設立を引き受けることとなり、その「準備」としての「東洋研究所」設立の提案がなされたのであった。

第四六回帝国議会衆議院本会議

加藤友三郎内閣下おける「漢学振興ニ関スル建議案」（第三次建議案）は、一九二三（大正一二）年三月三日に提出された。この「第三次建議案」の提出者は一九名となり、前年の木下成太郎・山本悌二郎・戸水寛人・小久保喜七・川原茂輔・鵜澤總明・福井三郎・毛里保太郎・西村丹治郎・小橋藻三衛・副島義一・下岡忠治・佐々木安五郎・佐久間啓荘に加えて、新しく大津淳一郎・高橋光威・小島一雄・濱田國松・大口喜六の名前が見られた。同年の賛成者は七三名であった。

漢学振興ニ関スル建議

本院ハ曩ニ全院一致ヲ以テ漢学振興ヲ刻下ノ急務トシ政府ニ適当ナル方法ヲ施サムコトヲ再度建議シタリ此ノ趣旨ニ基キ政府ハ速ニ追加予算案ヲ提出シ其ノ施設ニ著手セラレムコトヲ望ム

右建議ス

このようにあり、「建議案理由書」は次のように付された。

我カ邦古来文化ノ中枢タリシ漢学ヲ今日ニ振興シ東洋古典ノ雄大ナル思想ト西洋科学ノ精緻ナル智識トヲ経緯錯綜シテ善ク是ヲ調和融合シ以テ内ハ天壌無窮ノ宝祚ヲ擁護シ国民思想ノ健全ナル発達ヲ遂ケシメ外ハ東洋文明太和保合ノ精神ヲ発揮シ世界ノ文運上ニ貢献セムト欲セハ主トシテ先ツ之カ国民教導ノ任務ヲ負荷スヘキ当該碩学ノ相互研鑽ト新進後学ノ教養補習トニ供スル機関ノ設置ヲ急務トス是レ本案ヲ提出ス

ル所以ナリ

見ると、前年と同文であったことがわかる。前年までと異なる点は、委員長が変更となり木下成太郎となったこと、委員長付託が同月五日に行われたが、その趣旨説明も木下が登壇し行ったことである。翌日より審議となったが、そこでの質問や批判に対しても木下がほぼすべて受け答えを行った。ただし、前年までのような疑問や批判などの質疑はほとんどなく進み、採決は同月八日に行われ可決確定となった。このとき、東洋研究所設立や大学設立案への言及はあらためて行われず、すでに同年二月に「準備機関」として設立されていた大東文化協会が漢学教育機関を設立運営することで決定しており、この採決後にすぐさま大東文化協会研究所への「経費補助理由書」が提案された。さらに貴族院予算委員会において追加予算の審議および決議が採られ、「漢学振興ニ関スル建議」は可決となった。これはすなわち大東文化協会へ下される補助金額の決定であった。

第二節　東洋文化学会と大東文化協会の設立

一　東洋文化学会の設立

「漢学振興会」からの働きかけにより、第一次建議である「漢学振興ニ関スル建議」が第四四回帝国議会衆議院本会議に提出された同時期、「漢学振興会」はその組織を拡大し、一九二一（大正一〇）年五月に「東洋

文化学会」と名称があらためられ、発足することとなった。さらなる「国民思想の涵養」を図ろうとする東洋文化学会の活動には、当時の名だたる漢学者たちのほぼすべてが参加したと見られている。

東洋文化学会は、初代会長を大隈重信とし、大正から昭和初期にかけて漢学振興運動を背景に活動した学術団体である。一九二二年から二三年にかけて、東洋文化学会の一部が分離独立して「大東文化協会」設立の動きへとつながっていき、さらに東洋文化学会本体は、一九四三（昭和一八）年に平沼騏一郎が大正初期に設立した「無窮会」へ吸収合併されていくこととなった。すなわち、東洋文化学会と無窮会は、大東文化協会に極めて関係の深い団体であった。

東洋文化学会の会規・設立の趣旨

東洋文化学会は初代会長が大隈重信であったこととも関連し、会員には早稲田大学系学者が多く所属していた。その活動の趣旨として掲げたのは、社会の福祉増進、国家の隆昌、および中国を中心とした東洋文化の理解であった。そのうえで、東西交通が盛んとなってきた当時において、各国の特性特色を「調和融合」（「東洋文化学会設立の趣旨」『東洋文化学会報』創刊号、一九二一年八月）しようとするものであった。同年八月には『東洋文化学会報』が発行された。

こうした漢学振興を求め学問の探究を行ったメンバーには、後に大東文化学院やその経営母体となる大東文化協会の運営および大東文化学院の教育面を支える面々が多く含まれていた。彼らのうち過半数が牧野謙次郎・松平康國・松本洪といった早稲田大学の関係者で、既存の西洋的教育機関である「大学」での教育内容および方法を見直し、明治維新以前の伝統的「漢学者」の育成が可能となる場を求めていた。こうした学問観を抱い

た学者たちと、「漢学振興ニ関スル建議」提出の代議士および賛同者たちとにより、「新しい」高等教育機関が創設されていったのである。

なお、一九二一年八月の『東洋文化学会報』には「東洋文化学会設立の趣旨」「東洋文化学会会規」「東洋文化学会職員一覧」などが掲載されており、「職員一覧」として会長の大隈のほか、理事一九名の名が連ねられた。理事には宇野哲人・松平康國・三塩熊太・前川三郎・内田周平・川田瑞穂・副島義一・牧野謙次郎・松本洪などが含まれており、後に大東文化協会および学院の運営に携わる面々が過半数であったことがわかる。

東洋文化学会の目的は、「本会は邦家の使命と時代の趨勢とに鑑み、我国国民性と外来思潮との調和を期せんが為め、東洋文化の中枢たる漢学を振興し、之を現代に活用するを以て目的とす」（「東洋文化学会会規」第一条）と定めていた。では、「漢学振興の遂行」とはどのように行うものと考えたのか。いわく、「東洋古典の雄大なる思潮を経とし、西洋科学の精緻なる智識を緯とする新教育制度の樹立を企画する事」「講習及演説文章其の他の方法に依りて、世局の進運に伴ひ、東洋文化の精神を発揮宣伝する事」「同文同教の関係を明にし、東亜民族の融和親善を敦厚ならしむる事」（「東洋文化学会会規」第二条）などを「遂行」することであると考えていた。さらに、「漢学振興の実行方法」とする文も『東洋文化学会報』創刊号に見られ、「八つの方法」が挙げられている。すなわち、「国語及漢文科を改めて国語科漢学科とし、各々独立科となし、其の内容を根本的に改良」すること、「教員検定試験に於ては各科を通じて国語科漢学科の相当程度の試験を課する事」「漢学科の優良なる教員養成の為に国費を以て臨時養成所を設くる事」などのほか、「各学校の漢文科授業時数は少くとも週三時間以上を要す」、とくに漢文に重きをおいた試験を行うか、少なくとも外国語や数学と均衡にし、大学の法学部や文学部では国語漢文を必修に、国学では国典国史、漢学では経典を必修とすること、文官試験

や国費留学試験に国学漢学を入れること、文部省内に漢学調査会を設けることなどをその方法として挙げている。

このうち、とくに三点目の「漢文科の優良なる教員養成の為に国費を以て臨時養成所」を設けるという案を具体化していくに際し、帝国議会における審議の結果も受け「東洋文化研究所」を準備機関としてどのように設立するか、東洋文化学会内においても意見が分かれていくこととなるのである。

東洋文化学会と無窮会

こうして東洋文化学会の活動が開始されたのだが、その一部が分離独立して「大東文化協会」を創設したのは一九二二（大正一一）年二月のことであり、さらに東洋文化学会本体は一九四三（昭和一八）年になって「無窮会」へと吸収合併されることとなった。

「無窮会」とは、一九一四年創設より現在まで続く、東洋文化や東洋古典に関する研究を主たる目的とした学術団体（現在は公益財団法人）である。

無窮会は、そもそも国学者井上頼圀死去後に蔵書（神習文庫）の散逸を防ぐため、平沼騏一郎が自宅の一部を所蔵資料の書庫として提供したことをはじまりとしている。井上が死去した際、井上が所蔵していた膨大で貴重な蔵書群の散逸を恐れた漢学者たちは、一九一五年四月に平沼邸内に「無窮会」を創設し、同時に無窮会会長となった平沼騏一郎は多額の資金を提供して蔵書を一括購入し、以降、無窮会は旧来の学問観や学問方法を追求する漢学者たちの研究の場として発展していった。

一方、東洋文化学会は、「漢学振興ニ関スル建議」が帝国議会において審議されている間、同時並行的に漢

学専攻の大学か研究所、あるいは専門学校を国費で創設する運動を展開していた。東洋文化学会は機関誌『東洋文化』を創刊し、各種学術研究や漢学振興に関する意見発信を行っていたが、一九二三年二月になると、東洋文化学会から分離する形で「大東文化協会」が発足。東洋文化学会は漢学者中心の組織であったが、大東文化協会には東洋文化学会の会員たちに加えて、政治関係者を多く含む組織であったことが特徴であった。

なお、その後、一九四〇年一月になると無窮会内には「東洋文化研究所」が設立され、一九四三年には東洋文化学会を吸収合併し、東洋文化学会の時代から刊行していた『東洋文化』は、一九四五年七月一日発行の第二三四号で休刊することとなった。無窮会から現在も発行されている『東洋文化』は「復刊」として継続したものである。

二　「東洋文化研究所」設立案と漢学者養成構想

前節でも述べたように、第四五回帝国議会衆議院本会議（一九二二［大正一一］年三月）「漢学振興ニ関スル建議」（第二次建議案）の審議過程において、同建議内容を具現するための推進委員が選出された。委員長を戸水寛人とし、委員には木下成太郎・毛里保太郎・副島義一・山本悌二郎・佐久間啓荘・鵜澤總明・正木昭蔵・市村貞造・吉良元夫の九名が選ばれている。

これら推進委員と文部省側との審議が進められていくなか、既存の大学内に漢学教育施設を置く案と独立した機関として設立する案とが出されたのであるが、中橋徳五郎文相によって既存の大学内に置くのではなく独立機関とすべきとされ、その準備機関として「東洋文化研究所」の開設準備が行われることとなった。この研究所開設案は木下の提案で、山本が支持したものであった。「東洋文化研究所」設立計画はどのように進んだ

のであろうか。

「東洋文化研究所計画私案」と大東文化協会設立の萌芽

「東洋文化研究所」設立計画は、もともと東洋文化学会内において起案され検討されていたものであった。東洋文化学会内では第二次建議案に先駆けて、牧野謙次郎の考案した骨子に基づく「東洋文化研究所第一期計画私案」（以下、「私案」）が一九二二（大正一一）年一月頃に作成されていたのである。つまり、「漢学振興ニ関スル建議」が同年三月に行われる直前のことであった。木下が第二次建議案の説明の際に「東洋文化研究所」設立案を提案したのは、東洋文化学会内で作成された同「私案」に基づいたものであった。しかし、その後「東洋文化研究所」の設立運営方針について話し合いが進められていくなか、東洋文化学会と推進委員たちとの間で意見が異なるようになっていったため、新たに大東文化協会設立へと進んでいくこととなった。

「私案」では設立される研究所内の学生を「本科生」「予科生」「研究科生」「在支研究科生」と分け、予科修了者に中等教員の免許状を、本科修了者には高等教員の免許状を与えることとし、さらに研究科卒業者には「碩学として社会優遇の地位を与ふるの準備」をしなければならないとしている。少しずつ異なるものの、これらの枠組みは後に設立される大東文化学院の「本科」「高等科」へと収斂していったととらえてよく、そのほか「私案」に示された基本的な方針や内容はほぼ大東文化学院へと受け継がれていくこととなった。さらに、「私案」には後に大東文化協会の活動の中心となる「東洋研究部」「比較研究部」に相当する「調査部」や、大東文化協会内で重要な役割を果たす「出版部」の設置も想定されており、さらに「研究所」としての学科配当表や予算案などまで相当に周到な計画がなされていたことを確認することができる。ちなみに、ここで示された「学

科配当表」の内容は、後年に無窮会内に置かれた「東洋文化研究所」の学科配当と類似していることも指摘しておく。

『東洋文化学会報』第二号（一九二二年九月）には「東洋文化学会事業経過」が報告されており、京都で開催された漢学講習会のほか会合や懇談会、茶話会を開催したことなどと並び、華族会館で「漢学振興ニ関スル協議会」を開催したことが記載されている。なお、東洋文化学会内においてはこの「協議会」を「漢学振興ニ関スル協議会」と称し、翌年二月に発足する大東文化協会関係者は「東洋文化振興ニ関スル協議会」と称したのでやや混乱するが、以下では基本的に「協議会」とする。

一九二二年四月一日、「東洋文化研究所」および「漢学振興ニ関スル民間推進団体」を設けるに先駆け、「第一回協議会」が開催された。以降、全五回にわたる「協議会」が開催された。ここでの議論が進むにつれ、東洋文化学会内外における思想の違いが露わとなっていき、あらためて別途「大東文化協会」を発足させる気運となっていったのである。

三　「東洋文化振興ニ関スル協議会」での審議内容

大東文化協会は東洋文化学会を発展させ、分離独立して設立されたものであった。ただし、単純に分離独立したというだけでなく、東洋文化学会内の学者らが考える漢学者養成のための研究所構想と木下や山本らの考える設立構想との間にズレが生じていったことで、別にあらためて推進団体を設ける方法がよいのではないかとなっていったのが真相であったようである。

では、華族会館において開催された全五回にわたる「協議会」での話し合いは、どのように進んだのであろ

うか。ただし、管見の限り、第一回の記録および第二回の議事録は『東洋文化研究所報』や大東文化協会の残した記録などで確認できるものの、第三回以降については日時や参加者一覧などが確認できるのみとなっている。

第一回協議会

第一回協議会は、一九二二（大正一一）年四月一日午後一時半より開催された。犬養毅など錚々たる政治家たちを含め、小川平吉や江木千之・鵜澤總明・大津淳一郎・酒井忠正など後に大東文化協会会頭や副会頭をつとめることとなった者も多く参加している。参加者は総勢二一名、「本日の会合者は全部世話人たるべし」とされた。

同日の協議会では、木下成太郎がまず経過と趣旨説明に立ち、「漢学大学の如きものを建設して、人材を養成」することについてはすでに文部省から賛成の意を得ており、大蔵省は具体案が出さえすれば資金の都合をつけることで同意している、と説明した。これに対し、すぐさま江木が深い賛意を示し、「漢学者の養成は最も必要なるも其の卒業したる学者を特に優遇して生活の安全を保証する方法を先ず講ぜざれば、教育機関は出来ても入学するもの少なかるべし」と述べている。これも牧野の「私案」と一致する見解で、卒業後におけるとくに学者としての生活の安定を先に確保すべきとの考えがあったことがわかる。

なお、散会後には記者会見を開いており、二松学舎の大学昇格申請動向や斯文会所属の学者たちとの関係についての質問が出され、「東洋文化研究所」の発足について質疑が交わされた。なお、木下のなかで「漢学大学の如きもの」として「大学」としての設立の希望もこの段階でいまだ残されていたことがわかる。いずれに

せよ、協議会の話し合いが進む過程において、漢学振興に関する推進団体、すなわち「大東文化協会」の設立方針を固めることでまとまっていった。

第二回協議会以降

第二回協議会は、一九二二（大正一一）年七月五日午後四時二〇分より開催された。参加者には木下をはじめとして後に大東文化協会関係者となる名前が多く確認されるようになり、さらに初代会頭に就任する大木遠吉が「座長」として参加することとなった。なお、前回参加者に大木を加えた二二名が「東洋文華（ママ）研究会世話人」となった。この世話人とは東洋文化学会とは別に、「東洋文化研究所」創設に同意する貴衆両院の有志団に「一時命名した」ものであった。参加者は前回より大幅に増え、五五名であった。世話人としてまず木下が挨拶を行い協議会が開始され、大木・江木・小川平吉・濱田國松・山本悌二郎の順で発言がなされた。

結果的には、この第二回協議会において、新設される教育機関の全容がほぼ決定されたといえる。賛意を示した参加者を中心として、「東洋文化研究所」に相当する漢学専門の高等教育機関の設立計画を新設する推進団体が主体となって進めていったのである。

なお、第三回協議会は同年一二月七日に実施され、参加者は二五名であった。第四回協議会は同年一二月九日に開催され、参加者は一二名となっている。第五回協議会は同年一二月二九日に開催され、一九名であった。一二月に行われた後半の三回の協議会に参加したのは、大東文化協会発足に直接かかわることとなる者たちであった。

四　大東文化協会の設立

全五回にわたる「協議会」での審議の末、大東文化協会が設立されたのは、一九二三（大正一二）年二月一一日のことであった。同年三月に制定された「大東文化協会会則」の内容は以下のとおりである。

第一条　本会ハ大東文化協会ト称シ東亜固有ノ文化ヲ振興スルヲ以テ目的トス其ノ要項左ノ如シ

一、我カ　皇道ニ遵ヒ及国体ニ醇化セル儒教ニ拠リ国民道義ノ扶植ヲ図ルコト

一、本邦現時ノ情勢ニ鑑ミ儒教振興ノ為メ漢学研究ニ就キ応急ノ手段トシテ漢学者養成ノ道ヲ講シ追テ東洋文化ヲ中心トセル大学ヲ設立スルコト

一、文書・講演其ノ他ノ方法ヲ以テ前項目的ノ達成ニ務メ時宜ニ拠リ海外ニ亘リ斯学ノ振興ヲ図ルコト

一、高等及ヒ普通教育ニ於ケル漢学ニ関スル教科ノ編制並ニ教科書及ヒ教授法ノ改善ヲ図ルコト

一、東亜ノ美術・音楽等ノ維持発達ヲ図ル事業ニ着手スルコト

第二条　本会ハ会員ヲ以テ組織シ会頭一名、副会頭二名、会計監督三名及ヒ理事若干名ヲ置ク

会頭・副会頭・会計監督及ヒ理事ハ評議員会ノ選挙ニ依ル

会頭ハ会務ヲ総理シ副会頭ハ会頭ヲ補佐シ会頭事故アル時ハ其ノ職ヲ代理シ理事ハ会務ヲ掌理ス

本会ニ幹事長一名・幹事若干名ヲ置キ会頭之ヲ嘱託ス

幹事長・幹事ハ会頭ノ指揮ヲ受ケ会務ヲ処置ス

役員ノ任期ハ三年トス但シ重任ヲ妨ケス

第三条　本会ニ評議員若干名ヲ置ク

評議員ハ選挙ニ依ル

評議員ノ任期ハ二年毎ニ半数ヲ改選ス第一回ノ退任者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

本会ハ評議員会ノ議決ヲ経テ総裁・副総裁ヲ評決ス評議員会ノ議長ハ会頭之ニ当ル

第四条　評議員ハ会頭之ヲ招集シ本会重要ノ事項ヲ評決ス評議員会ノ議長ハ会頭之ニ当ル

第五条　会員タラントスルモノハ本会員二名以上ノ紹介ニ依リ理事会ノ承認ヲ経ヘシ

会員ニシテ本会ノ主旨ニ反スル行為アリタルモノハ理事会ノ決議ヲ経テ除名スルコトアルヘシ

第六条　本会事務所ハ東京市神田区錦町三丁目十番地ニ置ク

本会ハ必要ニ応シ各地ニ支部ヲ置ク

第七条　本会ノ経費ハ会費並ニ寄附金等ヲ以テ之ニ充ツ但シ会費ノ金額ハ追テ之ヲ定ム

第八条　本会ハ毎年一回大会ヲ開ク

会頭ノ意見又ハ評議員会ノ決議ニ依リ臨時大会ヲ開クコトアルヘシ

附則

会則ノ改廃ハ会頭又ハ評議員会ノ発案ニ依リ大会之ヲ決議ス

本会ノ細則ハ評議員ノ議決ヲ経テ之ヲ定ム

大正癸亥十二年三月　大東文化協会

以上となる会則中、「第六条　本会事務所ハ東京市神田区錦町三丁目十番地ニ置ク」とあることから、すでに神田校舎となる校地において活動を開始していたことが確認される。神田校地については第二章において詳述することとする。

さて、第一条中に示された目的を見てわかるように、大東文化協会は何よりもまず「東洋文化ヲ中心トセル大学」の設立を念頭に置いて発足したものであった。つまり、創設当初の大東文化協会は「漢学者」養成を目的とする「大学」の設立を構想していたのである。

「漢学大学」設立構想から「私立専門学校」への変更、つまり「大東文化学院」設立への転換についての具体的な経緯は、実は詳らかにはなっていない。ただし、「東洋文化研究所」設立案を経てこの間、資金面や施設設備を整備する側面から見たときに専門学校とすることが現実的であったこと、また、その後の教育内容や専門性を追求する姿勢から推察するに、意図的に専門学校という形態を選択したと考えられる。草創期の大東文化学院では、語学を含む教養科目に相当する授業をほぼ用意していない。大学として設立した場合は、そのような極端な特徴を有した教育課程での開校は叶わなかったのである。

大木遠吉による「大東文化協会成立趣意演説」

大木遠吉会頭は、大東文化協会創設後、「成立趣意演説」として次のような発言をしている（木下成太郎編『大東文化協会第一回報告［本会設立ノ趣意］』による）。

「漢学儒道」とは「元来我国の国民の中心に其思想があった故に仮令（たとい）外国に起つた教にせよそれが我国に於て消化し、醇化し我国特有の教育の根本たるべき学問として茲（ここ）に発達したのである」と述べ、「国内に其気風

を喚起し、或は更に竿頭一歩を進めて固より同文である所の者、又此趣旨に共鳴する所の者は国を異にする者と雖も斯道に貢献せんとするの方法をも講ずると云ふことが一つの目的」であるとし、単に漢学の素養を研鑽することのみならず、それをもって日本社会への貢献を目的としている旨を説いた。

木下成太郎による「大東文化協会設立の経緯」

建議案提出の筆頭であった木下成太郎は、大東文化協会創設までの経過について次のように語った（木下成太郎編、同右による）。

そもそもの起こりを「大正七年の春のこと」であったとさかのぼり、世界大戦終結後の世の中を見るならば思想や人格形成において明治維新以後の日本の教育のあり方には欠陥があることは明らかで、国民性の根本的な涵養こそが必要であるとの風潮、高等教育においてこそ道徳・徳育が必要であると考えた、と振り返った。具体的にこの段階において誰がそういった考えを提唱し誰が同意したのか、当初の段階で関与していた人物について木下は言及しておらず、一九一九（大正八）～二〇年の間には牧野謙次郎・市村瓚次郎らによる「漢学者」養成の思惑と一致していくこととなり、それがようやく一九二一年になって具体化し「漢学振興ノ建議案」として提案するに至った、と述べている。

以降、建議案を三度にわたって提出し、一九二三年二月一一日に大東文化協会が創設され、同年三月初旬に貴族院における追加予算成立をもって大東文化協会の活動が助成されることとなった。

国庫補助を受けることとなった大東文化協会のなすべき事業の最大の目的は人材育成であり、「東洋の文化の淵源に遡つて、さうして遂に世界文化に貢献したいと云ふのが是が大目的である」とした。いずれにしても、

こうして大東文化協会は大東文化学院建学へ向けて歩み出したのであった。大東文化協会は「大東文化協会の将来展望」として、「東洋文化、漢学の思想を振興普及する事業」の一つとして大東文化学院創設を意図していたのであり、同時に東洋文化図書館や同博物館など複数の教育施設の設置を目指していた。「苟も東洋の文化を研究せんとする者は、即ち有らゆる世界の此の研究に従事する者は、日本の大東文化協会に行つて、其研究を大成すべし」とされるような東洋思想研究の総合施設となることを念頭に置いていたのであった。

第三節　財団法人大東文化協会の発足

一九二三（大正一二）年二月一一日、学術団体として任意的に発足した「大東文化協会」は、同年三月一八日に行われた帝国議会衆議院本会議の決議によって、向こう一〇年間にわたる国庫補助を受けることとなった。同年八月二二日にはあらためて「財団法人大東文化協会」の設立申請が行われ、大木遠吉会頭から事務所所在地を「東京市神田区錦町三丁目十番地」として提出された同申請書【資料Ⅰ－1－1】には、寄附者一覧（維持員）が添付されており、錚々たる顔ぶれにより活動が開始された。

また同日には、「五年制」の漢学専門学校「大東文化学院」の設立申請【資料Ⅰ－5－1】もされ、認可【資料Ⅰ－6－1】を受けている。なお、大東文化学院の修業年限は完成年度を迎えるにあたって、学科課程をすべて履修し終えるには五年では足りず六年必要であるとし、学院が求める高度な学術を完全に身につけるため

にあらためて高等科を一年延長し、本科三年、高等科三年の計六年へと変更することとなった。大東文化学院の草創期については、次章において詳述する。

財団法人大東文化協会の主な活動は、出版物の発行や講演活動であった。機関誌『大東文化』や『Ex Oriente』（エクス・オリエンテ、エックスオリエンテ）が著名だが、ほかに『大東美術』などの発行を通じて東洋芸術の振興も行っていた。

一　財団法人大東文化協会の設立

大東文化協会は、主目的であった「漢学者養成ノ道ヲ講シ追テ東洋文化ヲ中心トセル大学ヲ設立スル」ため、財団法人の設立申請を行っている。まずは一九二三（大正一二）年八月二二日の「財団法人大東文化協会」の設立申請の内容から確認していくこととしよう。

財団法人大東文化協会設立申請

財団法人大東文化協会への変更は、学校経営を行うには法人であることが必須とされていたためであり、さらに同日に認可された大東文化学院の経営母体となるためであった。財団法人への設立申請は、次のような一文とともに行われた。

本協会ハ東亜固有ノ文化ヲ振興スルコトヲ目的トスル公益ノ財団ニ有之候条、法人トシテ設立許可相成度民法第三十四条ニ依リ別紙寄附行為ノ書面相添へ、此段申請候也

「大東文化協会会則」において目的とされていた「漢学者養成ノ道ヲ講シ追テ東洋文化ヲ中心トセル大学ヲ設立」（「大東文化協会会則」第一条）の文言は、「本邦現時ノ情勢ニ鑑ミ儒教ノ振興ヲ図リ及東洋文化ヲ中心トスル大東文化学院ヲ設立維持スルコト」（「財団法人大東文化協会寄附行為」第二章第二条第二項）とされた。そのほか、協会役員に予定される三六名の役職名を含む住所氏名一覧、設立者大木遠吉の履歴、財産目録として現金「十五万円」、寄附金「二十二万円」の寄附者名と内訳などが添付された。同設立申請に対して、次のように認可が下されている。

東専二六九号

財団法人大東文化協会設立者　伯爵　大木遠吉

大正十二年八月二十二日付申請財団法人大東文化協会設立ノ件民法第三十四条ニ依リ認可ス

大正十二年九月二十日　　文部大臣　岡野敬次郎

こうして同年九月二〇日、大東文化協会は「財団法人大東文化協会」へと改組されることが認可されたのであった。

財団法人大東文化協会寄附行為

財団法人大東文化協会の「寄附行為」には、次のような目的を見ることができる【資料Ⅰ－1－2】。前述の

大東文化学院の設立に関するものも含めて、「我　皇道ニ遵ヒ及国体ニ醇化セル儒教ニ拠リ国民道義ノ扶植ヲ図ルコト」（第二章第二条一項）、「本邦現時ノ情勢ニ鑑ミ儒教ノ振興ヲ図リ及ビ東洋文化ヲ中心トスル大東文化学院ヲ設立維持スルコト」（同二項）、「文書講演其ノ他ノ方法ヲ以テ前示目的ノ達成ニ努メ且海外ニ亘リ斯学ノ振展ヲ図ルコト」（同三項）、「高等及普通教育ニ於ケル漢学ニ関スル教科ノ編成並教科書教授法ノ改善ヲ図ルコト」（同四項）、「東亜ノ美術音楽等ノ維持発展ヲ図ル事業ヲ行ウコト」（同五項）の五つが主目的であった。

大東文化学院創設と運営、発展への基盤がこうしてできあがったのである。財団法人大東文化協会にとって大東文化学院という高等教育機関の運営維持は最大の目的の一つであったが、ほかに示していた目的も大いに果たされていった。主たる活動は教科書や学術書などの出版活動であったが、活発な講演活動も目をみはるものがあった。これらについて具体的な内容は後述する。

なお、協会事務所の位置はもともと「東京市神田区錦町三丁目十番地」とし大東文化学院内に置くものとしていたが、関東大震災によって焼失したため校舎とともに事務所の位置も変更となった。位置変更の経緯については次章で詳述する。

初代会頭　大木遠吉

大東文化協会初代会頭は大木遠吉であった。大木は初代文部卿大木喬任の嗣子であり、鉄道大臣などを歴任した政治家であった。同副会頭には小川平吉と江木千之が就任し、彼らもそれぞれ鉄道大臣や文部大臣などを後に経験することになる政治家であった。こうした関係者のほかに、大東文化協会の運営には「漢学振興ニ関スル建議」提出者に名を連ね発起人となった面々、すなわち木下成太郎・戸水寛人・山本悌二郎・大津淳一郎・

副島義一・鵜澤總明・小橋藻三衛・小久保喜七・下岡忠治らが理事として着任したほか、平沼騏一郎・平沼淑郎・山岡萬之助・松平頼壽・牧野謙次郎・内田周平・酒井忠正・鈴木喜三郎らといった後に大東文化学院の運営や教育に直接携わることとなる面々も大東文化協会理事や幹事に就任した【資料Ⅰ－1－3】。

二　財団法人大東文化協会の活動

では財団法人大東文化協会は、具体的にどのような活動を行ったのであろうか。財団法人となる前、一九二三（大正一二）年二月に大東文化協会が発足した際、「東洋研究部」と「比較研究部」とが設けられ、そのほかには「庶務部」「会計部」「基金部」「教化部」「出版部」があったが、先の二部がその後の大東文化協会の活動の中心となっていくこととなる。なお、責任者として着任したのは、東洋研究部は松井等・綾川武治・中谷武世・柳瀬薫、比較研究部は北昤吉・竹内泰・高山峻であった。そのほかの責任者には、庶務部に木下成太郎と川口壽、会計部に山本悌二郎・加藤清忠、基金部に和田彦次郎・永井啓次郎、教化部に鵜澤總明・薩摩勇次、出版部に大津淳一郎・土屋久泰・尾張真之介が着任した。

東洋研究部と比較研究部とは、内外の政治経済、教育制度および思想運動の調査、東洋思想および学芸の研究を目的としたものであった。両部の活動成果は主として機関誌『大東文化』において発表するものとされたが、まとまった研究成果から順に書籍となって出版部より続々と刊行も行われた。出版部は『大東文化』のほかに書籍類を多く刊行したが、東洋文化の振興または皇道精神宣揚、国民精神発揚に資すべき書籍であることが前提とされた。

講演会の主催

財団法人への移行期間を含めて、大東文化協会では皇道精神宣揚、国民精神発揚に資するため、講習会や講演会を日本各地で意欲的に開催していた。一九二三（大正一二）年四月一日より順次全国の中学校・青年会・自治体などに連絡をとり、まずは山梨・長野・新潟・富山・石川・福井・岐阜・愛知・静岡の九県をめぐり、大東文化協会の設立趣旨の説明を行う教化活動を行っている。また、四月二六日には大木遠吉会頭みずから山口県へ赴き、萩明倫館において創立趣旨に関する講演会を実施した。これを皮切りとし、同年七月一日に開催された「大東文化協会創立第一回講演会」より、本格的な講演活動が実施されるようになっていった。第一回講演会は中央仏教会館において開催された。設立趣旨を周知することを目的としたものであったが、翌年からは全国をめぐる「夏期講習会」が実施されることとなった。

初日の一九二四年七月一日は大東文化学院講堂において、井上哲次郎・武田豊四郎・宇野哲人・大村西崖・松井等・紀平正美・北昤吉・宮原民平・鹽谷温・平沼淑郎・鵜澤總明が登壇した。以降、同年内におけるだけでも、浅草仏教伝道館・山梨県仏教連合会・札幌市北海道講演会場・北海道新十津川小学校・大阪毎日新聞社講堂・長野県丸子町高等小学校などにおいて講習会を巡回したのであった。

なかでも清朝末期から中華民国初期の学者として著名であった辜鴻銘（ここうめい）による講演会は、同年一〇月には三日間にわたり大東文化学院講堂において実施され、「文化とは何ぞや」「支那文明の史的進化」「日本の将来」の三本の講演が行われた。辜鴻銘は、そのほか東京市民を対象とした一般講演として「東西文明の異同を論ず」（於：商工奨励館）や「ポリチカルエコノミーの真諦について」（於：大阪毎日新聞社講堂）などを担当した。

出版活動

財団法人大東文化協会における設立当初の活動は、大東文化学院創設準備以外にも多岐にわたった。その一つが出版活動である。「出版部」において刊行された書籍や雑誌は、基本的に「東洋研究部」「比較研究部」の研究成果であった。刊行された書籍には、たとえば一九二五（大正一四）年一月から翌年二月までに発行されたものだけでも次のものを確認することができる。

宰鴻銘著・山県五十雄訳『東方文明の精華』（一九二五年一月）

宰鴻銘『宰鴻銘講演集』（一九二五年二月）

大川周明『亜細亜・欧羅巴・日本』（一九二五年一〇月）

角田貫次『漢字に現れたる支那古代文化』（一九二六年一月）

プラタプ著・中谷武世訳『新日本の青年に寄す』（一九二六年二月）

そのほか、同年中に設置された「大東美術振興会」からは『大東美術』が一九二五年四月に刊行されており、また『Ex Oriente』も発行された。後述するように、大東文化協会がなかでももっとも力を入れて刊行した一つがこの『Ex Oriente』であった。昭和期に至っても多くの書籍や雑誌が刊行され続けており、たとえば大東文化協会研究部編『漢学論叢』は第一輯を一九三六（昭和一一）年四月に発行しており、旧制期を通じて新たな刊行物を発し、世に問い続けたのであった。

なお、『皇國漢文読本』という中学生向けの漢文科教科書の編集発行も精力的に行っており、第一学年用から第五学年用までを用意していた。当時の中学校での採択率は高く、相当の発行部数を誇っており、大東文化協会の重要な収入源ともなっていた。

雑誌『東洋文化之神髄』『大東文化之神髄』と『大東文化』

機関誌『東洋文化之神髄』が創刊されたのは、一九二三（大正一二）年一一月一五日のことであった。『東洋文化之神髄』は七〇ページほどの冊子で、「発刊ノ主旨」のほか、峯間信吉「開会の辞」、副島義一「東洋文化振興の必要」、江木衷「東西哲学の帰一」、中村進午「自ら侮つて而して後人之を侮る」、鵜澤總明「東西法理の比較」が掲載された。「発刊ノ主旨」は、次のように書かれている。

> 曩キニ東洋文化振興ノ建議一タビ衆議院ニ現ハルルヤ四方有志ノ人士、翕然（キユウゼン）トシテ相応ジ、茲（ココ）ニ大東文化協会ノ創立ト為リ、大東文化学院ノ設置ト為リ、東洋文化ノ神髄ヲ鼓吹シ、内ハ以テ固有ノ精神ヲ涵養シ、外ハ以テ一貫ノ道義ヲ発揚シ、進テ世界ノ萬衆ト共ニ長ク天地ノ慶ヲ頒タントス（中略）吾人ハ茲ニ本号ヲ発刊シ社会ノ木鐸ト為リ以テ聊カ時勢ニ裨補スル所アラントス、若夫レ人生ノ理想ヲ詳論シ、文化ノ神髄ヲ闡明スルニ至テハ、則チ本会専門ノ鉅筆鴻学ノアルアリ、請フ逐号ノ本誌ヲ繙ケ

こうして『東洋文化之神髄』第一輯が発行された後に、大東文化協会から『大東文化之神髄』も発行された。『大東文化之神髄』は一九二四年八月二〇日に発行されており、趣旨説明や刊行の辞はなく、編集後記も付されていないが、刊行時期や誌名から見て『東洋文化之神髄』の後継誌として編まれたことは間違いないと思われる。同誌は六〇ページほどの冊子形態で、松井等「支那史上之自治的慣習」と角田貫次「東洋政道之理想郷」の二本の論稿が掲載されたが、こちらも発行は第一輯のみとなった。

一方、財団法人大東文化協会が有料の月刊雑誌を継続的に刊行していくにあたって、『大東文化之神髄』刊

行よりも先に、『東洋文化之神髄』を『大東文化』へと誌名を変更していた。学術雑誌として機関誌『大東文化』が創刊されたのは、一九二四年三月一日のことであった。

〝東洋文化〟や〝大東〟では「世間に種々紛らはしい雑誌があるからいけない」（『大東文化』創刊号、「編集余言」）と考えた結果、協会の名前をそのまま付して『大東文化』としたという。また、「先きに東洋文化之神髄と題して第一輯を発刊した、続て第二輯をと思ったが、協会今後の大発展の為めには、同じことなら月刊雑誌にするが宜からう、而して毎月発売して弘く同志の読者を募ることが必要である」と書かれている。『大東文化』は、大東文化協会の活動報告や研究業績を発表することを目的として創刊され、同号巻末の「雑録」には、「本協会成立趣意」「中華民国特使王正廷氏一行招待会」「大東文化学院始業式」などの記事があり、平沼総長による訓示全文も掲載された。

『大東文化』は前身誌よりも多くの論稿を掲載し続け充実した内容となっており、一九三一（昭和六）年九月号（第八巻第九号）まで毎月欠かさず刊行された。巻末では毎号、土屋竹雨（久泰）による漢文詩壇の選定と漢詩評が掲載された。土屋は大東文化協会幹事として創設当初より機関誌『大東文化』の編集主幹をつとめていた。

『大東文化』は、一九三一年一〇月発行分より『日本新論』へと誌名変更した。『日本新論』は大東文化協会内の別の出版部より刊行されたもので、川口壽を編集者として「日本新論協会」が編集発行したものであった。一方、一九三一年一二月より志道会雑誌『大東文化』（大東文化学院発行）として「大東文化」という誌名も復活することとなった。

二つの『月刊 大東文化』

一方、『月刊 大東文化』という紙名のタブロイド判「大東文化協会機関紙」が、一九三四（昭和九）年四月から発行されるようになり、学校新聞としての役割を果たすようになった。同紙は毎月一回発行、一九三九年三月発行分が第六〇号、一九四一年六月までで廃刊となった。

これに代わって、雑誌形態の『月刊 大東文化』が一九四一年七月より大東文化協会から発行されるようになった。雑誌『月刊 大東文化』は以降、「大東文化協会機関誌」として戦時下においても発行され続け、一九四四年まで刊行分を確認することができる。大東文化協会編ではあったが、教職員や在学生・卒業生の別を問わずに論稿が掲載されることが特徴の雑誌であった。第三章第二節の二においてあらためて詳述する。

大東生による雑誌編集

ほかにも、学院内の学生たちが編集した学術誌も刊行された。編集発行は大東文化学院の学生団体ではあったが、実質的に大東文化協会の出版部の協力により刊行されていたので補足しておくこととする。

詳しくは次章第三節で見ていくが、大東文化学院高等科の学生を中心に刊行された『同学』は、後に『志道』（大東文化学院志道会発行）と誌名をあらため、さらにそれが発展して大東文化学院志道会雑誌『大東文化』と誌名を変更した。一九三一（昭和六）年一二月から発行されるようになった同誌は、大東文化協会が草創期より刊行していた雑誌『大東文化』を受け継いだ『日本新論』が刊行されたときから入れ替わり誌名を使用するようになったことは前述のとおりである。

この志道会が刊行した『大東文化』廃刊の後、前述のタブロイド判『月刊 大東文化』が発行された。したがっ

て旧制期において、いかなる形態や媒体であったとしても『大東文化』という誌名を重ねて使用することはなかった。なお、学生主体による学術雑誌には、ほかにも『斯道』などがあった。

『大東美術』

一九二五（大正一四）年四月一一日に協会内に創設された「大東美術振興会」は、山本悌二郎を会長とし、幹事を原田尾山・土屋久泰・川口壽がつとめた。そのほかにも、犬養毅や井上哲次郎など錚々たる面々が顧問として着任し、大東文化協会の活動のなかでも一大勢力であった。

大東美術振興会は同年四月二三日から二五日まで東京美術学校（現・東京藝術大学）において「六朝唐宋書画名蹟展覧会」を開催し、翌年五月にも「元朝書画名跡展」を同校で開催した。

中国および日本の書画名跡を紹介する『大東美術』は全一二冊刊行されたが、その内容はこれらの展覧会で公開された書画を含んだ図録や総目録を収録したものであった。

『Ex Oriente』

大東文化協会は比較研究部が機関誌として『Ex Oriente』（一九二五［大正一四］年四月創刊）といった専門誌の刊行にも力を入れ、日本の総合的文化学術の研究発展を志す試みもなされた。英仏独の三ヶ国語のうち、いずれかで執筆された論文のみを掲載し、欧米諸国へ向けて、東洋文化に関する最先端の研究成果を知らせたいとの目的で発行された同誌は、わずか三号のみで廃刊となったものの、その反響は大きく、とくにドイツにおいてはかなり注目されたという。『独文学新聞』（一九二六［大正一五］年、第二号）がベルリン在住のエーリ

ヒ・シュミットからの投稿を紹介し、『Ex Oriente』は日独間の学問交流を目的とした『日独学芸』よりもはるかに広域の雑誌であり、その内容は学問的国体の使命を果たさんとするものであり、大東文化協会の名誉会員であった辜鴻銘、「リツケルト」「ヘフディング」「ベネデット・クローツエ」など「世界的な人々」がいることにも注目しているとする。また『瑞西新聞』でも『Ex Oriente』が取り上げられ、紹介されたという。

またイギリスにおいても駐日英国大使館を経由して、本国へこの雑誌が紹介されている。

『Ex Oriente』vol. I（エクス・オリエンテ創刊号）は、大東文化協会比較研究部の北昤吉を編集主幹とし、刊行とともに海外各国へ送付され、ドイツやイギリスなど西欧諸国を中心に反響を得ることとなった。vol. I は、次のような構成となっている。

創刊の辞　大木遠吉
王道の考察に就いて　鵜澤總明
独訳「証道歌」附註　大峡秀榮
ロッチェに於ける妥当性概念とバーデン学派　北昤吉
本邦に於ける西洋哲学の発達史小鳥瞰図　高山峻

奥付以外に邦語は見られず、大木・鵜澤のものが英文、大峡・北が独文、高山が仏文の論稿であった。当初は年三回の刊行を予定していたが、第二・三号（vol. II－III）の合併号が発行されたのは一九二六年七月のことで、以降は続刊されなかった。なお、本学創立六〇周年記念事業の一環として、一九八三（昭和五八）年に

復刻版の制作が行われると同時に、復刊も検討された。一九八八年三月にvol. Ⅳが、続いてvol. Ⅴ、vol. Ⅵがそれぞれ一九九一（平成三）年、一九九三年に本学東洋研究所より刊行された。

第二章　大東文化学院の誕生

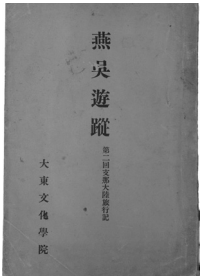

『燕呉遊蹤 第二回支那大陸旅行記』

1930（昭和５）年に実施された
大東生大陸旅行の記録
1931（昭和６）年７月

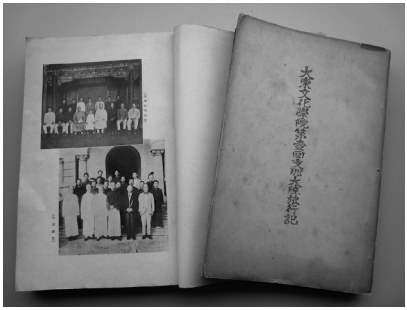

『大東文化学院第壹回支那大陸旅行記』

1929（昭和４）年に実施された
大東生大陸旅行の記録
1930（昭和５）年７月

打ち上げをする大東生たち　昭和初期

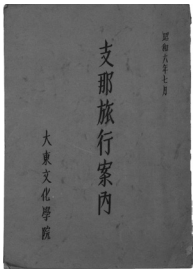

『支那旅行案内』

1931（昭和６）年夏の大陸旅
行実施にあたって作成された
1931（昭和６）年７月

第２代総長を辞した後も井上哲次郎博士は
講演や寄稿を快く引き受けた
前列中央に井上総長　昭和初期

『同学』『志道』『東文』

学生団体の「同学会」「志道会」
が発行した学術雑誌。学報とし
ての役割も果たした。報国隊発
足にともない『東文』へ改称

校　　帽
制服と制帽が定められたのは
開校から数年経ってからだった
1929（昭和４）年頃

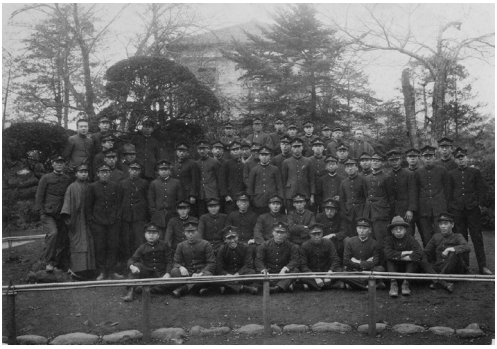

本科２期生の靖国神社参拝
1925（大正14）年

志道会吟詠部　1932（昭和７）年頃

志道会書道部　1936（昭和11）年

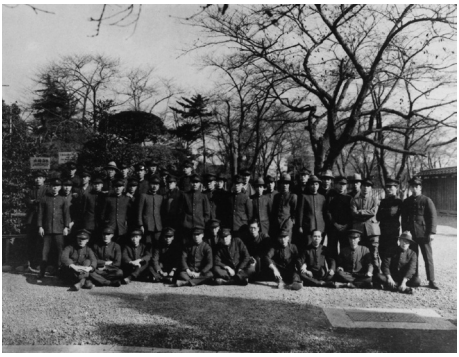

大東生集合写真　昭和初期

マンドリン部　1932（昭和７）年頃

大東文化学院が麹町区富士見町、九段の地に創設することが認可されたのは、一九二三（大正一二）年九月二〇日のことであった。以降、本学の創立記念日は、九月二〇日と定められ、現在まで続いている。本章では大東文化学院の設立申請から設立認可までの経緯と学校運営に至る萌芽期を描く。

第一節　大東文化学院の設立

一　財団法人大東文化協会による大東文化学院の創設

大東文化学院設立許可申請までの経緯

大東文化学院の設立許可申請【資料Ⅰ－5－1】は、大東文化協会より文部大臣鎌田榮吉宛に一九二三（大正一二）年八月二二日に行われた。大東文化学院の設立許可申請は、前章でみてきた大東文化協会の財団法人申請と同時に行われたものであった。私立学校の経営は法人としての運営が必須であると法令により定められていたことから、大東文化協会の財団法人化が進められたのである。なお、この時期の文部大臣は頻繁に変更を繰り返しており、鎌田榮吉が一九二二年六月一二日から一九二三年九月二日まで、犬養毅が同年九月二日から六日まで、岡野敬次郎が同年九月六日から一九二四年一月七日まで、江木千之が同年一月七日から六月一一日までとなっている。後述するように、この間に大東文化学院は設立準備とその前後の変更手続きなどのために、文部大臣宛に学則変更などを繰り返しており、大臣交替の影響を比較的受ける時期でもあった。なお、江

木は文部大臣在任期に大東文化協会初代副会頭でもあった。

東京府経由で提出された「大東文化学院設立許可申請書」には、申請代表者を大東文化協会会頭大木遠吉とし、申請された校舎予定地は「東京市神田区錦町三丁目十番地」であったことのほか、学校の教育目的、学則一覧、予定される定員数が「本科生三百名、高等科生　百名」以内とされていたことなどが記されていた。また、校舎の敷地建物の図面が添付されており、そこから校舎の規模や教室の配置などの詳細が確認できる。この「神田校舎」の建物坪数は二五三坪九合七勺半（約八四〇平米）と記載されていることから、かなり小さな校舎であったことがわかる。

校舎位置として記されていた神田区錦町三丁目というのは、当時の神田学生街の中心地であり、東京工科学校（現・日本工業大学）校地の一角に位置していた。つまり、東京工科学校が使用していた複数の校舎のうちの一棟を借り受けたものであった。周辺は小川町や神保町であり、学問を志す青年たちの憧れの地でもあった。小川町は武家屋敷が多数あった地域で、明治期を通じて多数の教育機関が官私を問わず同地に開校していた土地であった。

なお、申請書中には経費および維持についての記載もあり、財団法人大東文化協会の財務状況についての詳細が付されている。また、教員配当表は完成年度（大正一五年度）分までが添付されており、予定された教員の学位や学歴なども簡易的ではあるが確認することができる。ただし、ここに示された教員のうち複数人が開校時に着任していないため、あくまでも「予定」であったと考えられる。設立許可申請における教員や教育課程の内容については、あらためて詳述することにしよう。

関東大震災と幻の神田校舎

大東文化学院の設立許可申請書が提出されてから一〇日後の九月一日正午近く、関東大震災が発生した。この大地震は東京市や横浜市を中心とした南関東を襲い、未曾有の大被害をもたらした。約一九〇万人が被災し、死亡・行方不明者は一〇万五〇〇〇人あまりと推定されているが、その詳細は現在に至っても定かではない。東京市内の約六割の家屋が罹災し、その多くが火災により焼失したため、建物倒壊や火災による死者数が多かったとされるが、犠牲者数や被害の全容は明らかとなっていない。関東大震災はその後の日本経済にも大きな打撃を与えた。震災によって支払いができなくなった手形は「震災手形」と呼ばれたが、これら震災手形の多くは不良債権と化し、一九二七（昭和二）年の金融恐慌の一因となった。また復興事業のために発行された国債も急増し国家財政を圧迫した。さらに一九二九年の世界恐慌勃発のタイミングと重なった「金解禁」政策は、経済環境をさらに悪化させ「昭和恐慌」をもたらした。この不況は高等教育機関の卒業生たちの就職難という社会問題につながり、私学運営にも大きな影響を与えることとなったのであるが、それについてはあらためて言及することとする。

この大地震によって大東文化学院は当初より予定していた神田校舎を失うことになった。焼失した神田校舎にはすでに大東文化協会事務局を置いており、開校に向けた各種関連業務を進めつつ、同年一〇月一日に開校予定であった大東文化学院の本部所在地も同地となる予定であった。しかし神田校舎の焼失により、一時的に木下成太郎の自宅があった麻布区宮村町一〇番地への変更が余儀なくされたのであった。

大東文化学院の設立認可

大東文化学院の設立許可申請については、一九二三（大正一二）年九月二〇日に岡野文部大臣より「大東文化学院設立ノ件専門学校令第四条ニ依リ認可ス」と設立が認可された【資料Ⅰ－6－1】。なお、同認可書には「今回ノ災害ノ為関係書類ノ一部焼失セリ」との備考が添えられていた。ただし、校舎の焼失や震災後の混乱を受けて、設立許可申請時に記されていた一〇月一日の開校は不可能であり、その後も開校準備は滞ったため、実際の開校は翌年一月へとずれ込むこととなった。しかし、直前の一二月には学生募集と入学選抜が行われ、開校へ向け関係者は一丸となってその準備に取り組んだのであった。

二　九段校舎の開校

法政大学との校地交渉と開校準備の再始動

関東大震災後、大東文化学院にとってもっとも早急に対処しなければならない問題は、校地と校舎の確保であった。予定していた神田校舎が焼失し、神田や上野など学生街であった周辺も壊滅的な状況であり、新たな校舎を見つけることは開校に向け必須課題であったものの、震災直後の東京で残された校舎として使用できる建造物を探すことは非常に困難なことでもあった。

一方、実は震災の直前、大東文化学院の第二校地として用意されていた校舎があった。もともと法政大学が明治期に使用していたが、老朽化のために不使用であった旧校舎がそれである。法政大学と売買の交渉を重ね、この校舎を校地ごと譲り受けることは同年八月中にはすでに決定しており、合意締結は震災直前の八月三〇日のことであった。このとき、大東文化学院は法政大学との間に「土地建物売買仮契約書」【資料Ⅰ－7－2】を

やり取りし、校舎建物と校地とをあわせて「十五万円」で売買した記録が残されている。

同年九月一五日になって、大東文化協会は大東文化学院の校舎位置の変更申請【資料Ⅰ－7－1】を行っている。同変更申請書中に新たな校地位置として記されたのは、法政大学旧校舎のあった「東京市麹町区富士見町六丁目十六番地」「建物四百四十九坪五合八勺」というものであった。この「位置変更願」は、同年一〇月一日に「私立専門学校位置及建物変更認可ノ件」として受理された。以降、この校舎を大東文化学院では親しみを込めて「九段校舎」と呼びならわすようになり、一九四一（昭和一六）年になって池袋へと移転するまでの年月を同地で過ごしたのであった。

もともと大東文化学院は、神田区錦町三丁目にあった幻の「神田校舎」と、麹町区富士見六丁目の「九段校舎」との、やや離れた場所にある二棟の校舎を利用して開校する予定であった。神田校舎は協会と学院の事務所および一部を教室として使用し、富士見町の九段校舎は本科生たちの教室として使用するつもりで準備を進めていたと考えられる。結果的にこれが幸いし、神田校舎が震災によって焼失してしまった後も、学生定数について当面の募集数を縮小すれば何とか開校できる目処が立つこととなった。そこで、当初の設立申請のときに収容を想定していた学生数、本科一学年一〇〇名、高等科一学年五〇名、総数にして四五〇名の定員としていたところをそれぞれおよそ半数にして開校準備を進めることとした。つまり、本科一学年の定員を五〇名、高等科一学年の定員を二〇名としたのであった。

開校へ向けての校地変更

前述したように、開校時期が迫っていたことから、大東文化学院は当初の設立申請文書についていくつかの

修正を行って準備を進めた。その主な変更点は九月一五日に提出された届出によれば、次のようなものであった。

一つには、前述の校舎位置の変更であった。「東京市神田区錦町三丁目十番地」から「東京市麹町区富士見町六丁目十六番地」へと「位置ヲ変更」する旨を届け出ている。また、同時に財団法人大東文化協会仮事務所も変更する旨が提出された【資料Ⅰ－8－1】が、富士見町ではなく「東京市麻布区宮村町十番地」を仮事務所として申し出ている。この住所は前述のとおり、木下成太郎の自宅住所であった。これに加えて、当初一〇月一日として申請を届け出ていた開校日の変更が必要であった。開校日については変更申請において未定とされ、開校日の具体的な目処は立たないまま開校の手続きは進められた。木下宅を「仮事務所」としていたことから、新たに設置される「財団法人大東文化協会」の事務所となる新たな土地建物をあらためて用意する意図がこの段階まではあったと思われる。しかし、この間に神田校舎に代わる土地建物を見つけることは叶わず、すでに入手していた九段校舎一棟のみでやむを得ず開校することとなったのである。財団法人大東文化協会事務所も開校準備のなかで、九段校舎一階に置かれることとなった。こうして九段校舎の開校に向けての準備はその後の震災復興のなかでやや遅れたものの、同年一一月四日には整い、協会および学院の準備委員の面々が出校することが可能となったのであった。

九段校舎は真っ白な校舎壁面をぐるりと囲む青桐（梧桐）が印象的であったことから、校章モチーフに使われるなど現在まで青桐は大東文化大学のシンボルともなっている。この九段校舎の最寄りには東京市電の九段下や九段上の停留所があり、一九二八（昭和三）年に官設鉄道中央本線の飯田橋駅が開業、通学はより便利になっていく。

三　教育課程の模索と平沼騏一郎

「学院綱領並学則編成委員会」の発足

一九二三（大正一二）年二月に大東文化協会が発足した際、その協会規約中には「本邦現時ノ情勢ニ鑑ミ儒教ノ振興ヲ図リ及ビ東洋文化ヲ中心トスル大東文化学院ヲ設立維持スルコト」（第一条ノ二）と定められた条項があった。この条項に基づき、一九二三年四月二四日に組織されたのが、「学院綱領並学則編成委員会」であった。同委員会は、通称として「学院創設委員会」と呼ばれたが、ほかに「学院綱領作成委員会」と略されることもあった（以下では「学院創設委員会」とする）。いずれにせよ、同委員会が大東文化学院の教育理念や方針を基本的に決定していくこととなり、学院創設段階におけるもっとも重要な役割を果たした。

大東文化協会はその規約に基づき、同年七月一日より本格的な講演活動を開始することとなったが、それに先んじて講演活動の一環として、同年四月二六日に会頭である大木遠吉が山口県萩明倫館において協会趣旨説明のための講演を行っている。そのなかで、はじめて対外的に教育機関として大東文化学院を創設する旨が報告されており、すでに「学院創設委員会」によって各種の準備が始められていると言及している。

「学院創設委員会」は、委員長を大木遠吉とし、委員には江木千之・平沼騏一郎・平沼淑郎・中村進午・小川平吉・鵜澤總明・副島義一・山岡萬之助の八名が着任した。同委員会はその発足に先んじ、東京帝国大学・京都帝国大学・早稲田大学に所属をもつ教員候補者たちへ各種の諮問を行った。このとき、東京帝国大学の代表者は市村瓚次郎、京都帝国大学の代表者は狩野直喜・鈴木虎雄・長尾槇太郎の三名、早稲田大学は内田周平・松平康國・牧野謙次郎の三名であったとされるが、そのほかにも各関係者が意見を出し合い、それぞれ答申書

が提出された。三者からの回答を得て、それらをもとに審議を重ねた「学院創設委員会」は同年八月一一日に教育目的や学則、規程をはじめとした学院方針を取り決めることを目指したが、それぞれ提出された意見をまとめることは困難であることが判明し、話し合いは混迷を極めた。

とくに問題となったのは、カリキュラムの編成であった。東京帝国大学は、「学者は各其の専門を異にすと雖も、現代流行の学術思想に通暁する所なかるべからず」として漢書の講読を一二時間として一六～七時間は歴史、法制、倫理、哲学などを講義することを主張し、京都帝国大学はそれでは既成の学校とほとんど同様であり、新たに大東文化学院を設立する意味をなさないと主張しつつも「皇典の如きは、固より尊重すべきも、漢学力已に十分ならば、皇典は自然に会得するを得べし」として「皇典」に関するものは多く設ける必要はないと主張した。それらに対し、私立大学側は、漢学研鑽の必要性に関しては京大と同意見としつつも、さらに「皇学を重じ、西洋科学をも多少参考するの必要ある」ことを主張した。なお、私立大学側とは早稲田大学の関係者を中心としていたが、ほかに明治大学・日本大学・東洋協会大学（現・拓殖大学）などの関係者も含んでいた。そこで、「学院創設委員会」はあらためて「学科課程制定委員会」を発足させて学院の教育課程・カリキュラムについて協議することとした。同委員の委員長は平沼騏一郎がつとめることとなった。

学科課程制定委員会と平沼騏一郎

平沼騏一郎は、「学院創設委員会」の委員として学院方針の決定に携わるとともに、「学科課程制定委員会」委員長として学科編成の任も負うことになったわけであるが、この経緯は大東文化学院創設の特殊性の一端を如実にあらわすものであり、また平沼の果たした役割の一端を物語るものでもある。

学院の設立母体である大東文化協会は、その最大にして最重大事業の一つとして漢学の専門者養成機関である大東文化学院設立を掲げ、その設立準備に及んで「学院創設委員会」を設けた。「学科課程の制定を以て重要となし、とくに東西両大学並に私学の代表者を招きて、慎重審議を重ねしめ」ようとしたが、それぞれ意見が大きく食い違い、異なったことによって平行線を辿ったままなかなか学科課程の決定までに至ることができなかったため、すでに総長就任が決定していた平沼騏一郎を委員長とする「学科課程制定委員会」をさらに設置し、三者の意見を比較検討して学科課程表の作成に当たらせることになったのである。言い換えれば、帝国大学出身であり、かつ、国本社や無窮会・東洋文化学会などを通して在野とも親交があった平沼の名のもとに均衡を保とうとしたということでもあった。そのため、そのなかにはそもそも学問思想的には異なる主義が内在しており、争いの火種が胚胎していたのである。こうして制定された学科課程であるが、この学科課程編成をめぐっては後に学院紛擾という形で議論が再燃することとなった。

大東文化学院初代総長　平沼騏一郎

大東文化学院初代総長に就任した平沼騏一郎は、後に大東文化協会第三代会頭もつとめている。平沼は一九二四（大正一三）年一月の大東文化学院開設とともに初代総長に就任し、一九二五年一月までその職にあった。総長職を辞した後、総長在任期間同様にごく短期間ではあるが一九二六年より第三代大東文化協会会頭もつとめている。平沼の総長在任期間は一年ほどであったが、その果たした役割は極めて重要であった。ことに特殊ともいえる学院の学科課程制定における平沼の功績は大きいものであった。

平沼は大東文化学院における教育、「皇学」を具体的にどのようなものととらえていたのだろうか。また、「儒

学」と「皇道」との関係性をどのように考え、教育活動につなげようとしていたのであろうか。

平沼にとって儒学とは、歴史的な経緯から見て「皇道の輔翼」であり「教育の最も重要な部分となっている」ものであった（平沼騏一郎回顧録編纂委員会編『平沼騏一郎回顧録』学陽書房、一九五五年、一一〇ページ）。正しく儒学の精神を理解することが日本の退廃を防ぐ手段であると信じており、教育全般において「綱常彝倫（いりん）は東洋を基礎にせねばならぬ。神典国典で皇道を尊み国体を弁ぜねばならぬ」として、西洋を真似ていては教育の徹底は図れないとしている。すなわち、平沼は少なくとも教育思想の面からは、近代教育よりも旧来の日本における儒学思想に基づく教育が優れていたと考えていた。大正期における日本社会全体における良風美俗の「破壊」、固有の文化の「没却」は、西洋、ことにフランスからの物質的文明輸入によるものであると指摘し、思想的に皇道が軽んぜられ、漢学が軽視され、儒学思想が理解されないままに教育が行われていることが弊害となっていると信じていたのである。

平沼の「皇道」に対する確固たる思念と「儒学」振興思想とは切り離せない関係にあったが、平沼の考える「儒教」は正確にいえば中国における「儒教」ともまた異なるものであった。日本は「万世一系の皇室を戴ける立憲君主国」であり、中国は「易世革命の国」であるとして、易姓による両国の違いを説明している。そのうえで、漢学者らによって儒学振興を主目的として設立された東洋文化学会が刊行した雑誌『東洋文化』に掲載された平沼の論説には、「儒教」への関心が次のように示されている（平沼騏一郎「日支文化同盟の急務」『東洋文化』創刊号、大正一三年一月、一一ページ）。なお、「儒教」とは諸子百家のなかで孔子を祖とする儒家の思想や精神やその周辺について指すことが多く、これらの学派の思想体系を教え学ぶことが「儒学」であるとした使い分けがなされているといえるが、その詳細な区分は難しい。

儒教の渡来するに及びて、其の教義は我惟神の道と結合し、其の文字は我言霊の教えと調和して、漸次に日本化し、礼楽刑政文学美術其の他日用百般の技芸、皆我用たるに至り、国際及び個人の交際も年を遂うて親密を加へ、（中略）日本に入りて直に日本語となり、之を文字に現はす時は、二者全然相同じく、今や日本固有の大和言葉は三分に過ぎず（中略）其の源相同じきを以て漢語即支那語を除外しては日本文は成立せずと謂ふも不可なき状態なり

日本に儒教が渡来して以降、国内文化に儒教の影響は甚だしく言語ですら「大和言葉」は三分ほど残されている程度であるとし、日本の国家社会の組織および機能の基礎は醇化された儒教主義によって形成されてきたため、中国との関係性は否定できるものではない。むしろその内容を仔細に見れば、「言語文章飲食衣服皆支那と離るべからざる関係を生ずる」として、中国との交流の上でこそ儒教は成立しうるものであると平沼は続ける。日本では「仏教」や「耶蘇教」の渡来によって「儒教」は蚕食されてはいるが、やはり「儒教は猶傲然たる国教たるの観あり」「儒教の教義は依然として赫奕（かくえき）たる光彩を放ちつつあり」と、中国との関係を前提とした儒教の必要性と可能性を評価した。

そもそも大東文化学院は「漢学振興」の必要性からの創設であり、当初の設立議論には「皇道」「皇学」の文字は必ずしも見られず、「儒教」「儒学」の必要性を論点としていた。儒教理念に基づく教育、漢学的素養を再度見直すことこそが日本社会が必要としている教養であるとする考えから出発した学院創設案は、平沼の「儒学」を根底とした「皇道」主義思想と一致した創設理念となっていく。大東文化学院創設時の教育理念が、直接的か間接的かはともかくとして、平沼の「皇道」「儒学」思想の影響を受けたものと考えるのは自然であろう。

後に大東文化学院に紛擾を引き起こし、平沼思想にいわば真っ向から反対意見を突きつけたともいえる第二代総長井上哲次郎も、総長就任の経緯に関しては、その決定は初代総長平沼からの要請によるものであったと述べている。

つまり、草創期における学院内での平沼騏一郎の存在感と発言力は歴然としたものであったと推察されるのである。紛擾後には平沼は第三代大東文化協会会頭に就任し、一時的にせよ復帰を果たしており、また同じく紛擾後の学院再建時の総長として国本社の盟友でもあった鵜澤總明が着任していることからも、戦前期を通して学院内には平沼の影響力が依然として続いていたと考えることができる。実際にはわずか一年の総長在任期間ではあったが、「平沼先生の教育方針」を尊重する声はその後も長く大東文化学院の教育の基盤となった。

始業式訓示

平沼騏一郎は、一九二四（大正一三）年一月一一日に行われた第一回始業式における訓示において、この創立理念をさらに具体的に次のように説明している（平沼騏一郎「大東文化学院第一回始業式訓示」、大東文化学院同学会『同学』第一号、一九二五年一〇月八日）。

すなわち、「我国は古来の国史の成跡に徴し道徳彝倫に基きて智事業に及ぼし国体の精華を発揮するを以て教育の根本方針」としており、「教育勅語の御趣旨を実行するを以て急務」であることから、大東文化学院の創設は道徳と国体の強化を目的としたものである。その設立方針に基づき、「二千年来皇道を輔翼し我国体に醇化せる儒学を振興し普及するを以て眼目とし、学則に於ては特に皇学の一科を設けて其の標的を明にせり」と、その設立および教育目的を述べている。このことから、大東文化学院の教育は、何よりもまず「皇道及国

体に醇化した儒学」が主であるとしており、さらに平沼は続けて、広く智識を得ることは必要であるが、「諸学科を講習するに当りては、常に本学院究極の目的に背馳せざることに留意」するように述べていることからも、大東文化学院は「漢学振興」にあたって「究極の目的」とする、「皇道」「儒学」の思想を追究することのみを念頭に置く教育を目指していたのであった。

このように大東文化学院における「皇学」「儒学」の醇化普及を「究極の目的」と位置づけた平沼は、それらを担当する教授陣を「孰れも各学派の泰斗にして当代の碩学大儒なれば、諸子は研鑽の功を積み他日其の蘊奥を究むるの階梯を成すに於て万遺憾なかるべし」と賞賛し、錚々たる教授陣による最高の漢学教育機関であることを示唆した。平沼がこのように称した大東文化学院草創期の教授陣は、確かに多くの著名な学者が名を連ねていた。たとえば、後に第二代総長となる井上哲次郎が哲学を担当したことをはじめ、法学の鵜澤總明・山岡萬之助、漢学の松平康國・牧野謙次郎・内田周平のほか、哲学者の北昤吉も論理・心理学を講じている。また、実兄淑郎も開設時から大東文化学院の経済学教授として教鞭をとった。こうした官学私学の出身を問わず、その道での第一人者であった学者たちが挙って教授陣として名を連ねることが実現したのは、平沼の国体思想に基づく広い人脈によるところも大きかったと考えられる。

大東文化学院が理念上に「皇学」「儒学」を掲げていた一方で、平沼自身の思想的傾向もまた国体すなわち皇室皇道主義であったことは周知のとおりである。その意味では大東文化学院は平沼の思想を直接的に体現したものであった。平沼は、国本社における活動をはじめとして自由思想の蔓延を阻止することが自身の使命であるかのように国体主義を貫いていた。そしてそのために天皇制国家機構の確立に奔走し、日本社会の安定と発展は皇道に基づいた儒学思想の醇化によるとの信念をもっていた。したがって、平沼の抱いた理想と大東文

化学院の創設理念とは一致していたのであった。

平沼と大東文化学院

平沼にとって大東文化学院の創設と総長就任は、自身の理想を体現することであった。平沼は、帝国大学法科大学を司法省貸費生として卒業したことにより、当時、天皇制官僚機構のなかでは必ずしも有力な地位をもっていたとはいえない司法省入省を余儀なくされた。しかし、大正期の司法部自体の政治的台頭という時代の後押しを受けつつ順調に司法畑で勢力を伸ばしていった平沼は、ついに政治のトップにまで上りつめ、同時に国本社をはじめとした右翼団体の結成に関わることとなった。その一方で、皇室主義を貫きつつ儒学思想を抱いていた平沼は、結果として皇道主義・国体主義思想に基づく「皇学」「儒学」を基本教育理念に掲げた大東文化学院の創設に携わることとなる。この儒学思想に基づく高等教育機関の創設はもちろん平沼の政治的生涯とまったく無縁なわけではなく、大東文化学院創設メンバーは国本社役員と重複していたし、民間右翼とのつながりも認められる。しかし、平沼が大東文化協会および大東文化学院に対して期待したものは、自身の政治的基盤の強化というよりは、むしろ幼年期より培ってきた皇道観・儒学思想の実現であった。創設後ほどなく総長職を離れその後大東文化協会会頭となるも、いずれもごく短期の就任期間ではあったが、平沼にとっての大東文化学院は自身の理想教育を反映したそのものであったし、大東文化学院にとって平沼の思想はそのまま教育基盤の一つであった。

したがって、大東文化学院創設における平沼の皇道主義に基づく儒学教育の理念は、政治的政策思想とまったく無縁ではないにせよ、そこから切り離して見るべきものである。正しく儒学を理解することこそが日本の

将来および日本人の育成にとって必要であると信じていた平沼にとって、それを皇道と結びつけていくことはごく自然なことであった。それが大正期の復古主義や漢学振興運動と結びつき、大東文化協会および大東文化学院の創設へとつながっていくこととなる。

四　大東文化学院開校に関する新聞報道

相次ぐ新聞報道

大東文化学院の開校までの新聞報道も頻繁になされており、数多く確認することができる。『読売新聞』や『東京朝日新聞』などは大東文化学院創設までの経緯を定期的に記事としており、とくに詳細である。

最初に関連記事が確認できるのは、一九二三（大正一二）年二月一三日の『読売新聞』朝刊である。「漢字制限がやかましい時に漢学擁護団が生れた」という大見出しに次いで、中見出しには「貴衆両院のお歴々の手によって紀元節の夜にその発会式が挙げられた」「大学を設けようといふ意気込み」とある。大東文化協会の設立を報じるとともに、協会は「大学」設立を目指していると報じたのである。歴代大臣経験者が大東文化協会理事役員となって連なるなか、とくに「大島健一男爵談」として、「わが国特有の国民思想を」「国民性に醇化した漢学から築き上げる」と述べていると紹介した。同年四月八日の同紙朝刊では、「漢学復興」の大見出しとともに、大東文化協会が儒教および漢学振興を目的とした人材養成のための「学校」設立を計画しており、一〇年間にわたって国庫補助金を受けることが決定したことを報じている。同年三月の帝国議会の決議を経ての記事であり、同記事によれば、この段階ではすでに「大学」案ではなく、「大東文化学院」という名称の私立専門学校が設立されることが決定していることがわかる。「高等師範程度」となる四年制の「本科」と、「大

学程度」となる三年制の「専攻科」が開設される見込みであると報じている。ただし、募集人員は各一〇名としており、狭隘な神田校舎のみでの開校を考慮していたとしても、かなりの少数精鋭の教育機関を想定していたことになる。同年七月八日の同紙朝刊では「大東文化協会が漢学大学を建てる」「百五十万円をせしめた手前」「大いに支那古代哲学の宣伝」との見出しとともに、「出来ることなら漢字を全廃しちまへ――といふ議論のある昨今」との書き出しで始まる。「大金をまんまとせしめた大東文化協会」などとやや批判的で揶揄する論調ではあるが、「九月から大東文科学院（ママ）といふ漢学振興の大学を建て本科（三年）には中学卒業生以上を入れ其上に高等科（二年）研究科を置き実践躬行、真に修身の模範たるの人を養成したい考え」と、本科および高等科の就業年限が確定したこと、著名な学者らを招待して講演会を実施予定であることを「聞いていると話は大きい」と称して紹介している。

同年八月一二日には『東京朝日新聞』朝刊が、「大東文化学院設立　院長は平沼氏」との大見出しによって、初代総長に「現大審院長平沼騏一郎氏」が就任することが、一一日に東京会館にて行われた臨時総会によって決まったことを報じている。ここでは、大東文化協会が財団法人となるための寄附行為および、大東文化学院学則もあわせて審議されて可決されたことも報じている。なお、こちらの記事では国庫からの補助金額は「向ふ十箇年継続百七十万円」であると記されている。

学生募集広告がはじめて新聞紙上に掲載されたのは、同年一〇月二一日の『読売新聞』朝刊であった。「大東文化学院学生募集」として、大東文化協会会頭大木遠吉および大東文化学院総長平沼騏一郎の名前で告示され、「月謝を徴せず且成績及、事情に依りては相当の給費を為す」「願書は十一月三十日到着を以て締切とす」「入学試験は本科は十二月二十一日より高等科は同二十五日より実施す」とされた。

また、同紙は翌年一月一三日の朝刊でも、「活版本はだめだと本場支那から木版本を教科書に取寄せるといふ大東文化学院」との見出しで、「学生は六百幾名の志願から三回も試験をして選抜した所謂俊才で本科五十三名高等科二三名外に聴講生が三名」により大東文化学院が開校となったことを報じた。「いよいよ明十四日から」授業を開始することとあわせて、どのような講義があり、何の教科書を使用しているかを具体的な書籍名とともに詳細に紹介している。たとえば、「高等科の講義は先ず二松学舎の池田蘆洲の『史記』を劈頭に同氏の『通鑑輯覧』今井彦三郎氏の『万葉集略解』松平康國氏の『書経』内田周平氏の『四書集註』桂湖村氏の『荀子』川合孝太郎氏の『左伝』西村天因氏の『楚辞』」などのほかさらに数十の担当者と教科書名とを挙げ、「漢字制限論者なんか肝をつぶしてはいけない」「この要領で一日四時間乃至五時間漢学を仕込む」「教える方は会長の井上哲次郎博士をはじめ何れも一流の漢学者」、習う方も「この道に凝り固まったやうな人々だ」などと報じ、「欧化論者などは即ち卒然として膚に粟を生ずるであらう」と述べている。

第二節　大東文化学院の開院

一　入学試験と大東文化学院一期生

大東文化学院第一回入学試験

一九二三（大正一二）年一二月下旬に実施された第一回入学試験は、日本各地から入学希望者が殺到し、本

科および高等科ともに数倍の受験倍率となった。本格的な漢学のための高等教育機関、しかも授業料は無料で教科書もすべて頒布され、さらに給費制度も完備という、当時としても希有な特典をもった学校の誕生は、経済的理由により進学を諦めていた青年たちや、漢学の道をさらに追究したいと願っていた現役の中学校などの漢文科教師たちに希望を与えるものであった。

難関試験を突破した学生たちとともに、大東文化学院は九段校舎一棟のみで翌年一月一一日に開校日を迎えた。本科入学は中学校（旧制）卒業程度の学力が必要、高等科入学は「中等学校漢文科教員資格」をもっているか、あるいは専門学校漢文科卒業程度の学力が必要であると定められていた。とくに高等科一期生は現役の漢文科教員や中学校校長経験者などをはじめとして、すでに相当の漢学の実力や知識をもつ者が集い、三〇代や四〇代の学生も多く含んでのスタートとなった。後述するように、最年長に六〇代の学生もいたことが確認される。

大東文化学院は、創設時に本科三年高等科二年（翌年から三年間へ延長【資料Ⅱ－1－1】）とする修業年限を設けていた。もともと開校予定日を一〇月一日としていたので、秋入学を予定していたのかと思うところであるが、当初から学則において「四月入学、三月卒業」と定めていた。一九一八年に大学令が公布されて以降、帝国大学を含む高等教育機関の入学時期は一律に四月へと整備されていたため、大東文化学院でも四月入学を予定していた。つまり、当初より本科と高等科とともに、一期生だけが一〇月に入学することが想定されていたのである。被災によって予定よりも開校は遅れたものの、一期生は三年三ヶ月という少し長い期間在学し勉強できる「特権」を有し、その後に続く大東文化学院の学問の礎を築いたのであった。なお、同年二月にも入学試験が行われ三月に入学許可を得た学生が一期生に含まれており、四月から同期生として学んだという記録

もあるが、詳細は定かではない。ただ、一〇月入学が震災により延期となったため、学校運営上の必要があって入学試験が行われたとする説が有力である。

高等科一期生

高等科へ一期生として入学したのは二一名、そのほか高等科聴講生として六名が入学したとされる。初年次の在校生名簿には、秋谷竹三郎・秋山寛・上野賢知・柏木質・加藤梅四郎・能沢猪之助・近藤杢・斎伯守・斎藤善太郎・相良政雄・澤田総清・七里重惠・菅沼貴一・鈴木由次郎・高瀬七十七・茶谷忠治・内藤政太郎・長島万里・西脇玉峰・藤野岩友・與縄熊雄の名前が見られる。聴講生には、荒木蒼太郎・江上新五郎・楠野俊成・高島愿・永原鉦作・姫田與吉が名を連ねた。一方、卒業生名簿には、秋谷・加藤・能沢・近藤・斎伯・澤田・七里・菅沼・鈴木・高瀬・茶谷・内藤・長島・西脇・藤野・與縄の一六名の名前が確認できる。ただし、聴講生も同じく卒業式に参列しており、同日撮影された卒業写真には同じ卒業生として並び写され、その後に作成される卒業者名簿にも旧制期を通じて名前が掲載されていることから、在学中から同等に学問に励み、在校生として過ごしていたことが推測できる。なお、聴講生のなかに永原鉦作の名前があるが、永原は藤野鉦斎（藤野鉦作）の名で明治四〇年代にいち早くコナン・ドイルの小説作品を翻訳し紹介した人物であり、シャーロック・ホームズが活躍する『青目玉』（現在では『青い紅玉』や『青いガーネット』などと邦訳される）、勇将ジェラール・シリーズのなかから『老雄実歴談』（現在では『勇将ジェラールの回想』などと邦訳される）などを手がけた。そのほかエドガー・アラン・ポーの『黄金虫』を翻訳したのも同時期の仕事である。晩年には昭和初期に鹿児島県の硫黄島に残された『平家物語』に関連する文書資料の調査を行った。永原姓へは一九一二（明治四五）年

五月頃に改姓したとされる。

彼らの卒業後の進路については、次のように記録されている（『同学』第四号）。

秋谷竹三郎	株式会社東京開成館編集長
加藤梅四郎	鹿児島県立女子師範学校教諭兼第二高等女学校教諭
能沢猪之助	大阪府立高津中学校教諭
近藤杢	大東文化学院助教授　日本女子大学講師（ママ）
斎伯守	千代田女子専門学校教授兼千代田高等女学校教諭
澤田総清	東京府立第一中学校教諭
七里重惠	日本大学講師　大倉高等商業学校講師
菅沼貴一	青森県立青森師範学校教諭
鈴木由次郎	東京市立第二中学校教諭
高瀬七十七	神奈川県立横浜第三中学校教諭
茶谷忠治	大阪府立天王寺師範学校教諭
内藤政太郎	大東文化学院助教授　ルーテル専門学校講師
長島万里	不詳
西脇玉峰	駒澤大学講師　京華中学校教諭
藤野岩友	麻布中学校教諭

與縄熊雄　　熊本県立熊本第一師範学校教諭

高等科一期生の卒業後の進路は、前記のように記録されており、高等教育機関に就職するか、師範学校や旧制中学で漢文科教員となる者が多かった。とくに、近藤杢・内藤政太郎は官学派教員に与し、高等科卒業後には学院助教授として採用され、後に教授として本学発展に寄与していくこととなった。そのほか、加藤梅四郎・澤田総清・鈴木由次郎・西脇玉峰などは他校の教員として経験を積んだ後、数年後に大東文化学院に呼び戻されている。彼らは戦時下から戦後復興期にかけての学校運営の中心的な役割を果たすこととなり、教授として真摯に学生指導にもあたった。

一方、他校で活躍を続けた卒業生も多い。たとえば、七里重恵は卒業後に日本大学や大倉高等商業学校で講師を勤めた後、法政大学や立教大学で教授となっている。また、藤野岩友は麻布中学教諭を経て國學院大學へと移籍、四〇年近く勤めた後に名誉教授となった。そのほか、故郷に戻り教員となった卒業生も多く、師範学校や旧制中学などで漢文科教員として勤務する傍ら、研究活動も継続し、複数の著書を残していることが確認できる。なお、卒業生のうち長島万里の卒業後の進路が不詳となっているが、学院入学時にはすでに『書誌神髄』（一九一五［大正四］年）、『老子神髄』（一九二一年）などの著作活動を「天爵道人」の名で行っており、明治期には「血達磨」の筆名で『処世三十棒』（一九〇九年）という明治世相を描いた随筆集を発表するなどしていた。卒業記録に一八六三（文久三）年四月生まれとあることから還暦を過ぎて入学したことになり、長島は卒業後も文筆活動を続けたようで、著書に『皇道』（一九三二［昭和七］年）などがある。一方、「若手」と称された上野賢知や近藤杢は入学年に四〇歳となった。七里重恵は二七歳、澤田総清は三二歳、相良政雄や藤野

岩友などは二六歳、鈴木由次郎は一九〇一年生まれで最年少の二二歳で入学しているが、二〇代はむしろ珍しく少数であった。

他方、大東文化学院紛擾で退学となったために卒業生名簿に記載されなかった高等科一期生もいた。私学派教員の一斉辞職に進言したことが原因となって退学処分となったのは、秋山寛・上野賢知・相良政雄である。とくに上野と相良は助手（後に講師）として一時的に学院に呼び戻されたものの、「官学派が優遇されている」との進言がきっかけとなり、学院内の調和を乱したことを理由に辞職勧告を受け、一九二八年には再び学院を去ることとなった。しかしとくに優秀で、「大東漢学」への熱意があったからこそ紛擾に巻き込まれていったとも思われ、その後も漢学を追究し研究業績を残している。学院退職後、上野は武蔵大学教授として約三〇年間にわたって教育に携わり、名誉教授となった。一方の相良は、もともと東洋大学を卒業後に新卒で採用された錦城中学校へ戻り漢学教育に携わったほか、二松学舎・国士舘・早稲田大学などで漢学講義を担当したものの、一九四一年に早世した。秋山寛は卒業者名簿には記載されていないが卒業相当とされ、故郷へ戻り岡山県立岡山師範学校教諭となった。そのほか、柏木質・斎藤善太郎は一身上の都合で退学したものと思われるが、以降の詳細は不明である。

西脇玉峰「私の当時の思ひ出」

大東文化学院高等科一期生となった西脇玉峰は、一八七一（明治四）年生まれの五二歳で入学しており、前述の長島万里に次いで年長の学生のひとりであった。大東文化学院は、翌年度から入学年齢の目安を設け、本科はおおよそ二五歳、高等科はおおよそ二七歳くらいまでが目安であることを入学要項に明記したため、年齢

層の幅が広く多様であったのは一期生にとくに見られた特徴であった。高等科二期生および三期生までは四〇代でも数人が入学を果たしているものの、四期生以降はそのような傾向はなくなりほぼ全員が二〇代となった。当時の高等教育機関全体の傾向として見ても、高等科一期生のような年齢層の広さはかなり希なことで、大東文化学院に設けられた各種の特典に加えて、漢学という専門性がこのように幅広い年齢層からなる学生たちの入学希望を集めることとなったのであろう。

さて、西脇玉峰は大東文化学院時代に過ごした日々を、「私の当時の思ひ出」と題した原稿によって回顧している。同稿は一九四一（昭和一六）年一二月発行の『東文』第一号に掲載されたものであり、西脇が七〇歳になる頃に当時を述懐したものということになる。『東文』というのは、大東文化学院報国団雑誌班が編集発行した冊子で、巻末に記載された「あとがき」によれば、「この雑誌を単なる雑文芸雑誌などに堕としめるには余りにも貴重すぎると思ふ。我々は剣を執つて倒れるその日まで祖国を熱愛するが故に学術を愛する」として高尚なる研究学術雑誌の刊行である旨を述べ、「西脇先生よりは学院創立当時の貴重なる体験談を頂戴するを得て、編者之にすぐる喜びを知らない」と感謝の意を表している。

同号に掲載された西脇による「思ひ出」は、「恐ろしい大震災のあつた大正十二年の十月二十日の朝であつた。私は学校へ出勤する前、萬朝報の二面を見ているとふと目についたものがある。それは大東文化学院の第一期学生募集広告であつた」と始まる。西脇は、「月謝を要せず、且つ成績及び事情に依りて相当の給費を為す」という学校誕生に、「私の胸は何となく踊つた」と続ける。西脇は当時、御茶ノ水にあった「K中学とK商業」に勤めていたと書いており、K中学というのは京華中学校のことで、K商業というのは系列の京華商業学校のことを指す。西脇いわく、「貧乏教師」かつ「孫さえある」身で「滑稽で恥ずかしい気」がしながらも入学

試験を受けに学院構内へ入ると、「四十格好の人が多かつたので内心ホツトし」、さらに西脇が受験生の控え室で出会いことばを交わした人は六一歳であったため、上には上があるものだと「大いに我が意を強くした」と続けている。これは前述の長島万里のことかもしれないし、もしかすると六〇代の受験生がさらにいた可能性もある。いずれにせよ、こうしてあらためて意を強くした西脇は、見事に大東文化学院高等科の難関入学試験を突破した。合格通知が届いて、はじめて妻や娘にこのことを告げた西脇は、反対する家族を説得し、大東文化学院へ入学することになったのである。なお、西脇と同期となった高等科一期生は二一名、そのほか高等科には聴講生六名が入学したと記録されているが、西脇は入学式に参列した高等科一期生は二三名であったと「思ひ出」に書いている。当時の聴講生は、卒業まで高等科正規生と分け隔てなく勉学をして過ごしたので、聴講生も加わって入学式に参列していたのかもしれない。

西脇いわく、「我らの仲間は皆勝れた人物で、しかも熱心な学究の徒」「殊に近藤杢君の如きは、詩文に於ては已に一家を為せる人であるから、午後の詩作の時には常に牛耳つていた。七里重惠君の如きは、二年の時、既に文部省の漢文の高等試験にパスした位である。孰れにしても皆職を擲つて専心一意勉学に志した人々のことである」と仲間の様子を畏敬の念をもって描写している。さらに、「毎日学院に行くのは非常な楽しみであつた」と書いており、当時の学院生がいかに切磋琢磨しつつ学問を謳歌していたのかということが伝わってくる。西脇は高等科入学後も生活のために商業学校の授業を夕方に開講して続けていたので、週のうちの六日は朝七時から夜七時半まで家を不在にする、忙しくも充実した五〇代の毎日を送ったのであった。

本科一期生

本科に入学した学生は六〇名とされているが本科入学者の一覧は現存しておらず、確認することができない。卒業時にはこの入学者数からやや減り、五〇名の名前が本科一期生として卒業者名簿に記載されている。さらにまた、この本科一期生のうちの半数近くが高等科へと進学をはたして高等科四期生となって研鑽を積むこととなった。また、高等科へ進学しなかった者は、そのほぼ全員が中等教育機関の漢文科教師となって活躍することとなったのであった。

本科一期生卒業者一覧は次のような名簿となっている。名前の後の（高）は高等科への進学をあらわしている。

伊藤一郎・井上健之助（高）・浦典久・江晃章夫（高）・大中俊吉（高）・小川貫道（高）・徳富鉄輔・河村文太夫・河又正司（高）・各務隆・影山誠一・亀井実・北村民治・岸本美之留・高良安道・佐々木義秀・斉藤秀明・相良悳（高）・朱柄乾（高）・鈴木徳秋・鈴木吉武・小林清八郎（高）・田中畊・田中稲積（高）・田久保駒作（高）・竹谷英文・治郎丸憲三（高）・寺尾正一（高）・時枝滿康（高）・長瀬誠・中条是龍（高）・中川信彦（高）・中原政一（高）・西田貞実・野村綱吉・原田稔（高）・人見武・藤井武夫（高）・穂苅豊男・待野一勇・松本勝・松本芳景・松島政信・松田正之・安本利之・吉田龍雄・横田庄八（高）・渡辺雄治・渡辺美孝・渡辺義衛（高）

二　大東文化学院の開院

一九二四（大正一三）年一月一一日に大東文化学院始業式が行われ、教員陣と一期生たちがここに集い授業

が開始された。同日の「始業式」で平沼が行った訓示は、『同学』第一号（大東文化学院同学会編、一九二五年一〇月八日発行）に全文が紹介されており、前節で紹介したとおりである。また、同年一月二八日に行われた「開校式」では、大東文化協会関係者を含む大東文化学院の教職員と本科および高等科一期生たちが集い、あらためて入学式に相当する式典が行われた。

一方、政財界や近隣の教育機関学校長など多くの来賓が参列しての「開院式」は、二月一一日に挙行された。この式典の内容や式辞は『創立十周年記念　大東文化協会 大東文化学院 創立沿革』（大東文化協会・大東文化学院編、一九三二［昭和七］年一〇月一三日発行）にその一部が掲載されているので、以下に紹介しておこう。

大東文化学院開院式

来賓多数による開院式は、始業からおよそ一ヶ月後の二月一一日に九段校舎内にて行われている。来賓祝辞は、内閣総理大臣の清浦奎吾、文部大臣として江木千之、東京府知事の宇佐美勝夫、大東文化協会会頭の大木遠吉の順で行われた。開院式では平沼総長の登壇はなかったようで、ここでは同年一月一一日に行われた始業式の平沼の式辞が重ねて紹介されているのみである。なお、江木は大東文化協会の初代副会頭にも就任していたが、あくまで文部大臣として教育機関の創設式典に来賓として出席しての祝辞であった。それぞれの祝辞概略は次のようなものであった。

まず清浦は、「皇道ト我国体ニ醇化セル儒学トヲ主トシ之ニ参スルニ欧米ノ知識ヲ以テシ依テ以テ有為ノ人材ヲ養成セムトスル本学院ノ成ルヲ見ルハ最モ及時ノ好施設ニシテ其ノ効果ノ及フ所極メテ少カラサルヲ信ス」と述べた。次に江木は、「大東文化協会ノ設立トナリ今又大東文化学院ノ開設ヲ見ルニ至レルヤ余ハ国家人民

ノ為ニ満腔ノ祝意ヲ表セント欲ス」と開院を祝すことばを述べている。宇佐美は、「西欧文化ニ陶酔シテ東亜文明ノ精髄ヲ軽ンスルカ如キ風アル今日本院ノ設立ヲ見ルハ誠ニ機宜ニ適シタルモノト云フヘシ」としている。

続く大木遠吉は、設立までの経緯の詳細を次のように述べている。「大正七年原内閣ノ成立スルヤ同年十月木下成太郎佐久間鐵園二氏ノ尽力ニ依リ意見書ノ提出トナリ越ヘテ大正九年十一月奥繁三郎氏主トナリ衆議院議長官舎ニ於テ朝野学者ノ意見ヲ徴シタリシニ木下成太郎氏等ノ発議ニヨリ本問題ハ各政党政派所見ノ上ニ超越シテ宜シク協力一致以テ其遂行ヲ期セサルヘカラザルコトヲ議決シ遂ニ大正十年ノ議会ニ於テ始メテ各派連名ノ建議案トシテ提出シ戸水寛人氏及佐々木安五郎氏代表トシテ其説明ノ任ニ当リ」というように、一九一八（大正七）年から一九二一年までの経緯を説明しており、実は大木のこの祝辞を基本根拠として漢学振興運動と大東文化学院の設立運動は、一九一八年に始まるとされており、同祝辞は設立経緯を辿るための重要な証言となっている。

三　大東文化学院学生募集要項

あらためて、初期の大東文化学院の学生募集はどのように行われたのかについて、一九二七（昭和二）年四月入学となる本科四期生を募集した入試要項である「大東文化学院入学要覧」に依拠して、その内容を確認してみよう。

四期生の「入学要覧」は、一九二六（大正一五）年一〇月に発表された。なお、同年末に大正天皇が崩御し昭和へと元号が移り変わったので「大正一六年度入学志願者」ではなく、実際には「昭和二年度入学志願者」と訂正されることとなるが、秋から始まった募集は「大正十六年度」入学志願者用として作成された。

まず「通則」として、「大正十六年度入学志願者ハ本院学則ニ依ルノ外左ノ通リ心得ベシ」と記された後、「募集人員」として本科一学年を六〇名募集、志願者資格として「学則第十七、第十八、第十九条ニ該当スル者」、本科入学年齢は「概ネ二十五歳迄トス」とされた。ちなみに高等科入学年齢については「概ネ二十七歳迄トス」とされた。以下、「出願手続」「入学試験」「受験時ノ心得」「入学許可後ノ心得」「特典」と続く。受験料として五円の納付が必要であったが、「特典」として入学料授業料は「徴収セズ」、給費は「成績其ノ他ニ依リ本院ノ適当ト認メタル者ニ支給ス」とされた。また、ほかの高等教育機関と同様に「入営延期」として徴兵免除もあり、本科生は二五歳まで、高等科生は二七歳まで延期が認められた。そのほか、本科卒業後には「漢文科中等教員無試験検定ノ資格」、高等科卒業後には「漢文科高等教員無試験検定ノ資格」が与えられることも記されている。

では、入学試験の内容はどのようなものであったか。「入学試験」は、試験科目として初日に「国文解釈（文法ヲ含ム）」「漢文訓点及解釈」「作文（文語体仮名交リ文）」があり、翌日に口頭試問と身体検査が行われた。大東文化学院入学試験の個性的な特徴として特筆すべきは、「受験時ノ心得」として示された「答案ハ毛筆ヲ用フベシ」「筆墨類ハ各自携帯スベシ」とした点である。入試は受験生自らが筆と墨とを持参し、毛筆で解答を記入することが必須とされていた。

なお、一九二七（昭和二）年一月八日に実施された大東文化学院本科入学者選考試験について、当時大東文化学院教授であった前川三郎が日記にその詳細を残している。同日の日記には、「大東文化学院入学試験監督の為出勤」「受験者三百人余」と記している。同年の入試予定日はもともと一月八日と予定しており、大正天皇崩御からおよそ二週間後、昭和へと年号が変わったこと以外、大東文化学院の入試は予定どおりに実施され

たということになる。また、同年の大東文化学院本科一学年の定員は約六〇名とされたので、受験倍率は約五倍ということになり、これは当時としてかなりの受験者数であったといってよいだろう。同日の前川日記には続いて、「予の実務は作文なり午後一時より三時まで二時間爾来採点に従事」とある。翌日には、「終日採点夜十一時に至りて全部終了」と記されていた。その後、一月一七日には「大東文化学院新入学生決定会議にて六一名を合格と決した」と、かなり詳細な記録を書き残している。続いて一月二七日の日記に前川は、「大東文化入学試験謝礼三十円受領」と記している。

入学試験問題

東京啓文社から一九三一（昭和六）年に刊行された、野村太刀雄著『全国官公費貸給費学校入学受験案内　附・各学校入学試験問題集』には、「大東文化学院本科入学試験問題」が掲載されている。同試験問題の実施年度ははっきりとは明記されていないが、同書の内容から発行年に近い一九三〇年頃の試験問題であると思われる。

この年に行われた本科の入学試験は、「国語」一時間半、「漢文（甲）（乙）」二時間半、「作文」二時間とされた。以下に見ていく問題数に対して、かなり長い試験時間が確保されていたことがわかる。

まず、国語の試験は三つの大問が用意され、①四行ほどの文章を読み、三行以内で主意を述べさせる問い、②六行ほどの文章を読み、文中の傍線に注意しつつ解釈せよという問い、③二つの短文を読み、その文中の誤りを指摘せよという問いであった。続いて、漢文の試験は「甲」と「乙」の二つの白文について、返り点、送り仮名を付した後に解釈せよ、という問いであった。最後に、作文の試験問題には「論語ヲ読ム」とのみあり、二時間ほどの時間内に、同テーマに基づいて漢字仮名交じり文で書かせる問いが出題された。

この試験問題が掲載されてから九年後、一九四〇年三月に行われた入学試験に出題された問題が、『大東文化学院同窓会報』第三号（一九四〇年七月）に掲載されているので、次にこの年の入学試験がどのような問題であったのかを紹介しておこう。

まず、「本科入学試験問題」は、「漢文科（甲）」「漢文科（乙）」「国語科」「作文」であった。ここには明記されていないが、それぞれの科目に課された試験時間は以前と同程度であったと思われる。一方、こちらには「高等科入学試験問題」も掲載されており、「漢文科（其ノ一）」「漢文科（其ノ二）」「国語科」「作文」とある。ともに問題数はそれほど多くなかったが、試験時間は従来どおり十分に長く用意されていたので、筆を使用しても余裕をもって問題に取り組むことができたと推察される。じっくり考えさせる時間を与え、本来の漢学力を見極めることを目的とした入学試験であったといえる。

さて、同年実施された本科の漢文科問題は、カタカナを漢字へと直す、六行ほどの白文に返り点および送り仮名を付しかつ注釈を付す、四字熟語に仮名を振りかつ注釈を付すなどといった問いで構成され、それほど難易度は高くなく問題数も少ないものの、基本的で本質的な漢文力が身についているかどうかを見極めるための質の高い問題が用意された。また、国語科の問題も同様で、捻った問題はなく、長文読解として数行ほどの文章を読み、その解釈を述べさせることを基本としていた。同年の作文の課題は「東亜新秩序建設と青年の覚悟」であり、同時代の世相を感じさせる出題であった。

一方、高等科は基本的にかなり高等な漢学力を問う問題が出題された。最初の「漢文科（其ノ一）」にはやや長めの白文が提示され、句読点・返り点・送り仮名を付すように指示されるが、「不要解釈」とされており、句読点などを付すことのみによって受験生の理解度をはかったわけである。その白文も幕末の朱子学者である

齊藤拙堂の「韓蘇詩鈔序」から選出されているあたりかなり難問で、専門的な知識が必要であっただろう。次の「漢文科（其ノ二）」と「国語科」は要解釈で裏面まで使用して長文を答えさせるもの、かなり専門的と思われる人名や書名を挙げてその活躍した時代や具体的な人物像、著者名などを答えさせる問いが出された。「作文」は三〇〇文字程度の漢文での解答が求められ、「義戦説」「慎独説」についてどちらかを選ぶよう指示された。

受験雑誌にみられた大東文化学院

明治期以降、日本各地に高等および中等教育機関が開設されるようになると、受験雑誌や東京遊学案内などの学校紹介誌が多くの出版社から刊行されるようになった。そのなかから、大東文化学院を紹介したものをいくつか挙げておこう。

まず、三省堂から刊行された、東京市役所編纂『東都学校案内』（改訂版）である。これは、一九二六（大正一五）年一二月二〇日に発行されたものについて改訂再版を重ねて出されたものである。一九二八（昭和三）年二月には改訂一七版となっているから、当時として受験生に愛読された受験情報誌であったといえるだろう。この改訂一七版の同誌を見てみると、「大学の部」「高等学校の部」「専門学校の部」「実業専門学校の部」「実業学校の部」から編まれており、大東文化学院は「専門学校の部」に記載されている。情報として、「麹町区富士見町六丁目六番地（ママ）」「電話九段(33)２０９３」と住所と電話番号があり、「総長（事務取扱）」には大島健一の名がある。発行当時の学生数は二三六名と記されており、職員数は三五名、寄宿舎は「ナシ」、学費は「徴収セズ」、「卒業生ノ進路」として高等科は「漢文科高等教員無試験検定ノ資格アリ」、本科は「中等教員無試

験検定ノ資格アリ」と書かれているので教員となることが前提の学校として紹介されたと見てよいだろう。また、本科と高等科のほか、修業年限「一カ年以上」の「研究科」もあることが説明されている。「入学資格」については学則を抜粋して端的に記されており、本科入学は「1．中学校・師範学校卒業生」「2．専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者」「3．文部大臣ニ於イテ専門学校ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタルモノ」「4．小学校正教員免許状所有者」とある。一方、高等科入学は「1．本科卒業生」「2．高等師範又ハ専門学校国語科・漢文科卒業生」「3．文部省国語・漢文科中等教員免許状所有者」であることとされた。なお、同誌に掲載されたもっとも特筆すべき情報としては「入学率」である。一九二六年度と一九二七年度の志願者および入学者数が載っており、一九二六年度については高等科志願者四五名に対し入学者は二四名、本科志願者三八二名に対し七八名であったとある。一九二七年度については高等科志願者三一名に対して入学者は三一名、本科志願者三〇三名に対して入学者は六一名であった。志願者数は微減してはいるものの、本科の受験倍率は五倍程度で推移していたことがうかがわれる。

次に、東京啓文社から一九三一年に刊行された、野村太刀雄著『全国官公費貸給費学校入学受験案内　附・各学校入学試験問題集』を見てみよう。同書は前述の入学試験問題を紹介することを特徴とした学校案内書であったが、そのほかにも沿革や卒業生進路などについて詳細に書かれており、有用な情報が含まれている。ここからいくつか抜粋してみると、「昭和二年以降の卒業者は昭和六年一月に於て本科二百六名、高等科六十名である」こと、「修業年限は本科、高等科は各三年、補修科一年、研究科は一年又は二年とす」とある。大東文化学院では開校時より導入されていた給費制度が同年より廃止されており、あわせて学費の徴収も行われたのであるが、それについての説明もなされている。いわく、「従来、本学院は給費制であったが、昭和六年度

よりそれを廃し、奨学金制を置き、又入学者より入学金授業料を徴収するやうになつた。従つてこれからは給費学校の中に数へることが出来ないかも知れないが、授業料の安価なる点に於て、又学校の性質に於てさう呼ぶことにした」とある。本書は「官公費貸給費学校」の受験案内書であるので厳密には同年より学費が発生することとなった大東文化学院は含まれないのだが、このような理由により掲載することにした、と述べたものである。本書において大東文化学院を説明したページの末尾には「卒業生の進路」が記されている。「昭和二年三月始（ママ）めて第一期生として本科五十名、高等科十五（ママ）名の卒業生を出し、爾来本年四月迄、其の数二百六十余名を社会に送っている。而してこれ等卒業生の無試験検定は孰れも好成績を示している」「全部所期の目的――本科は中等教員高等科は高等教員の資格を得ている。元来無試験検定は学校当局の成績上申を基礎として文部省が行ふのであるが、他校は八十点くらいで合格と聞いている。然し本校は七十五、六点の様に想像される。これは文部省が本校の教授及成績を信頼している為であらうと思はれる」「創立未だ日浅き為、所謂社会的名士の輩出は見ないが、やがては輩出することを信じている（当局談）」と書かれており、創設当時より教員養成機関の優秀校としての期待が強く寄せられていたことがわかるのである。

第三節　大東文化学院紛擾と昭和初期の学院生活

一　昭和初期の学校騒動

大正期から昭和初期にかけて、大東文化学院に限らず、多くの高等教育機関で「学校騒動」が頻発するようになり、社会問題ともいえる様相を呈するようになっていた。たとえば、一九一七（大正六）年に起きた早稲田騒動や、一九三〇（昭和五）年の明治大学での騒動などが挙げられる。こうした学校騒動のピークは昭和初年頃であったとされ、当事者たちはもちろん、世論を巻き込み展開されていったことが特徴で、一般の新聞や学内外で編集発行される雑誌などを媒体とすることも多かった。関連して数多くの論説が学内外へ発表されたこともあって、場合によっては、政府当局をも動かす力をもつこともあった。そのため、学校騒動は広く当時の人々の関心を集めることとなった。

なぜ同時期に学校騒動が多発することとなったのか。もちろん、それぞれの学校により事情はすべて異なるが、その要因として共通して指摘されるのは、第一に、当時の高等教育機関の性格が、数年前に比して大きく変容していたという点である。大学令公布以降、高等教育機関数は大幅に増え、量的な拡大がなされていた。教員数や学生数は飛躍的に増加し、結果的に高等教育の質は劇的に変容することとなり、経営環境や教育環境にも影響を与えることとなった。あわせて大学昇格にかかる費用の捻出、施設や設備への投資、関東大震災からの復興費用の必要など、各校の財政状況は逼迫しており、経営者たちはその対応に追われていた。さらには、この時点で本来であればエリートであるはずの高等教育人材は、すでに「大量生産」の一部としての役割を自

覚させられることとなっていた。その顕著な変化に敏感に反応したのが学生たちであり、明治期に行われたような従来の大学教育へ固執し変化に抵抗したのが、多くの場合、教員たちであった。高等教育を取り巻く状況は明治期以降約五〇年を経て大きく変容しており、その状況は学生たちにせよ教員たちにせよ、不満を醸成するに十分な条件だったのである。

第二に、経済不況や就職不安が広まりつつあり、長期的に失業問題や農村問題が解決されないなど、多感な若者たちに多くの不安やいらだちを与えていたという点である。第三に、大正期の社会矛盾の広がりは政党政治の腐敗に対する嫌悪感や反抗心などへつながっていき、左翼活動の学生たちを多く生むこととなった。したがって彼らの活動が、学校騒動の遠因となっていった可能性も指摘される。そしてまた、学校騒動が頻発する日本社会の世相のなかで、その「手法」や「活動」が一般に知られるようになっていき、学生の主張の一つの方法として注目されるようになったことも、さらなる広がりに拍車をかけていったともいえる。そのほか、大正期末より軍事教練が教育機関で実施されるようになり、教練が次第に正課となって浸透していく過程において抗議運動が起きることもあった。なお、一九三七年の日中戦争勃発を境として学校騒動はほぼ皆無となったことも、関連して指摘しておきたい。

以上のような理由によって学校騒動が頻発していったと考えられるが、これらの学校騒動の多くは学生のもつ要求内容が露わになり、あわせて個々の機関が抱えた課題を顕在化させるとともに、当時の教育機関の実態や特徴もまた浮き彫りにしたのであった。学校騒動はその発端や経過についてはさまざまであり、単純に類型化するのは難しいものである。基本的には学校管理者や教職員に対して、学生や生徒が団体交渉を行ったり同盟休校を行ったりといった、集団的かつ顕示的な対立を指すものが多い。ただし、他学を見てみても、経営方

針や教育内容をめぐって管理者と教員とが対立し内紛を起こし、それに学生が巻き込まれていくといった学校騒動の事例も複数件あり、それに加えて「学閥」に基づく内部対立という構図がみられる場合もあった。これらに類するものでは、たとえば一九二九年の同志社大学や一九三三年の法政大学などの騒動が挙げられる。

したがって、大東文化学院において最初にみられた教員間の学閥的な「内紛」のみ見れば、それほど目立って珍しいものではなかったかもしれない。ただし、大東文化学院紛擾の場合、『我が国体と国民道徳』中の文言が批判された井上哲次郎筆禍事件が密接に関わったことにより、単純な学校騒動として扱うには難しい側面をもつものとなった。また、そのほかにも大東文化学院紛擾は、紛擾発生がほかの高等教育機関の学校騒動と比較してやや早い時期であったこと、大東文化学院が紛擾下にあったとされる期間が比較的長期にわたったこと、それに加えて教員間の対立によって退学学生が続出したこと、その結果として二度にわたる同盟休校が学生によって引き起こされていること、同時に学生が学校へ具体的な要望を提出し改革を求めていることなど、いくつかほかに類のない特徴を含む学校騒動であった。

二　大東文化学院紛擾

大東文化学院は開校から間もなく、一九二六（大正一五）年末より学校紛擾が発生した。その発端は、第二代総長に就任した井上哲次郎が提案した「大東文化学院改革案」（以下、「学院改革案」）に反対する教授たちの一斉辞任であったが、大東文化協会を含む教職員間の人事問題が密接に関わっていた。以後、約三年あまりにわたって紛擾状態は続くこととなった。本質的な問題は教員間の学問観の相違によるものであったが、学院運営やカリキュラムにも影響がおよんだことにより、学院生たちによる同盟休校も二度にわたり実施された。

学院紛擾の発端

大東文化学院初代総長に就任した平沼騏一郎は公務多忙もあり、一九二五（大正一四）年一月にその職を辞し、後任の第二代総長には井上哲次郎が就任した。

大東文化学院が学則において「本邦固有ノ　皇道及国体ニ醇化セル儒教ヲ主旨トシテ東洋文化ニ関スル教育ヲ施スコト」を最初に挙げ設立目的に掲げていたことからもわかるように、学院の教育は「皇道」「国体」「儒教」という概念のもとで漢学教育の再構築を図ろうとしたものであった。しかし、学内教員の官学を出身とする者と私学を出身とする者との見解の相違もあり、学院内の運営は一方向に定まらず、創設わずか二年後には学院紛擾をも引き起こすこととなった。その背景の本質には、学院創設に携わった関係者たちによる学問上の「皇学」観の相違があったとも指摘される。大東文化学院紛擾勃発の直接の原因は、一九二五年一二月、学院内の事務規程改正および学科目改定を目指した井上哲次郎総長が教授会へ提出した「学院改革案」であり、そのやり方に「私学派」教授陣営が反発し総辞職するという騒動であった。

「学院改革案」は大東文化協会の木下成太郎や大島健一らと相談のうえ作成されたものであり、その骨子は、「経費の節約を図り且つ事務の分担を正したること」「教授法に改良を加へたること」「教科用書の選択を厳正にしたること」の大きく三点であった。「私学派」教授陣はこの井上哲次郎総長の「学院改革案」を一方的なものとして猛烈に反発し、罷免者や辞職者が多発した結果、さらにこの争いは学生間にも波及していき、退学者が続出するという混乱状態に陥ったのであった。そのため学生たちが二度にわたる同盟休校を行うなど、一般新聞紙上をも賑わす大騒動へと発展した。

この一連の騒動がようやく鎮静化するのは、およそ三年後の一九二八（昭和三）年末であった。この間、井

上総長は一九二六年一〇月に総長を辞任し、同時にすべての公職も辞している。紛擾事件によって罷免あるいは退職処分となった「私学派」教授陣の一部は、『東洋文化』『日本及日本人』などの雑誌メディアを通して井上総長の批判を繰り返すという行動に出た。そして、頭山満の発した井上の著書批判を契機として、『我が国体と国民道徳』中の文言批判を行い、「不敬漢」としてさらに井上に対する攻撃を続けたのであった。後に「井上哲次郎不敬事件」として知られることとなる筆禍事件である。

当初、一九二六年度開始直前における「私学派」教授陣一斉総辞任という事態に対しては、井上総長が速やかに自身の門下生を中心とした教員を集め対処したため、直後の新学期の授業は滞りなく開始された。そしてこのことは同時に、一時的にせよ、井上総長が望んでいた「帝大型」への学科改正を実現するものともなった。「私学派」がこだわった輪講輪読といった授業方式を否定すると同時に、『古事記』『太平記』などのテキストを廃し、帝国大学の一般的な形態であった講義方式を用いて授業時間を短縮し、帝国大学が採択しているテキストおよびカリキュラムにならうという方針へ変更することになったからである。しかし、その一方で、この改革は大東文化学院の独自性を否定する側面をももちあわせていた。いみじくも『国民新聞』が紛擾中の大東文化学院を評して、「外面的な人事問題を離れて、それを内面的に観察するときには、そこには可なり複雑な、そして又、今日の吾々が考へて見なければならない学問討究上の問題を含んでいる」（「国民論壇」『国民新聞』一九二六年五月六日）と指摘しているが、まさに官私間の学問観の争いそのものであったのである。

学院運営体制の見直し

この騒動を収めるため、学内の運営体制は大きく変化した。前述したように、井上哲次郎は筆禍事件の広が

りを防ぐという理由により、一九二六（大正一五）年一〇月一一日、大東文化学院総長を含む公職をすべて辞職した。しかし、その後も大東文化学院内は総長を含む首脳陣の人事が定まらず、不安定な時期が長く続いた。その経緯を略記すれば、以下のようになる。

一九二六年一〇月二三日、大島健一を総長事務取扱とし学生の混乱した事態を収拾しようとしたが、大島が改革案の首唱者の一人であったことからうまく収まらず、代わって中立的立場を通した鵜澤總明が翌一九二七（昭和二）年六月二〇日に「総長事務取扱」に就任した。これは便宜的には「総長事務取扱」とされてはいるが、第四代総長として就任したものである。同時期には「総長」を「総長事務取扱」および「会頭」を「会頭会務処理」とすることがよくあった。学院紛擾で混乱していた協会や学院において、いくつかの正規の手続きを経た「総長」「会頭」ではないものの、業務は遂行せねばならないので、その業務を代理として実質的に担うという役割があったのである。鵜澤は同年九月一七日総長制を廃して辞任し、代わって小川平吉・平沼騏一郎・鈴木喜三郎・山本悌二郎・鵜澤總明の五名によって学院運営にあたるとした「五総務制」による事務取扱制度を導入するという方針をとった。しかし、私学派が含まれないこの五総務制に学内の賛同を得ることはできず間もなく解散となり、再び同年一一月に鵜澤は第五代総長事務取扱に就任した。ただし、このときはわずか四日間の就任であり、同年一二月三日に辞任、同日に大津淳一郎が第六代総長に就任したため、引き継ぎのための一時的な復帰であった。このとき、総長変更にあたって鵜澤は大津や学院へ条件を提示し、退職教授および退学学生の復職復学を認めること、それと同時に官私学間の合同融和を図るといった改善策を講じた。それ以降、翌一九二八年末にかけて事態は収束へと向かうこととなったのであった。

なお、後に鵜澤が松平頼壽の後を受けて第九代総長となったのは、一九四〇年一二月のことである。このと

きはじめて「総長」となった鵜澤は、一九四三年八月まで任期をまっとうした。これより先、一九四〇年八月二日に大東文化学院「学長」にも就任、同年一二月一三日より高等科部長なども兼務した。この「学長」は同年七月一八日に急逝した小柳司氣太学長の後を継いだもので、「学長職」は鵜澤が同年一二月に総長に就任すると同時に廃止となった。

なお、小柳司氣太は一九二六年度より教授として就任した。帝国大学文科大学出身の官学派教員であるが、そのなかでもとくに指導的役割を果たした。大東文化学院着任以降、一貫して大東文化学院の発展と教育に情熱を注いだ。一九三八年には大東文化学院教頭および高等科部長となり、一九四〇年四月からの一時期には学内規程の改正によって「教頭」を「学長」と呼称したため、学院時代において唯一の実質的な「学長」となった。学長在職中の一九四〇年七月一八日に急逝したため、便宜的に鵜澤總明が「学長」名を数日間引き継いだが、実質的には戦前期の「学長」は小柳だけであり、学院教育の責任を負う役割を果たした。

同盟休校の発生

一九二六（大正一五）年六月および一九二八（昭和三）年七月、教員間の争いと不安定な学院人事および運営の余波を受けて同盟休校が起こった。教員間の争いが波及する形で退学を命じられる、あるいは自主的に退学するといった学生が続出する混乱状態となっており、学院内の経営体制も不安定な状況が長く続いていたためである。

六月に起きた一度目の同盟休校は、井上哲次郎が総長に在任していた時期であり、「学院改革案」に反対した学生が中心となって起こされた。学生の挙動に関しては「九分九厘までは総長の精神に共鳴同感してをつた」

「学生中に僅か三名ばかり異論を唱へたものもあるが、其の他は悉く一致の態度を執り、宣言書を発表したのである、其の中に『今回本学院内に起りたる意外の事件に対しては慎重審議の結果、断じて軽挙妄動を慎み、本学院学生たるの体面を汚すが如きことなき様相戒め、専ら現総長の時局を収拾して速に平静に帰せしめらるることを切望する外余念無之候』とあつて、下に大東文化学院学生一同とある」と、自分を支持した学生がほとんどであり、早急な解決を学生から望まれていたと井上は振り返るにとどまっている。確かに、大東文化協会副会頭（後に大東文化協会第四代会頭）小川平吉へ宛てた「大東文化学院学生一同」からの複数の書簡や「懇願書」などの内容から、協会および「官学派」を支持していた者が多くいたことが確認できる。しかし、その一方では「私学派」を支持した学生らが出した書簡や「陳情書」も同様に小川へ届けられていた。

大東文化学院学生や同卒業生などから大東文化協会副会頭小川平吉へ届けられた書簡は、二度目の同盟休校が起こった七月前後の六月から九月だけでも計六通を数える。再度起きた同盟休校は、学生の一部は授業に出席せず、講堂を占拠して集会活動を行うなど授業不能の状況となった学院のなかで、一部の学院幹部と「官学派」学生とが中心となり決行されたものである。

一九二八年九月二一日に小川に宛てられた「陳情書」と記された学生からの訴えには、「官私学ノ大同団結ノ実現」を切望する旨が切々と述べられ、①今後は学生監を設けて無謀なる画策を行わないこと、②退学せられた学生らのうち上野および相良を講師・教務主任心得・学生監督課主任心得といった要職に置くこと、③井上哲次郎総長就任時において退学を命じられた複数の学生を復学させること、④学院および総長は学生を裏切り新聞社に自己の都合のよい点だけを伝え情報を提供したこと、⑤鵜澤總明総長は八月中に新組織を編制するとしたにも拘わらず現在までまったく着手しておらず、これも学生の期待を裏切っていること、⑥そもそも学

院紛擾は教員間の問題であるにも拘わらず、学生の一割におよぶ二〇名を退学・無期限停学処分に処したことはおかしいのではないか、といった六点を挙げ、学生同盟休校は「愛校精神の発露」の結果起こったものであり、小川協会副会頭より鵜澤総長に善処の進言をすることを求めるとした。ちなみに、ここに記されている上野および相良とは、「私学派」教員を支持して起こした一度目の同盟休校の責を負い退学を命じられた学生であった。

一方、九月二五日には現在まで多くの学生を処分したのは「私学派」であり、松平・佐藤・池田・今井といった名を具体的に挙げ、それら教員の責任を追及することを要求する、とした「私学派」教員を非難する内容の大東文化学院卒業生一同からの書簡が小川宛に届けられている。また、九月二六日付「懇願書」には「学院総長ヲ新ニ確定セラレタキ」とあり、上野と相良とを復学させた鵜澤総長の解任を要求する旨が記されている。

以上のように、小川平吉に届けられた書簡から、協会側および「官学派」側ばかりではなく、実際には学生間が分裂していた様子が見てとれる。他方、どちらにも共通して見られるのは、「大同団結」「官私合同」といった語であった。すなわち、どちらを支持するにせよ、学生にとっては官私間が共同して学院の教育にあたることを求めていたという事実が前提にあったことがうかがわれるのである。

なお、一九二八年七月に二度目の同盟休校が起こる直前、六月二二日に大東文化協会理事木下成太郎が大東文化協会を通し小川平吉宛に送った書簡には、「学院学生今回ノ行為ハ当然ノコトト認ムコノ際学生ノ要求全部ヲ入レ学院乗取策ヲ陰謀セル一派ヲ一掃セラレンコトヲ望ム」とあり、学生の要求を呑んだ学院運営が望まれるとしている。それに対し、同日に「私学派」一二名が小川平吉宛に送った書簡中には、「其の教師たると生徒たるとを問はず断然たる処置を為して憚る所あるべからず」「たとひ学生の退学するもの半数又は全部に

至り候とも顧るべきにあらず」などと述べられており、「私学派」は「官私合同」が望まれるとしつつも、大東文化学院の目的遂行にあたって幾人かの学生処分も致し方ないとの考え方をもっていたことがわかる。

「私学派」の急先鋒のひとりであった三鹽熊太は、同盟休校の事態に際しても多くの意見を発信している。たとえば、「大東文化学院学生同盟休校に就いて敢て天下公明の諸公に訴ふ」と題し、「学院の学生間に不穏の行動あるを聞くは、誠に苦々しき事なり」と述べ、あくまで「私学派」の立場からではあるが、こうした官私教員間の争いが学生にも波及し同盟休校までが起きた経緯について詳細を記している。それによれば、直接の原因は、鵜澤総長が退学となっていた「私学派」学生の上野および相良を起用したことに対して、「官学派」学生として井上哲次郎総長を支持したことにより助教授に採用されていた近藤・内藤の二名が自己の立場を不安に思ったことから反対運動を起こしたことによるものである、と述べている。この近藤および内藤を支持した学生は一九二八年六月一八日付「決議」を発表し、「㈠川田瑞穂氏ノ即時自決ヲ期ス、㈡上野相良両氏任命ノ取消ヲ期ス、㈢近藤内藤両教授ノ留任ヲ期ス」とした三点を「大東文化学院学生大会」の同意として発表した。三鹽は、これらの学生を煽動した教員として北昤吉や田中逸平の名を挙げ、さらに協会幹部や教員の「黒頭巾」に木下成太郎・市村瓚次郎・鹽谷温を挙げた。なお、川田瑞穂は井上総長時代に「私学派」教員として排斥辞任となっていたところ、鵜澤總明が総長に就任するにあたり上野・相良と同様に呼び戻され、教授兼学生監に就任した人物であった。このように三鹽の記録からは、教員の復職や学生の復学の問題によって、さらに両者の主張が激しくぶつかりあうようになっていった様子がうかがわれる。一方で、北昤吉と田中逸平からは、大東文化協会総務の五名宛に、同年六月二六日付で書簡が送られている。それによれば、「退学を命ぜし学生相良、上野の二君に対し、先般鵜澤総長の名を以て其の処分を取り消し、更に学院の要職に就かしめたる

は、当時の全教授講師の面上に泥を塗れるもの」であると訴え、これら紛擾全体の責任をとって総務五名全員の辞職と謝罪とを求めるとする内容が記されている。

こういった官私間の争いが続くなか、同年七月七日、学院は「本院学生ニシテ本学院又ハ教職員若クハ学生ニ対シ自今学生大会又ハ類似ノ名ヲ以テ行動スルコトヲ禁止ス」と告示し、教授兼教頭であった安井小太郎のほか、川田瑞穂・上野賢知・相良政雄の「私学派」四名および近藤杢・内藤政太郎の「官学派」二名を解職処分とすることとし、同月一〇日にはその旨を文書掲示によって学院内に周知した。この処分に対して不満を抱いた協会および「官学派」学生らは同盟休校を起こすに至ったのであり、また、その様子は、「六教授の解職から大東文化学院の大騒動」（『読売新聞』一九二八年七月一三日）などとして新聞各紙によって報じられた。

学院はこの同盟休校から約半年をかけて事態の収拾を行うこととなり、最終的には一九二八年一二月に鵜澤総長の後を受けた新総長に大津淳一郎が就任したことで紛擾の決着を見ることとなった。大津総長は一九三二年一月に逝去するまで現職を貫き、その在職期間には学院生に対して「学問専心」を心がけるよう指示を出し、学生団体の名称も「同学」から「志道」へと変更させた。「同学」および「志道」については、後述するとおりである。また、学科課程については『太平記』が削除され授業時間数が若干変更されたものが一部あるものの、ほぼ開院時の状態へと戻されることとなった。

三　『同学』『志道』の発行と学院行事

大東文化学院の刊行物は多くあったが、その多くは大東文化協会から発行されたもので、教職員が編集したものが中心であった。一方、高等科一期生が中心となって学院生らが編集発行し、以降も学院生たちによって

発刊された『同学』および『志道』という雑誌があった。学院の教育内容が明らかになる重要な刊行物であったため、ここに紹介しておく。

同学会の発足

『同学』は、一九二五（大正一四）年一〇月八日発行の第一号から第四号（一九二八［昭和三］年三月一六日発行）まで発刊されており、学院生たちによって組織された学生団体「同学会」が編集を行ったものである。第一号および第二号は手書きのガリ版刷りで、第三号と第四号は活版で発行された。同誌は教員からの寄稿もあったが、基本的には高等科生の論説や活動報告を掲載し記録として残すことを目的としたもので、巻末には教職員役員名簿、在学生たちの在籍する部活動一覧に続き、「会員」として全教職員および全学生の名簿が掲載された。教職員は「特別会員」、在学中の学生は「正会員」としていることからも、大東生による大東生のための雑誌であったことがわかる。同誌は内容を徐々に充実させていき、第二号では教員からの寄稿論稿も増えたことに加え、巻末には、学科課程とその担当教員一覧、都道府県別にした学生たちの出身地統計表や教職員全員の住所までが掲載された。なかでも特筆すべきは、「彙報」として大正一四年度中の学院内で行われた一連の行事や重要な出来事が事細かに記載されたことである。

たとえば、四月には幹事改選、入学式詳細（高等科一六名、本科およそ八〇名が入学など）として式後に明治神宮へ参拝したこと、春季総会の実施など、行事詳細が続く。六月には学院伝統の伊勢神宮参宮の「皇陵参拝旅行」の実施とその内容や感想が複数ページにわたって記されている。ここのみ多くのページが割かれていることからも、学院にとってもっとも重要な行事という認識があったことがわかる。九月には同月より開始され

た「軍事教練新設」と「学生監新設」が特筆事項となり、教官に陸軍少佐小山薫雄が着任、学生監には安井小太郎が就任したことが記された。また、同じく九月より「自彊術」を課外に導入して同志で実施するようになったことも紹介された。九月一九日には創立記念祝賀を兼ねた「秋季総会」が実施され、九月二八日に学則改正が認可されたことにより九月二〇日が正式に「創立記念日」と制定されたことが報告されている。九月二七日は「鎌倉旅行」、同三〇日は「第一回弁論大会」、一一月三日は「箱根熱海旅行」、同二一日は「運動部大会」、同二八日は「学芸会」、翌年二月二日は「第二回弁論会」と続いた。

そのほか、二月一三日に大木遠吉大東文化協会初代会頭が逝去し、同一九日に青山墓地において葬儀が執り行われたこと、二月一五日に軍事教官として小山薫雄に代わって竹下幾太郎少佐が着任したこと、三月一二日には「朝鮮儒林団見学」があったことなどまで、かなり詳細な一年間のあゆみが記されている。このうち、一一月の「運動部大会」で行われたのは剣道の試合であり、部員が紅白に分かれて対抗戦が行われた。また、同月に実施された「学芸会」は学芸部に所属する部員の研究を発表することを目的としており、高等科三名の学生が研究発表を行っている。大東生たちは「同学」という学生団体内で「学芸部」「運動部」のほか、「弁論部」「旅行部」の四つの部を組織していた。年間行事のうち、年二回行われた弁論大会は弁論部の主催、同じく二回行われた旅行は旅行部の主催であった。旅行部は一九二九年夏より大規模な「支那視察旅行」を実施するようになり、同旅行は一九三四年まで五年間五回にわたって行われた。

なお、大東文化学院一期生たちの卒業式は、大東文化学院の始業からおよそ三年三ヶ月を経た一九二七年三月八日に実施された。『同学』第二号の彙報にある卒業式の記録によれば、大東文化学院第一回卒業証書授与式では、高等科卒業生一六名、本科卒業生五〇名に対して卒業証書が授与された。講堂での式典の後、学内別

室に移動して教職員謝恩会が開かれており、学生からの謝辞や教授らからの講演などのほか祝詞も多数披露された。教授として祝詞を述べた前川三郎の日記を見ると、「午後一時より大東文化学院第一回卒業式参列夕方帰宅」とあった。同年三月一四日の日記には「大東文化一年の試験をなす」、三月一六日には「大東文化学院教務主事会議」と書かれており、卒業式を経て翌年度の準備が粛々と進められたことがわかる。

志道会の活動

大東文化学院紛擾を経て、大東生たちは「学問専心」を心がけるよう言い渡されたことにより、「同学会」は「志道会」へと改称し、機関誌名も『志道』へと変更された。『志道』第一号が発行されたのは、一九三〇（昭和五）年三月一五日のことであった。『同学』の内容を引き継いでおり、複数の論稿が掲載され、会報として各部の活動報告や学院彙報が記録された。また、巻末には会員名簿が掲載され、教職員を「名誉会員」、学院生たちを「正会員」としていることも『同学』と同じである。

なお、志道会では従来の学生団体四部を改組し、「剣道部」「弓道部」「柔道部」「射撃部」「亜細亜部」「研究部」「編集部」「庶務部」「弁論部」などを設けた。各部の顧問として、庶務部長に市川林太郎、研究部長に諸橋轍次、編集部長に小松武治、弁論部長に芳野幹一、剣道部長に峯間信吉、柔道部長に那智佐典がそれぞれ就任し、各部を横断しつつ学院生たちの活発な活動を支えた。

従来の「運動部」を引き継ぐ形で開設された「剣道部」は、対外試合にも積極的に参加し好成績を収めた。中山博道師範のもと、一九三六年の全国高等学校専門学校大会において決勝戦にも出場している。また、「弓道部」と「柔道部」は一九二九年に発足し、多くの大会参加や招待試合などを行った。弓道は武科授業におい

て一九二六（大正一五）年九月から選択科目として導入され、大槻豊師範を迎えていたこともあり、旧制期を通じて大いに活躍した。

「亜細亜部」は一九三〇年五月に発足した。同時期に着任した教授である田中逸平を顧問とし、時勢を背景として満支研究や回教の調査を行う活動を主目的していた。「弁論部」と共催しての講演会「アジア問題研究講演会」なども企画し、神田一ツ橋会館を貸し切り、一般公開で行うなど、大々的な活動も行われた。「弁論部」は草創期に大東文化協会が行っていた巡回講演を引き継ぐ形で開設された部活動であり、学生巡回講演と称して夏期休暇を利用して朝鮮・満州への遊説を企画実施するなど活発な成果を残した。

「研究部」は学院内での課外講演会を行うほか、多くの研究成果を残した。朱文公生誕八〇〇年記念朱子学研究講習会の企画では、井上哲次郎元総長も招聘され登壇している。さらに一九三二年に実施した経学史の連講は大東文化学院創立一〇周年記念として実施されたもので、安井小太郎・諸橋轍次・小柳司氣太・中山久四郎の四教授が登壇し、その内容は『経学史』として研究部員によってまとめられて大東文化協会より出版された。以降、多くの漢籍を中心に研究は進められ、とくに諸橋による『綜合春秋左氏伝索引』の刊行は研究部活動の集大成であった。この研究成果は、後に大修館書店より刊行される『大漢和辞典』に活かされることとなった。

『研究部報』も発行されるようになり、第一輯は「支那関係絶版書目録」として一九三〇年六月に刊行された。『研究部報』は研究部の活動報告に限るものではなく、亜細亜部や編集部、あるいは不知火荘（大東文化学院生が多く下宿していた民間学生寮）同人の活動報告として刊行されることもあった。なお、「編集部」の活動は年に一度『志道』を刊行したほか、学院生による学術雑誌『大東文化』を一九三一年一二月より発行、これは一

九三九年三月発行の二〇号まで継続された。同誌は『大東文化学報』へと名称を変更し、第一輯を一九三九年一二月に発刊、第一〇輯（一九四三年一一月発行）まで刊行している。

また、志道会としてやや後れて発足したものに「吟詠部」「書画道部」があり、ともに大東文化協会における活動を源流とし一九三三年より活動が開始された。吟詠を愛好する者は多く、年に一度大会を開けば大いに盛況となった。書画道はもともと同好会であったが、山本悌二郎を会長、犬養毅や松平頼壽を顧問とするなど、錚々たる面々に指導を受けることができる部活動へと発展した。この書画道部が発展し書道の研鑽に専心することとなり、次第に書道研究に特化していくこととなったのである。

伊勢神宮参宮

年間行事のうちでもっとも重視されていた伊勢神宮参宮については、そもそも初代総長である平沼騏一郎が提唱し始まったものとされる。一九二四（大正一三）年より実施され、戦禍が激しくなったことで中断せざるを得なくなった一九四二（昭和一七）年まで伝統的に続いた恒例行事であった。入学から少したって学校生活に馴染んだ六月初旬頃に行われることが常であり、学内最大行事の一つであった。旅費を含む費用はすべて大東文化学院が負担し、初期には一年生は伊勢神宮参宮、二年生は桃山御陵への参拝が実施されたが、後に一年生のみ二泊三日での伊勢神宮参宮が慣例となった。

初年、総長として平沼は九段校舎正門において学院生らの出発を見送り、帰校時にも正門において出迎えたという。学院生たちが総じて三年間の思い出を振り返る際には伊勢神宮参宮の経験を挙げることが多く、彼らの精神におよぼした影響は極めて大きかった。

四　『大東文化学院要覧』と『大東文化学院学生要覧』

大東文化学院が発行した『大東文化学院要覧』（以下、『学院要覧』）のうち、確認できる最初のものは一九三〇（昭和五）年四月に発行されたものである。『学院要覧』とは主として学内の諸規程をまとめて掲載したもので、巻頭ページには創設までの「沿革」などが詳しく紹介され、学則類のほか「雑件」と称して学院生の「教員無試験検定ニ関スル件」「兵役徴集期ニ関スル件」などの特権に関わる規則類、学院生活に関する諸規程についての説明を記載した冊子であった。さらに巻末に付された「附録」には、「学年暦」「職員」「学生」などの情報が掲載されており、一年間を過ごすための学年暦のほか、学院生の情報として卒業生を含む全学院生の生年月日や出身地・出身校・卒業後の進路といったことを知ることができるものであった。年間を通じての各種行事などについては、前節までにすでに概観したとおりである。

『昭和五年四月　大東文化学院要覧』

開校から七年目の一九三〇（昭和五）年四月に発行された『大東文化学院要覧』には、一期生以降の全学院生の出身地や年齢を含む名簿一覧のほか、就職先および就学先など現況が掲載されている。ただし『同学』や『志道』などとは異なり、論稿類の掲載はなく、学院全般に関する諸規程が網羅されている点が特徴である。すなわち、「大東文化協会寄附行為」「大東文化学院学則」の全文がまずあり、「大東文化学院職制」「大東文化学院処務規程」「学級主任規程（昭和五年一二月二〇日制定）」「掌事」「学生心得（昭和二年四月一一日制定）」「学生服制（大正一三年四月一日制定）」「給費規程（大正一三年四月一日制定）」「追試験規程（昭和二年五月一九日制定）」

「聴講生ニ関スル規程（大正一五年四月一日）」「学生服喪規程（昭和二年四月一一日制定）」「図書閲覧規程（昭和二年六月八日制定）」と続く。これを見ると、開校より徐々に規程類が定められて整っていったことがわかる。

大東文化学院生の「特典」に関わることとしてとくに重要な「教員無試験検定」についても認可文書全文が掲載されており、それを見ると本科卒業生に対する「中等教員免許状」に関する認可は、開校から一年後の一九二四（大正一三）年一一月二八日に下されたことが確認できる。さらに高等科卒業生に対する「高等教員免許状」については、一九二六年八月二七日に認可が下されている。また、同じく特典となる「兵役徴集延期ニ関スル件」は、「入営延期ニ関スル件」として一九二六年三月五日に入営延期が認められている。そのほか、学内内規の「久敬会規約（大正十三年一〇月）」「大東文化学院志道会会則（昭和四年五月二七日）」「大東文化学院同窓会会則」などが確認できる。

「久敬会」と「大東文化学院職制及処務規程」

「久敬会」とは、現在の学校法人大東文化学園内に置かれる「久敬会」組織の前身にあたる。現在の久敬会は学園に携わり教職員として所属するすべての人が会員資格をもつものであり、現在の「学校法人大東文化学園久敬会規約」によれば、第一条に「本会は、学校法人大東文化学園久敬会と称し学校法人大東文化学園（以下「学園」という）ならびに学園が設置する学校に勤務する教職員をもつて組織し、その事務所を東京都板橋区高島平一丁目九番一号に置く」、第二条に「本会は、会員の慶弔見舞および懇親を目的とする」と定められているものである。一方、一九二四（大正一三）年一〇月に設立された「久敬会」は、「久敬会規約」第一条において「本会ハ久敬会ト称シ大東文化学院ノ教職員ヲ以テ組織ス」とし、第二条には「本会ハ会員相互ノ懇

親ヲ篤クシ且慶弔慰問ヲ敏速ナラシムルヲ目的トス」とその目的を記している。さらに第六条には「会長ハ総長、副会長ハ教授会長之ニ当リ委員ハ総長ノ指名トス」と記されており、以来およそ一〇〇年のあゆみのなかでこの久敬会の目的と組織のあり方だけはほとんど変化がなく、現在に至るまで続く学内唯一の組織であるということができる。この「久しくして之を敬す」という『論語』公冶長篇の一節からとられた「久敬」という名称は、〝親しき仲にも礼儀あり〟という意味になり、付き合いの長い相手にも敬意をもち続けること、先輩後輩、上司や同僚、さまざまな立場の人と親しく交わりながらも、常に相手へ尊敬の気持ちをもって接することの大切さを伝えるものである。

同時期の「大東文化学院職制及処務規程」について、少し補足しておこう。職制規程と処務規程はそれぞれに定められた規程であったが、しばしば二つをまとめて「大東文化学院職制及処務規程」として扱われた。これらの規程は「久敬会規約」よりも少し後になって、一九二六年三月三一日に制定された。

まず、学則内にあった職制に関する内容について詳細を定め、明文化したものが「大東文化学院職制」であった。第一条において総長以下、教授および助教授・学生監・幹事および事務員が職員として置かれることと定め、以下、「総長ハ本院ヲ総轄ス」「職員ノ嘱託及解任ハ総長之ヲ行フ」（第二条）、「教授ハ学生ノ教育ヲ掌ル」「助教授ハ教授ノ職務ヲ助ク」（第三条）と続いた。また、はじめて教授会に関して「本院ニ教授会ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス」「教授会長ハ教授会ノ議長ト為ル」「総長ハ何時ニテモ教授会ノ議長ト為ルコトヲ得」（第五条）、「処務ニ関スル細則ハ総長之ヲ定ム」（第一〇条）などとあり、主として総長の権限を明確にしたことが特徴であった。

一方、「大東文化学院処務規程」は、「職制」に定めた以外に発生する大東文化学院内の事務について定めた

もので、基本的には処務課や教務課・会計課など学内諸業務の遂行について細則を定めたものであるが、とくに大東文化協会や総長への報告事項について「学院事務中重要ナル事項ハ之ヲ大東文化協会ニ報告ス但報告スヘキ事項ハ総長之ヲ定ム」（第二条）、「常例以外ノ事務ハ総長ノ決裁ヲ経テ之ヲ行フ」（第四条）、「試験成績ハ総長ノ決裁ヲ経テ之ヲ発表ス」（第一〇条）などとした条文が確認できる。

これら二つの規程は、その内容や定められた時期などから、大東文化学院紛擾との関わりが大きかったとみられる。総長の役割や大東文化協会との関係性などをあらためて明文化したことにより、大東文化学院内における総長の権限・位置・性格をあらためて明確にする役割を果たした。また、紛擾沈静化以降も同規程内容については変更されることはなく、新制大学移行にともなって大東文化学院が閉校となるまでこの規程は継続した。

『大東文化学院学生要覧』

一方、『大東文化学院要覧』よりも先、学院生や教職員全員に配布されていた『大東文化学院学生要覧』（以下、『学生要覧』）というごく薄い手帳があった。現在確認できるうちもっとも古いものは一九二七（昭和二）年度に作成されたもので、同年度開始時に学院生たちに配布されたと思われる。それ以前については不詳であるものの、発行歴を見ると一九二五年から配布されていたようである。

確認される一九二七年発行の『学生要覧』は三〇ページほどからなる手帳であり、趣旨および沿革のほか、学則、学生服制・学生心得・図書閲覧規程・服喪規程・給費ニ関スル規程附誓約書ノ形式・追試験規程・聴講生ニ関スル規程・職制分掌摘要・同学会会則が記載された、大東文化学院における学生生活上の規則が網羅さ

れたものであった。『学院要覧』と内容が重なるが、特徴としては学院生たちの生活に直接関する規程のみに特化していたことが挙げられる。

ここに掲載された規程類のなかから、入学後の生活でとくに重要となった「給費ニ関スル規程附誓約書ノ形式」について、その内容を簡単に確認しておこう。

給費制度については大東文化学院創設時より完備され支給されることはすでに決定していたが、規程として成文化されたのは一九二四（大正一三）年四月のことであった。同規程によれば、給費は「給費委員会」で「考査」されるもので、総長の決裁をもって給費額が決定した。初年度は入試結果によって決定し、二年次以降は前年度の成績によって決定された。入学時に給費を受けるためには、「予選合格通知を受くると同時に、給費願書に戸籍謄本及父兄又は本人の資産額若くは納税額に就き市、区、町、町長の証明書を添付して差し出すべし。受験前に給費願の手続を了せざる者は給費を受くることを得ず」とされた。「予選」とは入学願書や履歴書などとともに提出する課題作文のことで、たとえば一九二七年四月入学の募集では、本科は「現代文明の利害」、高等科は「国家存亡の大原因」が「予選課題作文」となった。なお、課題作文は通常一〇月に発表され、この「予選合格」した者が集まり行われた同年の入学試験の日程は、高等科が一九二六年一二月二四・二五日、本科が翌年一月八・九日であった。

第四節　大東文化学院の教育研究

一　教育課程の模索

大東文化学院は修業年限を本科三年、高等科二年として創設されたが、第二代総長に就任した井上哲次郎により、一九二六（大正一五）年度には高等科を一年延長することが決せられ、修業年限は計六年とあらためられた。このときの学則変更申請には、大東文化学院の学科課程をすべて履修し終えるには五年では足りず、六年必要との理由が添えられていることを確認することができる。以降、学科課程に関しては微細な変更を含めるとほぼ毎年のように改正が行われたが、初期の大東文化学院における大幅な改正は、一九二六年度に行われた学則変更と、一九三一（昭和六）年度に行われた学則変更であった。

前者の高等科修業年限延長にともなう学則変更については、以下のような理由書が添えられたうえで、一週間あたりの高等科授業時数を二四時間から二六時間へと増やすこと、必要となる経費増に関する学則修正を行うことなどを含めて申請され文部省の認可を受けた。

現行学則起草ノ際ハ、本科高等科ヲ通シテ修業年限ヲ六年トスルハ余リニ長キニ過キ、学生ヲシテ倦怠ヲ生セシムル恐アリトシテ本科三年、高等科二年、通シテ五年ト定メタルモ、開講ノ始ニ於テ教科書ヲ配当セントシ、高等科ハ二年ニテハ所要ノ学科ヲ講了スル能ハサルコト明トナリ、其時ヨリ高等科ハ必ス三年ニ延長スヘシト教授会議ニ於テ内決シ、事実上ノ学科配当ハ三年案ヲ採用シ、一面学生ニモ其ノ意ヲ内示

シ、十分諒解セシメ置キタリ

後者の一九三一年に行われた学則変更は、同年度入学生より入学金および学費徴収が行われるようになったことにともなう学則変更であった。大東文化学院は当時としても異例といえる学費無料で運営される私立専門学校であり、開校当初は受験費用も不要であったが、一九二七年度学生募集より受験料の徴収が始まり、さらに補助金の減額にともない「入学料」「授業料」の徴収が必要とされたのであった。

教育課程の変容

では、大東文化学院における学則変更申請について、あらためてその内容と変遷を確認しておこう。

一九二六（大正一五）年度以降の高等科修業年限延長にともなう学則変更がなされて以降、昭和期に入ると大東文化学院の学科目の充実が図られていく一方で、学内体制はこの時期大きな変化を余儀なくされていた。まず、一九二六年三月に行われた変更申請【資料Ⅱ－3－1】では、井上総長の方針により英語の外国書をテキストとして使用することが提示された。「支那語以外ノ外国語学修得ノ必要」があるため、新たに設置する「西洋思想史」「教育学及教授法」の授業で使用するテキストには外国書、すなわち英文で記された教科書を用いることへ変更したい旨が申請されたのである。創設時の大東文化学院では、学科目中における一般教養に相当する科目は「参考科目」と呼び、当時のほかの私立専門学校と比較して極端に少なく設定されていた。これは漢学関係の科目を重点的に学ばせるための方策で、とくに語学に関しては「支那語」を正科目として学年ごとに週二～三時間ほど行っていたほかは英語も置かれないほどの徹底ぶりであった。このときの学則変更は教育

学など「参考科目」とした授業で使用するテキストを英語とすることであり、英語学関連の授業が導入されたわけではなかったが、それでも大東文化学院のカリキュラムとしては画期的な変更であった。

一九二八年度には新たに「補習科」が開設された【資料Ⅱ－7－1】。補習科の修業年限は一年とされ、基本的には本科卒業生が進学するために設けられたもので、ここでは高等科一年に準じた学科課程を修めることができると定められた。一方、高等科修了後には「学問ノ蘊奥ヲ攻究セシム」ために、「指導教授ニ就キ学術上特殊ノ事項ヲ攻究スル」ことを目的とした、修業年限一年とする「研究科」も設けられた。さらに一九三〇年度には「武科」に関する整備がなされた。「武科」にはすでに剣道および弓道の選択肢が設けられていたが、選択科目として柔道が加えられた。

一九三〇（昭和五）年一二月、入学金および授業料徴収に関する学則変更申請【資料Ⅱ－15－1】が行われた。創設時からの特徴であった国庫補助による授業の無償および学生給付金の制度であるが、当初から一〇年間、年額一五万円の補助である旨が決定されていた。ただし、開校初年度に発生した関東大震災の影響を受けたこともあり、一九二四年度は一七万五〇〇〇円の補助金が下されている。その後、一九二五年度から一九二九年度までの五年間は当初の予定に従い一五万円が補助されたが、一九三〇年度には一二万円へ減額され、さらに一九三一年度より補助金額の大幅な削減が決定し八万円となったことを受け、授業料三〇円の徴収がやむなく行われることとなった。それと同時に学生給付金の減額が行われることとなり、補助金もさらに一九三二年度には四万円、その後一九三三年度から一九三五年度までの三年間で七万円と減額されている。それまで経済面における事情から進学を諦めざるを得なかった漢学を志す優秀な学生を老若問わず受け入れていた学院も、学問的門戸をさらに広げて学生募集を行い、近代的高等教育機関としての形式や内実を整えていかねばならない

局面を迎えていたのである。授業料三〇円徴収の決定と同時に受験料五円、入学金五円とすることも決せられたが、それでもなお、「授業料支弁ノ困難ナル若者ニ対シテハ、其ノ事情ニヨリ減額、又ハ免除シ得ル規定」もあわせて設けられた。

二　教員体制の模索

大東文化学院紛擾によって多くの「私学派」教員が一時的に学院を離れた際、学院の教育を担うために招聘された教員たちの多くは「官学派」と目され、その多くは一九二六（大正一五）年度に着任した。新たに着任した官学派教員たちは、私学派教員たち不在の間における大東文化学院の教育に真摯に携わることとなった。この間、一九二五年度から一九二八（昭和三）年度までの教員人事がどのように変化したのか、以下に見ていくこととしよう。

教員構成の変更・一九二五年度の教員一覧

『同学』第一号によれば、同号に「特別会員」として記載された教員は四九名、総長・井上哲次郎、前総長・平沼騏一郎、相談役・江木千之、同・鈴木喜三郎、同・山本悌二郎、総務・山岡萬之助のほか、次の教員名が見られた。

池田四郎次郎・今井彦三郎・岩槝遵成・鵜澤總明・内田周平・加藤虎之亮・狩野直記・川合孝太郎・川田瑞穂・北畠吉・木野村政德・國分高胤・小山薫雄・佐藤仁之助・島田鈞一・清水澄・鈴木虎雄・高塚錠二・

舘森萬平・内藤虎次郎・中村進午・中山博道・那智佐典・服部宇之吉・平沼淑郎・牧野謙次郎・松平康國・松本愛重・松本洪・安井小太郎・渡俊治・井塲正人・岡崎壮太郎

そのほかに職員・校医計一一名を加えた計四九名の「特別会員」の名前が記載されている。「正会員」は、高等科および本科に在籍する現役学生であった。

翌年、『同学』第二号（一九二六［大正一五］年三月二〇日発行）には会員一覧資料は付されなかったが、「大正十四年度に於ける学科課程及担任」表が巻末にあり、本科一年および二年、高等科一年および二年の学科目と、担当教員名が記載された。それらを確認すると、第一号にあった教員名とまったく一致したものであった。なお、「正会員」である学生名簿も第二号には掲載されなかったが、一方で「教職員住所一覧」は掲載されており、教員（特別会員）四九名の「大正一五年三月現在」の住所が記されている。

一九二六年度の教員一覧

鵜澤總明・北昤吉・平沼淑郎など創立年から在籍していた教員も一部含まれるが、同年度の教員一覧は前年度と比べ大きく変容した。具体的には次のようになった。

市村瓚次郎・飯島忠夫・深作安文・岩槝遵成・服部宇之吉・加藤繁・金子元臣・神田喜一郎・吉田静致・瀧川龜太郎・田中逸平・中山博道・宇野哲人・鵜澤總明・内野台嶺・植木直一郎・大島健一・大峡秀榮・大槻豊・桑田福太郎・久保得二・熊坂圭三・近藤杢・山岡萬之助・安井小太郎・矢木参三郎・松本愛重・

前川三郎・小柳司氣太・古城貞吉・近藤正治・高於兎三・有馬祐政・佐久節・北畠吉・木村巌・三潴信三・見尾勝馬・峯間信吉・宮原民平・清水澄・鹽谷温・島田鈞一・平沼淑郎・内藤政太郎・平野彦次郎・樋口勇夫・諸橋轍次・森茂・包翰華・山口伝一・有田平蔵・井場正人・斎藤徳明・江山整・古徳勘十郎・中村豊次郎・富永鎌次郎・遠藤房治・布留川英治

同年度は、「官学派」とされる教員たちが招聘された。とはいえ、彼らに明確な結束があったわけではなく、帝国大学出身者にこだわっていたわけでもなかった。後に学院総長や学長・教授会長などをつとめることとなった小柳司氣太や宇野哲人・市村瓚次郎など帝国大学出身者が多かったものの、たとえば、前章の諸橋轍次や近藤正治のほか、内野台嶺などは官立の東京高等師範学校の出身であったし、当時の中国語の授業を担当した宮原民平や田中逸平は私立台湾協会学校（現・拓殖大学）出身であった。前川三郎や金子元臣などのように、私塾で学んだ世代も含まれている。そのように集められた教員たちであったので、後述するように、「私学派」とされる教員たちとの学問上の関係もおおむね良好であった。

一九二七年度および一九二八年度の教員一覧

『同学』第三号（一九二七［昭和二］年三月一六日発行）の巻末には再び会員一覧がされており、「特別会員」である教職員六〇名と、「正会員」である在校生二四六名の氏名を確認することができる。これによれば、同年における教員構成は次のようになっており、前年度から変化していたことがわかる。

市村瓚次郎・飯島忠夫・深作安文・岩槝遵成・石崎政仇・服部宇之吉・加藤繁・金子元臣・神田喜一郎・吉田静致・瀧川亀太郎・田中逸平・竹下幾太郎・中山博道・宇野哲人・鵜澤總明・内野台嶺・植木直一郎・大島健一・大峡秀榮・大槻豊・桑田福太郎・久保得二・熊坂圭三・近藤杢・山岡萬之助・安井小太郎・矢木参三郎・松本愛重・前川三郎・小柳司氣太・古城貞吉・近藤正治・高於兎三・有馬祐政・佐久節・北昤吉・木村厳・三潴信三・見尾勝馬・峯間信吉・宮原民平・清水澄・鹽谷温・島田鈞一・平沼淑郎・内藤政太郎・平野彦次郎・樋口勇夫・諸橋轍次・森茂・包翰華・山口伝一・有田平蔵・井塲正人・斎藤徳明・江山整・古徳勘十郎・中村豊次郎・富永鎌次郎・遠藤房治・布留川英治

続く『同学』第四号（一九二八年三月一六日発行）の巻末には「特別会員名簿追加」の記述があり、二年前に辞職した「私学派」の「教員の復職がこのたび実現し、教員が入れ替えとなる予定」である旨が、同号あとがきに相当する「編輯を終へて」に記されている。三月の発行間際に決定された急なことであり、編集が間に合わず、「失礼ながら末尾に掲載」させてもらうこととした、との事情があわせて述べられている。ここで復職することとなったという教員は、次の一三名であった。

山田準・松平康國・田邊為三郎・内田周平・細田謙藏・國分高胤・今井彦三郎・池田四郎次郎・川合孝太郎・佐藤仁之助・加藤虎之亮・那智佐典・川田瑞穂

同号にはこれら「私学派」教員の名前が追加され、一九二八年度以降の「新しい先生の分」と紹介している。

それから約半年以上経った同年一二月、大津淳一郎が新たに第六代総長に就任し、それによってようやく長く続いた学院紛擾は収束に向かい、「同学会」および『同学』は廃止されることとなった。大津淳一郎は総長就任にあたって学生たちに対し「官私合同」「学問専心」を提唱しており、以降は官私相互の融和と団結を志すことを目指して「同学会」は発展的解消となり解散、新たに学生団体「志道会」が発足することとなった。

一九三〇年度の教員一覧

『同学』第四号発行から二年後、一九三〇（昭和五）年三月一五日に「志道会」より『志道』第一号が発刊された。誌面構成は『同学』に似ており、同誌巻末には「名誉会員」としてやはり教員一覧が掲載され、そこには六三名の名前が確認できる。一覧に前川三郎の名前はすでになく、『同学』第四号において復帰したとされる一三名の教員も幾人か確認できない。山田準・田邊為三郎・内田周平・細田謙藏・國分高胤・今井彦三郎・川合孝太郎・佐藤仁之助・那智佐典の名前はあるものの、松平康國・池田四郎次郎・加藤虎之亮・川田瑞穂の四名の名前は誌上に記されていなかった。ただし、このうちたとえば川田瑞穂は、二八年四月に教授として復帰し学生監を兼務していたのであるが、同年六月に辞職している。大東文化学院高等科一期生で新規教員となっていた内藤政太郎および近藤杢両助教授について、彼らの言動が学院運営に障害をおよぼすと考えた川田は「弾劾書」を学院へ提出したのであるが、それと同時に自らも辞したのであった。このほか、『志道』第一号巻末の会員名簿より「名誉会員」一覧をあらためて確認しておこう。

大津淳一郎・今井彦三郎・石田羊一郎・石橋遵成・伊藤吉之助・服部宇之吉・細田謙藏・小柳司氣太・岡

村利平・川合孝太郎・金子元臣・蒲生裕之助・加藤繁・田邊為三郎・芳野幹一・舘森萬平・高成田忠右衛門・田中逸平・竹田復・那智佐典・高塚錠二・頼成一・内田周平・鵜澤總明・宇野哲人・内堀維文・内野台嶺・包翰華・安井小太郎・山田準・山岡萬之助・山内惇吉・松本愛重・増田惟茂・國分高胤・深作安文・小松武治・東季彦・佐藤仁之助・齋藤坦蔵・三潴信三・峯間信吉・宮原民平・見尾勝馬・清水澄・平野彦次郎・諸橋轍次・柏崎延二郎・市川林太郎・中山博道・大槻豊・松本清・矢木参三郎・桑田福太郎・佐々木英夫・山口伝一・有田平蔵・古徳勘十郎・中村豊次郎・江山整・富永鎌次郎・野村喜八郎・鈴木為三郎

以上の名簿から、市村瓚次郎・飯島忠夫・石崎政仇・神田喜一郎・吉田静致・瀧川龜太郎・竹下幾太郎・植木直一郎・大島健一・大峡秀榮・久保得二・熊坂圭三・近藤杢・前川三郎・古城貞吉・近藤正治・高於兎三・有馬祐政・佐久節・北畠吉・木村厳・鹽谷温・島田鈞一・平沼淑郎・内藤政太郎・樋口勇夫・森茂・井塲正人・斎藤徳明・遠藤房治・布留川英治の名前がないことがわかる。すべて「官学派」とされた教員たちである。もっとも、このうちたとえば、飯島忠夫はその後に大東文化学院の教授として復帰、戦後になってからは大東文化大学第二代学長に就任しており、大東文化学院へと戻ってきた教員も幾人か確認することができる。

「学科委員」の選定

一九二六（大正一五）年五月の教授会において、大東文化学院教授のうちより新たに「学科委員」として五名が着任することが決議された。同年度に招聘された教授のひとりであった前川三郎宛の書簡に次のものが残されている。

去ル本月四日教授会ノ決議ニ基キ学科委員ヲ設置シ総長之ヲ嘱託シテ教務ヲ補助スルコトト相成今般左記五名ニ本委員ヲ嘱託セラレ候間御了知相成度此段得貴意候

大正十五年五月十日

大東文化学院　㊞　前川三郎　殿

（裏面）記

教授会長　教授　市村瓚次郎　殿

同　松本愛重　殿

同　宇野哲人　殿

同　岡田正之　殿

同　鹽谷　温　殿

追テ市村博士ハ前記教授会当日（本月四日）教授会長ヲ嘱託セラレ候間是又為念申添候

この書簡は、教授会長となった市村瓚次郎ほか四名が新たに学科委員に就任することが決定されたことを知らせたものである。同時期の学科委員の職務としては教務に関する業務を補助するものと記されているので、学務関係の一切を取り仕切る立場にあったと考えられる。なお、この五名は「官学派」に属する教員であり、後に一九二七（昭和二）年一一月に総長の鵜澤總明が「私学派」教員を復職させることを決定した際には辞職

願を提出し抗議した教員たちに含まれる。そのとき一部の「官学派」教員は、「私学派」教員の復職を不服として辞職届を提出することとなった。

「官学派」教員の退職

一九二八（昭和三）年一月八日に大東文化学院本科の翌年度入学試験が行われ、その入試採点が終わると同時に「官学派」教員陣は一斉辞職を表明した。同月一六日には、市村・宇野・小柳・松本のほか一六名の教員たちの一斉辞任が発表された。なお、同月二一日に前川三郎教授宅に大東文化学院三年生二名が来訪してきて、「新旧教授の妥協」を希望して「復職せられたし」との願いを受けた記録も残されているが、前川はその後大東文化学院へ戻ることはなかった。

前川の残した資料には、同年二月二九日消印の大東文化学院から送られた書簡が残されている。同書簡は退職処理に関連した四枚の書類であった。前川教授の退職を認める通知・退職金に関する文書・二月分の給与支払遅延に関する説明文書・給与支払調書の四点である。そのうち一点目の通知文書には、次のように書かれていた。

前川三郎殿

願ニ依リ本学院教授ノ嘱託ヲ解ク昭和三年二月二十九日

大東文化学院総長事務取扱　鵜澤總明㊞

こうして前川三郎は、ほかの「官学派」教員たちと同じく、同年二月末をもって在任期間わずか二年足らずで大東文化学院を辞すこととなった。一九二八年度の授業担当者としてすでに発表されていた一覧には前川三郎の名前も記載されていたことから、当初は翌年度も授業を行う予定であったと思われるが、辞職した「私学派」教員の復帰に抗議する形で「官学派」教授陣たちが辞職を願い出た際、前川もそれにならう形で辞すこととなったのである。ただし、後任人事やその後の漢学会等の動向などを見たとき、必ずしも「私学派」教員たちと「官学派」教員たちの関係が悪くなった様子はない。むしろ、後年に発行された著作物や共同研究などから推察するに、学問討究上の方針としては「私学派」教員たちとの折り合いはよかったようである。その後、学院内も「官学派」「私学派」ともにその後の大東文化学院発展に「大同団結」していくこととなる。

一九二八年三月二日、大東文化学院第二回卒業式および卒業生謝恩会が行われた。謝恩会は池之端東仙閣にて午後九時まで続いた。

三　『大漢和辞典』編纂事業

初期の大東文化学院の学生たちの最大の学業功績として忘れてはならない事業は、『大漢和辞典』（大修館書店）の編纂である。諸橋轍次教授（大東文化学院教授、後に東京文理科大学［現・筑波大学］教授兼図書館長・都留文科大学初代学長を歴任）監修のもとに編纂された、膨大な語彙を収めた『大漢和辞典』である。

諸橋大漢和

同書が刊行される以前の「漢和辞典」は簡易で簡素な「字典」や「字書」が主であったため、大修館書店社

長の鈴木一平が漢字研究の第一人者であった諸橋轍次に打診し、大規模編纂が実施されることとなった。戦中戦後の混乱期を経て、編纂作業は一九二五（大正一四）年より通算三五年の歳月が費やされた。その長い編纂過程全体を通じて、大東文化学院生たちは編纂作業の中心的存在として携わり、尽力し続けたのである。

大修館書店社長鈴木一平との共同事業として行われた『大漢和辞典』の編纂は、諸橋の大東文化学院教授在任中に開始された。諸橋の大東文化学院教授在任期間はそれほど長くはなかったが、学院在任中に着手することとなった『大漢和辞典』の編纂事業は、諸橋にとって生涯最大の業績となり、自身も晩年に振り返って、大東生たちを「大切な協力者」であり事業完遂においてもっとも重要な人々であった、と回顧している。一方、大東文化学院にとってもこの編纂事業は学院の学問的方向性を示し、知力を試す試金石となるなど、大きな転換点となった。

辞典編纂は、日本各地の漢学者数名とともに、大東文化学院高等科を中心とした学生たちが編纂助手として参加して行われた。一九三二（昭和七）年に大東文化学院高等科生一年であった原田種成（後に大東文化大学教授）は、自身が編纂に参加し、後に学生たちの中心となった経緯を振り返って、著書『漢文のすゝめ』（新潮選書、一九九二［平成四］年）の「あとがき」で、「諸橋『大漢和』の原稿作成と校正に携わり、あの辞典は大東文化学院の関係者が総力をあげてこしらえたものである」と述べ、自身が参加した編纂の様子を記している。

編纂当初にあった既刊辞書から飛躍的に語彙数を増やすため、あらためて戯曲や小説を含む膨大な中国古典の原文にあたり、それまでの辞書が踏襲していた誤記誤釈をあらためて正した画期的な事業であった。とくに原文にあたって熟語をひろい、出典・引用文を探し出し、さらに部首順・画数順に分類していく作業はかなり高度な漢学知識を必要としたが、当時の大東文化学院高等科生たちの学力は相当なものであり、彼らの長年に

わたる地道な作業のもとで進められた。

編纂された『大漢和辞典』は、戦時下の混乱のなかで一九四三年に第一巻が完成し、その後初版として刊行された一九五五～六〇年当初には全一三巻として刊行され（後の補巻刊行によって二〇〇〇年までに全一五巻構成となった）、今日でもなお世界最大の漢和辞典としての位置を占めている。

『大漢和辞典』編纂の開始と大東生の「漢学力」

『大漢和辞典』（諸橋轍次監修、大修館書店）は、全一五巻からなる漢和辞典である。しかし、およそ三五年の歳月を費やし編まれたこの大辞典の初期の大仕事が、大東文化の学生によって行われたものであることを知る人は少ないかもしれない。

『大漢和辞典』編纂は、諸橋轍次と大修館書店社長の鈴木一平とが計画したものだった。諸橋は一九二五（大正一四）年頃より断続的に、鈴木から辞典編纂の誘いを受けていたものの、生涯をかけた大きな仕事となることがわかるゆえに承諾できずにいたが、大東文化学院への着任を機に引き受けることにしたといわれる。大東文化学院の学生たちの優秀さを目の当たりにしたこと、そのなかでもとくに秀でた学生は今後の漢学研究を牽引することになるであろうことがわかったからである。それゆえに、経済的な理由で退学し、学業を途中で諦める学生が出ていることは惜しいと考えたのであった。この事業が、大東生たちの生活費の一助となるのに最適であると考えたことも、引き受けた理由の一つであった。こうして諸橋は、大修館からの依頼を承諾した。

鈴木が諸橋へ依頼をした当初は、実は全二巻程度の漢和辞典編纂を想定していた。それに対し、完全な大漢和を完成させるとなると、予備調査の段階で予想をはるかに上回る膨大な時間を要する大規模編纂事業となる

ことが判明したが、熟考の末諸橋と鈴木は刊行を決断する。ただし、このときの諸橋は五～六巻程度と考えており、鈴木もそのように承知していたようである。一九二八（昭和三）年に出版契約がなされると、諸橋監修のもと終わりの見えない大編纂事業が開始されたのであった。

前述したように、諸橋の中国留学中にとくに不便であったのは、当時の写本には間違いが多く、それを転用した辞典も誤記誤釈が溢れていたことであった。既存の辞典の引用文や熟語の誤りを指摘し、刊本（原典）を探し出す。さらに適する語彙を補入し、漢詩や史伝を加筆する。古今の膨大な書物に関する高度な知識を必要とするうえ、終わりの見えない過酷な作業でもあった。少し後になって、諸橋に師事していた東京帝大や高等師範の学生も手伝いに来るようになったが、その多くは難解な中国古典を前に手も足も出なかったという。したがって、これら初期の地道な作業のほとんどは大東生によって進められた。「漢文」に特化して深く学んだ大東生だからこそ可能な仕事であった。

後述するが、この初期に行われた語彙収集とそれを整理したカード作りは、出版契約が締結される約一年前の一九二七年より諸橋邸の応接間で開始されていた。前述した予備調査というのが、この期間に相当する。このとき、既刊の辞典や字書の語彙を収集するだけでなく、これまで記載されていない中国古典の原文から直接語彙を収集する方針が決定した。

その後、一九三四年に杉並区天沼に用意された借家「遠人村舎」へと移転し編纂作業が続いた。およそ一五年の歳月を経て、一九四三年九月に第一巻が上梓されたが、戦時下の資材不足のなかで刊行は一時中断したうえ、戦禍で資料や原版の多くが焼失してしまった。戦後、事業が再開し第一巻があらためて刊行されたのは一九五五年一一月のことであり、一九六〇年に第一三巻刊行をもっていったん完結、二〇〇〇（平成一二）年に

補巻が刊行され全一五巻となった。

『大漢和辞典』編纂と大東生の活躍

『大漢和辞典』の編纂作業は、諸橋轍次と諸橋の盟友といわれる近藤正治とともに、大東文化学院高等科に在籍した現役の学院生たちが編纂助手として携わり、開始された。

高等科生たちは戯曲や小説を含む中国古典の原典に当たるなど古今和漢の典籍を渉猟、それまでの辞書が踏襲していた誤記誤釈を正していくという作業を一手に担った。高度な漢学知識を必要とする作業であったが、高等科に在籍する者の学力は相当なものであり、彼らの長期にわたる努力によってそれらの地道な作業は進められた。途中、目を酷使する過酷な作業によって視力を失う者も出たといわれる。この最初期の地道で重要な作業は大東生たちによるものであったと、諸橋自身が『大漢和辞典』序文に次のように記している。

（川又君、渡部君、真下君、佐々木君は：引用者注）終始事業のため精励してくれた。然るにこの四君は終戦と相前後して約一年の間に共々世を去った。これは事業完遂の行程に於て私の受けた最も傷心の事柄であった。この四人は共に大東文化学院の出身である。外にも同学院の出身者で私に協力してくれた人々は少なくない。この事業の前半は、それらの人々が中心となって分担したものである。

このように、大東生の活躍があってこそ刊行が実現したと讃えたのであった。この「四君」とは、川又武・渡部実一・真下保爾・佐々木新二郎のことである。川又と渡部は大東文化学院高等科五期生で、佐々木はその

後輩に当たる。真下は川又たちと同期であったが、経済的な理由から高等科へは進学しなかった。しかし、同期のなかでもとくに成績優秀で、漢文の才能に秀でていたため編纂に携わるよう誘われた。川又は一九四五（昭和二〇）年六月に、渡部はその前年の一九四四年七月に病死しており、真下と佐々木も同じ年の夏に前後して死去した。終戦間近となった時期に編纂の主力であった四名が死去し、大東生が主として携わった一つの時代が終わりを迎えた。しかし、『大漢和辞典』の編纂の基礎部分に関してはとくに、大東文化学院高等科生と高等科卒業生たちによって進められたものであったことは間違いない。しかも、実際の文字収集や主要な校訂作業には、まだ力の足りない「本科生たち」はほとんど携わることはできなかった。本科生や大東文化学院への進学を夢見る旧制の中学生たちにとって、『大漢和辞典』の編纂を行う先輩たちの姿は憧れそのものでもあった。その姿に憧れ、大東文化学院への進学を志したものも少なくなかったのである。

大東生たちの知と粋の結集

前述したように、『大漢和辞典』は、膨大な書物や資料をもとに編纂されたもので、全一五巻からなる漢和辞典は今なお世界最大の位置を占めている。しかし、大東生が『大漢和辞典』を誇りとして語り継いでいる理由は、その規模や質の高さからだけではない。何よりも、編纂に携わった人々の高い志と苦難とがあったからである。

川又武たちと初期の編纂作業

大東文化学院生でもっとも『大漢和辞典』の編纂に寄与した人物といえば、川又武である。川又は全体を統

括するリーダー的な存在で、語彙収集の段階では主として熟語を担当した。また、川又が校正した戦前の四校紙が、現在も大修館書店に大切に保管されている。川又は諸橋がもっとも信頼を寄せた大東文化学院の教え子の一人であり、静嘉堂文庫長を引き継ぐほか、諸橋が自分の研究全般の後継者にと考えていた秀才であった。しかし、前述したように、敗戦直前の一九四五（昭和二〇）年六月八日に肺結核により急逝したため、川又が目にすることができたのは戦前に刊行された一巻のみで、諸橋の仕事を引き継ぐことも叶わなかった。

川又武は、大東文化学院本科二期生（一九二八年三月卒業）、高等科五期生（一九三一年三月卒業）であり、六年間を通じて大東文化学院で学んだ最初の学生のひとりであった。川又が入学した翌年に着任した諸橋からの厚い信頼を得て、同級生たちからは一目置かれる秀でた才能をもち、後輩たちからは尊敬を一身に集める、そんな存在であった。ちなみに、高等科を卒業する年には大東文化学院第二回支那旅行団にも参加しており、中国事情に精通しており、『燕呉遊蹤　第二回支那大陸旅行記』の編集著者もつとめている。また、卒業後は『大漢和辞典』編纂に従事する傍ら、國學院大學でも教壇に立った。後年になって、川又の國學院の教え子たちもまた、編纂事業に参画した。

一九二八年九月二二日、川又武・真下保爾・山田修次・真田但馬・富永鎌次郎ら大東文化学院出身者による最初の編集会議が行われた。この会議で、「経史子集」などから語彙を選択してカード化し、語彙の原典を確認できるようにするために書物ごとの索引を作ることとなった。このとき、中国留学中の諸橋が『春秋左氏伝』のなかから人名・地名、重要語句を抜き出し、それぞれ数十冊の索引を作っていたものを参考にすることとした。諸橋は、大東文化協会出版部より諸橋轍次編『春秋左氏伝人名索引』を一九二八年に発表しており、さらに一九三五年には同書を改訂し、大東文化学院志道会研究部編『綜合春秋左氏伝索引』を刊行した。志道会と

いうのは、大東文化学院内に設けられた学生団体のことで、学生たちが学問に専心し邁進できるようにと大津淳一郎総長がその名称を考案し組織した。前述したように、大東文化学院で諸橋は『春秋左氏伝』を担当しており、その成果を講義に活かしていた。受講していた学院生たちも結果、同書の編集刊行の手伝いに携わるなど『春秋左氏伝』には詳しくなっていたのである。『春秋左氏伝人名索引』は、語句・人名・地名・官名・器物・動植物など一三の分類項目による索引となっており、『大漢和辞典』編纂の初期作業の指針となった。

ただし、このとき決せられた編集方針には大きな問題があった。採録語句について、あまりにも悉皆的な調査収集を前提としたため、刊行までに一五年以上の歳月が必要とされたことである。諸橋は日記『止軒日暦』に、「何とか一九三二年三月までに第一巻刊行の目処をつけるよう学院生たちに指示を出した」、と記している。この日記は一九二九年九月に書かれたものであったが、そうはいったものの、採録範囲を狭めて辞典としての質を下げることもまた不本意であり、諸橋は学院生たちの作業状況を確認しつつ熟慮を重ね、さらに長期の編纂作業を要するであろうことを大修館書店社長の鈴木一平へと伝えた。諸橋と鈴木にとって、ともに経費や状況から考えると苦渋の決断であったが、結果としては学院生たちが想定した一五年の歳月を要することを承諾し、そのとおりの編纂期間を経て第一巻が刊行されることとなったのである。

一方、初期からのメンバーで、『大漢和辞典』の編纂現場に川又や渡部たち学院生たちとともにいたのが、前述した近藤正治であった。近藤は、諸橋と同郷の同い年であり、東京高等師範学校でもずっと同期という仲であった。本務としては奈良女子高等師範学校や東京女子大学の教授であったが、実は諸橋と同時期に大東文化学院教授となり、さらに教務課主任として学院教育を牽引していたことはあまり知られていない。学院生たちの教育には非常に熱心で、編纂室に頻繁に顔を出し指導を行った人物である。浄書（清書）段階における校

閲なども一手に引き受けた陰の立て役者であり、諸橋の「影武者」のような存在であったといわれる。後に、第一巻刊行を目前にした頃には、毎日のように学院生たちからの相談を受けつつ、漢籍を繰って再度の確認を行い、原稿に訂正事項を書き入れる日々を送った。なお、近藤はその後ももっとも長く『大漢和辞典』編纂に従事しており、戦後の改訂版の編纂においても中心となって携わったが、全巻完結を目前に控えた一九五九年に死去した。

さて、一九三一年になると、実際に原稿用紙に語句を貼り込んだうえで、浄書を行う作業が始まった。貼り込みの作業は学院生たちが主として行い、近藤の校閲を受けつつの浄書作業であった。それを受けて整理し、親字の解説をまとめる仕事は主として渡部実一が行い、訂正作業は主として川又ら高等科卒業生が行ったが、大修館書店もこの段階から校正主任を置き対応することとした。しかし、一人が目を通して確認するたびに加筆することが増えていくため、語彙カードの訂正紙が重ねて貼られていくこととなり、それが延々と続くようなこともあったという。ともかく、こうしてひとまず一九三二年末頃には、浄書した原稿がいったん完成することになった。

一九三三年には大修館書店に隣接した土地を製版工場とし、原版組み置きで進められることとなった。使い回しの活字ではなく、組み版をしてからも訂正や修正が自由にできる環境が整えられたのは、当時の出版事情としては異例のことであった。一九三四年七月からは「棒組」が始まったが、それでもまだ加筆が絶えなかった。

一方、それまで諸橋の雑司ヶ谷にあった自宅の一室を編纂室として使用していたが、諸橋家の引っ越しにともない、借家へと移転することとなった。一九三四年に杉並区天沼の敷地二〇〇坪、八部屋ほどある大きな借

家は、陶淵明の詩句からとって諸橋が「遠人村舎」と名付けたものであった。この「遠人村舎」は、一九三六年一二月には閉じられ、編纂室は再び諸橋邸の一室へと移ることとなったが、以降も編纂室を「遠人村舎」と呼び習わすようになった。

刊行に向けて

原田種成は、大東文化学院本科六期生（一九三一［昭和七］年三月卒業）、高等科九期生（一九三五年三月卒業）である。後年、大東文化大学教授を長くつとめ、名誉教授となった。『大漢和辞典』編纂には川又武から直接誘いを受けて、高等科への進学直後の一九三二年七月より従事するようになった。川又たち高等科生中心で行われていた「老子研究会」の筆記を、従前に引き受けたことが縁で声がかかったという。また、このとき、原田とともに編纂作業の手伝いに誘われたのが、大島宇一であった。原田と同期生で六年間をともに学んだ仲間でもあった。大島が川又と同郷で顔見知りであったことが編纂の手伝いに誘われるきっかけであったが、後に渡辺実一の死後には津田塾の講師を引き継ぐこととなった。なお、大島は戦後に小平市の市長を四期にわたってつとめた。

さて、原田はその著書『漢文のすゝめ』中で、『大漢和辞典』編纂に従事した頃のことを次のように回顧している。

「原本」と称した素原稿が作られており、「原本」を原稿用紙に清書することが外部のアルバイトによって進められていた。

「原本」は菊四倍版（縦六三六ミリ横九三九ミリ）の特製原稿用紙約七万枚。それは白紙に周囲の枠と中に三本ほどの横線が印刷してあり、それに既刊の辞書の各々の語彙が切って貼り込まれていた。

原田が編纂室へ行ってみると、すでに最初の校正刷が部屋の片隅に積まれていて、このような様子であった。前述したように、一九三二年というとすでに大部となる校正刷ができあがろうとしていた時期だったが、原田たちは原稿の浄書を手伝いつつ、その内容をさらに完全にするために、後から気付いた語句を原書白文からひろってきて、語彙カードを追加することもあった。

一九三四年になると、東京高等師範学校出身で、中国留学から帰国したばかりの原富男が諸橋に誘われ編纂に携わるようになった。この頃より、大東生たちだけでなく、高等師範のほか、東京帝大などの学生たちも手伝いに来るようになった。後述する小林信明もそのひとりであった。

一九三八年、これまでの成果が詰まった校正紙が諸橋邸へと届けられた。この校正紙を諸橋は、鎌田正と米山寅太郎のふたりに見せることとした。ふたりは東京高等師範学校の卒業で、諸橋の教え子のなかでも川又と並んでとくに期待をかけられた人物であった。後に東京文理科大学教授となる。諸橋がふたりに率直な意見を求めたところ、主に資料の読み方についての疑問点がいくつか出され、その意見を受けて諸橋は出版を遅らせることを決意した。大東生たちとは異なる視点による手入れも必要と判断し、近藤正治を筆頭に、鎌田と米山のほか、小林信明と渡辺末吾という東京高等師範学校出身者五名による修正作業が行われた。その意見を受けて、編集会議でさらに出典・引用文などの再確認がとられ、疑問の残るところは徹底的に検討が加えられた。このうち、近藤は大東生たちにとって諸橋と並ぶ学院の尊敬すべき師であり、小林は在学中から原富男を通じ

て「遠人村舎」で手伝いをし、大東生たち主催の研究会にも顔を出していた仲間であったこともあり、双方の橋渡し役となった。

一九四一年の秋頃になって、「棒組」のままだったゲラを各巻に分け、第一巻と第二巻の掲載字句がほぼ決定し、一九四三年九月の発行期日が決定することとなった。ただし、当時は用紙統制が厳しくなった時期で、日本出版文化協会へ「企画届」「発行届」を出さねばならなかった。それに承認を受けて「用紙割当通知」をもらうのであるが、通常以上の用紙が必要な辞典には特別な割り当てをもらわねばならず、統制を行っていた軍部への「お願い」が必須であった。諸橋と鈴木はたびたび軍部へ足を運び、「お願い」を繰り返したという。その甲斐あって、一九四二年、第一巻の一万部発行が承認された。王子製紙十条工場において用紙の調達が叶い、翌年九月一〇日に第一巻を刊行することが具体化したのであった。

第一巻の刊行

この頃、本科卒業後に縁あって『大漢和辞典』の編纂に携わった者が何名かいた。たとえば、卒業を目前に控えた頃から大修館書店で一年ほど編集部の手伝いをすることとなった伊東和信である。大東文化学院本科一五期生であり、第二部国語漢文科の一期生として一九四一（昭和一六）年三月に卒業した。後に一〇〇歳となった伊東が語ったところによると、若い頃の一年間は濃密で、昨日のことのように思い出すことがあるという。

奇しくも諸橋轍次と同郷であった伊東は、卒業を間近に控えた一九四一年に大修館書店の手伝いに誘われる。編集助手や植字工の手伝いという形のアルバイトであったが、故郷の新潟に戻るよりは東京に残りたかったこともあり熱心に勤め、卒業後は社員となってしばらく続けることにしたという。翌一九四二年に徴兵されたこ

とにより、仕事を離れることになったのは残念だったが、戦地でなんとか生き延びることができ、敗戦後は大陸からロシアへさまよいながらも帰国することができた。その後は郷里へ戻り、教職の道に就くことを選んだ。大修館書店からの誘いもあって古巣の職場に戻りたい気持ちもあったが、敗戦後の大修館書店は先行きが見通せない壊滅的な状態であったため、家族のためにも安定した職を選ぶことにした。あのとき東京に残り、大修館書店に戻っていたらどうなっていただろうかと、一〇〇歳を迎えてもまだその選択に少し心残りがあると語るほど、大東生たちにとって『大漢和辞典』編纂に携わることは栄誉で憧れだったのである。

伊東が大修館書店でアルバイトに就いていたときに出会ったのが、木村直吉と片岡梅治というふたりの種字彫師であった。ちょうど一九四三年九月の第一巻の刊行を前に、字母を実際に木版彫刻に彫る段階に至った頃であった。「遠人村舎」の先輩たちの指示を受け、種字彫師に依頼をする。正確に伝える必要があるので、ある程度の専門的な知識が必要な仕事で、そのために大東文化学院の本科生は有用な存在であった。

そのほか、伊東よりも少し年長の河西一雄や飯沼喜八郎なども大東文化学院本科を卒業後に数年ほど編纂を手伝いに通った。この頃、卒業から数年間を「遠人村舎」で過ごす卒業生は少なくなかったのである。河西と飯沼は同期で、一九三六年三月に卒業した本科一〇期生である。高等科へ進み、後に大東文化大学教授となった猪口篤志と同期であった。ちなみに、猪口も在学中に「遠人村舎」へ手伝いに通っていた。東京での就職はなお厳しい頃で、郷里に帰って漢文科教師となるか、仕事の目処は立たないが東京に残るかの選択のなか、東京に残って漢学に携わることができる希有な環境を、『大漢和辞典』編纂と諸橋の「遠人村舎」は大東生たちに与えてくれたのであった。

一九四三年九月一〇日、大修館書店『大漢和辞典』第一巻が刊行された。限定一万部、一一二五ページ、親

文字一四四四字、装丁は玉繭原料の背革の代替品とはいえ、かなり豪華な仕様で刊行されたのは、用紙統制の厳しい戦時下においてまさに奇跡的なことであった。しかし、戦禍が激しさを増し、予定されていた第二巻以降の刊行を続けることはできなかった。大修館書店も爆撃を受け焼失、二巻用に用意された資材・原版もすべて焼失してしまったのである。その後、資料や校正紙の一部が地方や静嘉堂文庫に分散して残っていることが判明、それをもって再び刊行へと動き出すこととなった。一九五五年に改訂版一巻が刊行され、以降一九六〇年までに全一三巻が刊行された。その後、二〇〇〇（平成一二）年にかけて補遺が出され、現在も『大漢和辞典』全一五巻として刊行されている。

第五節　大東文化学院創立一〇周年記念式典

一　大東文化学院における周年記念事業

大東文化学院創立七周年記念式典

大東文化学院は創立翌年に創立一周年および二周年を記念して刊行物などを発行しているものの、創立に関する大規模な記念事業はとくに行っていない。したがって、現存する記録を見る限りでは、創立記念事業としては一九三〇（昭和五）年九月二〇日に行われた創立七周年記念式典が最初である。

大々的に行われた記念式典には学院関係者を中心に五〇名の来賓があった。同式典では、同年に退職した國

分青厓が作詩した七言絶句が披瀝された。

天孫肇国奉天献
仁徳深霑瑞穂洲
儒学萃精皇道美
君臣大義自千秋

この青厓の詩に対し、大津総長は次のような所懐の詩を返している。

自新開校七周年
蛍雪功成出俊賢
迂拙身逢聖明世
欲将教化致微涓

青厓による漢詩は創立一〇周年式典において正式な学院歌として定められることとなった。以降、学院生たちの誇りとともに長く親しまれることとなったこの漢詩による校歌であるが、当時としても校歌を漢詩にしている学校は大変に珍しく、大東文化学院の特徴を大いにあらわすものの一つであった。

創立一〇周年記念式典

大東文化学院の創設日が一九二三（大正一二）年九月二〇日の設立認可日として制定された経緯は、前節までに述べたとおりである。創立七周年は一九三〇（昭和五）年に行われているので、創設一〇周年は一九三三年九月二〇日ということになるように思われるが、当時は「かぞえ」で周年記念事業が行われることも比較的あったようで、大東文化学院では一九三二年一〇月に創立一〇周年記念式典が開催された。なお、新制へ移行して以降、すなわち本学創立三〇周年記念事業が一九五三年九月二〇日に開催されて以降は一〇〇周年を迎えた二〇二三（令和五）年に至る現在まで、一〇年ごとの節目を「満」で数えて記念事業を展開してきている。

二　大東文化学院創立一〇周年記念事業

大東文化学院が創立一〇周年を迎えた際、記念して刊行された二つの冊子がある。『創立十周年記念　大東文化協会　大東文化学院　創立沿革』（以下、『創立沿革』）および『創立十周年記念号　大東文化協会　大東文化学院』（以下、『記念号』）と題された二冊は、それぞれ一九三二（昭和七）年一〇月一三日、同年一二月二五日に刊行された。両誌を見てみると、内容は大きく異なるものとなっている。

まず、『創立沿革』は、大正期漢学振興運動から大東文化協会の立ち上げに至る経緯を主として詳しく紹介しつつ、「附録」とされた後半部分が大部分を占める内容となっており、その発行日（一九三二年一〇月一三日）から、同日に行われた「創立一〇周年記念大会」において来賓へ配る記念誌として作成されたものであった。対して、『記念号』は大東文化学院志道会が編集発行する『大東文化』の第四号であり、主として同記念大会の記録を収めることを目的に編集されたものであった。発行人は、『創立沿革』は川口壽、『記念号』は平野彦

次郎とあり、編集委員会に相当する「一〇周年記念出版部」委員の構成については後述するが、ともに同出版部から刊行された記念誌であり、同出版部は大東文化協会内に置かれた「創立一〇周年記念会」と称している。

ちなみに、これら記念式典に関連したものとは別に、大東文化学院では四名の教授が創立一〇周年を記念した講演会を行っており、その四つの講演内容をまとめた記念論集『経学史』も刊行された。

『創立十周年記念　大東文化協会 大東文化学院　創立沿革』

『創立沿革』には、最初に口絵写真が一六ページにわたり掲載されている。「建議案説明の立役者」と題された一枚目の口絵には、中央にやや大きめのサイズで木下成太郎が配され、四方に戸水寛人・山本悌二郎・佐々木安五郎・副島義一の写真が掲載されている。

続いて次ページには、「歴代正副会頭」として、四名の肖像写真が掲載され、上にやや大きく初代会頭である大木遠吉、その下に大島健一・小川平吉・江木千之となっている。次に「歴代学院総長」として、平沼騏一郎・井上哲次郎・大島健一・鵜澤總明・加藤政之助・大津淳一郎の肖像写真が見られ、次には「協会現幹部」として、酒井忠正・山本悌二郎・木下成太郎・荒川五郎・山崎達之輔・末松偕一郎といった面々の写真が配置されている。

続く口絵写真には、九段校舎のほか、関東大震災で焼失した旧大東文化協会事務所も見られ貴重な一枚となっている。役員室・図書室・剣道場といった校舎内に加え、開院式で祝辞・式辞を述べる大木会頭および平沼総長の写真もある。以下、それぞれの写真に付された「説明書き」（キャプション）を示しておく。開院当時に恒例行事であった「伊勢神宮参拝」から始まり、「新宿御苑拝観の様子」「辜鴻銘（大東文化学院臨時教授）講演会

招待会」「鵜澤總明博士講演」「大木会頭北越講演」「オイケン・ヘリーゲル博士講演」「ゾルフ独逸大使招待会」「プラタプ氏ボース氏招待会」「東洋文化振興講演会」「思想問題大講演会」「夏季学生巡回講演会」の様子の写真などが掲載されている。これらからは一〇年間のあゆみを示すミニアルバムのような印象を受ける。

一方、これらのなかに学院の現職教員の写真はほとんどなく、一方で「協会現幹部」たちの肖像写真が多く掲載されているという特徴が見られる。

本誌の構成は次のようになっている。

目　次

第一章　東洋文化振興提唱の由来
第二章　第四十四議会に於ける漢学振興運動
第三章　第四十五議会に於ける漢学振興運動
第四章　第四十六議会に於ける漢学振興運動及政府の賛助
第五章　大東文化協会の成立
第六章　大東文化学院の開設
第七章　結　言
附　録　一、重要日誌摘録
二、第四十四議会に於ける戸水寛人博士及佐々木安五郎氏演説速記録
三、第四十五議会に於ける山本悌二郎氏及び副島義一博士演説速記録

四、第四十六議会衆議院委員会速記録
五、東洋文化振興に関する第二回協議会議事速記録
六、大東文化学院開院式祝辞並式辞
七、物故役員教職員氏名表

『創立沿革』の内容としては、大東文化協会を設立するに至る帝国議会における提唱（建議案）、漢学振興の運動に関するものが主であり、その後大東文化協会および学院の開設へ至る旨がごく短く記されている。具体的なカリキュラムなど学内の教育内容がわかるものは見られない。

「附録」として収録された内容は興味深く、「重要日誌摘録」は年表形式となっており、大東文化協会および学院の主要人事記録や講演記録などが中心に記載されている。しかし、この「附録」の中心もやはり帝国議会衆議院本会議における演説速記録であり、創設までの経緯が非常に重視されていたことがわかる。その内容は、「漢学振興ニ関スル建議案」がいかにして議論され、三度にわたる議会の審議をどのように経たのかを、創設後一〇年を経た段階で今一度確認しようとしていたことが伝わってくるものであった。

具体的には、「漢学振興ニ関スル建議案」が最初に提起された第四四議会において、戸水寛人と佐々木安五郎による発言から、議会内では「漢学振興」を「簡単」な事案である、と軽視している向きがあるが、国政を揺るがす非常に大きな案件であることを主張していることがわかる。翌一九二二（大正一一）年、第四五議会においては、山本悌二郎と副島義一が同案に関する発言を行い、漢学振興とは東洋古典文明の復興であるとの趣旨を述べている。両年ともに衆議院内では全会一致の議決を見たが、同案は政府による特別予算を得られず

本議会決議はなされなかった。

さらに翌年、第四六議会において建議案の説明を行ったのが、木下成太郎であった。一九二三年三月五日に開催された同議会は、委員長を木下として一八名の連名による「漢学振興ニ関スル建議案」審議に入った。木下による経過報告および趣旨説明の後、文部大臣である鎌田榮吉より政府の賛同が得られていることを示す発言があり、この議会による議決を経て「漢学振興ニ関スル建議」は追加予算案として本会議へ提出され通過することとなった。このことから、「建議案説明の立役者」のなかでも木下を別格に扱うようになったと考えられ、本誌巻頭においても木下の肖像写真が、やや大きなサイズで掲げられることとなったようである。

『創立十周年記念号　大東文化協会 大東文化学院』

『記念号』は、前述したように学生団体「志道会」が編集発行した『大東文化』第四号であり、主として「創立一〇周年記念大会」の記録を収めたものである。創立一〇周年を記念して行われた同大会は、来賓者からの祝辞を中心とする式典であり、一九三二（昭和七）年一〇月一三日、神宮外苑日本青年館において大規模に開催された。

巻頭の口絵写真には、創立一〇周年を記念して披露され、正式に制定された「校旗」と「学院歌」がまず掲げられている。「校旗」中央の「東文」の文字のデザインは、大正末から一九二八年頃にかけて在学した学院生によって提案されたものであり、現在まで使用されるシンボルとなった。一方、國分青厓によって作詞された「学院歌」は、そもそも一九三〇年九月に行われた創立七周年記念式典の頌詩として贈られたものであったことは前述したとおりである。七言絶句の詩型で読まれた漢詩であり、漢詩の校歌は当時としてもほかに類を

見ず、非常に珍しいものであり、当日は土屋竹雨（久泰）による書によって披露された。

次ページには、加藤政之助総長とともに、山本悌二郎副会頭の肖像写真があり、その下には九段校舎を斜めからとらえた写真が掲載されている。ほかの来賓個人の肖像写真はなく、本誌が記念式典の記録という目的で刊行されていることから、式典への出席者のうち大東文化協会首脳であった二名の写真のみがとくに選ばれて載せられたのかもしれない。

ちなみに、総長事務取扱の加藤政之助の就任は一九三二年一月三〇日のことであり、前日の大津淳一郎総長の逝去を受けたもので、加藤は第七代大東文化学院総長となった。また、歴代大東文化協会の正副会頭職の就任経緯はやや複雑で、大東文化学院紛擾に代表される学内の混乱を受けた形で、同記念式典が開催された当時は会頭職が不在であった。小川平吉が一九三〇年三月三一日に第四代会頭を辞して以降、「会頭は当分欠員」とする方針となり、副会頭であった山本悌二郎が「会務処理」として会頭事務取扱の責務を負っていた。山本悌二郎は、一九三七年一二月一三日に逝去するが、同時に第五代会頭へ就任する処置が取られており、第六代会頭には同年一二月二七日付で松平頼壽が就任した。

さて、本誌の口絵写真に戻ろう。口絵は続いて、式典当日の様子を伝えるものとなり、記念祝賀会場正面入り口、山本副会頭式辞、鵜澤總明氏講演、三階席まである会場に満席の様子の来場者（聴衆）、「仕舞菊慈童」「舞踏元禄時代」「剣舞」等の演劇公演写真が五枚ほど掲載されている。

本誌の「目次」構成は、次のようになっている。

写　真

巻頭辞　大東文化学院総長事務取扱　加藤政之助

式　辞　大東文化協会副会頭　山本悌二郎

大東文化学院総長事務取扱　加藤政之助

祝　辞　内閣総理大臣　子爵　齋藤　實

内務大臣　男爵　山本達雄

文部大臣　鳩山一郎

宮内大臣　一木喜徳郎

貴族院議長　公爵　徳川家達

衆議院議長　秋田　清

東京府知事　香坂昌康

講　演　東洋思想と現代の教育　文学博士　小柳司氣太

大国民の思想　法学博士　蜷川　新

王道政治の理想に就いて　法学博士　鵜澤總明

大東の意義　文学博士　三宅雪嶺

感　想　精神の糧を得よ　衆議院議員　荒川五郎

大東文化の源流本質及び統一について　文学博士　井上哲次郎

十周年記念に懐を述ぶ　今井彦三郎

所懐	文学博士	宇野哲人
学院の使命		岡村利平
漢学及び儒教の将来		加藤梅四郎
漢学の研究を盛にすべし	男爵	阪谷芳郎
感想		澤田総清
儒名儒行の者出でよ		白木　豊
現代と儒教		鈴木由次郎
創立十周年記念日を祝して		多田羅準一
祝辞によそへて	文学博士	建部遯吾
賀辞		舘森萬平
漢学は無用の長物ならず		田中稲積
学院に関する感想二三		内藤政太郎
漢学の必要	陸軍中将	堀内信水
十周日記念日に当りて		満川亀太郎
儒教の精神と形式		宮原民平
創立十年所感	枢密院顧問官	元田　肇
所感		矢島玄亮
儒学所見		安井小太郎

同窓飛躍の時は来た　與縄熊雄
儒教将焉往乎　朱　柄乾
舜花説　永井啓次郎
靖猷義会趣旨書　細田謙藏
一得録　山田　準
頌詩　祝大東文化学院創立十周年　山本二峰
――諸家次韻――
大東文化協会創立十周年記念誌喜　小川射山
祝大東文化学院創立十周年　仁賀保香城
大東文化学院創立十周年祝詞　西塚臥山
賀大東文化協会並大東文化学院創立十周年　上田直堂
大東文化学院創立十周年書感　亀島春江
朔風五章　土屋竹雨
立学五章　石田東陵
記事　式典の記　講演会の記　晩餐会の記　演劇公演の記
校旗及学院歌披露並慰労宴の記　創立十周年記念大会来賓及出席者名簿

目次を見てわかるとおり、齋藤實内閣総理大臣や山本達雄内務大臣、鳩山一郎文部大臣といった閣僚のほか、

一木喜徳郎宮内大臣、貴族院議長・衆議院議長・東京府知事が来賓として祝辞を述べている。講演者には、現職の学院教授でもあった小柳司氣太と鵜澤總明のほか、法学博士・蜷川新や文学博士・三宅雪嶺という四名の名前が見られた。

小柳の講演は、東洋思想は国民教育に重要な影響をおよぼすものであり、漢字漢文の素養は東洋精神・日本精神の発展において必要不可欠であるから、大東文化協会および学院はそれらを牽引することを主たる精神としていることを述べたものであった。蜷川は、西洋の文化も東洋の文化もともに大切であり、大東文化の役割はとくに東洋の文化・学問を研究し修めた人材の育成にあって、日本のなかに双方のあらゆるものが含まれることが望ましいとした。続く鵜澤は、皇道政治・東洋王道の理想について述べ、三宅は、「大東」の語の意義と由来について思うところを述べている。

「感想」中にも、「大東」とは何か、なぜ「大東文化」としたのかの意図について触れるものも多く見られた。当時にしてすでに判然とはしていないが、四書五経からの引用、あるいは東洋思想からの影響を指摘する者が多い。また、当時の学内の様子をうかがうことができる内容が多く含まれており、大東文化学院の使命について、あるいは漢学教育のあり方への思いについてなど、存在意義に言及するものも見られた。

なお、本誌には、参列した来賓および出席者名簿も付されており、前記のほかにも会計検査院長や文部省を中心に官僚が出席し、新聞社関係者や近隣の中学校校長および高等女学校校長の名も多く並んだようである。

最後に、「十周年記念出版部委員」（創立十周年委員会）は、大東文化学院教員や大東文化協会事務局を中心とした次の一三名であった。

堀　秀男
川口　壽
土屋　久泰
内藤　政太郎
臼井　末吉
山本　正一
小松　武治
新居　安德
淺野　善一
志賀　咲也
平野　彦次郎
樋川　智加太郎
森　忠清

第三章　戦争と大東文化学院

学院生活１　1941（昭和16）年３月

『大東文化』

大東文化学院発行。朱文公生誕八百年記念朱子学研究講習会を機として創刊
1931（昭和６）年12月創刊

学院生活２　1941（昭和16）年３月

九段校舎に別れを告げて
1941（昭和16）年２月

華語研究会主催　日華学生交歓会
1941（昭和16）年１月

入学試験・進級試験・定期試験で毛筆を使用するのが大東生の慣例であった昭和初期

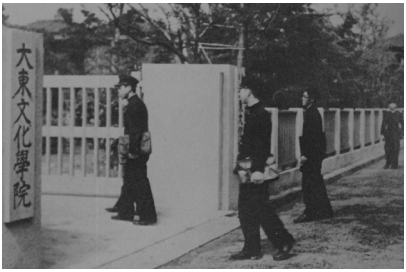

池袋校舎への移転
1941（昭和16）年２月

三部制の導入
各科ごとの教室が必要となり、池袋校舎へと移転した　1941（昭和16）年頃

池袋校舎での運動会・イモ食い競走
1941（昭和16）年10月

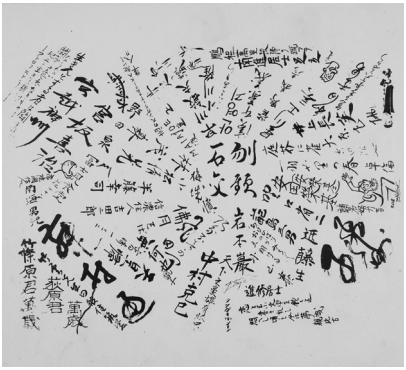

第三部東亜政経科１期生の寄せ書き
1941（昭和16）年３月

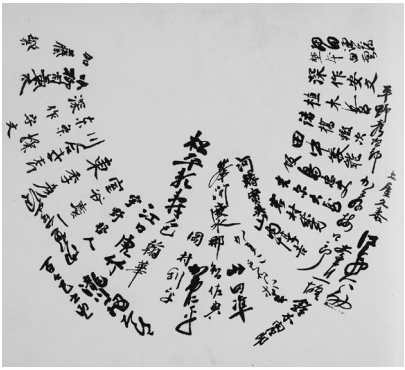

第二部国語漢文科１期生の寄せ書き
1941（昭和16）年３月

大東文化学院では一九三八（昭和一三）年度より三部制が導入された。漢学専修を掲げていた大東文化学院において、「修身漢文科」「国語漢文科」「東亜政経科」からなる三部制への転換は、教育方針と運営全般に多大な影響を与える決断であった。時局の要請をある程度は受けたものであったが、それまで本科卒業生が取得できる資格は漢文科教員免許状のみであったため、卒業生の就職が厳しい状況になっていたことも学科改正を行う大きな理由の一つであった。「第二部・国語漢文科」の設置により、国語科教員免許状の取得が可能となることは卒業生の就職にも有利に働くもので、従来からの学生たちの切なる希望でもあった。また、「満支両邦に活動して国策に寄与する国家的人材の養成」を目指すとした「第三部・東亜政経科」の設置は漢学志向からの転換ではあったが、大陸志向は大東生たちの創立以来の志でもあった。

さらに、一九四一年二月には創立地である九段校舎に別れを告げ、池袋校舎へと移転を果たしたことも、その後の本学の方向性を定める大きな転換点となった。

一方、すでに日本と中国の対立により、一九三七年より始まっていた日中戦争は総力戦の様相を呈しており、泥沼化、混迷の一途を辿っていた。一九四一年一二月八日、米英との戦端が開かれると、大東文化学院を含むすべての教育機関はあらゆる側面において、総力戦体制のもと戦争の影響から逃れることはできなくなっていったのであった。

第一節　三部制への転換

一　入学希望者の減少と学院運営の難航

昭和初期、大東文化学院への入学希望者は激減の一途を辿った。一九二九（昭和四）年一〇月二四日、暗黒の木曜日に起きたニューヨーク株式市場での株価暴落に端を発した世界恐慌は、日本社会にも深刻な経済恐慌を引き起こした。関東大震災による経済停滞がいまだ続くなか、金解禁の失策なども重なり、一九三〇年から三一年にかけて日本社会は深刻なデフレ不況に陥ることとなった。その後、日本は一九三三年頃にほかの主要国に先駆けて恐慌前の経済水準に回復したが、進学や教育費への支出は一般家庭にとっては相当に過度な負担であった。大東文化学院卒業時に得られる漢文科教員の免許取得は就職にあたって特別に有利に働くものではなく、それどころか国語科免許が得られないことによって教職への就業が難しいとなれば、草創期に見られたような大東文化学院への熱狂的な進学希望者は減少する一方となった。加えて、補助金減額にともなって一九三一年より開始された学費の徴収は、経済的な事情を抱える漢学青年たちの進学を断念させることとなった。

私立専門学校としての大東文化学院は、こうした行き詰まった局面を打開するため、新たな運営方針を模索し諸問題と対峙することとなったのであった。

日本社会の不況と就職難

昭和初年の日本の高等教育機関は全般に「就職難」という難題を突きつけられていた。小津安二郎監督の映

画『大学は出たけれど』が公開されたのは一九二九（昭和四）年で、同映画タイトルは当時の流行語ともなった。帝国大学や有名私立大学の卒業生であったとしても容易に就職先を見つけることができない時代が到来していたのである。第一次世界大戦後の一九二〇年恐慌から日本社会は、長期にわたる不況にあえぐこととなり、それまである程度の特権的な地位を得ていたと考えられる高等教育卒業者たちが、「相応の」職業につくことができないばかりか、一定の職業すら見つからない焦燥は世間の注目を集める社会問題となっていた。

この就職難問題は、高等教育卒業者たちの就職状況が悪化したという一時的な社会現象のみならず、高等教育機関全体の発展過程において重要な意味をもっていた。第一次世界大戦によってもたらされた好況下において高等教育機関卒業者に対する需要は急増し、大正期には大学令公布により公私立大学の認可が行われ、同時に専門学校を含めて高等教育機関数は大幅に増え学生数も増加することとなった。しかし、一九二〇年代の日本経済の停滞はすでに量的な拡大と質的な変化が見られていた教育制度上の欠陥と矛盾とを露呈させることとなった。

こうした時期に創設された大東文化学院は、教員養成校として優秀な人材を輩出する評価を受けつつ、学費無料と給費制度の完備という利点によって、漢学を志し漢文科教員を目指す青年たちから一定の支持を得ていた。すでに社会は戦後恐慌によって不安定な経済情勢であったため、漢文科のみとはいえ教員無試験検定資格と学費無料は進学を断念していた青年たちに希望を与える存在でもあった。しかし、社会不況が長引くなかで補助金の減額が余儀なくされ、一九三一年度から授業料の徴収が行われるようになった。さらに一九三三年度からは補助金も絶たれたことにより、完全な私立学校としての運営へ切り替わることとなったわけである。授業料が徴収されることになった大東文化学院への進学希望者は年々減少する一方であった。

二　学則の再整備と学科課程の拡充発展

創設時から続いていた国庫補助が年々減額されるようになり、授業料の徴収と学生給付金の減額が行われるようになった一九三五（昭和一〇）年前後の学院内では、校舎移転を含む学院経営方針の変更が本格的に検討されるようになっていた。

最初に断行されたのは、学科課程の改正および教育内容の整備であった。前述したように、従来の大東文化学院の学科課程では漢文科中等教員免許のみの取得となり、本科卒業生の就職は非常に不利な状況であったことは否定できなかった。そのため国語科中等教員免許の取得が可能となるよう学科課程の変更が行われていくと同時に、中等教員無試験検定資格の特典取得に申請するなどの努力が重ねられた。無試験検定資格は認可されなかったが、新たな大東文化学院の創造が試行錯誤しながら図られたのである。

修身漢文科および国語漢文科の設置申請

大津総長の後任として第七代総長に就任した加藤政之助は、大東文化学院設立者および大東文化協会理事として一九三七（昭和一二）年一一月一一日、文部大臣侯爵木戸幸一宛に「学則中変更ノ件ニ付申請」【資料Ⅲ－1－1】を提出した。ただし、このときはまだ東亜政経科開設の意思はなく、二部制への変更申請であった。なお、『文部省時報』六〇七号（一九三八年一月）には加藤総長による「大東文化学院の特色と入学志願者への希望」と題された寄稿が掲載されている。緒言・沿革概要・組織・就学状況および特色・入学志願者への希望と続く比較的長文の同稿からは、当年度の学生数が本科一三一名、高等科六一名、研究科四名の合計一九六名

の在籍数であったことがわかる。極小の専門学校であったが、「学生数が少ないことは教育上理想的で」「本学院の教育は単なる主知的なものでなく、人材教育を目的とするものであり、教科も古聖賢の典籍が多いのであるから、修養機関として頗る好適の学校である」「現在の時局に見る通り、支那は日本と離るべからざる関係を有しているので、東亜安定勢力たる日本国民は、将来大に満洲や支那に活動せねばならぬ」「時勢は益々本学院の教育を必要としてきたのである」と述べている。さらに末尾において続けて、「我が学院は将来この目的を達するため、さらに学科の充実を図り、各種の施設を拡張改良し、益々国家的人材の養成と国民教育の振張に尽力し、国家が学院を扶助せらるる趣旨に報いたいと種々計画している次第である」と結び、三部制への言及はないものの、学院拡大への含みをもたせた。

さて、一九三七年に行われた学則変更申請の内容に戻ろう。同変更は学則第六条にある学科課程の改正を申請するもので、「本科ノ学科課程ハ左ノ如ク之ヲ定メ第一部ハ漢文ノ外修身ヲ兼修セシメ中等教育ニ於ケル修身漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシメ第二部ハ漢文ノ外国語ヲ兼修セシメ中等教育ニ於ケル国語漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシム」と変更内容を記している。

その「理由」として、次のように説明がなされた。

本学院創立以来卒業生ノ趨向ヲ察スルニ大約二方途アリ一ハ儒教漢文ヲ以テ人格ヲ修養シ或ハ満洲支那等ニ進出シテ官吏教員其ノ他ノ職務ニ従ヒ或ハ直ニ社会的業務又ハ教育ニ従事セントスルモノト二ハ専ラ国語漢文科教員トシテ教育界ニ入ラントスルモノト是ナリ

然ルニ一ノ場合ニ於テハ漢文科ノ外社会人文教科ノ教養ナクンバ不充分ニシテ此欠ヲ補フニハ修身科ヲ加

設スルヲ適当トシ、二ノ場合ニ於テハ漢文科ノ外、国語科教員ノ資格ナクンバ充分ノ効果ヲ表ハスヲ得ズ蓋シ国語漢文ハ中等教育ニ以テハ一科トシテ取扱ハレ居ルヲ以テ漢文科ノミニテハ該科教員トシテ不十分ナルニ因ルナリ故ニ本改正ニ依リ本学院卒業生ハ其ノ目的ニ就キ各々周匝ナル教育ヲ受クルヲ得ルコト、ナルナリ

このように目的が述べられた学則変更申請の内容は、学科課程の大幅な改編を含む計画案をもとに、大東文化学院本科および高等科をそれぞれ二部制にしようとしたもので、現状の漢文科教員だけでは就職は難しく、国語科教員養成が必要であると訴えたものであった。また、卒業生たちは漢文科教員となるだけでなく「満洲支那等ニ進出シテ官吏教員其ノ他ノ職務」に従事するようになることが述べられているが、この段階で大東文化学院は東亜政経科の設置の意思を示すようなものではなかった。つまり、ここにおける第一部修身漢文科に設けていた理念を発展させ、その後の東亜政経科発足へと分化させていくこととなったと見ることができる。

同文書はさらに続けて、「尚本改正ヲナスモ本学院教育ノ目的タル学則第一条ノ趣旨ヲ損セザランコトニ留意シ」とあり、国語科の増設はむしろ大東文化学院教育の特徴である「皇学」教育をさらに尊重するものであると見解が示されている。なお、学則第一条とは、「本学院ハ本邦固有ノ　皇道及国体ニ醇化セル儒教ヲ主旨トシテ東洋文化ニ関スル教育ヲ施スコトヲ以テ目的トス」とされていたものである。

大東文化学院としては創設時より、漢文科教員と国語科教員の二つの教員免許を取得することができるようになることが関係者らの強い希望であったため、それまで複数回にわたり申請準備を繰り返してきていたが、その都度頓挫してきた経緯があった。同申請は、満を持しての学則変更であった。

同学則変更申請においては、第一部の修身漢文科と第二部の国語漢文科の課程表案が示されているが、それらを確認すると、科目群を大きく、皇学・漢文・国語・支那語及時文・参考科・武科の六種に分け、授業時間数を異なるものとしたことがわかる。

さらに詳しく見てみると、国語漢文科では、皇学が九時間、漢文三六時間、国語二七時間、支那語及時文一〇時間、参考科一四時間、武科九時間としたものであった。一方、修身漢文科は、国語漢文科に対して「修身科目」を二一時間加え、皇学九時間、漢文三七時間、国語一〇時間、支那語及時文一二時間、参考科七時間、武科九時間とするものとなっている。つまり、国語に相当する科目が多いか、修身に相当する科目が多いか、という比較的単純な相違であったことがわかる。なお、「皇学」科目として採用されていた講義やテキストは『弘道館記述義』『帝国憲法』『皇室典範』『古事記』などで、「修身」科目には「倫理学」「心理学」「社会学」のほか「神道及国民道徳」や複数の哲学関連の科目を置くとしていた。

一九三七年一一月一一日に提出されたこの「学則変更申請」に対し、文部省は同年一二月一五日に認可を下しており、新体制への移行は翌年度の四月より実施される見込みであった。しかし、本科を二部編成から三部編成へと変更したいとする変更申請案が出されたのは、認可からわずか二ヶ月後のことであった。

三　東亜政経科開設に関する学則変更と「改正ノ要点」

三部制への学則変更申請【資料Ⅲ－2－1】は、一九三八（昭和一三）年二月一二日付で行われた。文部大臣木戸幸一宛に、申請日前日の二月一一日に加藤総長の後を継いで第八代総長に就任したばかりの松平頼壽が、大東文化学院設立者および大東文化協会理事として申請したものであった。ただし、同学則変更申請に関して

松平の意向が反映されたものなのか、どの程度関与したものであったのかなどは定かではない。

一九三八年の学則変更と三部制への変更方針

一九三八（昭和一三）年二月一二日に行われた学則変更申請は、すぐさま同月二六日には認可【資料Ⅲ－3－1】され、一九三八年度より大東文化学院に三部制が導入された。

同学則変更の要点は、第一部・第二部に続いて、第三部として東亜政経科を新たに設けるものであった。学則変更申請書中【資料Ⅲ－2－2】の内容を確認すると、「学則改正理由書」の後に、変更する学則条項を列挙しその改正理由がそれぞれに付されている。まず、「学則改正理由書」によれば、この学則変更は「日支事変勃発ヨリ」続く長引く情勢不安に対応しようとするものであり、「東亜安定ノ国策ニ貢献シ国家ガ多年本学院ヲ扶助シ来レル効果ヲ挙ゲントスルモノナリ」と、創立以降長年にわたり国家から「扶助」されてきたその効果を発揮するためのものである旨が記されている。また続けて、その理由として「東亜情勢ニ対応シ学院建学精神ヲ体シテ実際東亜ニ活動シ以テ国家ガ本学院ヲ補助セラルル趣意ニ報ズル為今回東亜政経科ヲ新設スルコトトナリタル」と述べている。つまり、東亜政経科の開設は、開校以来約一〇年間にわたり続いた国庫補助の「趣意」を反映したものであると説明しているのである。

同学則変更申請から二日後の一九三八年二月一四日、「昭和十三年二月十二日附申請学則中変更ノ件認可ス」と認可起案が行われた。同認可文書中には、右上には手書きで「至急」の文字が記されていることも確認できる。さらに「備考」として「改正ノ要点」をまとめており、同学則変更における「要点」と「改正箇所」は次のように記されていた。

改正ノ要点

現下ノ東亜情勢ニ対応シ、学院ノ建学精神ヲ体シ以テ国家ガ本院ノ補助スル趣意ニ報ゼン為ニ「東亜政経科」ヲ新設セントスルナリ

改正箇所

1. 第一条　本学院ハ、本邦固有ノ 皇道及国体ニ醇化セル儒教ヲ主旨トシ、東洋文化ニ関スル教育ヲ施シ「兼ネテ東亜ニ活動スル人材ヲ養成スルヲ」以テ目的トスト、「　」内ノ字句ヲ新ニ加フ

2. 曩ニ（十二、十三、十五）学則ヲ改正シ、本科ヲ一部、二部ニ分チテ二部制トナシタルガ、今又東亜政経科ヲ新設スルヲ以テ、第五条ニ於テ左記ノ如ク、之ガ区分ヲ明セントス

第一部　修身漢文科

漢文ノ外、修身ヲ兼修セシメ、中等教育ニ於ケル修身漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシム

第二部　国語漢文科

漢文ノ外国語ヲ兼修セシメ、中等教育ニ於ケル国語漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシム

第三部　東亜政経科（新設）

東亜諸邦ニ活動スルニ足ル、道徳政治法制経済商業植民等ノ諸教科ヲ学修セシメ、兼ネテ中等学校支那語科教員タルノ学力ヲ具備セシム

3. 其ノ他、之ニ伴ヒ二三ノ条文訂正ス

参照

イ．東亜政経科学科課程、別表ノ通リ
（大体、拓殖大学専門部学科課程ニ準拠ス）
ロ．教員組織
第一年度ニ於テ八人、第二年度ニ於テ六人、第三年度ニ於テ七人ヲ増員ス

このように文部省の認可起案がまとめた「改正」の要点からは、東亜政経科が「東亜情勢」に対応する「東亜諸邦ニ活動スル」人材の要請を目的としていたことがわかる。さらに文書では、この内容に加えて、今後の「経費」「教室」がどのように計画されているかについての説明がなされている。新任教員への給与によって経費の増加が予想されるが、これは「生徒数ノ増加」による「増収」が予想されるため問題ないだろうこと、また教室施設の不足も予測されるため「目下増築計画中」と記されている。末尾には「本改正学則ハ昭和十三年四月一日ヨリ実施セントス」と結ばれた。

なお、同認可起案では、東亜政経科の実際の学科課程内容に関して、拓殖大学専門部のものに準拠するものである旨が記されている。その点から推測するに、同学則変更改正が行われた背景として、文部省側から東亜政経科開設を事前に促す動きがあった可能性も指摘できる。後述するように、拓殖大学専門部も同時期に何度か学則変更を行っているからである。

たとえば、拓殖大学専門部が一九三七年一一月一九日に申請している学則変更は学科科目の増減を行うものであったが、とくに「世態ノ推移ニ伴」う学則変更であると改正事由を掲げている。つまり、日中戦争の影響を受け、「大陸人材」速成の需要が高まっており、その教育に特化した内容へと変更を行ったものであった。

拓殖大学専門部は同学則変更時に「商科」と「拓殖科」の区分をなくすことも申し出ており、これらの変更申請に対する認可が下されたのが、翌一九三八年二月三日のことであった。すなわち、同学則変更において示された学科内容を反映したものが、同年二月一二日に申請した大東文化学院東亜政経科の学科課程の内容であり、拓殖大学専門部の学則変更認可直後にその内容を反映していたことになる。このときの拓殖大学専門部の学科科目内容としての大きな変更点は、おおよそ「国際私法」「農業学概論」「商業数学」など数十の科目を新たに加えたこと、それまで学則文中で使用していた「移殖」を「殖民」へと一律に変更していることなどであった。なお、その後の拓殖大学専門部は、翌年度にあらためて三学科体制へと変更する旨の変更申請を行っている。

四　大東文化学院における大陸志向

漢学専門学校として誕生した大東文化学院において、東亜政経科の開設自体はやや唐突な印象を受けるものの、学院創立から東亜政経科設置までの一五年間、学院のなかに大陸主義やアジア理解などを含む「東亜政経」に関する学問観の「素地」がまったくなかったかというとそうではなかった。

亜細亜部の発足

草創期の状況を詳しく見てみると、たとえば、一九二六（大正一五）年度より大東文化学院の講師に着任した田中逸平の存在がある。田中の就任は、大東文化学院紛擾時に「官学派」から請われ実現したものであり、一九三四（昭和九）年九月に死去するまで九年あまりにわたり大東文化学院に在職したが、その間の活動としてとくに注目されるのは、一九三一年より大東文化学院内の学生団体志道会に「亜細亜部」を開設したことで

ある。

田中逸平は、日清戦争終結後に創設された台湾協会学校（現・拓殖大学）の一期生として一九〇〇（明治三三）年に入学、在籍中に休学し中国大陸に渡り、日露戦争では陸軍通訳官をつとめた人物である。その後イスラム教へ入信、メッカに赴き巡礼修行を経験し信仰を深め、号を天鐘道人とした。その思想としては、大亜細亜主義を掲げ、日本の古神道とイスラム精神とが習合したときにアジア諸国の復興がなされるものというものであった（大東文化学院志道会亜細亜部『天鐘田中逸平先生追悼録』、一九三七年一二月）。その後、大東文化学院講師として着任した田中は、本科一年から高等科三年までの「支那語」と本科三年「支那語及時文」講義等を担当しつつ、前述したように、一九三一年六月に大東文化学院亜細亜部を設立し、その部長（顧問）に就任した。当時の学生たちにとっては、田中が担当した語学の授業内容よりも、どちらかというと亜細亜部部長としての印象が強く残ったようである。在任中の田中は大亜細亜主義を強調し、大陸雄飛の素地を植えつけた存在と評されてきた。田中が部長として主導した大東文化学院亜細亜部の活動は、主として「満支」「回教」の研究を行うことを目的とし、「現地踏破」を目指し現地へ赴き体験することを目標に掲げ、「アジア問題研究講演会」などを主催し、その実施を重ねるものであった。当時大東文化学院の学生団体はいずれも「志道会」に属するものとされていたが、そのうちの一つとして亜細亜部は発足しており、同じく志道会の一つであった弁論部とともに講演会も頻繁に開催された。

大東文化学院支那旅行

一方、この亜細亜部発足よりも二年ほど前の一九二九（昭和四）年夏より行われるようになったのが、「支

那旅行」と呼ばれた短期現地研修形式の修学旅行であった。「支那旅行」は年に一度、主に夏季休暇中の一ヶ月半ほどを利用して行われ、参加者数は毎年一〇名前後で、本科最終学年に在籍する学生から選抜された。その旅行記録を収めたものとして、『大東文化学院第壱回支那旅行記』（一九二九年実施、以下『第壱回旅行記』）・『燕呉遊蹤第二回支那旅行記』（一九三〇年実施、以下『第二回旅行記』）・『支那旅行案内』（一九三一年実施、以下『旅行案内』）という三冊の冊子が残されている。

『第壱回旅行記』によれば、「支那旅行」は一九二九年七月二二日から九月八日にかけて実施された。団長を大東文化学院教授の峯間信吉とし、上海・杭州・蘇州・南京・漢口など中国国内数一〇ヶ所をめぐった後、大連から旅順へ渡り、京城を経て釜山から下関へ帰国、という旅程であった。なお、同誌には奥付がなく発行日は不明であるが、第二回以降の記録に鑑みて翌年の夏頃に発行されたものと推察される。

続いて、翌一九三〇年に実施された「支那旅行」の記録をまとめた『第二回旅行記』によれば、第二回目の「支那旅行」は同年七月二五日から九月五日にかけて実施された。団長は大東文化学院教授の細田謙藏とし、途中立ち寄った都市名には前回と異なるところが若干あるものの、上海から入り釜山から帰国する旅程は前年とほぼ同じ内容であった。同誌は一九三一年六月に刊行された。

さらに一九三一年七月一三日から九月二日にかけて実施された第三回「支那旅行」記録である『旅行案内』を見てみると、表紙には「昭和六年七月」と記載されている。こちらはこれまでとは異なり、旅行に参加する学院生たちのための「しおり」として作成されたものであった。第三回「支那旅行」の団長は大東文化学院教授の内堀維文がつとめ、名簿によれば同年の参加学生は一一名であった。旅程内容は前年までとほぼ同じであったが、『旅行案内』の内容は前年までの二冊とかなり異なる。ガイドブックとしての役割となっている点に加え、

前の二冊が活字印刷であったのに対して、こちらは手書きで発行された。いずれにせよ、同誌の「序」によれば、この『旅行案内』は三回目の「支那旅行」を記録し刊行するものとして、次のように記されている。

我が学院が支那旅行を実際に行はれてから本年で第三回になる。事実は三回目だ。併し気持では数十回、或は数百回行はれたも同然な気がする。一年に何十回となく、否毎日毎時、卒業の今迄日々精通して来たのは悉く皆旅行のプロセスであった。（中略）知らぬ火の夢を尋ねて作り上げた此の貧弱な予備調査、之を案内として同志は遥かに出発する。

旅行への興奮を抑えきれぬ様子で前記のように記された序文の後の本文では、めぐる予定の一八ヶ所の地方の特性をまとめ、さらに「孔子の尊称」、「中国の政治思想」、「民国国学会の近状」といった論稿が付されたものであった。なお、同誌には参加者の「名簿」や旅の「日程」「地図」もはさまれており、緻密な事前調査をもとに、現地の様子が詳細に綴られている内容となっている。

その後、一九三二年七月に第四回、一九三三年八月に第五回「支那旅行」が行われたが、それらの記録が作成されたのかどうか定かではなく確認できない。一九三四年夏からは次々項で取り上げる「中国学術研修視察団」が実施されるようになり、大東文化学院「支那旅行」は全五回で終わりを迎えた。同年九月に田中逸平が死去していることとも関係があったかもしれない。

なお、大東文化学院が「支那旅行」を導入してから間もなく勃発した満州事変以降、同様の取り組みである大陸への修学旅行は日本国内の教育機関において盛んになっていく。日本全国の高等教育機関や一部の中等教

育機関において広く展開されるようになり、男子に限らず女子校でも積極的に実施された。当時、日本国内の大陸志向の高まりにともない注目されるようになった大陸旅行は、日本の勢力が朝鮮や満州へとおよんでいることを実感させることを目的として実施されることが多く、日中戦争の頃まで各地で盛んにおこなわれた。

大東文化学院では田中逸平のほか、「支那旅行」を引率した教授たちも学内のアジア理解への教育に携わった。さらに、一九三三年に「皇道政治学」担当教授として藤澤親雄が招聘され、同年度より「亜細亜事情」の科目を開講したことも東亜政経科への道筋の一つとなっていったと指摘できる。藤澤親雄は主として皇国思想を唱えた国家主義者・政治学者であった。東京帝国大学法科大学卒業後に農商務省入省、官僚としてジュネーブ国際会議に出席する傍ら、ベルリン大学において哲学博士の学位を取得した。その後九州帝国大学教授となり、退官後の一九三一年より北京大学などで教鞭をとった。中国との関係悪化のため日中戦争を前に帰国、一九三五年より大東文化学院教授をつとめ、大東文化協会理事および大東文化学院教授に就任した。

大東不知火荘と望雲書院

大東文化協会幹事を退任した薩摩雄次を慕う学院生らを中心として、一九二八（昭和三）年に「養正義塾」という学生有志による自主団体が結成された。養正義塾は大陸進出や満州への興味関心を語り合う集団であり、一九三〇年一月にいったん解散されたが、あらためて同年秋に「大東不知火荘」として結集し、「挺身興亜の人柱となる」を理念としつつ活動を再開することとなった。

大東生のうち、剣道部や柔道部に所属する者の多くが下宿先としていたのが「不知火荘」であり、雑司ヶ谷の鬼子母神近くにあった元大審院検事正矢野茂の離れ座敷の通称であった。この不知火荘に下宿していた者を

訪ねて集うようになった学院生たちは、自ら「大東不知火荘」と名乗るようになった。そもそもは大東文化紛擾下において「同学会」改革を訴えたことで意気投合したメンバーであったが、次第に大陸志向を抱く者に影響を受けるようになっていく。「不知火」というのは、下宿をしていた大東生たちのうちで中心的存在であった鳥飼健の号が不知火であったことから名付けられたとされる。この大東不知火荘から次項で詳述する大同学院への派遣生一期生として渡満したのが高辻長吉で、二期生には鳥飼健が続いた。鳥飼は大同学院卒業後、大東文化学院へと戻り教務主任となって本学発展に寄与することとなった。

それからしばらくして一九三四年三月に家主の都合により雑司ヶ谷の不知火荘は引き払われることとなり、牛込区払方町にあった学生寮へ不知火荘の寮生たちが移ると同時に、大東不知火荘の本部も同地へと移された。大東不知火荘の日々を綴った様子は『大東不知火興亜史』（一九三九年三月五日発行）という冊子に収められている。

一方、養正義塾はすでに解散していたが、あらためて薩摩を中心とした望雲会という学生有志による自主団体が発足することとなった。望雲会の学院生らが下宿していた学生寮は杉並区高円寺五丁目にあり、これを通称で「望雲書院」と呼んだ。大東不知火荘にせよ、望雲書院にせよ、運動部に所属する学院生が多かったことも特徴で、彼らは日々剣道や柔道の練習を重ねつつ、日中文化交流の意義や大陸への憧れを語り合い切磋琢磨したのであった。

北京留学制度と大同学院

一九三〇（昭和五）年度より外務省対支文化事業部が実施していた事業において、毎年のように大東生が留

学生に選抜されていたが、大東文化学院教授であった内堀維文が同制度の発足に関わっていたことも選抜者に多く大東生が含まれた要因であった。内堀は日華学会会長代理として同留学生選抜に携わっていたからである。

一九三〇年の第一回留学生には、本学から法本義弘が選抜され三年間の留学命令を受けた。全額給費による「給費研究員」という特別待遇であった。翌年からは予算の都合もあり全額給費制度はなくなったが、その第二回生には長瀬誠、本学聴講生で駒澤大学生であった大谷湖峯が、さらに一九三二年の第三回生には河又正司が選ばれ、彼らは「補給生」として留学費用の一部補助を受けながら二年間の留学を果たすこととなった。なお、法本は後に中央大学教授、長瀬は後に拓殖大学教授、河又は慶應義塾高等学校の教諭となり学界や教育界を牽引することとなった。

一方、一九三二年より大東文化学院から大同学院への派遣が行われるようになった。同年三月に建国宣言がなされた「満洲国」の官吏養成機関であった大同学院において、大東文化学院卒業生より選ばれた留学生は「搾取なき道義社会の正義に立ちて一切の理論を確立し之を実践す」「民族問題を絶対平等の立場より解決せんとす」など個々の目的を掲げて勉学に励んだ。一九三二年の第一期生には本科五期生の高辻長吉、一九三三年の二期生には高等科七期生の鳥飼健、一九三四年の三期生には本科九期生の齋藤保・南波光男・関口卓司の三名、一九三五年の四期生には本科一〇期生の土岐龍雄、一九三六年の五期生には本科一〇期生の小山正二と本科一一期生の齋藤進・上松正三寅、遅れて安達為也が入学した。彼らの多くは卒業後に満州鉄道へ就職するなど実業界において活躍することとなった。また、同時期には留学という形でなくとも、大東文化学院を卒業後に大陸へ渡った大東生も多く、「満洲国」をはじめ世界各国でさまざまな事業で活躍した。

こうした留学制度に加え、一九三四年夏より大東文化学院生による中国学術研修視察団が派遣されるように

なった。「支那旅行」に代わって行われるようになったこの視察団の派遣は、七月下旬頃に出発し、中国各地をめぐって八月下旬から九月上旬に帰国するという旅程であり「支那旅行」とほぼ同内容であった。

こうした学院生有志の活動からは、草創期より大東文化学院内に大陸志向があったことを確認することができ、東亜政経科の開設にあたっては教員や同窓生など関係者からの反対が一部見られたものの、同科の設立が求められることとなっていったのであった。

アジアからの留学生たち

このように、大東文化学院生たちの多くは「大陸」への留学を熱望していた。留学後には、上海の東亜同文書院大学教授となるなど、外地で活躍する者も多く輩出されるようになっていったのである。一方、最初期の大東文化学院が受け入れた留学生には、たとえば本科一期生・高等科五期生の朱柄乾がいた。朱は本籍を「朝鮮」とし、本科三年在学中に『同学』第三号（昭和二年三月）に「送友人之南洋序」を寄稿したことをはじめとして、多くの論稿を『大東文化』などの機関誌へ投稿している。朱は高等科卒業後に母国へ戻り、「京城明倫専門学院」の教壇に立った。旧制期を通じて高等科に正規生として入学したのは朱ひとりであったが、聴講生として遇された李東範（朝鮮）も同時期に在籍していた。他方、本科には三期生として「朝鮮」からの留学生、金永驥が在籍していた。金も本科卒業後に母国へ戻り、「朝鮮慶尚北道大邱師範学校」の教員となっている。それから少し経て、本科八期生として入学した同じく「朝鮮」からの留学生である李承鎬（日本名・浦本光秀）がいた。本科一一期生には「台湾」を本籍とする渡辺功（中国名不明）が、本科一三期生には「朝鮮」からの留学生である金山鳳才（朝鮮名不明）がいた。金山は卒業後、母国の「朝鮮黄海道載寧郡載寧邑明新中学校」

教員となっている。本科一五期生から三部制が導入され、第一部修身漢文科に「朝鮮」からの留学生、金承煥（日本名・松岡哲雄）がおり、卒業後は「京城市中東中学校」教員となった。同じく同年に第三部東亜政経科へ在籍したのは「朝鮮」からの留学生であった安田重政（朝鮮名不明）と、「台湾」からの留学生であった林茂森がいた。

五　東亜政経科の隆盛と大東文化学院の拡大

大東文化学院では以上見てきたように、「本科」における教育課程や学科組織を見直し、「第一部　修身漢文科」では従来までの学科課程に準じた漢文教育を継続し、「第二部　国語漢文科」では漢文科目をやや減らし、新たに国語国文に関する科目を正課として置くこととなった。以降、修身漢文科は中等学校漢文科教員資格を、国語漢文科の卒業生は中等学校国語科教員資格を得ることができるようになったわけである。新設された「第三部　東亜政経科」は、中国事情などを含む経済学や語学を学ぶ学科として開設され、卒業時には中等学校支那語科教員資格を得られることもあって、とくに多くの入学希望者が溢れることとなった。

漢学を専攻する専門学校から三つの専門分野をもつ「三部制」へと組織変更を行った大東文化学院は、一学年あたりの学生定員数が創設年に比べ約四倍へと大幅に増えることとなり、多くの学生で賑わう学校として再び活気を取り戻すこととなった。

東亜政経科開設の意義

極小規模の、しかも徹底した漢学教育を目指す私立専門学校であった大東文化学院において東亜政経科を新

たに開設するにあたっては、学内教授の一部または同窓生側から強い反対があった。しかし、大東創設の趣旨からいって創立理念に沿った開設であると総長をはじめとする学院幹部たちが判断したと同時に、緊迫する時局の要望からいっても当然のことであるとの考えがあった。「皇道及国体ニ醇化セル儒教」の振興を建学の精神とした漢文専門校であった学院が一五年を経てこうして変貌していったことは、大東発展史上において特筆される事項であった。

東亜政経科の開設は激減する一方であった入学希望者をあらためて募るための学校経営的な要素もあったが、一九三一（昭和六）年九月に勃発した満州事変以降の大陸侵攻、戦時下の総力戦体制など国内情勢の影響を受けていたことも一つに指摘される。同科の設置目的には「満支両邦に活動して国策に寄与する国家的人材の養成」を目指すと記されており、戦時下におけるまさに国策的な「時代の要請」に応じた開設であった。なお、「第一部　修身漢文科」が一九四四年三月になって「第一部　皇学漢文科」へとその名称を変更していることも、当時の学校運営が総力戦体制となっていた社会的背景を強く反映していたことを裏付けるものと指摘できるだろう。なお、一九四四年三月二六日、大東文化学院の名称を大東文化学院専門学校とあらためることが認可されており【資料Ⅴ－8－1】、同時に三部制であった本科のうち、第一部修身漢文科の名称もあらためる旨を申請し、第一部修身漢文科を本科第一部皇学漢文科とすることが認可された。

一九三七年七月七日、盧溝橋事件をきっかけに日本と中国は全面戦争（日中戦争）へと突入していった。以降、戦争が長期化することが確実視されるようになった背景もあり、官公私立を問わず複数の高等教育機関が「興亜教育」を行うことを目的とした学科等を相次いで開設させたことは周知のとおりである。日中戦争期において大陸人材の養成を目的に創設された学科は、国公立機関においてたとえば、東京商科大学（現・一橋大学）

が「東亜経済研究所」を一九四二年二月に設立しており、講座増設としては東京帝国大学で一九三九年度より「東洋政治思想史」を、京都帝国大学で同年度より「東亜経済論」「東亜経済政策論」などを開講している。これらの対応は「東亜指導者養成機関トシテノ大学設立ニ関スル建議案」（一九三九年三月、第七四回帝国議会衆議院本会議へ提出）の方針にある程度沿ったものであったと推測される。さらに学級増設として、一九四〇年度には東京高等師範学校において「文化第五部（支那語及漢文教員）」、一九四一年度には東京外国語学校において「支那語学級」、広島高等師範学校において「文化第一部学級（日本語ノ大陸進出）」の増設が行われた。内閣総理大臣である近衛文麿が、「東亜永遠の安定を確保すべき新秩序の建設」が戦争目的であると明示した「東亜新秩序」建設提唱の声明を発表したのは、一九三八年一一月三日のことであった。この声明に応じるように、多くの私立大学や私立専門学校が関連学科や科目の開設を行っていくこととなったが、あらためてそれらの沿革を辿ってみると、やはり国内情勢や戦局に即応したものであったことがわかる。たとえば、法政大学専門部が一九三八年度より「大陸部」を増設している。「法政大学専門部大陸部設立認可申請」には「大陸進出ノ適材ヲ要請」（『法政大学史資料集』第九集、一九八五［昭和六〇］年）することを目的とした旨が記される。「新東亜建設、大陸経営に当る人材養成」を目指した大陸部部長には国家主義者である大川周明が着任した（『法政大学百年史』一九八〇年一二月一日、二四八ページ）。また、明治大学専門部における「興亜科」の新設についても、同校沿革史上で詳細に綴られている（『明治大学百年史　第四巻　通史編Ⅱ』一九九四［平成六］年一〇月一五日、一三四～一四六、四三七ページ）。

ただし、大東文化学院における沿革史を辿るとき、「修身漢文科」「国語漢文科」と比べて「東亜政経科」の開設はいささか唐突であった印象は否めない。確かに大東文化学院では、創設当初より「支那語」教育を行っ

ていたことに加え、前述したように、いち早く「支那旅行」を課外教育として導入し、在校生に実地体験をさせる取り組みを行っていた。しかし、草創期大東文化学院における教育内容を見てみれば、そのほとんどが儒教を中心とした漢文漢学に関する科目であった。一方で、新たに創設された東亜政経科は、基本的には経済関係科目を主軸としつつ、「支那語」に加えて新たに英語を語学科目に導入した学科目構成となっており、開講された初年の漢学関係科目は、一週三五時間のうちわずか二時間ほどであった。つまり、次項で詳述していくように、その学科課程を見ると「支那語及支那時文」の授業にかなり多くの時間が割かれており、語学教育を中心としつつ大陸事情や経済学系の科目が並んでいたことがわかるのである。

入学希望者増大と東亜政経科に関する学則変更

一九三八（昭和一三）年六月二一日、荒木貞夫文相に対し「東亜政経科拡充陳情書」が提出された。東亜政経科の定員は、一学年五〇名、計一五〇名として開設されたが、募集定員の五倍程度の希望者があったため、収容定員を二〇〇名まで増員したい、というのが「東亜政経科拡充陳情書」の主たる内容であった。そのため翌一九三九年度以降は一学年八〇名への定員増が認められ、同年度は計一八〇名を受け入れることとなったのである。学内組織も新体制へと移行するという大きな変化を経て、校舎の移転や教育環境の整備は喫緊の課題となり、ここにきて本格的に移転先が検討されるようになった。

さて、大東文化学院では一九三八年八月二六日、あらためて第三部東亜政経科の学科課程に関する学則変更申請【資料Ⅲ－7－1】を行っている。当初より東亜政経科を卒業すると中等学校支那語科無試験検定および計理士無試験登録資格が与えられることと定められていたが、初年度における学科課程の整備は資格付与には

不十分であり、担当教員の調整を含め早々に改正が加えられることとなったのである。

まず、週にわずか二時間ほど置かれていた同科における「漢文」関連授業の一切を「廃止」し、その時間を「支那語及時文」へと変更するものとされた。さらに「英語」に当てていた時間を縮小し、その時間を「商工」「商品学」といった経済・商業関連の科目へと置き換え、「簿記」の時間数を増やすこととしている。加えて、同変更申請文書中で「参考」として記されている部分に、入学者数に関し重要な点が申し添えられている。すなわち、入学者数を五〇名から「六十名以上」へと増員することとしている点である。同文書内で「参考」として述べている内容は、次のとおりである。

「本年度入学人員　約五十名」と記した後に続けて、「明年以後ハ六十名以上ヲ採用スルヲ以テ授業料年額一人六十円（現在額）トスルモ年六百円以上ノ増収ヲ見ル予定ナリ」と述べている。こうして東亜政経科の希望者多数につき翌年度より定員を増やすこととなったことも含め、八月二六日付の学科課程に関する学則変更申請に対し、同年九月一〇日に認可起案が行われ、同日文部大臣より認可が下されることとなった。

前に述べたように定員についてはこの後さらに増員措置がなされた。大東文化学院は創立以降一五年あまりにわたり、各年定員五〇名程度とする小規模校であり、学生総数は三学年あわせて一五〇名ほど、高等科各年二〇名を加えても二一〇名であった。これが三部制への移行時に各科五〇名の一学年一五〇名へと増員されたがとくに第三部東亜政経科には入学志願者が予想をはるかに上回ったことを受けて東亜政経科の定員を翌年から「六〇名以上」としたわけである。実際のところ、翌年度の入学者は八〇名ほどが確認される。なお、以降の入学者数も八〇名前後であったが、「定員中変更ニ関スル申請」がなされたのは一九四一年四月一二日のことであった【資料Ⅳ－5－1】。このとき、第一部および第二部の定員を六〇名まで増やすとともに、第三部東

亜政経科の定員を一〇〇名まで増やすとしている。また、開校以来定員を約二〇名としていた「高等科」においても同時に入学定員を増やすことを申請しており、ここでは五〇名とすることとしている。高等科の修業年限は三年であったので、同年より本科と高等科とをあわせて学生定員は八一〇名となった。なお、一九四一年一一月に発行された「大東文化学院要覧」によれば、在学生の総数は本科と高等科とをあわせて六一九名まで拡大していた。同年三月には三部制となった本科が完成年度を迎えて東亜政経科一期生を輩出しており、学則に関するさらなる諸変更を行いながら、学院の充実発展が図られていったのであった。

以降、戦時下においても引き続き学生総数は大幅に増やされたままであったが、三部制導入以降の大東文化学院卒業生の就職状況は戦時下を通じて飛躍的な改善を見せた。「漢文の大東」として中学校教員としての就職率も上昇、一方で語学力や大陸事情の知識を活かし、東亜政経科卒業生を中心に大陸へ渡り活躍する者も多く輩出することとなった。この点については同申請書中においても、「本科ニ第三部東亜政経科ヲ増設シ東亜共栄圏建設ニ活動シ得ル人材ヲ養成スル為一学年百人三学年程度ニテ計三百人ヲ増員シタルコト」と書かれおり、さらに続けて「東亜政経科増設当初ノ計画ノ如ク定員ヲ増加セントスルモノデアル」と述べている。このことから、東亜政経科定員の大幅な増員は当初より計画的であったことが推測される。なお、学生定員増員については、一九四一年の池袋新校舎への移転を待って実施されたものであったため、それまでの狭隘な九段校舎から池袋校舎への移転日時の決定にあわせて定員数の変更を行ったものであった。

受験雑誌に紹介された「東亜政経科」

『進学指導』（一九四二［昭和一七］年一二月号、第七巻第一二号、英通社）は、英通社（英語通信社）から発行

された受験・進学雑誌である。同誌には、現役学生が自校を紹介する「我等が学園を語る（時局下の我学園を語る）」と題する名物企画があり、同号には「大東文化学院」が掲載された。そもそも『進学指導』は、一九三五年六月に創刊された受験・進学雑誌で、当時発行されていた受験関連雑誌群のなかでも相当の発行部数を誇って旧制の中学生に愛読されたものである。当時の受験雑誌といえば、一九四一年に『受験旬報』をリニューアルして創刊した『蛍雪時代』（旺文社）や『受験と学生』（研究社）などが著名であるが、『進学指導』はそれらと並ぶ人気雑誌だった。ただし、旺文社社長の赤尾好夫による『受験英語単語の綜合的研究』（一九三四年）が、いわゆる「赤尾の英単」と呼ばれて人気を博したことをきっかけに、旺文社は突出して他の追随を許さない急成長を遂げた。『蛍雪時代』の発行部数は、戦時体制下となった一九四二年時点でも九万部の発行部数となり、同時期の『受験と学生』および『進学指導』の発行数約三万部を大きく引き離すこととなった。とはいえ、英語通信社による『進学指導』は当時の三大受験雑誌の一つであった。

同誌の「我等が学園を語る（時局下の我学園を語る）」中で紹介された「大東文化学院」は、「第三部東亜政経科」に在籍していた現役学生の橋本元彦が投稿したものであった。同号に同時掲載されたのは、大東文化学院のほかに、北京興亜学院・多賀高等工業学校・山口高等商業学校の四校であった。大東文化学院は「大東亜の建設者を生む　大東文化学院」と題し、九九ページの終わりから一〇一ページまでの、二ページ余りを割いて掲載された。その内容は、「はしがき」「政経科設置の由来」「報国団の活動」「出題傾向とその対策」から構成されている。「はしがき」には、大東文化学院はそもそも二松学舎と並ぶ漢学儒教教育の学校であるといったことが紹介され、それゆえに近年新たに設けられた東亜政経科がまだ世間に浸透しておらず、「知っている人が少ないのを残念」に思ったため紹介することとした、と記されている。そのため、本文では東亜政経科の

みを紹介し、当時の三部制のうちの修身漢文科と国語漢文科についてはほとんど触れていない。「政経科設置の由来」では、時局を反映して大陸で活躍できる人材育成を目的としていること、なかでも「支那語」の中等学校教員の無試験検定に合格した国内でも有数の学校のうちの一つであると自負する。「報国団の活動」では各班の紹介を行い、最後に「出題傾向とその対策」として入試情報について触れている。試験は、国語・漢文・国史・作文・口頭試問・身体検査からなり、通常六割程度できれば合格するという。最後に、合格後の宿舎について、学校寮完備ではないが、大東生が自治的に運営する「望雲書院」というものがあり、当番制の自炊を行って「愉快な宿舎」で三年間を過ごせることを紹介している。

第二節　池袋校舎への移転

一九二三（大正一二）年の草創期より大東文化学院が使用していた九段校舎は、狭い敷地に明治期に建てられた小さな木造校舎であった。そのため当初からすでに老朽化が進んでおり、また常に収容人数も限界の状態で授業が行われていた。旧陋狭隘な校舎では何かと不便があり、さらには三部制への移行を経て学生数が急増したため、一九四〇（昭和一五）年頃には広い校地と校舎を求めて移転先の決定は急務となっていた。

校舎移転先は、大東文化協会理事やその関係者らの尽力によって決定した。とくに大東文化学院学監であった成田千里が元豊島師範学校校長であったことから池袋周辺に詳しく地元住人と校地買収の交渉にあたること

ができたこと、松平頼壽・酒井忠正などをはじめとする複数からのまとまった寄付金があったこと、宮澤裕によって大蔵省などとの折衝が順調に進められたことなどにより、新校舎移転が具体化していくこととなった。

一　九段校舎から池袋校舎へ

そもそも開校直前の関東大震災によって神田校舎を焼失していた本学は、残された九段校舎一棟で開校し収容定員数も縮小したままであった。そのため校地および校舎の拡大や新築、あるいは移転は創設当時よりの課題であったが、当時の日本社会における不況もありいずれも実現されず、九段校舎のままおよそ一五年間の年月を過ごしていた。

移転先の模索

そのようななか、一九三八（昭和一三）年度から開始された三部制の導入により学生数が急増したことを受け、にわかに校舎建築が喫緊の課題として浮上し、現実味を帯びてくるようになった。一九三九年一二月一日に行われた理事維持員会での議題は「大東文化学院仮校舎建設ニ関スル件」であり、ここで決議された事項は次の内容であった【資料Ⅲ－13－3】。

㈠　明年四月十日迄ニ学生ヲ容ルヘキ校舎ノ新築ヲ第一期事業ト為シ、敷地買収校舎建築等更ニ理事・維持員会ノ決議ヲ要スベキ場合ハ、改メテ会議ヲ開キ協議ヲ為スベキ場合ハ、改メテ会議ヲ開キ協議ヲ為スベキコトヲ申合セタリ

㈡　敷地ノ買収ハ、直ニ着手スヘキコト

㈢　建築ノ契約ハ、成ルヘク早ク確実ナル請負者ヲ選ヒ、其締結ヲ為スヘキコト

このとき理事維持員として参加したのは、松平頼壽・有田八郎・建川善次・木下成太郎・藤澤親雄・末松偕一郎・長瀧哉・鵜澤總明・成田千里・南條德男・小柳司氣太となっている。続いて同年一二月一九日にも理事維持員会が開かれ、「仮校舎改築ニ関スル件」について話し合われた。このときの参加者には少し変更があり、松平頼壽・有田八郎・木下成太郎・藤澤親雄・田所美治・荒川五郎・木村正義・八角三郎・鵜澤總明・長瀧哉・小柳司氣太・成田千里であった。この日の「大東文化学院仮校舎改築ニ関スル件」において決議された内容は、「豊島区目白町三丁目ニ建築スヘキ仮新校舎工事ハ、別紙予算書ノ中ヨリ講堂ヲ除キ着手ス」「工事請負ハ、三名ノ指名人ニツキ請負者ヲ定ムル方法ニヨル契約ニ基キ行フ」「講堂ハ、寄附金ノ収受状況ニ依リ建築ス」の三点であった。このとき、すでに豊島区目白町の校地準備が進んでいたことが確認される。

この池袋の校地獲得に一役買ったのは、理事維持員会にも出席していた成田千里であった。成田は大東文化学院学監として招聘され協会理事もつとめていたが、前職は豊島師範学校（現・東京学芸大学）校長であった。当時の豊島師範学校は池袋駅近くに位置しており、周辺の土地に詳しく住人とも懇意にしていた成田は、豊島区の人口急増にともなって池袋駅からほど近い立教大学周辺にあったいくつかの区画が学校用地となることに先んじ、周辺の地主たちとの交渉を一手に引き受け、大東文化学院の移転先とすべく仲介に奔走したのであった。

新校舎建築の申請と認可

校舎の変更手続きにあたり、一九四〇（昭和一五）年一月二三日、文部大臣宛に「校地変更並ニ校舎建築認可申請」【資料Ⅲ－13－1】が行われた。ここには移転理由が記されているが、主たる理由としては、①学級数の増加、②校舎の旧式なこと、③運動場の用意がないこと、④靖國神社社域拡張計画によって現校地が編入されること、の四点が挙げられている。同申請書中には新築校舎に関する「仮校舎建築費予算書」「財政計画及財源」のほか、新校舎建築費用や一九三九年度の収支予算額なども添付された。

この校舎建築に関する申請は、同年三月十三日に認可【資料Ⅲ－14－3】された。校地購入費用九万一八九〇円、校舎建築費用二五万七二七六円、合計で三四万九一六六円という支出は当時の大東文化学院にとって決して簡単に用意できる額ではなかったが、資金のうち二五万七一六六円を寄附金によってまかなうことができ、借入金としては九段校地を担保として九万六〇〇〇円を日本勧業銀行より借り入れることで校地の移転を行うこととなったのであった。このとき、資金調達に関して大蔵省との折衝で尽力したのが大東文化協会理事に就任したばかりの宮澤裕代議士であった。交渉の末、政府から校舎建設に対して特別補助として二一万円超の下付金が決定した。宮澤は小川平吉の娘婿でもあった縁から常任理事および協会副会頭に就任しており、また土屋久泰と東京帝国大学において同期であったこともあって、その後も本学発展に寄与していくこととなった。

さて、校舎建築については次のような添書とともに認可が下された。

本校ハ大正十二年震災直後、元法政大学校舎タリシ木造二階建（延坪四五〇）ヲ借受ケ使用中ナルモ、旧陋狭隘ニシテ通風採光十分ナラズ、最近著シク耐久力ヲ失ヘリ、講堂、生徒控室、図書室等ノ設備ヲ欠ク

ハ勿論、生徒増加ニヨリ普通教室スラ不足スルニ至レリ、加フルニ本校舎ノ二面ハ道路ニ境シ、其ノ他ハ民家ニ隣接シテ些少ノ空地ノ外運動場ヲ有セズ、本校移転ノ計画ハ、多年ノ懸案ニシテ財政ノ都合上遷延シタル次第ナルガ、校地・校舎ノ狭隘ハ最早ヤ猶予ヲ許サズ、更ニ靖國神社社域ノ拡張計画ハ本校校地ヲモ包含サレ居ル為、早晩移転ノ必要ヲ生ズルニ至リタルヲ以テ、茲ニ適地ヲ物色シ資金調達ノ途ヲ講ジテ、本校移転建築ヲナサントスルモノナリ

こうして校舎建築については認可が下されたものの、文部省を通じて大蔵省理財局より別途、当初の計画にあった講堂の建築は中止することが求められた。臨時資金調整法施行令により大蔵および商工両省協議の末、講堂の建築にあたっては、当時の物資調整の関係から取りやめ、木造二階建て校舎と付随する建物のみを建築するように指示するものであった。講堂はこのなかに置かれた。このようにして校舎一棟のみの建築とはなったが、一九四一年二月、大東文化学院は創設の地である九段から、豊島区池袋三丁目一三八五番地へと校地を移転することになったのであった。

なお、校舎移転後の同年二月中には基本財産処分を正式に申し出ることによって、九段校舎を財団法人偕行社へ売却することが決せられた。また、同年四月にあらためて申請された大東文化協会事務所位置変更についても、池袋校舎内への変更が認められた。

池袋校舎へ

教育環境の改善と整備のため、校舎移転が実現したのは一九四一（昭和一六）年二月のことであった。文部

省宛に提出された「校舎移転届」には、使用している九段校舎が「旧陋狭隘」であるためと記している。また、同年の『同窓会報』には池袋新校舎の移転についての記事が掲載されており、このとき学生数は全学でおよそ八一〇名を超過し草創期の「およそ二倍」となったと記されているが、実際には草創期は定員総数二一〇名なので約四倍まで増加したことがわかる。いずれにせよ、多くの学生を抱えて大東文化学院は再び活気に溢れることとなった。

なお、『同窓会報』は後述するように校舎移転のため、同窓生からの寄附を目的として創刊されたものであった。『同窓会報』に先んじて、一九三六年一一月には「大東文化学院改築資金募集趣意書」という冊子が大東文化協会によって作られ、関係各所へ配付されている。三部制移行前のものであったが、「本協会経営の学院校舎は元一時的応急の旧建物を仮用せるものなりしが為、年を経て漸く腐朽し、今や将に其の用に堪えざらんとす。されば本協会本来の使命に邁進し、その目的を達成せんが為には、学院校舎を新築するを以て急務中の急務なりとす。冀(ねがわ)くは大方諸賢、奮つて本会の趣意に御賛成の上熟誠なる援助を賜らんことを」と述べ、寄附金を募った。これを受け、多くの企業や個人が多額の寄附金を提供しており、たとえば、板谷生命保険株式会社社長の板谷宮吉、栗林商船株式会社社長の栗林徳一、森工業株式会社社長の森暁からそれぞれ五万円、財団法人原田積善会から二万円の寄附が行われた。

さて、新たな校地に建設された池袋校舎は木造の二階建てであり、九段校舎から比べると教室数が格段に増えたこと、また剣道場や柔道場・弓道場といった施設が整備されるなど、学生生活をより充実させるものであった。なお、九段校舎から池袋校舎への移転にともなう校地や教練場の確保については、池袋校舎からほど近い場所にあった立教大学にも相談していたようで、立教大学学長の執務日誌に大東文化学院から相談された旨の

記録が残されている（『遠山郁三日誌　一九四〇～一九四三年　―戦時下ミッション・スクールの肖像―』二〇一三［平成二五］年二月二〇日、三五九ページ）。そのなかで一九四二年一二月一日の日誌を見ると、鵜澤總明の紹介で二名の来訪があったとし、「大文化（ママ）協会理事学院教務課長澤田総清、大東亜（文化）学院監務課長教授卜部岩太郎氏来訪。立大農場を教練場として、鉄道教習所裏五百坪と交換方依頼の申込あり。中曽根氏面接して相談し置くと答えよし」との記述が残されている。施設設備の拡大充実が図られ、大東文化学院が発展していった様子がうかがえる。

こうして教育課程の改革や学内体制の改組を行い、教育環境の整備を進めることにより、近代的高等教育機関としての内実を整えていった大東文化学院であるが、一方で日本社会は総力戦体制へと進んで行き、学院の教育へもその影響は入り込んできていた。大東文化学院の学生たちも、戦時体制下での生活を余儀なくされていったのであった。

学内人事組織の変更

前章までに述べてきたように、大東文化学院は創設以降、学科課程だけでなく人事組織に関しても絶えず変化し刷新を繰り返してきた。

一九四〇（昭和一五）年一二月には第九代総長に鵜澤總明が就任した。第三代総長大島健一の後を受け、鵜澤總明は第四代・第五代総長もつとめており、その間に大東文化学院の学生同盟休校を収拾し、五総務による総長事務取扱とする学院運営を行うなど革新的な方法を取り入れたことは前述したとおりである。その後、第六代総長に大津淳一郎、第七代総長に加藤政之助、第八代総長に松平頼壽という錚々たる面々を迎え、次いで

再々度鵜澤が総長となったのであった。なお、一九四六年九月に鵜澤は第一二代総長もつとめ、名誉総長となった。大東文化学院歴代総長のうち名誉総長となったのは、鵜澤のほか、第八代および第一〇代総長をつとめた松平頼壽のみであった。

なお、鵜澤が第九代総長に就任した翌年の一九四一年二月には両次長制が導入され、学務長に飯島忠夫、処務長に土屋久泰が就任した。同時に教務課長を高等科一期生であった澤田総清とし、新体制のなかで大東文化学院の発展が図られた。同年は教員組織も大きく変更があった。内田周平、細田謙藏、國分高胤が名誉教授となり、第一部部長に飯島忠夫、第二部部長に平野彦次郎、第三部部長に藤澤親雄が就任し、刷新された学内は新たな時代へと移行したのであった。

二　大東文化学院の変容

同時期の大東文化学院において見られた変化や特徴を確認しておこう。

学校運営は一九四〇（昭和一五）年に鵜澤總明が第九代総長に就任した際、前述の通り、飯島忠男を学務長、土屋久泰を庶務長とする新たな体制へと刷新された。これを機に、建学以来一五年以上をつとめた高齢の教授陣の過半数が第一線を退くこととなり、代わって飯島・土屋のほか藤塚鄰・加藤繁らが新たに教鞭を執ることとなった。なお、前年より大東文化学院教員定年制度が導入され、満八〇歳までと定められている。また、三部制になって以降、現在の「学部長」に相当するといえる「部長」職が各科に置かれ、飯島忠男、平野彦次郎、藤澤親雄がそれぞれ部長として各科を牽引した。

三部制「一期生」卒業アルバムの制作

一九四一（昭和一六）年三月に卒業を迎えた三部制「一期生」たちの卒業アルバムが残されている。アルバムは各部ごとに制作されたものであったが、残念ながら修身漢文科のものは現物を確認できない。現存する第二部・第三部の卒業アルバムを見ると、その構成はほぼ同様で、校舎写真から始まり、歴代教員や卒業生たちの写真が掲載され、恒例行事であった伊勢神宮や靖國神社参拝の様子などが収められている。また、二月に行われた新校舎への移転時期と卒業時期とが重なったため、池袋校舎建設中の写真も確認することができる。その内容から、三部制となって以降も、草創期から続く学院の伝統と風習が維持され、学内の一体感があったことがうかがわれる。

『月刊 大東文化』と『大東文化学院卒業生研究紀要』

大東文化学院では大東文化協会発行のものも含め、草創期より刊行物が豊富であったことも特徴の一つであった。ただし、日中戦争以降の時期になると、タブロイド判の協会機関紙『月刊 大東文化』や雑誌形状の機関誌『大東文化』などの記事傾向には国内情勢に考慮した様子がうかがわれるなど、やや変化が見られるようになった。とくに協会機関誌『月刊 大東文化』を見てみると、その傾向は顕著であった。『月刊 大東文化』第三六号（一九三七［昭和一二］年三月一日）には、巻頭言として鵜澤總明が「王道の本質と満洲帝国建国五周年」を、『月刊 大東文化』第六〇号（一九三九年三月一日）では同じく鵜澤が「目覚めた米国の識者」を寄せている。とくに同号は、「東亜新秩序建設の礎」「東亜指導者養成拡充の建議案　興亜議会へ」を特集しており、「更生支那大陸」「新東亜建設」「日支両国青年を同一大学内に於て養成」といった文言が目立つ。以降の『月刊 大

東文化』には大陸志向を掲げる論稿や戦時下意識に関する論稿が掲載されるようになるなど、戦時下の国内状況を考慮した誌面傾向が強まっていった。たとえば、鵜澤總明による「大東亜戦争と国際法」（『月刊 大東文化』第九五号、一九四二年四月）や「海軍の偉業と皇道精神の発揚」（『月刊 大東文化』第九七号、一九四二年五月）、水木惣太郎の「大東亜建設と国内問題」などが掲載された。

一方、同時期にはそれ以外にも学生団体が発行した刊行物も多くあり、漢学研究に特化した大東らしいものも見ることができる。たとえば『大東文化学院卒業生研究紀要』は卒業論文集であったが、その内容は本格的な研究論集であった。一九三三年度の『大東文化学院卒業生研究紀要』第一号の巻頭言には、当時の学院総長である加藤政之助が「東洋文化ヲ研究闡明」「我ガ学院ノ使命ハ東洋文化ノ究明ニアリ」（『大東文化学院卒業生研究紀要』第一号、一九三四年三月）とはっきりと述べている。

『同窓会報』と『大東文化学報』

『同窓会報』は、校舎移転のための寄附金を募ることを主目的として一九四〇（昭和一五）年より発刊されるようになった。「大東文化学院維持会出金表」を掲載して同窓生からの寄附金額を一覧で見ることができ、巻末には「御願ひ」として「過日、学院新築寄附金募集状を発送致しました。添えてある申込書にて至急申込願ひます」とされた。ただし、基本的に『同窓会報』は同窓生の消息を伝えることが主内容であり、誌面は就職状況や学院現況などで構成されていた。校舎移転の後は、次第に同窓生たちの入営状況などを伝える記事が目立つようになり、たとえば、大東文化学院同窓会『同窓会報』第一〇号（一九四三年一二月八日）には、「三部は依然、実業界の需要が多いが是も大部分入営です」と書かれている。

一方、一九四一年から年数回刊行された『大東文化学報』は、飯島忠夫をはじめ漢学教員および高等科に在籍する学生たちによる論文集である。漢学関連の論稿のみが粛々と掲載された論集であり、一九四四年までに発行された戦前期すべての号において、戦時下の様相を感じさせない内容であった。内容としては『大東文化学院卒業生研究紀要』に近いものであったといえるだろう。さらに、土屋久泰が竹雨の号で代表作『日本百人一詩』（砂小屋書房）を発表したのは一九四三年のことで、同作の発表時には学内刊行物がこぞって紹介し称賛している。土屋は大東文化協会創設時より一貫して機関誌編集に携わり漢詩評を行ってきた人物で、敗戦後は大東文化大学初代学長に就任し学校運営にリーダーとして携わったものの、戦前期には学生に対して漢詩講義を行うほかは詩作と批評を実直に重ねていた芸術家であった。このように、多種多様であった学内刊行物は、用紙統制が始まった一九四〇年以降になっても、印刷部数を縮小することはあっても、統合や廃刊をすることなく発行され続けた。そして、各紙誌の執筆者名が重なることがほぼなく、異なっていることにも気付く。おそらく戦時体制下においても漢学儒教を追究する学風は尊重され続けたのであり、それを守るために学生を含む学内関係者らはさまざまな媒体を次々に刊行していったと考えられる。

大東文化学院創立二〇周年

創立二〇周年記念の講演会および記念式典は、一九四二（昭和一七）年九月一九日および二〇日に実施された。すでに太平洋戦争もはじまっていたということもあり、創立一〇周年記念式典のときのような大規模な式典ではなかったが、一九日朝九時より学院講堂において記念講演会が開催された。翌日の創立記念日には、戦時非常措置による修業年限短縮にともなって午後一時に第一七回卒業式が挙行された。半年の繰り上げ卒業であっ

た。続いて同日午後三時より創立二〇周年記念式典が挙行され、夕方六時には上野精養軒において祝宴が開催された。文部省から専門学務局長・学務課長・督学官が来賓となり、総勢七八名が参加しての祝宴は午後八時まで行われた。

一方、大東文化協会編『月刊 大東文化』が「創立二十周年記念号」を刊行している。偶然にもちょうど「第壱百號」となった同誌は一九四二年九月一五日発行であり、巻頭には「大東文化協会趣旨」および「歴代正副会頭」「歴代総長」の肖像写真が掲載された。中央に大きく大木遠吉、右上から小川平吉・松平頼壽・大島健一・酒井忠正・木下成太郎・江木千之・山本悌二郎、次ページ中央には大きく平沼騏一郎、右上から井上哲次郎・大津淳一郎・松平頼壽・鵜澤總明・加藤政之助・大島健一となっている。続いて、「回顧二十年」という寄稿文と、「大東文化協会大東文化学院 沿革史」とする本学の「あゆみ」が掲載されている。一五ページほどの短いものではあるが、二〇年のあゆみを端的にかつ正確に辿った、本学初の「沿革史」としての内容を備えたものであった。

もう一つ、記念事業として「創立二十周年記念号」と題された『大東文化学報』の刊行も行われた。同誌は一九四二年一一月発行の第七・八合併号として編集されたもので、その内容は次のようなものであった。

法学博士・学院総長 鵜澤總明「礼法の本質（経学と法学との統合研究への新提案）」
文学博士・学院次長 飯島忠夫「日本儒教の特殊性」
学院次長 土屋久泰「黄山谷の詩風とその時代」
文学博士・教授 藤塚鄰「清儒翁海村の日本文化研究」

教授 澤田総清「勅撰三集について」
御橋悳言「神皇正統記所載の仏教史実と伝説（特別寄稿）」
教授 岡村利平「水戸学の神道研究」
教授 加藤梅四郎「儒教の特質と日本諸学」
講師 水木惣太郎「明治初年の身分制度」
神宮皇學館大学教授 近藤杢「藤樹学の分布について」
助教授 笠井輝男「徂徠の実学思想（序説）」

なお、特別寄稿の御橋悳言とは、国書を中心に古典文学の解釈や仏教思想の研究を行ったことで知られる国文学者であり、『神皇正統記注釈』や『平家物語略解』など多くの著作を残している。また、本誌の編集代表は笠井輝男がつとめた。

第三節　戦時下の学院と池袋校舎罹災

一九三八（昭和一三）年三月に「国家総動員法」、翌年七月に「国民徴用令」が制定され、国民総動員の実施政策が樹立された。同時に教育機関に対しては学徒を産業界に動員する集団勤労作業を義務化し、勤労要員

の不足を補う方策がとられた。一九四一年一二月八日、太平洋戦争が勃発する。小学校が国民学校となったことをはじめとして、高等教育機関を含む教育制度全般は大きく変容することとなった。総力戦と称し、社会全体、教育思想を含む学校教育全体が軍人援護教育に参加することとなり、教育は戦争のなかに位置付けられ動員されたのであった。高等教育機関に対する影響としてもっとも大きかったものとしては、学徒出陣・修学年限短縮・集団勤労作業・学徒動員などがある。

修業年限の短縮については、一九四一年度より順次修業年限短縮措置がとられたことに始まる。このとき三ヶ月の短縮卒業が強いられたため、同年度は一二月に繰り上げ卒業となった。さらに政府は一九四一年一一月「労務緊急対策要綱」を大学学部・高等学校・専門学校などに対し送付し、在学年限または修業年限を六ヶ月短縮することを命じたことにより、一九四二年度卒業生は九月まで卒業を繰り上げることとなった。高等教育機関から将校クラスの人材を早急に軍へ送り出すための苦肉の措置であった。なお、一九四三年一月、「大学令」「高等学校令」が改正され大学機関の修業年限はさらに一年短縮となり、「中学校令」においても中学校・高等女学校・実業学校の修業年限がそれぞれ一年短縮され四年となった。また、理工系や師範学校を除く学生生徒の徴集延期処置が廃止され、一九四三年一〇月二一日、東京近郊の学徒が集められ明治神宮外苑競技場（後の国立競技場）での出陣学徒壮行会が行われた。同年一二月一日に学徒たちは陸海軍へ入営・入団し、戦地へ赴くこととなった。こうして学生たちも戦争遂行のための直接的な兵力として期待され徴集されたのであった。

一方、戦時下の農場や工場における慢性的な労働力不足から、学生生徒が生産に従事することも義務付けられるようになった。一九三八年四月に制定された国家総動員法の「戦時（戦争に準ずべき事変の場合を含む以下之に同じ）に際し国防目的達成の為国の全力を最も有効に発揮せしむる様人的及物的資源を統制運用する」（第

一条）にもとづき集団勤労作業が励行されるとともに、一九四〇年には国策に沿って大学教育そのものを新体制に切り換えるよう文部省より要求が出された。一九四一年八月八日には学校報国隊組織に関する「学校報国団体制確立方」（訓令二七号）が発せられ、文部省指令要綱によって学校報国団の組織が各教育機関において義務化され、「指揮系統ノ確立セル全校編隊ノ組織」としての報国団を編成することとなった。以後、各校における勤労作業などは報国団組織にもとづく活動となった。さらに一九四三年六月には「学徒戦時動員体制確立要綱」が閣議決定された。学校報国団の隊組織を国土防衛に動員し得るように強化すること、勤労動員の強化によって食糧増産のための農作業や軍事施設の設営作業、土木建設工事など国防施設建設・緊急物資生産・輸送力増強を図ることが規定されたのであった。一九四四年二月には「決戦非常措置要綱」が発表され、総力を直接戦力増強の一点に集中するため学徒動員体制の強化を図ること、同年三月「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員ニ関スル件」に基づく実施要綱により、工業学校の生徒を軍関係その他重要工場に、農業学校の生徒を食糧増産・国防建設事業に、中学校・商業学校・高等女学校の生徒を食糧増産・工業事業場に、大学および高等専門学校の学徒を、それぞれ専攻する学科の特性に関係ある事業場に動員するものとされた。同年九月「緊急学徒動員方策」により、通年にわたる航空機生産工場などの重要軍需工場へ動員されることとなった。この間、学徒動員の実施に関連し「学徒動員実施要綱ニ依ル学校種別学徒動員基準ニ関スル件」などの通達が相次いで発せられた。

課外活動としての奉仕であった勤労作業は、一九四一年より一転して正課の一環として取り扱われるようになり、学校報国団は軍需工場での労働に従事し、学徒勤労動員となったのである。一九四三年六月までは年間三〇日以内の勤労が義務付けられるものであったが、同年六月に改正された「国民勤労報国協力令」により年

間六〇日以下の勤労作業が、同年一〇月には年間の三分の一という方針が示され、一九四四年一月には継続的に四ヶ月という指針が示された。さらに同年二月から三月にかけて閣議決定された実施要綱によって常時動員と変更され、通年の勤労を余儀なくされた。終戦間近となる一九四五年三月にはほぼ授業停止状態となり、実質的に教育機能は失われ学生生徒であることが許されなくなっていったのであった。当然のことながら大東文化学院も例外ではなかった。

一　報国団の結成

大東文化学院における「報国団」は、「志道会」を改組して結成された。一九四一（昭和一六）年八月に結成された報国団【資料Ⅳ－3－1】は、団長に総長である鵜澤總明、副団長に学院次長の飯島忠夫を置き、以下役員として、総務部長に飯島忠夫（兼務）、修練部長に監務課長の柏木質海軍中佐、文化部長に藤塚鄰、生活部長に加藤梅四郎として組織された。そのほか、総務部理事は各部長各学級および主任監務課長がつとめるとされた。

「総務部」には高等科および本科三部それぞれから掌事に選ばれた学生が割り当てられ、「修練部」には運動部を中心に割り当てられた。すなわち、剣道班・柔道班・弓道班・射撃班・乗馬班・防空班・水泳班・勤労奉仕班・集団訓練班・旅行班の一〇班である。「文化部」には皇道班・漢学班・国語班・政経班・雑誌班・講演班・亜細亜班・詩道班・歌道班・書道班・吟詠班の一一班が置かれ、「生活部」には保健班・共済班の二班が置かれた。なお、このうち大東文化学院配属将校であった川村俊吉が顧問をつとめたのは、射撃班・乗馬班・集団訓練班であった。

報国団の結成は三部制導入後であったこともあり、三部それぞれの専攻によって所属班も異なる傾向が強かった。各班は少人数での活動がなされていたようだが、たとえば東亜政経科所属の学生が多く所属したのは亜細亜班・政経班・吟詠班・勤労奉仕班などで、亜細亜班ではアジアの政治経済文化の総合研究を行い、勤労奉仕班では山地での宿泊訓練などの鍛錬のほか語学研修なども行い、満支へ渡る準備を行っていた。ただし、これは大東文化学院内では比較的異色であり、実際には吟詠班の詩吟や武道を行う班などが学院内での主流であった。

報国団の目的は「大東文化学院報国団規則」に定められており、「第二条　本団ハ本学院建学ノ精神ヲ発揮シ会員ノ心身ノ修練ニ務メ親和ヲ図リ報国ノ実ヲ挙グルヲ以テ目的トス」とされた。また、「第四条　本団ハ大東文化学院ノ全教職員及在校生徒ノ全部ヲ以テ之ヲ組織ス」とあるように、全員が報国団員となることが義務付けられたのであった。

報国団雑誌班『東文』

報国団の活動の一環として雑誌班より『東文』第一号が発行されたのは、一九四一（昭和一六）年一二月二六日のことであった。同誌「あとがき」には、志道会から報国団への移行にともない誌名を『志道』から『東文』へと変更、その対応があったために半年近く発行が遅れた旨が書かれている。同誌の表紙をめくった扉には、鵜澤總明による七言絶句と土屋久泰の直筆による「文武三章」が掲載されている。巻頭には飯島忠夫「皇道と報国団」が寄稿され、志道会の精神を継ぎ報国団が結成され、「報国団員の志すところ」として「その何れの班たるを論ぜず教育勅語の遵奉と実践とであらねばならぬ。そして儒教を日本的に把握してそれを現代的

に進歩せしめることは実践を推進する至大の力となるべきものである」「国体の尊厳は道義の徹底によってのみ保持せられ」「皇道の実践を外にして国に報ゆる方法は決して考へることが出来ないのである」とその目的を説明した。

巻末には「報国団報」が付されており、各班における詳細な活動報告が日時を含んで掲載されている。それによれば、準戦時体制下から総力戦へと移行した時期であったが、一九四一年は充実した活動がなされていたことがわかる。「あとがき」には「皇国未曾有の重大時局下、誰か若き血潮の踊らざるを得ん。しかし乍ら、我々は剣を執つて倒れるその日まで、学生に課されたる神聖なる学術を放擲することは学生の冒涜であると思ふ。我々は明日にでも剣を執つて敢然と祖国の為に死する覚悟があると共に、国家百年の大計たる学術の分野に於ても亦自ら進んで戦士たりうる気概がなければならない」という一文を読むことができる。この後、戦況は悪化し教育機能は失われていくこととなるが、大東生たちは軍事教練や学徒動員などにおける動員先でも学問への情熱を失うことなく、戦禍のなか時間を見つけては本を読み、引率教員に教えを請い、議論を続けたのであった。

二　学徒動員と図書疎開

学徒による集団勤労作業は、一九三八（昭和一三）年四月の国家総動員法の制定より励行されるようになった。一九四一年九月の文部省指令要綱によって学校報国団の組織が各教育機関において義務化されたことによって、勤労作業は各校の報国団組織に基づく活動となった。課外活動としての奉仕であった勤労作業は、一九四一年より一転して正課の一環として取り扱われるようになり、学校報国団は軍需工場での労働に従事し、勤労学徒

として動員されることとなったのである。

前述したように、一九四三年六月に閣議決定された「学徒戦時動員体制確立要綱」は学校報国団の隊組織の国土防衛への動員を強化するものであり、一九四四年二月より学徒たちは常時動員となり、通年の勤労が余儀なくされていた。終戦間近となる一九四五年三月にはすべての教育機関においてほぼ授業は停止状態となり、実質的に教育機能は失われた。

学徒動員

本学における集団勤労動員は、一九四二（昭和一七）年度は主に千葉県にあった農村地の繁忙期に作業補助に赴く程度であったが、一九四三年からは日本製靴・ドラム缶製造工場・日本鋳鋼・昭和電工・浦賀ドック・横浜日産自動車・理研ピストン工業・中島飛行機などへそれぞれ本格的に割り振られ、勤労動員として作業に従事するようになった。そのほか農繁期には引き続き千葉県内の農村地への動員も行われた。最初の頃は比較的小規模で散発的に行われた動員も、戦況悪化という時局の緊迫や物資の不足から次第に大規模で本格的な軍需工場への動員がなされるようになっていったのであった。

戦況が悪化するなかで行われた浦賀ドックへの動員では、油槽船や戦時標準船で鋼板切断や鋲打ち、溶接などの作業が続けられた。数ヶ月におよぶ動員は、まさに雑魚寝状態での合宿であった。ただし、動員先でも作業の合間には教授陣たちから論語などの講義を受けることもでき、また浦賀ドックは海軍の関係で比較的待遇が安定していたため食事状況も当時としては恵まれていた方であったと実際に動員された学生が記録している。川崎市の昭和電工への動員は戦況がかなり悪化してきていた一九四四年の一〇月以降のことであり、食糧事情

などはかなりの悪条件であったという。ここでは爆薬のための硝酸アンモニウム製造が主で、高熱の炉の管理といった単調な作業が強いられた。空腹に耐えながらの作業の合間、わずかに持参していた本を開き独学で勉学に励む大東生の姿があちこちで見られたが、一一月には川崎市で滞在していた寮も空襲を受け、それら持参した図書も焼失してしまった。前橋にあった理研工業では、一九四五年度の新入生が集められ四月に入学式が行われた。すでに大東文化学院の池袋校舎は同年四月一四日未明の空襲による戦火で焼失してしまっており、終戦までの数ヶ月を勤労動員として同地のほか千葉県大網町などで分散して過ごし、勤労作業に従事した。

一九四四年から終戦時期までの一学院生の日記が『大東文化大学五十年史』に残されている。なお、日記の筆者である栗原圭介は高等科二〇期生（一九四六年卒）で、高校教諭をつとめた後に大東文化大学教授となり、退職後は名誉教授となった。日記は栗原が大東文化学院高等科に入学した一九四三年から始まり、当時は東京周辺での動員が多かったことがわかる。一九四四年三月一六日にはドラム缶貯蔵倉庫において爆弾の破裂片の飛来を防ぐための堤防づくりに従事、翌一七日は午前八時二〇分から石神井補給廠において同様の作業を続け午後四時に解散となったことが記されている。同年七月一三日は農繁期による動員が指示され、千葉県印旛郡本埜村農会と吉植農場へ分散して作業に従事することとなった。本科生と交代で八日から動員された専修科生もおり、この後一八日まで宿舎に滞在しつつ勤労に励み、一九日に帰京した。以降、一九四四年から終戦までは勤労作業に次第に多くの時間が割かれていくようになったが、その一方でわずかに学内に残っていた学院生らにおいても食券が人数分行きわたらず慢性的な食糧の不足にあえぎ、深刻な栄養不足による罹病者の頻出に陥っていった。しかし、そのなかでも必死に「学問」を守ろうとした姿もあった。学院生たちが行った図書疎開は、大東の学問を後世につなぐ一大事業であった。

図書疎開

戦禍が激しくなるなか、学院生たちは図書館の図書を地下壕へ移動させたり、図書疎開に奔走したりするなど、必死で学問を維持させようとしていた。前述の栗原日記を再度見てみよう。大東文化学院における「図書疎開記」は一九四四（昭和一九）年六月の記録から始まる。

「六月三〇日　午前中、本科各部一年生の数名と共に図書室の手伝いだ。空襲時の被害を慮つて四部叢刊だけ地下室に格納した。地下室は図書の保管所には不向だ」と書かれてあり、地下室は雨が続くと三尺ほども水がたまるため、三尺あまりの机の上に本を置いているが湿気の影響で被害が出ることを心配する内容であった。

「七月一七日　学院の図書疎開につき土蔵借用に奔走」「七月一八日　交渉方を依頼していた叔父野村翁来駕。頗る困難である」「翁は書籍に関しても深い理解を示され、我等の意志に対しても賛同下さる」とし、図書の疎開先探しが難航している様子である。「七月二〇日　学院会議室において図書疎開の会議開催」「司書の御橋女史。小生にも出席せよとの藤塚博士の命により出席」「午後一時より一時間にて終る。会議の結果、下検分に出張することに決定。検分の日は二十四日と決る」とあり、七月二四日に武蔵野鉄道（現・西武池袋線）所沢にあった民家の土蔵を訪ねてきた藤塚鄰教授・御橋司書、高等科学生であった滝田・加藤の四名を栗原が案内し、検分のうえ借用することが仮決定した。ただし、藤塚はこのとき、やや狭いことに難色を示したといい、あらためて七月二八日に分散疎開はどうかと藤塚にうかがいを立て異議なしとされたことで、正式に土蔵借用を願い出ることとなった。

八月二日、炎天下のうえ交通事情も極めて悪いなか、手分けをして蔵書類一〇〇〇冊あまりの移管を行った。リヤカーに載せ箱根ケ崎から所沢の土蔵まで運ぶこととなったが、武蔵野鉄道（現・西武池袋線）豊岡町（現・

入間市）駅で下車を余儀なくされており、線を変更しつつ所沢までたどり着いたのが午後三時過ぎであった。そこから三台のリヤカーに分散させて載せた図書を運ぶこととなった。この作業に参加した学院生は総勢三〇余名、受け入れを許諾された土蔵主は埼玉県入間郡宮寺村の田中吉蔵であった。預けた書籍類は数千冊と記録され、関係者一同は深く感謝し藤塚鄰より「不堪感銘」とする礼状が贈られた。

それ以降、戦況がますます厳しさを増すなか図書の「分散疎開」は進まず、夜間爆撃を避けて教員たちも疎開していき、授業は実質的に行われることは少なくなっていく。そのような状況のなか、一九四五年四月一四日未明の空襲により校舎が全焼、学院に残されていた蔵書数万冊も戦火で焼失してしまったのであった。

三　軍事教練と学徒出陣

勤労動員が随時行われるようになった同時期、学院内にわずかに残った学院生は高等科本科ともにそれぞれ週二時間ほどの軍事教練を行っており、教練の時間数は年々増やされる傾向にあった。一九四四（昭和一九）年度から週四時間となった教練に加えて銃剣・軍事学・修練などがそれぞれ週に一時間ずつ授業に組み込まれ、配属将校によって担当された。そもそも軍事教練は、一九二五（大正一四）年より教育機関において実施されることが義務化されたものであった。

軍事教練の開始

一九二五（大正一四）年四月一一日、政府は「文政審議会」の答申に基づき「陸軍現役将校学校配属令」（勅令第一三五号）を制定した。同令により、大学を除く官公立の中等以上の学校には必ず陸軍現役将校が配属さ

れて学校教練の指導にあたることとされ、大学や私立学校は申し出により配属されるものとされた。私立学校については任意であったものの、ほとんどの私学においても徴兵猶予の特権を持続させるため将校の配属を受け入れることとなった。学校教練の有無は卒業者の徴兵猶予に直接的に影響したため、私学や大学であってもほぼすべての機関が配属将校を受け入れざるを得なかったのである。同年秋頃から中等学校以上を対象とした軍事教練を施す案が公布確実となり、これに反対する学生たちによって全国学生軍事教育反対同盟が結成されるも、教練は実質的に正課としての扱いとなった。一九三九（昭和一四）年三月三〇日に文部省が発した「大学教練振作ニ関スル件」により、一九三九年度より教練は正式に必修化されることとなった。

軍事教練は「学校教練」とも呼ばれ、体操や体育などの必修科目内に置くものとされたため、大東文化学院では教練は原則として武科のなかに位置付けられた。通常の授業内における教練のほか、宿泊訓練を含む行軍などの大規模な教練も年に数回ほど行われた。あらためて前述の栗原日記を確認してみよう。教練は創設時より行われていたが、栗原が高等科在学中の一九四四年四月一〇日より「従来二時間であった教練が更に二時間ふえた」とあり、さらに「このほか銃剣・軍事学・修練各一時間、軍事学は四月より新任の配属将校が歩兵操典に基づいて所謂実際に即しての基礎知識を授ける。これには本科一、二、三部の三年と高等科全員が教育を受けるようになる」と続けている。

出陣学徒壮行会

修業年限短縮により卒業生をすぐさま入営させることで保たれていた戦線は、戦況の悪化にともない兵力不足が顕著となった。一九四三（昭和一八）年一〇月一日、東條内閣は「在学徴集延期臨時特例」（勅令第七五五号）

を公布した。それまで徴兵を猶予されていた大学や高等学校・専門学校など高等教育機関に在籍する二〇歳以上の文科系学生・生徒が学業の断念を余儀なくされ、戦地に送られることになったのである。文部省主催の出陣学徒のための壮行会は全国七都市と満州の新京・ハルビン・奉天・大連および京城（朝鮮）・台北（台湾）・上海（中国）で開催された。同月二一日に実施された明治神宮外苑競技場で行われた出陣学徒壮行会には、冷たい秋雨が降りしきるなか首都圏にある七七校が参加したが、出陣学徒の具体的な人数は明かされなかった。

学徒たちは一二月一日に一斉に陸軍入営・海軍入団となったが、彼らは高学歴であったことから陸軍の幹部候補生や特別操縦見習士官、あるいは海軍の予備学生として下級将校や下士官の充足を期待された。入営時に幹部候補生試験などを受け、将校・士官として出征した者が多かったものの、戦況が悪化するなかでしばしば玉砕や沈没による全滅が起こる激戦地に配属されることもあり、そのなかで飛行兵を志願した者の多くは爆弾を積んだ飛行機もろとも敵に突撃する「特攻兵」となった。一九四四年に戦況は急速に悪化、海軍が特攻作戦をレイテ沖海戦で敢行した。これに続き、陸軍も特攻隊を編成、多くの学徒兵が投入された。パイロットとしての訓練はわずか一年、さらに陸軍は、主な兵器を本土防衛に回したため、特攻隊の装備はほとんどが旧式のもので、この無謀な作戦により三〇〇名を超える学徒兵の命が失われた。

大東文化学院でも二〇歳以上となっていた学生は総じて徴兵されたが、その詳細は今もって定かではない。本科一八期生で高等科へ進学したばかりであった森井俊彦が学徒出陣の対象となって召集されており当時の手記を残していることから断片的ではあるが、大東文化学院における学徒出陣について確認することができる。学徒出陣により徴兵された学院生は神宮外苑競技場で行われた出陣学徒壮行会へ参加したが、見送る学生としては本科一期生が代表で向かったとされる。また、本科一九期生で第二部国語漢文科に在籍していた桑原淳は、

出陣学徒壮行会で一番後ろを歩いた学校が大東文化学院であったと証言している。

四　池袋校舎の罹災

本学院関係者の多くが戦地へ赴き、また残った学院生たちも学徒勤労動員となって奉仕活動に励むなか、一九四五（昭和二〇）年四月一三日深夜一一時頃から一四日未明にかけて三二七機のB29爆撃機が来襲、焼夷弾を投下した。この大規模な空襲により学院校舎は全焼、学院に残されていた蔵書数万冊も戦火で焼失する事態となった。辛うじて防空壕へ移した書類も壕内でほとんどが焼けてしまったという。この東京および川崎を無差別に襲った爆撃によって皇居や明治神宮の一部も焼失、罹災者二〇万人、死者八四一人であったとされる。

空襲二日後の一六日早朝に学院の様子を見るため学院生らが登校すると、中野駅から先の電車は不通で、上野駅から北も不通、都内は焼け野原となっていた。辺り一帯は焼け跡の灰が吹散っており、まだ煙や火が燻ぶるなか悪臭が立ち込めていた。目白駅前から続く池袋校舎までの道なりにある下水道には、大東文化学院のものと思われる漢籍の一部が折り重なり焼け焦げて落ちていたと記録されている。その日以降、引き続き空襲警報が鳴り響くなか、教職員や学院生など総出で焼け跡の整理作業が行われた。

高田馬場に近い淀橋に邸宅をもっていた当時の総長酒井忠正は、校舎が全焼したことを受けるとただちに自宅の一部を開放し、応接間や別棟の長屋建物を教室として使うよう教職員・学院生らに提案し、手配した。半月ほど後には淀橋区二丁目にあった酒井邸が仮校舎となって準備が整えられ、五月一日から授業が再開された。焼けてしまった池袋校舎の跡地には立て看板や鉄条網に札が掛けられ、散り散りとなった学院生たちへ酒井邸に学院本部を仮に置いているので集まるよう指示が記され、あわせて酒井邸への地図も描かれた張り紙が掲示

された。わずかに残った数名の生徒と教員によって酒井邸での授業が行われ、高等科では「文選講読」「五朝詩特別裁講読（唐詩）」「日本儒学史」「日本書紀講読」「歴史学概論」「孫子講読」といった講義が行われた。同年七月一日より二ヶ月間の夏季休暇に入り、その間の一九四五年八月一五日、日本の敗戦によりようやく戦争が終わりを告げた。しかし、本土空襲は日本各地の民間施設にも甚大な被害をもたらした。池袋周辺も二度にわたる大規模な爆撃を受け、周辺一帯が焼け野原となっていた。

資

料

Ⅰ　大東文化協会と大東文化学院の創設

1　財団法人大東文化協会設立申請（大正一二年八月二二日）

1　財団法人大東文化協会設立申請書

財団法人大東文化協会設立申請書
財団法人大東文化協会設立許可申請書
東京市神田区錦町三丁目十番地
大東文化協会

右ハ、今般別紙目録記載ノ財産ヲ寄附シ財団法人トシテ設立致度候、本協会ハ東亜固有ノ文化ヲ振興スルコトヲ目的トスル公益ノ財団ニ有之候条、法人トシテ設立許可相成度民法第三十四条ニ依リ別紙寄附行為ノ書面相添へ、此段申請候也

東京府荏原郡上目黒字三田二百三番地
大正十二年八月二十二日
設立者　伯爵　大木遠吉㊞

文部大臣　鎌田榮吉殿

2　財団法人大東文化協会寄附行為

財団法人　大東文化協会寄附行為
事務所　東京市神田区錦町三丁目十番地

財団法人大東文化協会寄附行為

第一章　名　称

第一条　本財団ハ大東文化協会ト称ス

第二章　目的及事業

第二条　本会ハ東亜固有ノ文化ヲ振興スルヲ以テ目的トス其ノ要項左ノ如シ

一、我　皇道ニ遵ヒ及国体ニ醇化セル儒教ニ拠リ国民道義ノ扶植ヲ図ルコト

二、本邦現時ノ情勢ニ鑑ミ儒教ノ振興ヲ図リ及東洋文化ヲ中心トスル大東文化学院ヲ設立維持スルコト

三、文書、講演其ノ他ノ方法ヲ以テ前示目的ノ達成ニ努メ且海外ニ亙リ斯学ノ振展ヲ図ルコト

四、高等及普通教育ニ於ケル漢学ニ関スル教科ノ編制並教科書及教授法ノ改善ヲ図ルコト

五、東亜ノ美術音楽等ノ維持発達ヲ図ル事業ヲ行フコト

第三章　資産及会計

第三条　本会ノ資産ハ左ニ記載シタルモノヨリ成ル

一、別紙目録ニ掲クル財産

二、財産ヨリ生スル果実

三、会員ノ醵金

四、寄附ノ金品其ノ他ノ諸収入

第四条　本会ニ基金ヲ置ク

第五条　本会ノ経費ハ資産ヲ以テ之ヲ支弁ス

第六条　本会ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第七条　会計年度ノ終ニ於テ剰余金アルトキハ翌年度ニ繰越シ時宜ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ基金ニ編入ス

第四章　会　　員

第八条　本会ノ事業ニ翼賛スル者ヲ会員トシ之ヲ分チテ名誉会員維持会員及正会員ノ三種トス

名誉会員ハ本会事業ニ功労アル者又ハ学識徳望アル者ノ中ヨリ理事会ノ議決ヲ経テ会頭之ヲ推薦ス

維持会員ハ特別ノ出資其ノ他ノ方法ニ依リ本会ノ経営ヲ支持スル者ニ就キ会頭之ヲ推薦ス

正会員ハ会費トシテ別ニ定ムル金額ヲ納ムルモノトス

第九条　会員タラントスル者ハ理事会ノ承認ヲ経ヘシ

本会ノ会員ニシテ会員タルノ名誉ヲ汚損スル行為アルトキハ理事会ノ議決ヲ経テ之ヲ除名ス

第五章　役員及職員

第十条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一、会　　頭　　一名

二、副 会 頭　　二名

三、学院総長　　一名

四、理　　事　　若干名内一名又ハ数名ヲ常任理事トス

五、監　　事　　若干名

六、維 持 員　　若干名

七、評 議 員　　若干名

第十一条　会頭ハ設立者之ニ当リ設立者ヲ欠クニ至リタル場合ハ維持員会ノ議決ニ依リテ之ヲ定ム

副会頭及学院総長ハ理事会ニ於テ之ヲ互選ス

理事ハ会頭ヲ以テ之ニ充ツル外維持員会ノ選挙ニ依リテ之ヲ定ム

第十二条　会頭ハ会務ヲ総理シ副会頭ハ会頭ヲ輔佐シ会頭事故アルトキハ其ノ職ヲ代理シ理事ハ会務ヲ掌理ス

第十三条　本会ハ維持員会ノ決議ヲ経テ総裁副総裁ヲ推戴スルコトアルヘシ

第十四条　監事ハ維持員会ノ議決ニ依リテ之ヲ定ム

第十五条　維持員ハ左ノ二種トス

一、終身維持員

二、有期維持員

終身維持員ハ名誉会員及維持会員中ヨリ会頭之ヲ指名シ有期維持員ハ評議員之ヲ互選ス

有期維持員ノ数ハ終身維持員ノ数ヲ超エサルモノトス

第十六条　評議員ハ会員中ヨリ会頭之ヲ嘱託ス

第十七条　理事監事ノ任期ハ各三年トス

有期維持員及評議員ノ任期ハ二年毎ニ其ノ半数ヲ改選ス第一回ノ退任者ハ抽籤ニ依ル

第十八条　補欠ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十九条　役員ノ任期満了ノ場合ニ於テハ其ノ後任者ノ就任迄仍前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フ

第二十条　本会ニ幹事長一名幹事若干名ヲ置キ会頭之ヲ嘱託ス

第六章　維持員会及評議員会

第二十一条　維持員会ハ毎年一回之ヲ開ク但シ会頭ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時之ヲ召集スルコトヲ得

第二十二条　維持員会ノ議長ハ会頭之ニ当ル

第二十三条　維持員会ノ議事ハ出席維持員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十四条　維持員会ハ本寄附行為ニ於テ特ニ規定スルモノノ外左ノ事項ヲ評議ス

一、予算決算ニ関スル事項

二、基金ノ管理及積立ニ関スル事項

三、其ノ他会頭ニ於テ必要ト認メタル事項

第二十五条　評議員会ハ会頭ノ召集ニ依リ其ノ諮問ニ応シ又ハ自ラ意見ヲ述フルコトヲ得

第七章　補　則

本寄附行為ノ条項ハ維持員三分ノ二以上ノ同意ヲ得主務官庁ノ認可ヲ経テ之ヲ変更スルコトヲ得

本会ノ細則ハ維持員会ノ議決ヲ経テ之ヲ定ム

本会ノ事務所ハ之ヲ東京市神田区錦町三丁目十番地ニ置キ必要ニ応シ各地ニ支部ヲ置ク

本財団法人設立ノ際ニ於ケル従来ノ大東文化協会ノ会員ハ当然本会ノ会員タルモノトス

3　本財団設立当時ノ役員予定表

本財団設立当時ノ役員予定表

住所	役名	爵位	氏名
東京府荏原郡目黒字三田二百三番地	会頭	伯爵	大木遠吉
東京市牛込区余丁町三十五番地	副会頭		江木千之
同　麹町区内幸町一丁目五番地	同		小川平吉
東京府豊多摩郡戸塚町字諏訪八十番地	理事		市村瓚次郎
東京市本郷区丸山福山町三番地	同		馬場鍈一
同　芝区桜川町二番地	同		浜田國松
東京府豊多摩郡渋谷青山北町七丁目二番地	同	子爵	八條隆正
東京市小石川区小日向台町二丁目十番地	同		北條時敬
東京市芝区三田四国町二丁目十三号	理事		戸水寛人
同　麻布区霞町二十二番地	同		和田彦次郎
同　赤坂区新坂町四十五番地	同		高橋光威
東京府荏原郡駒沢村大字上馬引沢二百三十番地	同		副島義一
京都市上京区東洞院丸太町上ル	同		長尾槇太郎
東京市麻布区広尾町二番地	同		仲小路廉
同　牛込区南町三十五番地	同		内田周平
同　麹町区丸ノ内中通十二号館一号	同		鵜澤總明
同　神田区淡路町二丁目四番地	同		江木衷
東京府豊多摩郡千駄谷町大字千駄谷五百三十八番地	同		大津淳一郎

東京府豊多摩郡淀橋町字柏木三百六十五番地	理事	大島　健一
東京市牛込区市ヶ谷富久町六十番地	同	山岡　萬之助
東京府荏原郡上目黒字五本木二千六百五十八番地	同	山本　悌二郎
東京市本郷区元町一丁目一番地	同	伯爵　松平　頼　壽
同　牛込区矢来町三番地中ノ丸	同	牧野　謙次郎
同　芝区白金今里町十四番地	同	藤山　雷　太
同　牛込区市ヶ谷加賀町二丁目二番地	同	男爵　船越　光之丞
京都市上京区鹿ケ谷字桜谷十一番地	同	子爵　舟橋　遂　賢
東京市芝区南佐久間町二丁目二番地久保方	同	小橋　藻三衛
東京府荏原郡大森町字山谷	同	小久保喜　七
東京府豊多摩郡渋谷町字上渋谷四十三番地	理事	古島　一　雄
同　北豊島郡瀧野川町字中里三百五十番地	同	木下　成太郎
東京市麹町区一番町四十六番地	同	三島　復
東京府荏原郡大崎町大字上大崎字長者丸二百七十番地	同	下岡　忠　治
同　豊多摩郡大久保町大字西大久保四百二十番地	同	平沼　騏一郎
東京市麻布区新龍土町十二番地	同	男爵　杉溪　言　長
東京市麹町区土手三番町三十一番地	監事	田所　美　治
同　芝区三田小山町五番地	同	藤田　四　郎

4　設立者ノ履歴

設立者ノ履歴

本籍地　東京市芝区葺手町二十四番地

現住所　東京府荏原郡目黒字三田二百三番地

伯爵　大木　遠吉

明治四年八月五日生

履　歴

明治二十四年　九月　二日　叙従五位　宮内省
同　三十一年　六月　二十日　叙正五位　宮内省
同　三十二年十一月　一日　襲爵被仰付　宮内省
同　三十五年　六月　二十日　叙従四位　宮内省
同　四十一年　二月二十八日　貴族院議員当選
（伯爵議員補欠）
同　六月三十日　叙正四位　宮内省
同　四十四年　七月　九日　貴族院議員任期終了
大正　元年　八月　一日　韓国併合記念章授与
賞勲局
同　四年　七月　十日　叙従三位　宮内省
同　七年　七月　十日　貴族院議員当選
（伯爵議員）
同　九年　五月十五日　任司法大臣
同　十一年　六月十三日　任鉄道大臣
同　十二年　五月　五日　叙正三位　宮内省
以上

財産目録

一金拾五万円也　現　金
一金弐拾弐万円也　寄附金

右ノ中、金拾五万円也ハ政府ヨリ大正十二年度追加予算ヲ以テ本協会事業費トシテ補助致サレタルモノニテ、該金ハ本年八月末日ヲ以テ交附サル、予定ナリ、寄附金申込書ノ原本及現金証明書ハ文部省ヘ提出シアリ

備考

一、御住所芳名御記入御捺印ノ上大東文化協会基金部宛御送付願上候
一、御払込金ハ集金郵便ニ依リ可申更ニ御送金ノ御手数相掛ケ申間敷候
一、御払込金ニ対シテハ大東文化協会報告書ニ於テ報告可致候

寄附金申込書

一金　五万円也

右貴会ノ主意ヲ賛成シ基金トシテ寄附致度此段申込候也

一時

但払込方法ハ　年賦　　払トス

月賦

住　所　北海道札幌市遊園地

大正十二年八月九日　　木下成太郎㊞

大東文化協会会頭

伯爵　大木遠吉殿

備考

一、御住所芳名御記入御捺印ノ上大東文化協会基金部宛御送付願上候

一、御払込金ハ集金郵便ニ依リ可申更ニ御送金ノ御手数相掛ケ申間敷候

一、御払込金ニ対シテハ大東文化協会報告書ニ於テ報告可致候

寄附金申込書

一金　参万五千円也

右貴会ノ主意ヲ賛成シ基金トシテ寄附致度此段申込候也

一時

但払込方法ハ　年賦　　払トス

月賦

住　所　東京府下豊多摩郡千駄谷町大字千駄谷四百五十六番地

大正十二年八月十一日　　鵜澤總明㊞

大東文化協会会頭

伯爵　大木遠吉殿

備考

一、御住所芳名御記入御捺印ノ上大東文化協会基金部宛御送付願上候

一、御払込金ハ集金郵便ニ依リ可申更ニ御送金ノ御手数相掛ケ申間敷候

一、御払込金ニ対シテハ大東文化協会報告書ニ於テ報告可致候

寄附金申込書

一金　五万円也

右貴会ノ主意ヲ賛成シ基金トシテ寄附致度此段申込候也

一時

但払込方法ハ　年賦　　払トス

月賦

住　所　東京市小石川区原町十二

大正十二年八月十五日

大東文化協会会頭　酒井忠正㊞
伯爵　大木遠吉殿

備考
一、御住所芳名御記入御捺印ノ上大東文化協会基金部宛御送付願上候
一、御払込金ハ集金郵便ニ依リ可申更ニ御送金ノ御手数相掛ケ申間敷候
一、御払込金ニ対シテハ大東文化協会報告書ニ於テ報告可致候

寄附金申込書

一金　五万円也

右貴会ノ主意ヲ賛成シ基金トシテ寄附致度此段申込候也

一時
但払込方法ハ　年賦　払トス
月賦

住所　東京府荏原郡目黒字三田二百三番地

大正十二年八月十五日　大木遠吉㊞

大東文化協会会頭
伯爵　大木遠吉殿

備考
一、御住所芳名御記入御捺印ノ上大東文化協会基金部宛御送付願上候
一、御払込金ハ集金郵便ニ依リ可申更ニ御送金ノ御手数相掛ケ申間敷候
一、御払込金ニ対シテハ大東文化協会報告書ニ於テ報告可致候

寄附金申込書

一金　参万五千円也

右貴会ノ主意ヲ賛成シ基金トシテ寄附致度此段申込候也

一時
但払込方法ハ　年賦　払トス
月賦

住所　東京府荏原郡上目黒五本木弐千六百五十八番地

大正十二年八月十八日　山本悌二郎㊞

大東文化協会会頭
伯爵　大木遠吉殿

2　財団法人大東文化協会設立申請　寄附行為の件
（大正一二年九月一日）

1　財団法人大東文化協会設立ノ件

亥学第一二七一九号
大正十二年九月一日
東京府知事　宇佐美勝夫

文部大臣　鎌田榮吉殿

伯爵大木遠吉ヨリ財団法人大東文化協会設立ノ件申請ノ処右ハ大東文化学院設立ノ件アリ急ヲ要スヘキヲ以テ不取敢及進達候条可然御詮議相成度候也

尚左記事項参考トシテ申添候也

記

一、基金ノ処分ニ関スル事項ヲ寄附行為中ニ規定スルヲ妥当ト認ム

二、財産目録中一五〇〇〇〇円ノ政府補助金ハ設立者申出ノ通リ法人ノ設立ヲ俟テ交付セラルヽモノナラハ財団ノ構成分子ナラス縦テ該目録ヨリ削除サルヘキモノト認ム

三、附則第四項ニ就テハ各会員ノ同意アリタル旨ヲ表示スヘキ書類ノ添付

3　財団法人設立の件　許可

1　財団法人設立許可ノ件

〈欄外〉
「要記入㊞」「東専二六九号」

大正十二年九月十五日　起者
第二課長㊞　豊田
専門学務局長㊞

次官㊞　裁定九月十九日　〈受領印〉「記録掛
14・12・21　受領」
大臣（花押）
会計課長㊞
参事官　寿一㊞

財団法人設立許可ノ件
案
財団法人大東文化協会設立者
伯爵　大木遠吉

大正十二年八月二十二日付申請、財団法人大東文化協会設立ノ件、民法第三十四条ニ依リ許可ス

年　月　日　文部大臣

一、備考

設立当時ノ資産　弐万円也

設立要綱

一、設立者　伯爵　大木遠吉

一、法人ノ目的

東亜固有ノ文化ヲ振興スルヲ以テ目的トス

一、資産

1、設立当時ノ現金二万円也

2、補助金　十五万円也（本年度分）

3、寄附金　二十二万五千円也

一、会計年度　毎年四月一日ニ始リ、翌年三月三十一日ニ至ル

一、役員数

会頭一名、副会頭二名、学院総長一名

理事　若干名、幹事　若干名、維持員　若干名

評議員　若干名

一、事務所所在地

東京市神田区錦町三丁目十番地

東専二六九号

㊞　財団法人大東文化協会設立者

伯爵　大　木　遠　吉

大正十二年八月二十二日付申請財団法人大東文化協会設立ノ件民法第三十四条ニ依リ許可ス

大正十二年九月二十日

文部大臣　岡野敬次郎

4　大東文化協会および大東文化学院設立書類焼失手続きに関する件（大正一二年九月一四日）

1　設立書類焼失手続

亥学第一二七一九号

大正十二年九月十四日

東京府知事　宇佐美勝夫㊞

文部大臣　岡野敬次郎殿

先ニ及進達置候処伯爵大木遠吉申請ニ係ル大東文化協会

及大東文化学院設立ノ件ハ書類焼失ノ為メ再進達方照会ニ基キ更ニ及進達候也

迫而大東文化学院ノ予定校舎ハ今回焼失ノ為メ法政大学旧校舎ヲ買収シ之レニ充ツルヘク目下手続中ノ旨申出有之候条為念申添候

（貼紙）
「東京府進達
大東文化学院設立認可」

（表題）
「大東文化学院設立許可申請書」

大東文化学院設立許可申請書

今般、専門学校令ニ拠リ大東文化学院別紙ノ通設立致度候間、御詮議ノ上御認可相成度附属書類相添へ、此段申請候也

東京市神田区錦町三丁目十番地
大東文化協会

大正十二年八月二十二日

右代表者会頭伯爵　大木遠吉㊞

文部大臣　鎌田榮吉殿

一、目　　的　本学院ハ本邦固有ノ　皇道及国体ニ醇化セル儒教ヲ主旨トシテ東洋文化ニ関スル教育ヲ施スコトヲ以テ目的トス

二、名　　称　大東文化学院

三、位　　置　東京市神田区錦町三丁目十番地

四、学　　則　別紙ノ通

五、生徒定員　本科生　三百名　　高等科生　百名

六、敷地建物　図面及其ノ所有ノ区別別紙ノ通

七、開校年月　大正十二年十月一日

八、経費及維持ノ方法　本学院ハ大東文化協会ノ支出ニ依リテ維持ノ方法持ス、其ノ経費別紙ノ通

九、設 立 者　別紙大東文化協会寄附行為参照

5　大東文化学院設立申請（大正一二年八月二二日）

1　大東文化学院設立許可申請書

大東文化学院設立許可申請書

今般専門学校令ニ拠リ大東文化学院別紙ノ通設立致度候間御詮議ノ上御認可相成度附属書類相添へ此段申請候也

東京市神田区錦町三丁目十番地
大東文化協会
大正十二年八月二十二日
右代表者会頭伯爵大木遠吉印

文部大臣鎌田榮吉殿

一、目　　的　本学院ハ本邦固有ノ　皇道及国体ニ醇化セル儒教ヲ主旨トシテ東洋文化ニ関スル教育ヲ施スコトヲ以テ目的トス
二、名　　称　大東文化学院
三、位　　置　東京市神田区錦町三丁目十番地
四、学　　則　別紙ノ通
五、生徒定員　本科生　三百名　高等科生　百名
六、敷地建物　図面及其ノ所有ノ区別　別紙ノ通
七、開校年月　大正十二年十月一日
八、経費及維持ノ方法　本学院ハ大東文化協会ノ支出ニ依リテ維持ス其ノ経費別紙ノ通
九、設 立 者　別紙大東文化協会寄附行為参照

2　大東文化学院学則

大東文化学院学則

第一章　総　則

第一条　本学院ハ本邦固有ノ　皇道及国体ニ醇化セル儒教ヲ主旨トシテ東洋文化ニ関スル教育ヲ施スコトヲ以テ目的トス

第二条　本学院ニ本科及高等科ヲ置キ別ニ研究科ヲ設ケテ学問ノ蘊奥ヲ攻究セシム

第三条　本学院ノ各科ヲ卒業シタル者ニハ其ノ卒業証書ヲ授与ス

第四条　本学院ノ卒業証書ヲ有スル者ハ之ヲ本学院ノ学友トス

第二章　修業年限

第五条　本科ノ修業年限ヲ三年高等科ノ修業年限ヲ二年トシ研究科ノ修業年限ヲ一年以上トス

第六条　本科卒業生ノ為メ別ニ補習科ヲ設ケ其ノ修業年

限ヲ一年トス

第三章　学科課程

第七条　本科及高等科ノ学科課程ハ左ノ如ク之ヲ定メ本科ニアリテハ中等教員高等科ニアリテハ高等教員タルノ学力ヲ具備セシム

科別	学年	第一学年		第二学年		第三学年		第一学年		第二学年		第三学年	
科目			一週時数		一週時数		一週時数		一週時数		一週時数		一週時数
正科目	本科		二四		二四		二三	高等科	二四		二四		二四
皇学			三		三		三		二		二		二
経学及子学	経学		六		六		六		六		六		六
	子学		三		三		三		二		二		二
史学			五		五		五		三		三		三
文学			五		五		四		四		四		四
支那語学			一		一		一		六		六		六
作詩作文			一		一		一		一		一		一
参考科目		心理学 法学概論 解字解題	五	教育学 経済学概論 解字解題	五	東洋文学史 西洋哲学概論 解字解題	五	東洋美術史 東洋哲学概論 解字解題	四	東洋美術史 金石学 解字解題	三		

第八条　研究科ニ関スル学科課程ハ別ニ之ヲ定ム

第九条　補習科ノ学科課程ハ高等科第一学年ニ準ス但シ修身又ハ日本史若ハ東洋史ノ教員免許状ヲ希望スル者ニ付テハ主務官庁ノ許可ヲ経テ別ニ定ムル学科課程ニ依ル

前掲ノ外英語ヲ随意科目トシテ課スルコトアルヘシ

第十条　本科及高等科ニ於ケル正科目ノ授業時数ハ一週二十四時ヲ限度トス

第四章　学年学期及休業

第十一条　学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十二条　学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期　自四月一日至八月三十一日

第二学期　自九月一日至十二月三十一日

第三学期　自一月一日至三月三十一日

第十三条　学年中休業日左ノ如シ

日曜日

本学院創立日

春季休業　自四月一日至四月十日

夏季休業　自七月十一日至九月十日

冬季休業　自十二月二十五日至一月七日

一般休暇トシテ指定セラレタル日

第五章　入学休学及退学

第十四条　入学ノ時期ハ学年ノ始トス但シ第二学期ノ初ニ於テ編入ヲ許スコトアルヘシ

第十五条　本学院ニ入学シ得ヘキ者ハ年齢満十七歳以上ノ男子タルコトヲ要ス

第十六条　本学院ノ学生ハ之ヲ第一種生第二種生及別科生ノ三種トス

第十七条　本科ニ入学シ得ヘキ者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノタルコトヲ要ス

一、師範学校卒業者

二、中学校卒業者

三、専門学校入学者検定規定ニ依ル試験検定ニ合格シタル者

四、文部大臣ニ於テ一般ノ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

五、小学校教員免許状ヲ有スル者

前項第一号乃至第四号ノ一ニ該当スル資格ヲ有スル者ヲ第一種生トシ第五号ノ資格ヲ有スル者ヲ第二種生トス

第十八条　高等科ニ入学シ得ヘキ者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノタルコトヲ要ス

一、本科第一種卒業生

二、高等師範学校又ハ専門学校漢文科若ハ国語漢文科卒業者

三、本科第二種卒業生

四、文部省漢文科又ハ国語漢文科中等教員免許状ヲ有

スル者

前項第一号又ハ第二号ノ資格ヲ有スル者ヲ第一種生トシ第三号又ハ第四号ノ資格ヲ有スル者ヲ第二種生トス

第十九条　本学院ニ於テ相当ノ学力アリト認メタル者ハ別科生トシテ入学スルコトヲ得

第二十条　入学ハ経歴学力及性行ニ付キ考試ヲ経テ之ヲ許ス

第二十一条　本学院ニ入学セントスル者ハ左ノ書式ニ依リ入学願書ニ履歴書ヲ添ヘテ差出スヘシ

入学願書（用紙美濃紙）

私儀貴学院ニ入学志願ニ付考試ノ上入学許可被成下度別紙履歴書相添へ此段相願候也

原籍
現住所
族籍（華士族平民）
氏　名㊞
年月日生

年　月　日

大東文化学院総長殿

履歴書（用紙美濃紙）

一、何年何月何学校何年級ニ入学何年何月迄在学上退学又ハ卒業ス

一、何年何月ヨリ何年何月迄何職ヲ奉シ又ハ何々ノ業ニ従事ス

右ノ外若シ一身ニ関スル進退賞罰等アレハ併記シ中学校師範学校又ハ之ト同等以上ノ学校ノ卒業証書及教員免許状其ノ他考試ノ要件トナル証書ハ其ノ本紙ノ検閲ヲ乞ヒ且其ノ写ヲ添付スヘシ

年　月　日　　氏　名㊞

第二十二条　入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ保証人ヲ立テ左ノ書式ニ依リ在学証ヲ差出スヘシ
保証人ハ東京市内ニ在籍若クハ寄留ノ戸主ニシテ身元確実ナル能力者タルコトヲ要ス
保証人ニ関シ必要アリト認ムルトキハ戸籍ノ謄本ヲ差出サシムルコトアルヘシ

本人印㊞　　在　学　証（用紙美濃紙）

三銭印紙㊞保証人印

私儀今般貴学院何科ニ入学被差許候ニ付テハ在学中御規則堅ク相守可申仍テ証書如此候也

原　籍
現住所
族籍（華士族平民）
氏　　名㊞
年　月　日　生

右何某在学中御規則堅ク可為相守ハ勿論退学後タリトモ同人存学中ニ係ル一切ノ事件ハ拙者ニ於テ引受可申此段保証仕候也

原　籍
現住所
族籍（華士族平民）
年　月　日
保証人　氏　　名㊞
年　月　日　生

大東文化学院総長殿

第二十三条　本人又ハ保証人氏名ヲ変更シ本籍又ハ現住所ヲ移転シタルトキハ其ノ都度届出ツヘシ
第二十四条　保証人東京市外ヘ移転シ又ハ死亡シタルトキハ更ニ保証人ヲ立テ保証書ヲ差出スヘシ保証人ヲ変更セントスルトキ亦同シ
第二十五条　学生ニシテ疾病其ノ他正当ノ事由ニ因リ引続キ三箇月以上学修スルコト能ハサルトキハ休学ヲ許ス
第二十六条　休学ハ兵役ニ服スル場合ノ外ハ一箇年以上ニ亘ルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アル者ニ対シテハ尚一箇年以内ノ休学ヲ許可スルコトアルヘシ
第二十七条　休学期間内ト雖モ其ノ事故止ミタルトキハ

許可ヲ得テ復学スルコトヲ得

第二十八条　休学期間ハ在学年数ニ通算セス

第二十九条　退学ハ願ニ依リ相当ノ事由アル場合ニ之ヲ許ス

第三十条　前条ノ事由ニ因リ退学シタル者ニシテ再ヒ入学ヲ願出テタルトキハ詮衡ヲ経テ復籍ヲ許可スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ入学ヲ許可セラレタル者ニ付テハ前ニ有シタル資格ヲ継続セシムヘシ

前二項ニ依ル場合ヲ除ク外再入学者ハ新入学者ト同一ニ之ヲ取扱フ但シ考試ヲ行ハサルコトアルヘシ

第六章　給　費

第三十一条　学生ニハ必要ナル費用ヲ給与スルコトヲ得但シ中途退学又ハ除籍セラレタルモノハ事情ニ従ヒ本人又ハ保証人ヨリ給与シタル金額ヲ徴収スルコトアルヘシ

第七章　試　験

第三十二条　各科ノ学年試験ハ毎学年ノ終ニ之ヲ行ヒ卒業試験ハ本科ニアリテハ三年ノ終高等科ニアリテハ二年ノ終ニ之ヲ行フ

試験ハ講読作文筆記口述ノ方法ニ依リ適宜之ヲ行フ

第三十三条　成績ハ優・良・可・不可ニ依リテ之ヲ示シ不可ヲ落第トス

試験ノ成績ハ之ヲ公表セス

第三十四条　疾病其ノ他ノ事由ニ依リ定期試験ニ応スルコト能ハサル者ニハ追試験ヲ行フコトアルヘシ

第八章　懲戒及除籍

第三十五条　品行不良ノ故ヲ以テ懲戒ヲ要スト認ムル学生アルトキハ譴責若ハ停学又ハ退学ニ処ス

第三十六条　左ノ場合ニ於テハ除籍ス

一、疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナキ者

二、在学期間本科ニアリテハ六年高等科ニアリテハ四年ヲ超ユル者

第九章　入学料及授業料

第三十七条　入学料及授業料ハ之ヲ徴収セス

附　則

本規程ハ大正十二年九月一日ヨリ施行ス

3　大東文化学院経費

大東文化学院経費

科目	初年度 金額	初年度 備考	二年度 金額	二年度 備考	三年度 金額	三年度 備考
歳入	一〇六、六八七	大東文化協会支出	三一二、五八八	大東文化協会支出	三八六、三四四	大東文化協会支出
科目	金額	算出ノ基礎				
歳出	一〇六、六八七		三一二、五八八		三八六、三四四	
第一項　教授講師俸給及給与	二五、六二七	教授平均二、〇〇〇円 助教授平均一、二三〇円	一〇二、五〇八		一三四、七八四	
第一目　教授給	八、八四五		三五、三八〇		四五、八四〇	
一、本科	五、二三〇	教授　四人 助教授二人	二〇、九二〇	教授　八人 助教授四人	三一、三八〇	教授十二人 助教授六人
二、高等科	三、六一五	教授　三人 助教授一人	一四、四六〇	教授　六人 助教授二人	一四、四六〇	教授　六人 助教授二人
第二目　講座給	一六、七八二	一週一時間教授ハ月額四十円助教授ハ三十円ノ割合ヨリ時間数ヲ増スニ従ヒ逓減シテ十時間ニ至リ一時間平均教授ハ二十四円助教授ハ十八円ノ割合トナル講師ハ之ニ準ス	六七、一二八		八八、九四四	
一、本科	一〇、九〇八		四三、六三二		六五、四四八	

二、	高等科	五、八七四		二三、四九六	二三、四九六
第二項	事務俸給及給与	九、六六〇		二一、四八〇	二一、九六〇
第一目	総務以下俸給及給与	六、六六〇	総務一人 三、六〇〇円 幹事三人平均一、八〇〇円 書記二人平均月八五円 雇員二人平均月四〇円 小使二人平均月四〇円 給仕二人平均月一五円	一五、四八〇	一五、九六〇
				書記一人 雇員一人 小使一人 給仕一人 増加ス	小使一人増加ス
第二目	教授会長以下兼任者手当	三、〇〇〇		六、〇〇〇	六、〇〇〇
第三項	学生給費	三九、九〇〇		一五九、六〇〇	一九八、六〇〇
一、	本科	一九、五〇〇	月四十円 五十人 月二十五円 五十人	七八、〇〇〇	月四十円 百五十人 月二十五円 百五十人 一一七、〇〇〇
二、	高等科	二〇、四〇〇	月八十円 三十人 月五十円 二十人	八一、六〇〇	月八十円六十人 月五十円四十人 八一、六〇〇
第四項	図書費	一二、〇〇〇	研究室書籍 教科書取揃費	七、〇〇〇	五、〇〇〇
第五項	備品費	五、〇〇〇		三、〇〇〇	三、〇〇〇
第六項	旅費	三、〇〇〇		四、〇〇〇	四、〇〇〇
第七項	消耗費	一、五〇〇	筆紙墨燃料茶等	三、〇〇〇	四、〇〇〇
第八項	雑費	五、〇〇〇	式費広告費印刷費 電灯電話修繕費等	七、〇〇〇	一〇、〇〇〇
第九項	予備費	五、〇〇〇		五、〇〇〇	五、〇〇〇

備考　本年度ハ第一項第二項第三項共ニ半年分ヲ計上シタリ
授業時間ハ講義ノ時ハ五十名一組トシ輪講ノ時ハ二十五名
一組トシ補欠講義ノ時間ヲ各四時間宛見積リタリ

4　大東文化学院教員配当表

大東文化学院教員配当表

大正十二年度	本科			
担当学科目	専兼	学位及学歴		氏名
論語	専任	東洋大学教授	教授助教授講師	内田周平
靖献遺言	同	早稲田高等学院教授	教授	川合孝太郎
史記	同	明治國學院大学教授	教授	池田四郎次郎
西洋哲学概論	同	前早稲田大学教授	教授	北吟吉
十八史略	同	成城中学校教諭	助教授	那智佐典
日本政記	同	二松学舎教授	助教授	川田瑞穂
孝経	同	維新史料編纂局編纂官補	講師	牧野謙次郎
法学概論	同	早稲田大学教授	講師	中村進午
唐詩三百首	同	法学博士	講師	國分高胤
支那語	同		講師	宮島大八
神皇正統記	兼任	早稲田高等学院教授	講師	佐藤仁之助
弘道館記述義	同	武蔵高等学校教授	講師	加藤虎之亮

文章軌範	同	東京女子高等師範学校教授	講師	細田謙藏
詔勅	同	法学博士	講師	平沼淑郎
憲法	同	法学博士	講師	清水澄
支那文学史	同	文学博士	講師	鈴木虎雄
皇室典範	同	法学博士	講師	副島義一

大正十二年度　高等科

担当学科目		学位及学歴		氏名
東洋哲学概論	専任	文学博士	教授及講師	井上哲次郎
書経	同	早稲田大学教授	教授	松平康國
論語	同	同	教授	牧野謙次郎
史記	同	早稲田中学校教諭 早稲田大学講師	助教授	松本洪
詔勅	同	法学博士	講師	平沼淑郎
楚辞	同	文学博士	講師	西村時彦
唐詩三百首	同		講師	國分高胤
支那語	同		講師	宮島大八
憲法	兼任	法学博士	講師	清水澄
皇室典範	同	法学博士	講師	副島義一
古事記	同	早稲田高等学院教授	講師	佐藤仁之助
万葉集	同	第一高等学校教授	講師	今井彦三郎
荀子	同	早稲田大学教授	講師	桂五十郎

左伝	同	早稲田高等学院教授	講師 川合孝太郎
詩経	同	文学博士	講師 狩野直喜
支那近世史	同	文学博士	講師 内藤虎次郎
補欠講義	同	明治大学教授 國學院大学教授	講師 池田四郎次郎

5　大東文化学院教員予定表

大東文化学院教員予定表

大正十三年度	本科		
担当学科目	専兼	学位及学歴	氏名
専任	同	教授	内田周平
同	同	同	川合孝太郎
同	同	同	池田四郎次郎
同	同	同	北　昤吉
同	同	同	今井彦三郎
同	同	同	松本愛重
同	同	法学博士	中村進午
同	同	同	宮島大八
同	同	助教授	那智佐典
同	同	助教授	川田瑞穂
専任	同	教授及講師	佐藤仁之助

同	同	渡	俊治
同	講師	三島	復
兼任	法学博士	副島	義一
同	法学博士	平沼	淑郎
同	文学博士	鈴木	虎雄
同	法学博士	清水	澄
専任		任	禹
兼任		加藤	虎之亮
専任		吉田	増藏

大正十三年度　高等科

担当学科目	専兼	学位及学歴	教授助教授講師	氏名
専任	文学博士		教授	井上 哲次郎
同			同	松平 康國
同			同	牧野 謙次郎
同			同	安井 小太郎
同	法学博士		同	平沼 淑郎
同	文学博士		同	西村 時彦
同			助教授	松本 洪
同			同	前川 三郎
兼任	法学博士		講師	清水 澄

同　法学博士　副島義一
同　同　佐藤仁之助
同　文学博士　市村瓚次郎
同　同　今井彦三郎
同　同　桂五十郎
同　同　川合孝太郎
専任　同　國分高胤
同　同　宮島大八
兼任　文学博士　同　狩野直喜
同　文学博士　同　内藤虎次郎
同　同　池田四郎次郎
同　同　瀧川亀太郎
同　文学博士　同　児島献吉郎
同　法学博士　同　鵜澤總明

6　大東文化学院教員予定表

大東文化学院教員予定表

大正十四年度　本科

担当学科目		学位及学歴	職	氏名
	専任		教授	内田周平
	同		同	川合孝太郎
	同		同	池田四郎次郎
	同		同	北　昤吉
	兼任		同	今井彦三郎
	専任		同	瀧川亀太郎
	同		同	松本愛重
	同	法学博士	同	中村進午
	同		同	岡田正之
	兼任	文学博士	同	児島献吉郎
	同	法学博士	同	副島義一
	専任		同	宮島大八
	同		助教授	那智佐典
	同		同	佐藤仁之助
	同		同	川田瑞穂
	同		同	佐々木英夫

大正十四年度

担当学科目

兼任	同	加藤虎之亮	
専任	同	渡俊治	
兼任	講師	平沼淑郎	法学博士
同	同	清水澄	法学博士
同	同	鈴木虎雄	文学博士
同	同	市村瓚次郎	文学博士
同	同	鹽谷温	文学博士
専任	同	任禹	
同	同	吉田増藏	
同	同	國分高胤	
兼任	同	高成田忠右エ門	
同	同	内野台嶺	
同	同	諸橋轍次	

高等科

専兼	教授	井上哲次郎	学位及学歴
専任	教授	松平康國	文学博士
同	同	牧野謙次郎	
同	同	安井小太郎	
同	同	平沼淑郎	法学博士

同　文学博士　西村時彦
同　助教授　松本洪
同　同　前川三郎
同　文学博士　講師　市村瓚次郎
同　同　服部富三郎
同　法学博士　同　清水澄
兼任　法学博士　同　副島義一
同　同　佐藤仁之助
同　同　今井彦三郎
同　同　桂五十郎
同　同　川合孝太郎
専任　同　國分高胤
同　同　宮島大八
兼任　文学博士　同　狩野直喜
同　文学博士　同　内藤虎次郎
同　同　池田四郎次郎
同　同　瀧川亀太郎
同　文学博士　講師　児島献吉郎
同　法学博士　同　鵜澤總明

7　神田校舎平面図

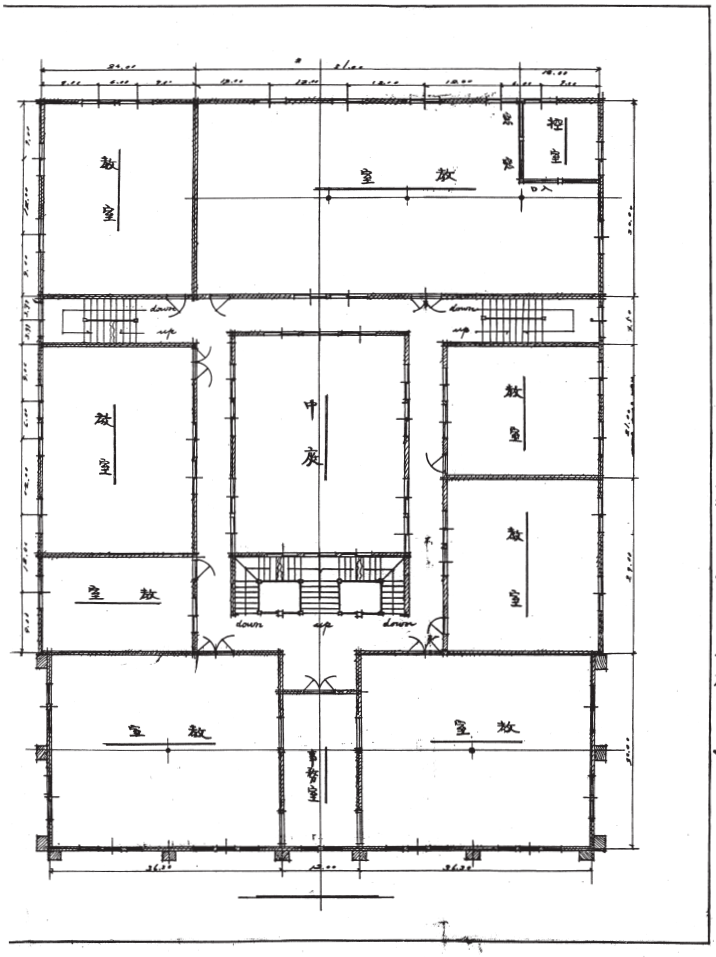
大東文化學院校舍平面圖（縮尺百分ノ一）
所有者　伯爵　大木遠吉
教室
教室
教室

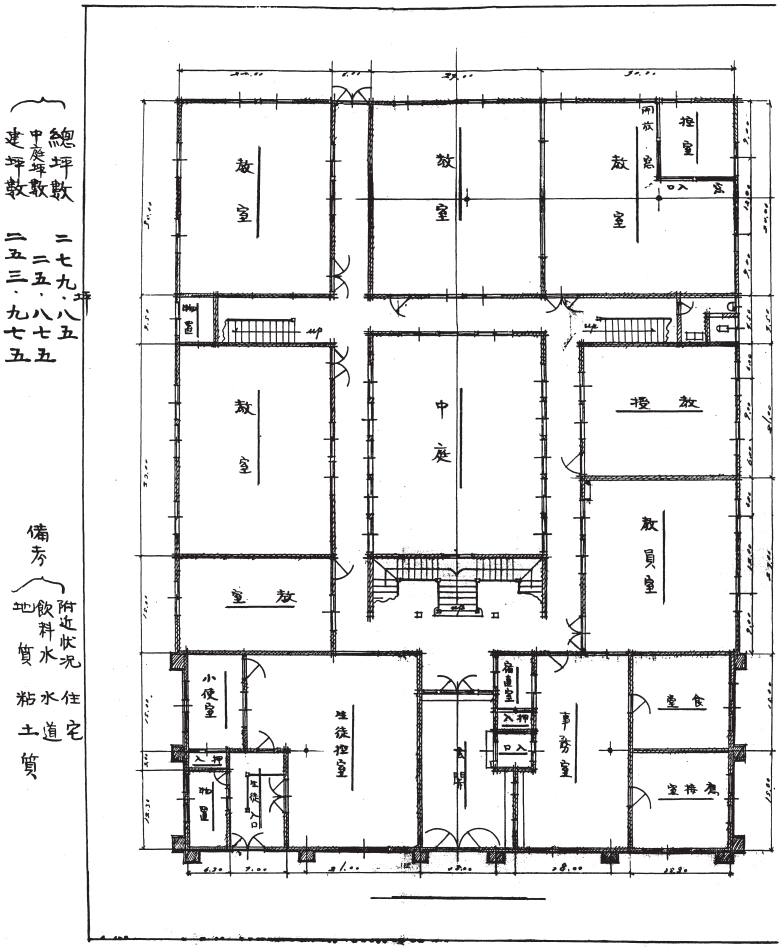

總坪數 二七九、八五坪
中庭等坪數 二五、八七五
建坪數 二五三、九七五

備考
附近狀況 住宅
飲料水 水道
地質 粘土質

6　大東文化学院設立の件　認可

1　設立認可書

〈欄外〉「東専二六九号
大正十二年九月十五日
第二課長㊞
専門学務局長㊞
次官㊞　裁定九月十九日
大臣（花押）
会計課長㊞
参事官㊞

私立専門学校設立認可ノ件

案

財団法人大東文化協会理事
伯爵　大木遠吉

大正十二年八月二十二日付申請、其ノ会ニ於テ大東文化学院設立ノ件、専門学校令第四条ニ依リ、認可ス

年　月　日　文部大臣

備考
一、今回ノ災害ノ為、関係書類ノ一部焼失セリ

設立要綱
一、目的
本邦固有ノ　皇道及国体ニ醇化セル儒教ヲ主旨トシテ、東洋文化ニ関スル教育ヲ施スコトヲ以テ、目的トス
一、位置
東京市神田区錦町三丁目十番地
一、設立者
財団法人大東文化協会
一、学則　別紙ノ通
一、生徒定員
本科生　三百名、高等科　百名
一、開校年月日
大正十二年十月一日
一、経費総額

収入	支出
初年度　一〇、六六八七円	一〇六、六八七円
二年度　三一、二五八八円	三一二、五八八円
三年度　三八、六三四四円	三八六、三四四円

一、教員配当表　別紙ノ通
一、校舎図面

別紙ノ通　但シ校舎ハ焼失セリ、当分法政大学ニテ授業ヲ為ス予定ナリ

東専二六九号

財団法人大東文化協会理事　伯爵　大木遠吉　㊞

大正十二年八月二十二日付申請其ノ会ニ於テ大東文化学院設立ノ件専門学校令第四条ニ依リ認可ス

大正十二年九月二十日

文部大臣　岡野敬次郎

7　校舎位置変更願（大正一二年九月一五日）

1　大東文化学院位置変更願

〈欄外〉

大正十二年九月二十七日
専学　第一三、〇七二号　東京府経由

大東文化学院位置変更届願

東京市神田区錦町三丁目十番地所在
建物二百五十三坪九合七勺半

右ハ、今般設立スヘキ大東文化学院校舎トシテ、主務官庁ニ申請中ノ所、火災ノ為全焼致候ニ付、別紙土地建物売買仮契約書写ノ通、東京市麹町区富士見町六丁目十六番地ヘ位置ヲ変更シ、該箇所ヲ以テ大東文化学院校舎ニ充当致度、此度及御届願候也

大正十二年九月十五日

東京市神田区錦町三丁目十番地
大東文化協会
会頭　伯爵　大木遠吉㊞

文部大臣　岡野敬次郎殿

〈貼紙〉

類別　を五
件名　東京府経由
大東文化学院位置及建物変更認可
番号　東　専　結　了　大　一二　保存　ムキ
枚数　二七　冊一二七一　年月日　一〇、二　年限　図一

2　土地建物売買仮契約書写

土地建物売買仮契約書写

東京市麹町区富士見町六丁目十六番地

所在

一、土地　三百九十四坪六合九勺

一、建物　四百四十九坪五合八勺

右、土地及建物ヲ包括シ、代金十五万円ヲ以テ売買契約スヘキコトヲ仮契約ス

大正十二年八月三十日

法政大学理事長

売渡人　松室　致㊞

大東文化協会理事

買受人　木下成太郎

右、証書二通ヲ作リ、各自其一通ヲ保存ス

3　大東文化協会仮事務所設置届

大東文化協会仮事務所設置届

東京市神田区錦町三丁目十番地

大東文化協会

右ハ、今般火災ノ為焼失致候ニ付、左記ノ如ク仮事務所設置致候間、万事交渉ハ左記ヘ相願度、此段御届候也

東京市麻布区宮村町十番地

大東文化協会仮事務所

大正十二年九月十五日

右届出人　同協会々頭伯爵　大木遠吉印

文部大臣　岡野敬次郎殿

4　進達書

亥学第一二七一九号

大正十二年九月一日

東京府知事　宇佐美勝夫

文部大臣　鎌田榮吉殿

財団法人大東文化協会設立申請者伯爵大木遠吉ヨリ大東文化学院設立ノ件申請ニ付調査候処左記事項不備ト被認候得共右申請ハ急ヲ要スル趣ナルヲ以テ不取敢別紙及進達候間可然御取計相成度候也

記

一、第二年度以降ニ於テ収入産源ノ明確ヲ欠ク

二、学則第十四条但書ハ法規ニ抵触ノ処アリ

〈貼紙〉
類別　を五　連繋　わ一ノ六
件名　東京府進達
大東文化学院設立認可
番号　東　専　結　了　大一二　保存　ムキ
枚数　二一二六九　年月日　九二〇　年限
回一

5　進達書

亥学第一二七一九号

大正十二年九月十四日

東京府知事　宇佐美勝夫㊞

文部大臣　岡野敬次郎殿

嚮ニ及進達置候処伯爵大木遠吉申請ニ係ル大東文化協会及大東文化学院設立ノ件ハ書類焼失ノ為メ再進達方照会ニ基キ更ニ及進達候也

追而大東文化学院ノ予定校舎ハ今回焼失ノ為メ法政大学旧校舎ヲ買収シ之レニ充ツルヘク目下手続中ノ旨申出有之候条為念申添候

8　事務所位置変更願（大正一二年九月一五日）

1　大東文化協会事務所変更認可願

大東文化協会事務所変更認可願

旧所在地　東京市神田区錦町三丁目拾番地

新所在地　同　市麹町区富士見町六丁目拾六番地

今般、本協会事務所火災ノ為焼失致候ニ付テハ、嚮ニ大正十二年九月十五日付ヲ以テ東京市麻布区宮村町十番地ヲ仮事務所トシテ届出置候処、此度永久的事務所トシテ標記ノ通変更致度候条認可相成度、別紙維持員会決議書及大東文化協会寄附行為ノ書面御相添へ、此段及御願候也

東京市麻布区宮村町十番地

大東文化協会仮事務所

大正十二年十一月五日

同会理事会頭伯爵　大木遠吉㊞

文部大臣　岡野敬次郎殿

決　議　書

一大東文化協会事務所ヲ、左記ヘ変更ノ件

東京市麹町区富士見町六丁目拾六番地

右、維持員会ニ於テ決議ス

大正十二年十一月四日

大東文化協会維持員　伯爵　大木　遠　吉㊞
〃　江木　千　之㊞
〃　小川　平　吉㊞
〃　平沼　騏一郎㊞
〃　山岡　萬之助㊞
〃　平沼　淑　郎㊞
〃　伯爵　松平　頼　壽㊞
〃　伯爵　酒井　忠　正㊞
〃　木下　成太郎㊞

2　大東文化協会維持員数

大正十二年十一月二十日

大東文化協会㊞

文部省専門学務局第二課

御中

御問合ノ本協会維持員数ハ、十一月十七日附大東文化協会理事維持員届ヲ以テ御通知置候モ、為念維持員氏名左記ヘ御回示申上候間可然御取計願上候

大東文化協会維持員（十一名）

伯爵　大木　遠　吉
江木　千　之
小川　平　吉
平沼　騏一郎
山岡　萬之助
平沼　淑　郎
伯爵　松平　頼　壽
伯爵　酒井　忠　正
木下　成太郎
岡野　敬次郎
井上　準之助

3　大東文化協会仮事務所設置届

供覧　　第二課長㊞
専門事務局長㊞

仮事務所設置届

麻布区宮村町十番地
大東文化協会

今般、震災焼失ニ付本協会仮事務所右箇処ニ設置致候間、此段及御届候也

大正十二年九月七日
麻布区宮村町十番地
大東文化協会理事
右届人　木下　成太郎㊞

文部省専門学務局
局長　松浦　鎮四郎　殿

9　学校位置および建物変更の件　認可

1　私立専門学校位置及建物変更認可

東専二七一号　　裁定十月二日
大正十二年十月一日　　㊞
第二課長㊞
専門学務局長㊞
次官（花押）

私立専門学校位置及建物変更認可ノ件

案

財団法人大東文化協会理事
伯爵　大木遠吉

大正十二年九月十五日付　願大東文化学院ニ於テ位置及建物変更ノ件認可ス

年　月　日　　文部大臣

備考

一、大東文化学院ノ校舎ハ、過般ノ震災ノ為焼失セルヲ以テ法政大学旧校舎ヲ買収シテ校舎ニ充当セントス

二、校舎及敷地図面ハ、追而提出セシム

2　進達書

亥学第一四七五三号

大正十二年十一月十三日

東京府知事　宇佐美勝夫印

文部大臣　岡野敬次郎殿

財団法人大東文化協会理事伯爵大木遠吉ヨリ寄附行為変更認可申請書提出ニ付取調候処右ハ火災ノタメ事務所ヲ変更セントスルモノニシテ支障無之モノト被認候条至急御許可相成度此段及進達候也

3　財団法人寄附行為変更認可

大正十二年十一月十五日　　起者

第二課長印

専門学務局長印　　「記録掛　13・10・24　受領」印

次官印　〈決済印〉「裁決定11月24日」印

財団法人寄附行為変更認可ノ件

案

財団法人大東文化協会理事

伯爵　大木　遠吉

大正十二年十一月五日付願、其ノ会寄附行為中変更ノ件、認可ス

年　月　日　　文部大臣

備考

一、事務所神田区錦町三丁目十番地ヲ麹町区富士見町六丁目十六番地ニ変更ス

10　大東文化学院関係規程等

1　設立申請

（写）

大東文化学院設立許可申請書

今般専門学校令ニ拠リ大東文化学院別紙ノ通リ設立致度候間御詮議ノ上御認可相成度附属書類相添へ此段申請候也

東京市神田区錦町三丁目十番地
大東文化協会

大正十二年八月二十二日

右代表者　会頭　伯爵　大木遠吉　印

文部大臣　鎌田榮吉　殿

（別紙）

一、目　的　本学院ハ本邦固有ノ　皇道及国体ニ醇化セル儒教ヲ主旨トシテ東洋文化ニ関スル教育ヲ施スコトヲ以テ目的トス

二、名　称　大東文化学院

三、位　置　東京市神田区錦町三丁目十番地

四、学　則　別紙ノ通リ（第二章第二参照）

五、生徒定員　本科生　三百名以内
　　高等科生　百名以内

六、敷地建物ノ図面及其ノ所有ノ区別
　　別紙ノ通リ（略）

七、開校年月　大正十二年十月一日

八、経費及維持ノ方法　本学院ハ大東文化協会ノ補助ニ依リテ維持ス其ノ経費別紙ノ通リ（略）

九、設立者　別紙大東文化協会寄附行為参照（第二章第一）

2　設立認可

（指令写）東専二六九号

財団法人大東文化協会理事
伯爵　大木遠吉

大正十二年八月二十二日付申請其ノ会ニ於テ大東文化学院設立ノ件専門学校令第四条ニ依リ認可ス

大正十二年九月二十日

文部大臣　岡野敬次郎

（参照）専門学校令第四条　公立又ハ私立ノ専門学校ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

始　業

大正十三年一月十一日始業

開　院　式

大正十三年二月十一日開院式挙行

3　教員無試験検定ニ関スル件

本　科

文部省告示第四百七号（大正十三年十一月二十八日官報）

明治三十六年文部省告示第三十号教員無試験検定ニ関スル指定学校名及学科目中左ノ通改正ス

大正十三年十一月二十八日　　文部大臣　岡　田　良　平

東京音楽学校ノ次ニ左ノ如ク加フ

大東文化学院

本　科　漢　文

（参考）　中等教員免許状下附指定申請書

大　東　文　化　学　院

本学院本科卒業生ニシテ左記ノ条件ヲ具備セルモノニ頭書学科ノ教員免許状下附相成候様御指定有之度及申請候也

大正十三年四月　　日

大東文化協会理事

大東文化学院総長　平　沼　騏　一　郎

文部大臣　江　木　千　之　殿

国語及漢文科　本科第一種（記）（正科生）及第二種（甲種別科生）生ニシテ本科所定ノ学科ヲ修了セルモノ

修身科日本史）本科第一種生及第二種生ニシテ本科

及　東　洋　史）所定ノ学科ヲ修了シ且補習科ニ於テ頭書ノ科目ニ必要ナル学科ヲ修ムルコト一年ナルモノ

備考　第一種生　第二種生ノ説明　（略）

高等科

文部省告示第三百三十四号

大正八年文部省告示第二百七十四号高等学校高等科教員無試験検定ニ関スル指定中左ノ通改正ス

大正十五年八月二十七日　　文部大臣　岡　田　良　平

漢文ノ項中「立正大学文学部文学科卒業者ニシテ主トシテ支那語及支那文字ヲ修メ支那哲学（一）ヲ選択履修シタルモノ」ノ次ニ左ノ如ク加フ

大東文化学院高等科卒業者

（参考）　高等教員免許状下附指定申請書

大東文化学院

（前略）　本学院高等科卒業生ニシテ左記ノ条件ヲ具備セル者ニ対シ頭書学科ノ教員免許状下附相成候様御指定有之度及申請候也

大正十四年六月二十六日

大東文化学院設立者

大東文化協会理事　井上哲次郎

文部大臣　岡田良平殿

漢文科　高等科第一種（正科生）及第二種（甲種別科生）

（記）

生ニシテ該科所定ノ学科ヲ修了セル者

備考　第一種　第二種ノ説明　（略）

○入学後資格ヲ得ルモ教員無試験検定無資格ノ件

乙種別科生ハ前条記載ノ正科生及甲種別科生以外ナルヲ以テ本学院ヲ卒業スルモ教員無試験検定ノ資格ナキハ勿論入学後正科生又ハ甲種別科生ノ資格ヲ得ルモ尚其ノ無試験検定ノ資格ナシ之ニ関スル省議左ノ如シ

日本大学高等師範部（本学院本科ハ之ニ相当スト解釈）特科生ニシテ在学中入学資格受得者ハ一般有資格者ト同一ニ取扱ヒ難シ

問　（大正七年十月十二日庶第七三号）日本大学

弊学高等師範部卒業者中其ノ在学中ニ於テ無試験検定ノ出願資格ヲ得タル場合（例ヘハ特科生ニシテ其ノ在学中小学校本科正教員ノ資格ヲ得タル者又ハ中学校卒業ノ資格ヲ得タル者ノ如シ）ニハ一般有資格者ト同一ノ御取扱ニ浴シ得ル義ト被存候得共疑義相生シ候ニ付何分ノ御指示相仰度此段及伺候也

追テ授業ニ付テハ資格ノ有無ニ拘ラス同一ニ教授致居候間為念申添候

答　普通学務局通牒（大正八年六月二十三日　雑普四三八号）

大正七年十月十二日庶第七三号ヲ以テ貴学高等師範部卒業者中其ノ在学中無試験検定ノ資格ヲ得タル場合ノ疑義ニ関シ本省専門学務局長宛御伺出相成候処右一般有資格者ト同一ニ取扱ヒ難キ省議ニ有之候条御了知相成度此段及回答候也　（文部省例規類纂九九四頁）

4　兵役徴集延期ニ関スル件

兵役法（昭二、三、三一　法律四七）

第四十一条　中学校又ハ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認ム　学校ニ在学スル者ニ対シテハ本人ノ願ニ依リ学校ノ修業年限ニ応シ年齢二十七年ニ至ル迄徴集ヲ延期ス

前項ニ規定スル認定及年齢ノ区分ニ関シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム以下略

兵役法ノ施行令（昭二、一一、三〇 勅令三三〇）

第百条　左ニ掲クルモノハ兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依ル中学校ノ学科程度ト同等以上ト認ムル学校トス但シ研究科選科等ノ別科ヲ除ク

一　師範学校、実業学校（尋常小学校卒業ヲ入学程度トスル修業年限五年又ハ之ト同等以上ノモノニ限ル）高等学校、大学令ニ依ル大学予科、専門学校、高等師範学校、大学令ニ依ル大学学部、臨時教員養成所、実業学校教員養成所及実業補習学校教員養成所

以下略

第百一条　兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ学校ニ在学スル者ニ付徴集ヲ延期シ得ヘキ最高年齢左ノ如シ

（抜）　年限三年又ハ四年ノ専門学校　年齢二十五年

修業年限五年以上ノ専門学校　年齢二十七年

以下略

○高等科本科学生ノ入営延期ニ関スル件

陸軍省送達　陸普第七五八号　大正十五年三月五日

一年志願兵（幹部候補生ト改称）ノ入営延期ニ関スル件回答

首題ノ件ニ関シ二月四日学院第七一号（略）ヲ以テ御照会相成候処右ハ一年志願兵トシテ服役スヘキモノニシテ第一種生（後チ兵役法改正ノ結果此ノ区別ナシト解釈）トシテ高等科ニ在学スル者ニ限リ満二十七才迄入営延期ノ資格ヲ有スル儀ト承知相成度候也

○補習科徴集延期不能ニ関スル件

軍徴第七四号

徴集延期ニ関スル件回答

昭和四年四月八日

陸軍省軍務局徴集課長　横　巻　茂　雄

大東文化学院総長　大　津　淳　一　郎　殿

四月一日学院第三七三号ヲ以テ御照会相成候首題ノ件右補習科ハ兵役法施行令第百条但書（第三章第三参照）ノ規定ニ依リ徴集延期資格無之ニ付承知セラレ度

5　久敬会規約

大正十三年十月　制定
大正十五年七月　改正
昭和二年四月小改正
昭和三年六月小改正

第一条　本会ハ久敬会ト称シ大東文化学院ノ職員ヲ以テ組織ス

第二条　本会ノ目的ハ会員ノ懇親ヲ篤クシ慶弔慰問ヲ為スニ在リ

第三条　本会ハ前条ノ目的ヲ遂行スル為ニ会員各自ノ俸給百分ノ一ヲ年四回ニ分チテ徴集ス

第四条　会務ヲ処理スル為ニ左ノ役員ヲ置ク

会長　一名　副会長　一名　委員　若干名

第五条　会長ハ総長副会長ハ教頭之ニ当ル委員ハ会長ノ指名トシ其ノ任期ハ一年トス

第六条　会員ノ病気又ハ火災等ニ罹リタルトキハ約弐拾円ノ見舞品ヲ贈ル

第七条　会員ニシテ都合ニヨリ退職シタルトキハ其ノ在職ノ年数ニ応シ左ノ割合ニ依リテ記念品ヲ贈ル

三年以上　参拾円　五年以上　四拾円　七年以上　五拾円

第八条　会員ノ死去シタルトキハ香華料ヲ贈ル其ノ金額ハ在職年数一年未満ノ者ニハ拾円トシ一年以上ハ次年ニ亘ル毎ニ拾円ヲ逓加ス

第九条　会員ノ父母妻又ハ嗣子ノ死去シタルトキハ香華料金拾円ヲ贈ル

第十条　会員ニシテ結婚シタルトキハ約拾五円　齢古稀ニ達シタルトキハ約参拾円ノ割合ヲ以テ記念品ヲ贈ル

第十一条　会員ノ父母ニシテ齢八十歳ニ達シタルトキハ約拾円ノ記念品ヲ贈ル

第十二条　本会ハ毎年春秋ノ二季ニ於テ懇親会ヲ開クヲ例トス

第十三条　第三条ノ集金ニ剰余アリタルトキハ其ノ幾分ヲ以テ懇親会費ニ補充シ又ハ学院関係ノ事項ニ寄附スルコトヲ得

第十四条　本会ノ会計ハ毎年一回之ヲ会員ニ報告スルモノトス

6　大東文化学院志道会会則

（昭和四年五月二十七日認可）

第一章　総　則

第一条　本会ハ大東文化学院志道会ト称ス

第二条　本会ハ本学院建設ノ精神ヲ発揮シ、会員相互ノ親睦向上ヲ図ルヲ以テ目的トス

第三条　本会ノ事務所ハ大東文化学院内ニ置ク

第二章　会　員

第四条　本会ハ大東文化学院ノ在学生ヲ以テ正会員ト

シ、教職員ヲ以テ名誉会員トシ、卒業生ハ希望ニヨリ特別会員タルコトヲ得

第三章　事　業

第五条　本会ニ左ノ諸部ヲ置ク

庶務部、研究部、雑誌部、弁論部、射撃部、剣道部、柔道部、弓道部、旅行部

第四章　役　員

第六条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長　一名　副会長　一名　部長　八名

幹事　若干名

会長ニハ本学院総長ヲ推戴シ、副会長及ヒ部長ハ名誉会員中ヨリ会長之ヲ依嘱シ、幹事ハ正会員ノ互選ニ依ル

第七条　本会役員ノ任務左ノ如シ

会長ハ会務ヲ総理シ、部長ハ部務ヲ補導シ、幹事ハ事務ヲ処理ス

第八条　役員ノ任期ハ一箇年トシ、毎学年始ニ改選ス

第五章　会　議

第九条　会議ヲ分チテ左ノ四トス

一、役　員　会

二、幹　事　会

三、総　会

四、臨時総会

役員会、幹事会ハ必要ニ応シテ之ヲ開ク、総会ハ毎年春秋二季ニ之ヲ開キ臨時総会ハ役員会又ハ幹事会ノ決議ニ依リ之ヲ開クコトヲ得

第十条　総会及ヒ臨時総会ノ開会ハ会員三分ノ二以上ノ出席ヲ要シ、其ノ決議ハ出席会員ノ過半数ニ依ル、賛否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十一条　総会ニ於テ行フヘキ事項左ノ如シ

一、会務ノ報告

二、其他予算並ニ重要事項ノ審議

第六章　会　計

第十二条　本会ノ経費ハ会員ノ会費其他ノ収入ヲ以テ支弁ス

但シ名誉会員ハ会費ヲ要セス

第十三条　本会ノ会費ハ一箇年金九円トス

第十四条　本会ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

附則　本会則ハ総会出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ変更スルコトヲ得ス

会則ノ改正ハスヘテ学院総長ノ認可ヲ経ルモノ

トス

7　大東文化学院同窓会々則

第一条　本会ハ会員相互ノ親睦ヲ厚クシ大東文化学院設立ノ趣旨ヲ発揮スルヲ以テ目的トス

第二条　本会ハ大東文化学院同窓会ト称ス

第三条　本会ハ大東文化学院卒業生ヲ以テ組織ス

第四条　大東文化学院ニ在学シタルモノハ評議員会ノ詮衡ヲ経テ本会々員ニ推薦ス

第五条　大東文化学院大東文化協会ノ教職員ハ評議会ノ決議ヲ経テ本会客員ニ推薦ス

第六条　本会ハ毎年夏冬二季ニ於テ大会ヲ開ク但シ評議員会ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時大会ヲ開クコトヲ得決議ヲ要スル場合ハ出席者ノ過半数ヲ以テス

本会ハ研究調査又ハ討論ノ会ヲ開クコトアルヘシ

第七条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク但シ前条第二項ノ事務ニ関シテハ別ニ役員ヲ置クコトヲ得

評　議　員　若干名
幹　事　若干名
書　記　一名

第八条　評議員ハ毎年夏季ノ大会ニ於テ会員中ヨリ之ヲ選挙ス

第九条　評議員ノ任期ハ一ケ年トス

第十条　評議員ハ評議員会ヲ組織シ左ノ事項ヲ議決ス

一、客員及ヒ会員ノ推薦ニ関スル件
二、本会事業ノ処理計画及ヒ集会等ニ関スル件

第十一条　評議員会ノ決議シタル事項ハ大会ノ承認ヲ経テ之ヲ実施スヘキモノトス

但急ヲ要スル為メ大会ノ承認ヲ経スシテ実施シタル事項ハ次ノ大会ニ於テ承認ヲ経ヘキモノトス

第十二条　評議員会ノ議決ハ出席者ノ過半数ヲ以テス

評議員ハ書面ヲ以テ意見ヲ陳述シ及ヒ其ノ決議ノ数ニ加フルコトヲ得

第十三条　幹事ハ夏季ノ大会ニ於テ在京会員中ヨリ之ヲ選挙シ其任期ハ二ケ年トス

第十四条　幹事ハ左ノ事項ニ関スル事務ヲ掌理ス

一、集会ニ関スル件
二、評議員会ニ関スル件
三、会員名簿及会報ニ関スル件
四、会費ノ収納会計ノ収支決算ニ関スル件
五、会員相互ノ連絡ニ関スル件
六、其他会務遂行上必要ナル事項

第十五条　幹事ハ評議員会ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得
第十六条　評議員及ヒ幹事ハ大会ニ於テ事務ノ報告ヲナスヘキモノトス
第十七条　書記ハ幹事ノ指揮ヲ受ケ会務ニ従事ス
第十八条　本会ハ毎年一回以上会報ヲ発行ス
第十九条　会員（客員ヲ除ク）ハ会費トシテ毎年金参円ヲ納付スルモノトス
第二十条　会員不都合ノ所行アルトキハ大会ノ決議ヲ経テ除名スルコトアルヘシ
第二十一条　会員ハ其業務住所氏名等ニ変更アリタルトキハ直チニ本会ニ通知スヘシ
第二十二条　本会ハ本部事務所ヲ大東文化学院内ニ置ク
第二十三条　本会ハ必要ナル地方ニ支部ヲ置ク支部規約及会員ノ移動ハ本会ニ報告スルモノトス
第二十四条　本会支部ニハ一定ノ事務所ヲ設ケ責任者ヲ本会ニ報告スルモノトス
（10-1～10-7『昭和五年四月大東文化学院要覧』所収）

8　同学会

会　　則

第一章　総　則
第一条　本会ハ大東文化学院同学会ト称ス
第二条　本会ハ会員ノ心身ヲ修練シ節義ヲ磨励シ会員相互ノ親睦ヲ図ルヲ以テ目的トス
第三条　本会ノ事務所ハ大東文化学院内ニ置ク
第二章　会　員
第四条　本会ハ大東文化学院ノ在学生ヲ以テ正会員トシ教職員ヲ以テ特別会員トス
第三章　事　業
第五条　本会ニ左ノ諸部ヲ置ク
学芸部
弁論部
運動部
旅行部
第四章　役　員
第六条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク
会　長　一名
部　長　四名
主　事　一名
幹　事　若干名
会長部長主事ハ特別会員中ヨリ本院総長之ヲ指名シ幹

事ハ会員ノ互選ニ依ル

第七条　本会役員ノ任務左ノ如シ

会長ハ会務ヲ総理ス

部長ハ部務ヲ掌理ス

主事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ会務ヲ処理ス

幹事ハ部長若クハ主事ノ指揮ヲ承ケ事務ニ当ル

第八条　役員ノ任期ハ一ケ年トシ毎学年初ニ改選ス

第五章　総　会

第九条　総会ハ毎年二回、四月及ビ九月ニ之ヲ開ク

総会ノ開会ハ会員ノ三分ノ二以上ノ出席ヲ要シ其決議ハ出席会員ノ過半数ニヨル賛否同数ナル時ハ議長之ヲ決ス

第十条　総会ニ於テ行フベキ事項左ノ如シ

一、会務ノ報告

一、其他重要ノ議事

第六章　会　計

第十一条　本会ノ経費ハ正会員ノ会費其他ノ収入ヲ以テ支弁ス

第十二条　本会ノ会費ハ一ケ年金参円トス

第十三条　本会ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

附則

本会則ハ総会出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ変更スルコトヲ得ズ

改正規則ハ学院総長ノ認可ヲ経ルモノトス

細　則

㈠　学芸部

一、学芸部ハ会員ノ学芸ニ関スル研究及発表ヲ以テ目的トス

二、前条ノ目的ヲ達スル為ニ次ノ事業ヲ行フ

イ、会誌ノ発行　毎年三回（一月、六月、十月）

ロ、研究会ノ開催　毎年三回（一月、五月、十月）

ハ、見学視察　随時

㈡　弁論部

一、本部ハ会員ヲシテ思想ヲ磨錬シ弁論ニ習熟セシムルヲ以テ目的トス

二、本部ニ於テ左ノ事業ヲ行フ

イ、弁論例会　毎月一回以上

ロ、弁論大会　春秋二回

但臨時ニ開催スルコトアルベシ

ハ、名士講演会　随時

三、前条ノ弁論会ハ討論会トナスコトアルベシ

四、弁論並ニ討論ノ題材ハ範囲ヲ限定セズト雖モ同学会々則第二条ノ趣旨ニ適合スベキモノタルヲ要ス
五、弁論会ノ出演者ハ便宜ノ方法ニヨリ幹事之ヲ定ム
六、大会ノ出演者ニハ予メ其弁論要旨ヲ提出セシムルコトアルベシ
七、討論会ノ論題ハ開会一週間前ニ発表スベシ

㈢　運動部

一、運動部ハ会員心身ノ鍛練ヲ以テ目的トス
二、修業科目ハ当分剣道ノミトシ時宜ニヨリ他ノ諸種ノ武道並ニ運動競技等ヲ実施スルコトアルベシ
三、毎学期末一回剣道大会ヲ施行ス時宜ニヨリ臨時大会ヲ開クコトアルベシ
四、剣道以外ノ事ニ関シテハ実施ノ都度其ノ細目ヲ規定ス

㈣　旅行部

一、旅行部ハ旅行又ハ遠足ニ因リ心身ノ健全ヲ計リ見聞ヲ博クスルヲ以テ目的トス
二、前条ノ目的ヲ達センタメニ左ノ事業ヲ行フ
イ、遠足毎学期一回以上
ロ、旅行登山等随時
其ノ見聞及研究ハ便宜学芸部又ハ弁論部ト協同シテ時ニ講演会展覧会等ヲ開催スルコトアルヘシ
三、会員旅費負担額ハ其ノ都度之ヲ定ム

役　員

大正十三年度

会　長	牧野謙次郎
学芸部長	安井小太郎
弁論部長	松平　康國
運動部長	細田　謙藏
旅行部長	佐藤仁之助
主　事	松　本　洪
幹　事	
学芸部	上野　賢知
	浦　　典久
	海　島　徳
弁論部	内藤政太郎
	片岡　鉄輔
	清　田　清
運動部	柏　木　質
	渡辺　美孝
	藤井　武夫

大正十四年度

会長、各部長、主事

前年度ニ同ジ

幹事

学芸部

近藤　杢
松尾　干城
渡辺　雄治
影山　誠一
角田清八郎
伊藤弥太郎
真下　保爾
姉崎　岩藏
内藤政太郎
岡本勝次郎
岸本美之留
長瀬　誠
田中　稲積
飯岡　朗

旅行部

七理　重惠
岸本美之留
人見　武

弁論部

佐藤徳四郎
真田　但馬
柏木　質

運動部

岩屋　甲一
中條　是龍
佐々木義秀
藤井　武夫
河住　玄
徳村　博福
倉石　真次
七里　重惠
根津　庸策
人見　武
安本　利之
中原　政一
林川　義宗
東　正章
青木　務

旅行部

会員（五十音順）

特別会員（四九人）

総長　井上哲次郎

前総長　平沼騏一郎
相談役　江木　千之
同　鈴木喜三郎
同　山本悌二郎
同　山岡萬之助
総務　池田四郎次郎
教授　今井彦三郎
岩槝　遵成
鵜澤　聰明
内田　周平
加藤虎之亮
狩野　直記
川合孝太郎
川田　瑞穂
北　昤吉
木野村政德
國分　高胤
小山　薫雄
佐藤仁之助
島田　鈞一
清水　澄

職員

鈴木　虎雄
髙塚　錠二
館森　万平
内藤虎次郎
中村　進午
中山　博道
那智　佐典
服部宇之吉
平沼　淑郎
牧野謙次郎
松平　康国
松本　愛重
松本　洪
安井小太郎
渡　俊治
井塲　正人
岡崎壯太郎
江山　整
加藤　清忠
川村　操
古徳勘十郎

斎藤　徳明
佐々木英夫
佐藤　良信
三鹽　熊太
山口　伝一
西尾　昌伯

校医

正会員（一七七人）

高等科二年（二一人）

秋谷竹三郎（青森）
秋　山　寛（千葉）
上野　賢知（栃木）
柏　木　質（熊本）
加藤梅四郎（三重）
能沢猪之吉（大阪）
近　藤　杢（三重）
斎　伯　守（広島）
斎藤善太郎（宮城）
相良　政雄（長崎）
澤田　総清（千葉）
七里　重恵（兵庫）
菅沼　貴一（愛知）
鈴木由次郎（三重）
高瀬七十七（宮城）
茶谷　忠治（兵庫）
内藤政太郎（徳島）
長島　万里（東京）
西脇　玉峰（東京）
藤野　岩友（東京）
與縄　熊雄（熊本）

聴講生（六人）

荒木蒼太郎（岡山）
江上新五郎（三重）
楠野　俊成（東京）
高　島　愿（東京）
永原　鉦作（東京）
姫田　與吉（東京）

高等科一年（一四人）

安　寅　植（朝鮮）
岩屋　甲一（秋田）
岡村　利平（山口）
岡本勝治郎（香川）

北村　賢瑞（北海道）
下斗米　晟（岩手）
長尾陽太郎（秋田）
名　越　豊（岡山）
根津　庸策（新潟）
福田　勝藏（埼玉）
松尾　干城（福岡）
村上　志鉄（熊本）
目黒　棟禪（埼玉）
若林　昌義（山梨）

聴講生（三人）

千葉　三吉（千葉）
福田　一郎（熊本）
吉井　泰順（佐賀）

本科第二年（六〇人）

伊藤　一郎（静岡）
井上健之助（山形）
浦　典　久（北海道）
海　島　德（岡山）
江晃　章夫（岡山）
小川　貫通（東京）
大中　俊吉（石川）
片岡　鉄輔（福岡）
河村文大夫（静岡）
各　務　隆（岐阜）
影山　誠一（千葉）
河又　正司（栃木）
亀　井　実（東京）
清　田　清（福岡）
岸本美之留（福井）
北村　民治（京都）
倉田　信彦（熊本）
髙良　安道（福岡）
佐々木義秀（長崎）
斉藤　英明（佐賀）
相　良　悳（熊本）
朱　柄　乾（朝鮮）
角田清八郎（滋賀）
鈴木　德秋（福島）
鈴木　吉武（静岡）
田中　稲積（神奈川）
田　中　畊（岡山）

田久保駒作（千葉）
竹谷　英文（山口）
治郎丸憲三（岡山）
寺尾　正一（新潟）
戸村　明敏（千葉）
時枝　滿康（福岡）
長　瀬　誠（福島）
中島　英樹（高知）
中川　信彦（神奈川）
中原　政一（和歌山）
中条　是龍（福井）
西田　貞実（佐賀）
野村　綱吉（鹿児島）
原　田　稔（山梨）
人　見　武（茨城）
深瀬　省吾（奈良）
藤井　武夫（北海道）
穂苅　豊男（長野）
松本　芳景（石川）
松　本　勝（大分）
松井　仁利（三重）
松田　正之（佐賀）
松島　政信（栃木）
待野　一勇（奈良）
山　崎　ー（スーム）（鹿児島）
山口　寛忠（東京）
山田　広藏（大阪）
安本　利之（東京）
吉田　龍雄（福岡）
横田　庄八（北海道）
渡辺　雄治（静岡）
渡辺　美孝（長崎）
渡辺　義衛（福島）

聴講生（二人）

二木　順益（東京）
山崎虎次郎（神奈川）

本科一年（七一人）

姉崎　岩藏（秋田）
東　正　章（熊本）
青　木　務（山形）
伊藤弥太郎（東京）
磯辺　安藏（栃木）

生永　利生（高知）
今倉　鉄秀（山口）
岩崎　八郎（山口）
井上　正次（岡山）
飯　岡　朗（栃木）
石坂　祥二（新潟）
飯塚　英助（秋田）
飯塚　順言（秋田）
井原　虔祐（山口）
石田　穰（新潟）
海老名　襄（新潟）
小川　大舜（愛知）
岡村　六郎（高知）
大西　俊雄（岡山）
大島　勇夫（京都）
岡本　一雄（熊本）
大石新太郎（宮城）
大　塚　勝（福岡）
萱原　信雄（山口）
川　又　武（茨城）
金谷　忠良（岡山）

河田　常吉（京都）
河　住　玄（山梨）
勝　本　実（東京）
喜多川武夫（神奈川）
倉石　真次（福岡）
草薙　正意（香川）
郡司　益男（茨城）
小　畠　一（千葉）
佐藤徳四郎（福島）
堺　喜久治（高知）
酒井　亮逸（島根）
佐　伯　貢（山口）
渋谷　智夫（北海道）
白日　行雄（広島）
杁山啓三郎（京都）
杁森　正二（静岡）
鈴木　泰平（千葉）
主浜　繁義（岩手）
関根　国雄（福島）
関根　省三（埼玉）
玉井　好孝（富山）

多田羅準一（香川）
田辺　健一（神奈川）
田　中　致（福岡）
徳村　博福（長崎）
中垣　良彦（奈良）
野　本　実（埼玉）
羽　倉　潔（愛媛）
浜　中　清（広島）
林川　義宗（長崎）
萩原　克彦（静岡）
箱崎鉱三郎（福島）
真　武　真（福岡）
真下　保爾（群馬）
松永　逸朗（長崎）
真田　但馬（岡山）
松尾　忠良（神奈川）
牧　周　助（福岡）
三田村　寛（福井）
皆川　常道（茨城）
森田　正義（栃木）
山田　修次（岐阜）
山口千代壽（福島）
渡部　正宣（愛媛）
渡　部　正（福島）

以上

（大東文化学院同窓会『同学』第一号、大正十四年十月八日所収）

Ⅱ　九段校舎開校と設立直後の模索期

1　学則変更申請　修業年限の延長　高等科修業年限を三年とする件（大正一四年六月一三日）

1　学則変更申請

学院第三一号

学則中改正ニ関スル申請書

大東文化学院

本学院学則中、別紙ノ通改正致度候間、御認可相成度、夫々理由相具シ、此段申請候也

大正十四年六月十三日

大東文化学院設立者

大東文化協会理事　井上哲次郎㊞

文部大臣　岡田良平殿

〈貼紙〉

一、改正理由書

一、改正学則案添付　種別　わ一六

一、現行学則

件名　東京府経由

大東文化学院学則中

変更認可

追テ

現行学則起草ノ際ハ、本科高等科ヲ通シテ修業年限ヲ六年トスルハ余リニ長キニ過キ、学生ヲシテ倦怠ヲ生ヤシムル恐アリトシテ本科三年、高等科二年、通シテ五年ト定メタルモ、開講ノ始ニ於テ教科書ヲ配当セントシ、高等科ハ二年ニテハ所要ノ学科ヲ講了スル能ハサルコト明トナリ、其時ヨリ高等科ハ必ス三年ニ延長スヘシト教授会議ニ於テ内決シ、事実上ノ学科配当ハ三年案ヲ採用シ、一面学生ニモ其ノ意ヲ内示シ、十分諒解セシメ置キタリ、特ニ十四年度募集生ニハ、必ス三年ニ延長スル決心ナルコトヲ内示シ諒解ノ上入学セシメタリ、然ルニ三年ニ延長ハ一年分経費増加ヲ伴フモノナルニ付キ、協会・理事会・維持員会ノ協賛ヲ経

サルヘカラス、故ニ速ニ案ヲ具シテ協会ニ提出シタルモ、協会ニ於テハ、予算ノ見込立タサルヲ以テ容易ニ承認ヲ与ヘス、十四年四月ニ至リ、纔ニ理事会・維持員会ノ決議ヲ得タル次第ナルヲ以テ、学則改正ノ申請甚タシク遅レタリ右様ノ事情ニ付キ、本改正学則ハ特ニ遡リテ十四年四月ヨリ通用スルコトニ御允許アランコトヲ切望ス

第九条中、「日本史」ヲ「国史」ニ改ム

第十条中、授業時数「一週二十四時」ヲ「一週二十六時」ニ改ム

（理由）一週二十四時ニテハ、到底所定学科ヲ教授スル能ハサルニ付

第十三条中、「本学院創立日」ノ下ニ「九月二十日」ヲ加フ及「一般休暇トシテ指定セラレタル日」ヲ「大祭祝日」ニ改ム

（理由）理事会ニ於テ九月二十日ノ設立認可ノ日ヲ記念日ト定メラレタルニ付

〈欄外〉

第十四条　但シ書ヲ削除

第十五条

年齢ノ制限ヲ拊席ス

第十九条中、冒頭ニ「前二条ニ規定セル資格ナキ者ト雖モ」ヲ加フ

（理由）原文丈ニテハ不明確ノ嫌アルニ付

第二十一条　入学願書中「私儀貴学院」ノ次ニ「本科（又小高等科）」ヲ加フ

（理由）原文ノ侭ニテハ、其ノ高等科ニ志願ナルカ、本科ニ志願ナルカ不明ニテ、願書其ノ他万事ニツキ不都合ニ付

第二十一条及第二十二条ノ書式中、「原籍」ヲ「本籍」ニ、「族籍（華士族）」ヲ「族称」ニ改ム、尚父兄近親タル保証人ノ本籍現住所等ノ形式ヲ定ム

（理由）大正四年十二月改正ノ新戸籍法ニ拠リ改ム

第二十一条及第二十二条ノ書式中、「大東文化学院総長」ノ次ニ「（氏名）」ヲ加フ

第二十二条中、第一項保証人ノ次ニ「二人」ヲ加フ、第二項「東京市」ノ次ニ、「又ハ東京市近接町村」ヲ加ヲ及能力者ノ次ニ「及本人ノ父兄近親」ヲ加フ

（理由）事実、市内ノミニテハ適当ノ保証人ヲ得ル困難アル為

第二十四条中、「保証人東京市外ヘ移転シ」ヲ「保証人規定区域外ヘ移転シ」ニ改ム

（理由）第二十二条中、改正ノ結果ニ由ル

第三十条第二項中、「入学」ヲ「復籍」ニ、又第三項中「前二項」ヲ「本条」ニ改ム

（理由）前規定ニ事実上ノ相違アリシ為ニ改ム

第三十二条中「卒業試験ハ」以下ヲ「各三学年ノ終ニ之ヲ行フ」ニ改ム

（理由）高等科ヲ三年ニ延長セルニ付

第三十六条第二項ヲ、左ノ如ク改ム

「二、同一学年ニ在リテ、引続キ二回落第シタル者」

（理由）本項ノ如キ者ハ、成業ノ見込ナキモノト認ムルニ付

第三十三条中、「可」ヲ「常」ニ、「不可」ヲ「劣」ニ改メ、同条ヲ左ノ如クス

（第三十三条　成績ハ優、良、常、劣ニ依リテ之ヲ示シ、劣ヲ落第トス）

（理由）試験成績ノ標語ニツキテハ、前ニ世間並ニ優、良、可、不可ト定メタルトモ、優、良ト可、不可トハ語ノ性質ヲ異ニシ、優、良ハ成績ノ性質ヲ表ハスモ、「可」ハ「及第スルコトガ出来ル」、又ハ「及第サシテ宜シイ」ノ意、「不可」ハ「及第スルコトガ出来ヌ」、又ハ「及第サシテハナラス」ノ意ニテ成績ノ程度ヲ表ハシ、成績ノ良否ヲ評定スル語ニアラズ、斯ノ如ク上下其ノ標準ヲ異ニスル標語ヲ用フルハ妥当ナラザルニツキ、縦令世間ノ習慣ニ背ク所アリトモ、是非訂正スベシトノ教授会ノ意見一致シタルニツキ、茲ニ優、良、常、劣ト改メ、用語例ヲ統一シタリ

学院第三八号
大正十四年八月二十八日（大東文化学院）
山口学院庶務主任㊞
豊田文部属殿
学則改正中追加ノ件
昨二十七日出頭ノ際、御協議申上候学則改正申請中、最後ニ別紙追加方可然御取斗ヒ相願度依命、此段得貴意候
（終）
附則
本学則ハ、認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本学則ハ、現在学生中希望ノ者ニ之ヲ適用スルコトヲ得

2　学則変更の件　認可

1　認可書

督学官
大正十四年七月十六日
学務課長㊞
専門学務局長㊞
次官㊞

第一部　教員指定委員会
第二部
陸軍省軍務局長
私立専門学校学則変更ノ件
案
大東文化学院設立者
財団法人大東文化協会理事
井上哲次郎
大正十四年六月十三日付申請
其後、学則中変更ノ件、認可ス
年　月　日
文部大臣
一備考
(1)高等科修業年限「二年」ヲ「三年」ニ改メ、現在学生ヨリ之ヲ適用ス
(2)此ニ伴ヒ、本件高等科ノ学科課程ヲ変更及関係修文ノ修正
(3)其他文面ノ整理
〈欄外〉
「本件ニ関シテハ異存無之候

大正十四年九月十九日　陸軍省
文部省　御中　」

3　学則変更申請　外国書（英語）使用の件（大正一五年三月二日）

1　学則中改正ニ関スル申請

学院第七四号　大正五年三月四日　実学第二四一一号　東京府経由

学則中改正ニ関スル申請書
大東文化学院

本学院学則第七条学科課程、高等科参考科目中「社会学」ヲ削除シ、「教育学及教授法」ヲ加ヘ、且支那語以外ノ外国語学修得ノ必要上、別紙ノ通リ「西洋思想史」并「教育学及教授法」ニ外国書ヲ用フルコトニ改正致度候間、御認可相成度、此段申請候也

大正十五年三月二日
大東文化学院設立者
大東文化協会理事　井上哲次郎㊞
文部大臣　岡田良平殿

4　学則変更の件　認可

1　認可書

〈欄外〉
要五回施行前

東専八六号　裁決定　三月九日　文書課長㊞　発送　三月九日　起案者㊞
大正十五年三月五日起案
学務課長㊞
専門学務局長㊞
次官

私立専門学校学則変更認可ノ件
案
大東文化学院設立者
財団法人大東文化協会
大正十五年三月二日申請学則中変更ノ件、認可ス
年　月　日　文部大臣

備考
学則第七条、学科課程表中高等科参考科目中「社会学」ヲ削除シ、「教育学及教育法」ヲ加ヘ、「西洋思想史」并「教育学及教授法」ニ外国書ヲ用フルコトニ改正セントス

大東文化協会理事　大島　健一 印
文部大臣　三土忠造殿

5　学則変更申請　受験料徴収の件（昭和二年四月二六日）

大東文化学院

本院学則第九章ヲ、左ノ如ク改ム

第九章　入学科、授業料及受験料

第三十七条　入学科、授業料ハ之ヲ徴収セス、受験料ハ必要ニ応シ之ヲ徴収スルコトヲ得、但シ五円ヲ超ユルヲ得ス

（参照）旧則

第九章　入学科及授業料

第三十七条　入学科及授業料ハ之ヲ徴収セス

1　学則中変更ニ関スル申請

学院第一八一号

麹町区　昭和二年四月二十六日
庶務第一〇三号

学則中変更ニ関スル申請書

大東文化学院

受験科徴収ニ関シ本院学則中、別紙ノ通リ変更致度候間、御認可相成度、此段及申請候也

追テ本件、昭和二年度学生募集ヨリ実施ノコトニ

御承認相仰キ度副申仕候

昭和二年四月二十六日

昭和二年五月三日
卯学第六一七六号　東京府経由

大東文化学院設立者

〈貼紙〉

類別　わ一六
件名　東京府経由
大東文化学院　学則中
変更認可
番号　東　専　結　了　昭　二　保存　ムキ
枚数　4一三三　年月日　五　九　年限

6　学則変更の件　認可

1　認可書

東専　一三三号　裁決定5月9日　文書課長㊞　発送
5月9日　起案者㊞
昭和二年五月四日起案
学務課長㊞
専門学務局長㊞
次官㊞

私立専門学校学則変更ノ件
案
大東文化学院設立者
財団法人　大東文化協会
昭和二年四月二十六日申請学則
中変更ノ件、認可ス
年　月　日　文部大臣

備考
学則第三七条中ニ、受験料ハ必要ニ応シ五円以内ヲ徴収スルノ規定ヲ設ク
右ハ、本年度入学者ニ受験料金五円ヲ徴収シタル事実ヲ散見シタルニ依リ、学則中ニ右規定ノ制定ヲ促シタリ

7　学則変更申請　補習科設置の件（昭和三年四月一日）

1　学則中変更ニ関スル申請

学院第二七二号
学則中変更ニ関スル申請書
大東文化学院
本学院学則中、別紙ノ通リ変更致度候間御認可相成度、此段及申請候也
昭和三年四月一日
大東文化学院設立者
大東文化協会理事　鵜澤總明㊞
文部大臣　水野錬太郎殿

昭和三年四月十四日
辰学第五一八二号　東京府経由

〈貼紙〉
類別　わ一六
件名　東京府経由
　　大東文化学院学則変更認可
番号　東　専　結　了　昭　三　保存　ムキ
枚数　4一〇二　年月日　四二七　年限

大東文化学院学則中変更案

理由　本学院学則第六条并第九条ニ基キ、補習科設置ニ関連シ、左記ノ通リ学則中変更致度

第九条ヲ左ノ如ク改ム

補習科ノ学科課程ハ、左ノ如ク之ヲ定ム

科　目	一週時数
皇　　学	四
経学及子学	一二
史　　学	二
大　　学	三
作詩　作文	二
総　時　数	二三

（参照）
（旧）第九条　補習科ノ学科課程ハ、高等科第一学年ニ準ス、但シ修身又ハ国史、若ハ東洋史ノ教員免許状ヲ希望スル者ニ対シテハ主務官庁ノ許可ヲ経テ、別ニ定ムル学科課程ニ依ル

8　学則変更の件　認可

1　認可書

東専　一四二号　　裁決定4月25日　文書課長㊞　発送
4月26日　起案者㊞
昭和三年四月十九日起案
学務課長㊞
専門学務局長㊞
次官㊞

私立専門学校学則変更ノ件
案
大東文化学院設立者
財団法人　大東文化協会

昭和三年四月一日、学院第二七二号申請
学則中変更ノ件、認可ス
年　月　日　文部大臣
備考　補習科ヲ初メテ開設スルニ際シ、第九条ノ変更及之カ学部課程ヲ定メントス

9　学則変更申請　学則中文言修正の件（昭和四年七月四日）

1　学則中変更ニ関スル申請

学院第三八八号ノ二
学則中変更ニ関スル申請書
大東文化学院
本学院学則中別紙ノ通変更致度候間御認可相成度此段及申請候也
昭和四年七月四日
大東文化学院設立者
大東文化協会理事大津淳一郎㊞
文部大臣小橋一太殿

2　大東文化学院学則中変更案

大東文化学院学則中変更案　昭和四年七月四日
第二条ヲ左ノ如ク変更
第二条　本学院ニ本科高等科及補習科ヲ置キ別ニ研究科ヲ設ケテ学問ノ蘊奥ヲ攻究セシム
（参照）（旧第二条）本学院ニ本科及高等科ヲ置キ別ニ研究科ヲ設ケテ学問ノ蘊奥ヲ攻究セシム
（理由）本条ニ総テ科別ヲ網羅シ関視ニ便ナラシム
第五条ヲ左ノ如ク変更
第五条　修業年限ハ本科三年高等科三年補習科一年研究科一年又ハ二年トス
（参照）（旧第五条）修業年限ハ本科三年高等科三年研究科一年以上トス
（理由）本条ニ総テ各科修業年限ノコトヲ網羅シ関視ニ便ナラシム
第六条ヲ削除ス
（参照）（旧第六条）本科卒業生ノ為別ニ補習科ヲ設ケ其ノ修業年限ヲ一年トス
（理由）第二条及第五条ニ併合セルニ依ル
第七条ヲ第六条ニ改ム　（第六条削除ニ付条次整理）
第十条ヲ第七条ニ改ム　（本条ハ本科及高等科ノ学科課程ニノミ関連スルヲ以テ同科課程ノ条項タル第六条ニ

次クコトセリ）

第九条ヲ第八条ニ第八条ヲ第九条ニ改メ且第九条ヲ左ノ如ク変更

第九条　研究科ハ指導教授ニ就キ学術上特殊ノ事項ヲ攻究スルモノトス

（参照）（旧第八条）研究科ニ関スル学科課程ハ別ニ之ヲ定ム

（理由）条次整理ト且第八条ノ研究科ニ関スル条文ハ手続等繁雑ナルノミナラズ明確ヲ欠ク所アルヲ以テ新第九条ノ如ク変更ス

第十一条ヲ第十条ニ以下順次繰リ上ケ第十四条ニ至ル（条次整理）

第十六条ヲ第十五条ニ改メ条文ヲ左ノ如ク変更

第十五条　本学院本科及高等科学生ハ之ヲ正科生（第一種生）副科生（第二種生）及特科生ノ三種トス

（参照）（旧第十六条）本学院ノ学生ハ之ヲ正科生（第一種生）副科生（第二種生）及特科生ノ三種トス

（理由）本条正科生副科生特科生ノ種別ハ本科高等科ニノミ関係シ補習科研究科ニ及ハサルヲ以テ「学生」ノ前ニ「本科及高等科」ノ文字ヲ加ヘタルモノナリ

第十七条ヲ第十六条ニ改ム　（条次整理）

第十八条ヲ第十七条ニ改メ本文中「小学校教員免許状ヲ有スル者トスル」ヲ左ノ如ク変更

一、小学校本科正教員尋常小学校本科正教員小学校専科正教員若ハ小学校准教員ノ免許状ヲ有スル者

（理由）「小学校教員免許状ヲ有スル者」丈ケニテハ教員検定資格上相違アルカ故ニ試験検定ヲ受ケ得ル資格ノ免状所有者（本院ニ於テハ中等教員無試験検定有資格者）ノミヲ本条ニ示スコト、セリ

第十九条ヲ第十八条ニ改ム　（条次整理）

第十九条トシテ新ニ左ノ条文ヲ加フ

第十九条　本学院補習科又ハ研究科学生トシテ入学シ得ヘキ者ハ左ノ資格ヲ有スルモノタルコトヲ要ス

補習科ニ在リテハ

一、本科卒業者

研究科ニ在リテハ

一、高等科卒業者

（理由）従来補習科研究科入学資格ニ関スル規定不完全ニ付

第二十一条　入学願書書式中「本科（高等科」ノ次ニ「補習科又ハ研究科）」ヲ加フ

（理由）補習科、研究科入学ノコトヲ明示スル為

第三十二条ヲ左ノ如ク変更

第三十二条　各科ノ学年試験ハ毎学年ノ終ニ之ヲ行ヒ卒業試験ハ各其ノ最終学年末ニ之ヲ行フ

試験ハ講読作文筆記口述ノ方法ニ依リ適宜之ヲ行フ

但シ研究科ニ在リテハ研究事項ニ就キ指導教授ヲ経テ毎学年末ニ其ノ報告書ヲ提出セシム

（参照）（旧第五十二条）各科ノ学年試験ハ毎学年ノ終ニ之ヲ行ヒ卒業試験ハ各三学年ノ終ニ之ヲ行フ

試験ハ講読作文筆記口述ノ方法ニ依リ適宜之ヲ行フ

（理由）従来本条ハ本科高等科ニ於ケル試験ノコトノ之ヲ規定セルガ補習科研究科ニ於ケル試験ノコトヲモ本条ニ網羅規定セントスルニ在リ

（終）

10　学則変更の件　廃案（生徒種別が煩雑となるため却下）

1　進達書

昭和四年七月十二日起案

学務課長㊞

専門学務局長

廃　案

私立専門学校学則変更ノ件

案

年　月　　局長

大東文化学院総長宛

昭和四年七月四日、学院第三八八号ノ二、申請学則変更ノ件ニ関シテハ、生徒種別ノ規定煩雑ナルヲ以テ、之ヲ本科生、別科生ノ二種ニ変更シ、改メテ申請相成度、書類一応返戻ニ及ブ

備考

一、別紙申請書参照

二、申請書添付発送ノコト

11　学則変更訂正申請　学則文言再修正の件（昭和四年一二月一九日）

1　学則変更訂正申請

学則中変更申請ニ関シ訂正ノ上御認可相成度ノ件（ママ）

大　東　文　化　学　院

昭和四年七月四日、学院第三八八号ノ二ヲ以テ、本学院学則中、変更方認可中ノ処、更ニ別紙ノ通リ訂正ノ上御認可相成度、此段及申請候也

昭和四年十二月十九日

大東文化学院設立者

大東文化協会理事　大津淳一郎㊞

文部大臣　田中隆三殿

〈貼紙〉

類別　わ一ノ六

件名　東京府経由

大東文化学院学則変更認可

番号　東　専　結　了　昭　五　保存　ムキ

枚数　15三七二　年月日　一二八　年限

2　大東文化学院学則中変更案

大東文化学院学則中変更案

昭和四年十二月十九日

第二条ヲ左ノ如ク変更

第二条　本学院ニ本科・高等科及補習科ヲ置キ、別ニ研究科ヲ設ケテ学問ノ蘊奥ヲ攻究セシム

（参照）（旧第二条）本学院ニ本科及高等科ヲ置キ、別ニ研究科ヲ設ケテ学問ノ蘊奥ヲ攻究セシム

（理由）本条ニ総テ科別ヲ網羅シ、閲覧ニ便ナラシム

第五条ヲ左ノ如ク変更

第五条　修業年限ハ本科三年、高等科三年、補習科一年、研究科一年、又ハ二年トス

（参照）（旧第五条）修業年限ハ本科三年、高等科三年、研究科一年以上トス

（理由）本条ニ総テ各科修行年限ノコトヲ網羅シ、閲覧ニ便ナラシム

第六条ヲ削除ス

（参照）（旧第六条）本科卒業生ノ為、別ニ補習科ヲ設ケ、其ノ修業年限ヲ一年トス

（理由）第二条及第五条ニ併合セルニ依ル
第七条ヲ第六条ニ改ム（第六条削除ニ付条次整理）
第十条ヲ第七条ニ改ム（本条ハ、本科及高等科ノ学科課程ニノミ関連スルヲ以テ、同科課程ノ条項タル第六条ニ次クコト、セリ）
第九条ヲ第八条ニ、第八条ヲ第九条ニ改メ、且第九条ヲ左ノ如ク変更
第九条　研究科ハ指導教授ニ就キ、学術上特殊ノ事項ヲ攻究スルモノトス
（参照）（旧第八条）研究科ニ関スル学科課程ハ、別ニ之ヲ定ム
（理由）条次整理ト且旧第八条ノ研究科ニ関スル条文ハ、手続等繁雑ナルノミナラズ、明確ヲ欠ク所アルヲ以テ、新第九条ノ如ク変更ス
第十一条ヲ第十条ニ、以下順次繰リ上ケ、第十四条ニ至ル（条次整理）
第十六条ヲ第十五条ニ改メ、同条以下第十九条迄ヲ左ノ如ク変更
第十五条　本学院本科及高等科学生ハ、之ヲ正科生別科生ノ二種トス
（参照）（旧第十六条）本学院ノ学生ハ之ヲ正科生（第一種生）、別科生（第二種生）及特科生ノ三種トス
第十六条　本科ニ入学シ得ルヘキ者ハ、左ノ各号ノ一ニ該当スルモノタルコトヲ要ス
正科生
一中学校卒業者
二師範学校卒業者
三専門学校入学者、検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者
四専門学校入学者、検定規程ニ依リ専門学校入学ニ関シ指定セラレタル者
別科生
一甲種
小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、小学校専科正教員若ハ小学校准教員ノ免許状ヲ有スル者
二乙種
正科生又ハ甲種副科生タルノ資格ナキモ、本学院ニ於テ相当ノ学力アリト認メタル者

第十七条　高等科ニ入学シ得ヘキ者ハ、左ノ一ニ該当スルモノタルコトヲ要ス

正科生

一正科生トシテ、本学院本科ヲ卒業シタル者

二高等師範学校又ハ専門学校ニ於テ、本科生トシテ漢文科又ハ国語漢文科ヲ卒業シタル者

三本学院本科正科生ノ入学資格ヲ有シ、且漢文科又ハ国語漢文科ノ中等教員免許状ヲ有スル者

別科生

一甲種

イ甲種別科生トシテ、本学院本科ヲ卒業シタル者、但シ小学校本科生教員ノ免許状ヲ有スル資格ヲ以テ本科ニ入学シタル者ニ限ル

ロ漢文科又ハ国語漢文科、中等教員免除状ヲ有スル者

二乙種

正科生又ハ甲種別科生タルノ資格ナキモ、本学院ニ於テ相当ノ学力アリト認メタル者

第十八条　補習科ニ入学シ得ヘキ者ハ、本学院本科ヲ卒業シタル者ニ限ル

第十九条　研究科ニ入学シ得ヘキ者ハ、本学院高等科ヲ卒業シタル者ニ限ル

旧第十九条ヲ削ル

（理由）以上、学生種別中「特科生」ナルモノヲ廃シテ、之ヲ「別科生乙種」トシ又小学校教員免許状中、専門学校入学者検定規程ニ依ル受験資格ノ有無ト合致スル如ク分類セルニヨル

第二十一条ヲ左ノ如ク変更

第二十一条　本学院ニ入学セントスル者ハ、入学願書（第一号書式）ニ履歴書（第二号書式）ヲ添ヘテ差出スヘシ

（理由）体裁上、本条書式ハ（別記ノ如ク訂正ノ上）本学則末尾ニ之ヲ置ク

第二十二条ヲ左ノ如ク変更

第二十二条　入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ、保護人二名ヲ立テ、在学証（第三号書式）ヲ差出スヘシ

保護人ハ東京市又ハ東京市近接町村ニ在籍、若ハ寄留ノ戸主ニシテ身元確実ナル能力者及本人ノ父兄近親タルコトヲ要ス（注意　保護人一名ハ在京ノ人タルヲ要シ、一名ハ場所ノ如何ヲ論セス、父兄近親タルヲ要ス）

保証人ニ関シ必要アリト認ムルトキハ、戸籍ノ謄本ヲ差出サシムルコトアルヘシ

（理由）体裁上、在学証書式ハ、其ノ侭之ヲ本学則ノ末尾ニ置ク

第三十二条ヲ左ノ如ク変更

第三十二条　各科ノ学年試験ハ毎学年ノ終ニ之ヲ行ヒ卒業試験ハ各其ノ最終学年末ニ之ヲ行フ

試験ハ講読作文筆記口述ノ方法ニ依リ適宜之ヲ行フ但シ研究科ニ在リテハ研究事項ニ就キ指導教授ヲ経テ毎学年末ニ其ノ報告書ヲ提出セシム

（参照）（旧第五十二条）各科ノ学年試験ハ毎学年ノ終ニ之ヲ行ヒ卒業試験ハ各三学年ノ終ニ之ヲ行フ

試験ハ講読作文筆記口述ノ方法ニ依リ適宜之ヲ行フ

（理由）従来本条ハ本科高等科ニ於ケル試験ノコトノミヲ規定セルガ補習科研究科ニ於ケル試験ノコトヲモ本条ニ網羅規定セントスルニ在リ

第三十七条ノ次、即チ末尾ニ左ノ如ク書式ヲ集ム

第一号書式

入学願書（用紙美濃紙）

私儀貴学院本科（高等科、補習科又ハ研究科）ニ入学志願ニ付考試ノ上入学許可被成下度別紙履歴書相添ヘ此段相願候也

本　籍
現住所
族　称

年　月　日　　氏　　名㊞
年月日生

大東文化学院総長殿

（注意　本人氏名ニ振仮名ヲ附スヘシ）

第二号書式

履歴書（用紙美濃紙）

一何年何月何学校何年級ニ入学何年何月迄在学ノ上退学又ハ卒業ス

一何年何月ヨリ何年何月迄何職ヲ奉シ又ハ何々ノ業ニ従事ス

一一身ニ関スル進退賞罰等

年　月　日　　氏　　名㊞

（注意　履歴書ニハ中学校師範学校又ハ之ト同等以上ノ学校ノ卒業証明書或ハ卒業見込証明書及教員免許状其ノ他考試ノ要件トナル証書ノ交付証明書ヲ添付スヘシ）

第三号書式

在学証（用紙美濃紙）

（以下　従来ノモノニ同シ）

略

12　学則変更の件　認可

1　認可書

東専　三七二号　裁決定1月27日　文書課長㊞　発送

1月28日　起案者㊞

昭和五年一月八日起案

学務課長㊞

専門学務局長㊞

次官㊞　近澤督学官㊞

野村督学官　不在

㊞

私立専門学校学則変更認可ノ件

案

大東文化学院設立者

大東文化協会

昭和四年七月四日並昭和四年十二月十九日

申請学則中変更ノ件、認可ス

年　月　日　文部大臣

備考

大東文化学院ハ昨年七月、学則変更認可申請相成タル処、今般更ニ改案ノ上申請シ来レリ、主ナル個所左ノ如シ

一、補習科ニ関スル規定ヲ各科ト並列シ、第六条ヲ削除ス

二、研究科ニ関スル規定ヲ（第九条）修正ス

三、各科入学ニ関スル規定（第十六条乃至十九条）ヲ整理シ、第一種生、第二種生及特科生等ノ称ヲ廃ス

四、其ノ他、条文ノ修正、別紙朱書ノ通リ

五、最初ノ案ハ廃案トス

13　学則変更申請「武科」中に「柔道」を加える件（昭和五年三月三一日）

1　学則変更ニ関スル申請書

学則変更ニ関スル申請書

大　東　文　化　学　院

本学院学則中、別紙ノ通変更致度候間、御認可相成度、此段及申請候也

昭和五年三月三十一日

大東文化学院設立者

大東文化協会理事　大津淳一郎印

文部大臣　田中隆三殿

〈貼紙〉

類別　わ一ノ六

件名　東京府経由

大東文化学院学則中変

更認可

番号　東　専　結　了　五　年　保存　ムキ

枚数　4一五九　年月日　四一一　年限

2　大東文化学院学則中変更案

大東文化学院学則中変更案

大東文化学院学則第三章第六条学科課程表中武科各学年ノ欄ニ「柔道」ヲ加フ

（理由）

従来本科学生ニハ武科トシテ剣道弓道ノ中一科ヲ、高等科学生ニハ剣道、弓道、教練ノ中一科ヲ選マシメ之ヲ正科トシテ課シ来候処一昨年来学生中柔道ノ一科ヲ加ヘンコトヲ希望スル者多ク且ツ学生数ノ毎年逓加スルアリ、四年度ノ二百三十四名ヨリ五年度ノ二百九十四名トナリ剣道、弓道ニ分科ノ道場設備狭隘ヲ告ゲ一定時間ニ相当ノ練習ヲ実施スルノ不便ヲ感ズルニ至リ旁々中等学校同様剣、柔二道ヲ正科ニ採用シ弓道ト併セテ武科ヲ三分科トシ、本科ニ於テハ其一ヲ選マシメ高等科ニ於テハ之ニ教練ヲ加ヘテ其一ヲ択マシメ可及的武科ノ練習ヲ満足セシメントス

尚ホ柔道ヲ正科ノ一ニ加フル為ニ要スル経費ノ予算額ハ人件費六百五拾円ト初度調弁及修理費五拾円合計七百円ヲ要スル見込ナリ　以上

14　学則変更の件　認可

1　私立専門学校学則変更認可ノ件

東専　一五九号　裁決定4月11日　文書課長㊞　発送
4月11日　起案者㊞
昭和五年四月五日起案
学務課長㊞
専門学務局長㊞　近澤督学官㊞
次官㊞

私立専門学校学則変更認可ノ件
案
大東文化学院設立者
大東文化協会
昭和五年三月三十一日、学院第四七八号申請
学則中変更ノ件、認可ス
年　月　日　文部大臣

備考
学科課程、武科中ニ柔道ヲ加ヘントスルモノナリ

15　学則変更申請　入学検定料入学金及授業料徴収の件（昭和五年一二月一一日）

1　学則中変更ニ関スル申請書

学院秘第三一一号

学則中変更ニ関スル申請書
大東文化学院
本学院学則中、別紙ノ通変更致度候間、御認可相成度、此段及申請候也
昭和五年十二月十一日
大東文化学院設立者
大東文化協会理事　大津淳一郎㊞

文部大臣　田中隆三殿

2　学則中変更案

学則中変更案
第九章ヲ左ノ如ク変更

第九条　研究科ハ指導教授ニ就キ学術上特殊ノ事項ヲ攻

究スルモノトス

以上変更ニ伴ヒ左ノ附則ヲ追加ス

「附則

第四十二条　第三十八条規定ノ授業料ハ昭和六年度ノ入学者ヨリ之ヲ適用ス

第四十三条　昭和五年度以前ノ入学者ハ給費ニ関シテハ仍従前ノ規定ニ依ル」

右諸条ノ変更又ハ追加ハ学校維持ノ関係上授業料入学金等ヲ新ニ徴収セントスルニ関連シテ必要ヲ生セルモノトス

（以上）

3　昭和六年度大東文化協会収支予算

昭和六年度大東文化協会収支予算

歳入ノ部

科目	昭和六年度金額	昭和五年度金額	算出基礎	摘要
歳入総計	円	円		
第一款　一般歳入	九三、九二〇	一二四、四〇〇		
第一項　政府補助金	九三、九二〇	一二四、四〇〇		
第二項　預金利子	八〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇		
第三項　正会員費	一、八五〇	五〇〇	定期預金一万円一ケ年四万円六ケ月年四分五厘計上、其他当座利子五〇〇円	
第四項　雑誌収入	三〇〇	二〇〇	正会員一〇〇人一人ニ付三円	
第五項　雑収入	二〇〇	一五〇		
	二七〇	二五〇		

科目	昭和六年度金額 円	昭和五年度金額 円	算出基礎	摘要
第六項　入学受験料	一、五〇〇	一、五〇〇	入学料八一人ニ付五円八〇人	
第七項　入学及授業料	二、八〇〇	〇	授業料八一人ニ付三十円八〇人	
第八項　繰越金	七、〇〇〇	一、八〇〇		

歳出ノ部

科目	昭和六年度金額 円	昭和五年度金額 円	算出基礎	摘要
歳出総計	九三、九二〇	一二四、四〇〇		
第一款　大東文化協会一般歳出	九三、九二〇	一二四、〇〇〇		
第一項　俸給及諸給	九、〇七三	一六、八九一		
第一目　俸給	五、四七〇	一一、〇二五	監事二、書記二、給仕一、	平均額監事年一、六二五円書記平均額月六七円五〇給仕一人月二五円其他賞与
第二目　諸給	三、六〇三	五、八六六		
一、旅費	一、一九三	二、五〇〇	内学院　六〇〇円	電車賃、自動車賃、学生就職斡旋旅費其他募集出張旅費等
二、弔慰費	五〇	、一〇〇		

三、	雑給	二、三六〇	三、二六六	小使給仕被服費 理事、各学監事手当及 人決債等
第二項	教化及出版費	二、五五〇	八、一二〇	清●会東京二回、地方二、 三回開催及雑誌毎月一回出 版パンフレット二回発行
第一目	教化及出版費	二、五五〇	八、一二〇	
第三項	営繕事務諸費	五、三九七	七、三三二	
第一目	会議及接待費	、五〇〇	、五三〇	内学院　三〇〇円
第二目	設備及修繕費	、五三五	一、八〇〇	内学院　四〇〇円
第三目	消耗及雑費	四、三六二	五、〇〇二	内学院　三、三〇〇円
第五項	学院部費	五九、六〇〇	六五、七六六	
第一目	教員俸給	四五、五一五	五一、三三三	
一、	教員本俸	四〇、三四〇	四五、二八八	本科　一〇七時間 高等科　八七時間
二、	武科手当	三、四七三	三、六四五	剣道部師範一、助手二、弓 道師範一、柔道師範一、教 錬教師一、　教務主任
三、	事務俸	一、七〇二	二、四〇〇	顧問教授五、年一、〇〇〇 円、一人　七〇四円

一週一時間ニ付　十七円程
計上
剣道師範年三六〇円助手
年七八〇円
弓道師範八四〇円柔道師範
六〇〇円教練教師八四〇円
外実費

第二目　職員給	一一、一五九	一三、〇三三	総長一、学生監一、幹事一、書記五、	総長二、四〇〇円　学生監一、八〇〇円　幹事一、八〇〇円　書記一三〇〇円一人平均月六四五五　其他賞与退職手当等
第三目　傭人給	一、九七六	〇	小使三、給仕二	小使一人平均月三五円二〇　給仕一人平均月三三円
第四目　図書費	、一五〇	、五〇〇		広告料印刷費通信費　医師手当及事務日当等　月　八五八円余
第五目　学生募集費	、八〇〇	、九〇〇		
第六項　学生給費	一〇、三〇〇	二五、三八〇		
第七項　負債償却費	五、〇〇〇	〇		
第八項　予備費	二、〇〇〇	、九一一		

16　学則変更申請　定員中変更の件（昭和五年一二月一一日）

1　定員中変更ニ関スル申請書

学院秘第三一二号

定員中変更ニ関スル申請書

大東文化学院

本学院定員中別紙ノ通リ変更致度候間御認可相成度此段及申請候也

昭和五年十二月十一日

大東文化学院設立者

大東文化協会理事　大津淳一郎㊞

文部大臣　田中隆三　殿

大東文化学院定員中変更案

一、大正十二年創立当時ヨリノ定員

㈠　本　科　　三百人以内

㈡　高等科　　百人以内

二、昭和六年度以降変更案

㈠　本　科　　三百人（従前ノ通リ。但シ「以内」ヲ削ル）

㈡　高等科　　百五十人

本学院卒業者ノ大多数ハ教職ニ従事スル現状ナルガ中等学校生徒ノ国漢文ノ学力漸次低下スルニ鑑ミ中等学校ニ於テハ学力優秀ナル漢文科教師ヲ要求スル傾向顕著ナルモノアリ殊ニ師範学校ノ如キ専攻科設置セラレテヨリ益々高等科卒業者ニ非レバ之ヲ担当スル能ハサルノ状勢ニ在リ

豊富ナル学力ノ要求ハ独リ教員タラントスル者ニ対シテノミナラズ一般社会モ亦本科卒業程度ヲ以テ満足セズ高等科卒業程度ヲ要求スル傾向アリ是レ高等科定員ヲ増加セントスル所以ナリ

尚教室其ノ他教授要具等ハ本増員ノ為ニ支障ヲ来スコトナシ

（別図添）

2　九段校舎校地図

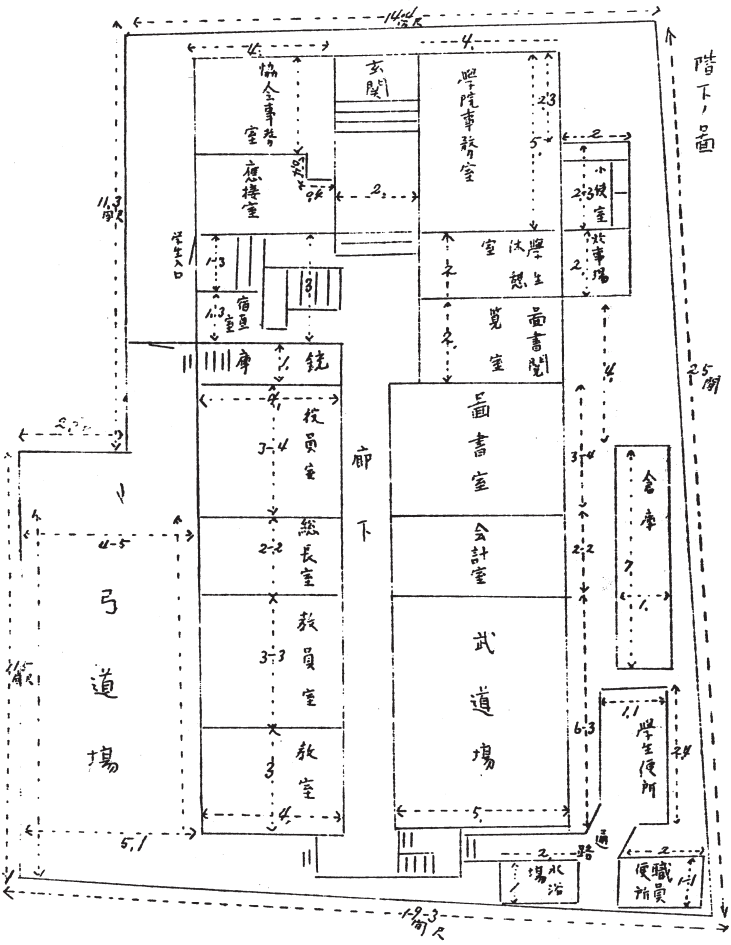

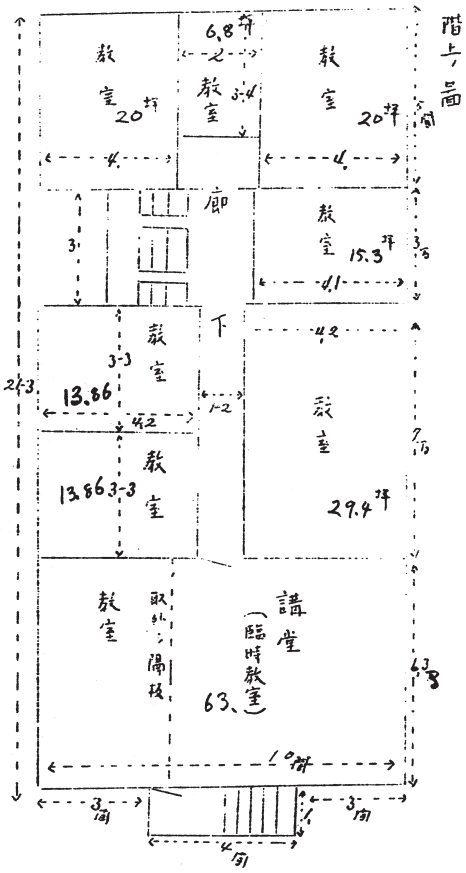
階上図
教室
20坪
6.8坪
教室
教室
20坪
廊
教室
15.3坪
下
教室
13.86
教室
13.86
教室
29.4坪
教室
取外シ開放
講堂
(臨時教室)
63.
10間
3間
3間
4間

17　学則変更の件　認可

1　進達書

東専　六四九号　裁決定12月27日　文書課長印　発送

1月7日　起案者㊞

昭和五年十二月十三日起案

学務課長㊞

専門学務局長㊞

次官㊞

近澤督学官㊞

木村　㊞

私立専門学校学則変更及生徒定員変更認可ノ件

案ノ一

大東文化学院設立者

大東文化協会

昭和五年十二月十一日、学院秘第三一一号

申請学則中変更ノ件、認可ス

年　月　日　文部大臣

備考

主ナル変更左ノ如シ

一、本校ハ、現在受験料五円ヲ徴スルニ過キザリシガ、新ニ入学金五円、授業料三十円ヲ徴セントス、尚授業料支弁ノ困難ナル若者ニ対シテハ、其ノ事情ニ依リ減額、又ハ免除シ得ル規定ヲ設ク（第九章第三十七条乃至第四十一条）

二、生徒給費ニ関スル規定ヲ廃シ、新ニ奨学金ノ規定ヲ設ク（第六章　第三十一条）

三、懲戒規定中ニ、新ニ「命令規定違反」ノ字句ヲ加フ（第八章　第三十五条）

四、改正学則ハ、授業料ニ付テハ昭和六年度入学者ヨリ適用ス、給費ニ付テハ昭和五年度以前ノ入学者ハ、従前ノ規定ニ依ル（附則第四十二条、第四十三条）

大東文化協会財産造成計画案並ニ昭和六年度予算、別紙ノ通

案ノ二

大東文化学院設立者

大東文化協会

昭和五年十二月十一日、学院秘第三一二号

申請生徒定員変更ノ件、認可ス

年　月　日　　大臣

備考

生徒定員ヲ、左ノ通変更セントス

	現在	変更後
本科	三〇〇	三〇〇
高等科	一〇〇	一五〇
計	四〇〇	四五〇

即チ高等科生徒定員ヲ、五十名増員セントスルモノニシテ、教室其ノ他教授上ノ要具ニハ、支障ナシ（理由書及教室図面、別紙ノ通）

18　学則変更申請　国語および漢文科教員の件（昭和六年三月二八日）

1　学則改正ノ件ニ付申請

〈欄外〉
正本

学院第五七九号ノ三

昭和六年四月八日
未学第三、五一八号　東京府経由

学則改正ノ件ニ付申請

大東文化学院

本学院ハ別紙ノ通リ学則ヲ改正シ、昭和六年度入学者ヨリ之ヲ適用シ度、時日切迫ニ付、特別ノ御詮議ヲ以テ御認可相成候様申請仕候尚昭和五年度入学者ハ、別紙附則第四十四条但書ノ通リニ御認可相成度候也

昭和六年三月二十八日

大東文化学院設立者
大東文化協会理事　大津淳一郎印

〈貼紙〉
種別　わ一ノ六
件名　東京府経由
大東文化学院学則中変更認可
番号　東　専　結　了　昭　六　保存　ムキ
枚数　一括一六二　年月日　五一二　年限

学則改正ノ件

一、学則第三章第七条ヲ削除シ同第六条ヲ左ノ通リ

第六条第七条ニ改ム

第六条　本科ノ学科課程ハ左ノ如ク之ヲ定メ中等教育ニ於ケル国語及漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシム

（参看）従来ノ学科課程表ハ五葉ニアリ

学科課程表（改正ノ分）

本科	科目＼学年	第一学年		第二学年		第三学年	
		一週時数		一週時数		一週時数	
正科目	皇学	二		二		二	
漢文	経学及子学	四		六		一一	
	史学	五		五		三	
	文学	三		三		三	
	作詩作文	二					
国語	講読	九		八		六	
	文作文法	一		一			
	言語学			一		一	
	文学史	一		一		一	
支那語		三		三		三	

参考科目		武科	随意科	総時数
倫理学 心理学 論理学 二	教練 二	剣道 柔道 弓道 ノ内一科 一	英訳四書	三七
法学通論 経済学 三	教練 二	剣道 柔道 弓道 ノ内一科 一	仝上	三六
哲学概説 教育学 一 二	教練 二	剣道 柔道 弓道 ノ内一科 一	仝上	三六

作詩作文演習：課外トシテ毎週一回之ヲ課ス

第七条　高等科ノ学科課程ハ左ノ如ク之ヲ定メ高等教育ニ於ケル漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシム（学科課程表ハ武科一時間ヲ減セル外従来通）

高等科	科目／学年	第一学年	第二学年	第三学年
正科目	皇学	四	四	二
	経学及子学	一二	一二	一六
	史学	二	二	
	文学	三	三	四
	作詩作文	一	一	一
	支那語	二	二	一

参考科目	東洋哲学	西洋思想史（外国書）	東洋思想史	教育学及教授法（外国書）	東西思想比較	東西法制史
武科	教練	剣道 柔道 弓道 ノ内一科	教練	剣道 柔道 弓道 ノ内一科	教練	剣道 柔道 弓道 ノ内一科
	四	二	四	二	四	二
科外		一		一		一
音韻学			東洋美術史		金石学	
総時数		三二		三二		三二

別科生ニ対シテハ中学校卒業程度ニヨリテ英語ノ学力ヲ査定シ其ノ学力不十分ナル者ニ付テハ在学中中学校卒業程度以上ノ学力ヲ修得セシム

二、附則　第四十三条ノ次ニ左ノ一条ヲ附加ス

第四十四条　改正学則ハ昭和六年度入学者ヨリ之ヲ適用ス

但昭和五年度本科入学者ニ限リ第二学年以降改正学則ニ依リ教授シ第一学年ニ於ケル国語及国文ニ関スル教科ノ不足ハ特別教授ニ依リテ之ヲ補充ス

本科学科課程改正ノ要項

一、正科目中ノ経学及子学、史学、文学、作詩・作文ヲ漢文ノ題目ノ下ニ総括ス

二、正科目中ニ新ニ講読、文法、作文、言語学、文学史ノ四科ヲ加ヘ国語・題目ノ下ニ総括ス

三、科外、題目ヲ随意科ニ改ム

四、毎週教授時数各学年三十五時間ヲ三十六時間ニ増加シ其ノ内容ヲ左ノ如ク改定ス

(イ) 皇学第一、二、三学年　四、四、四　ヲ　二、二、二　ニ改ム
(ロ) 経学及子学　〃　変化ナシ
(ハ) 史学　〃　一〇、八、四　ヲ　五、五、三　ニ改ム
(ニ) 文学　〃　三、四、三　ヲ　三、三、三　ニ改ム
(ホ) 作詩作文　〃　一、一、一　ヲ　二、〇、〇　ニ改ム
(ヘ) 講読　〃　九、八、六　ト定ム
(ト) 文法作文　〃　一、一、〇　ト定ム
(チ) 言語学　〃　〇、一、一　ト定ム
(リ) 文学史　〃　一、一、一　ト定ム
(ヌ) 支那語　〃　四、三、三　ヲ　三、三、三、三ニ改ム
(ル) 参考科目　〃　四、四、四　ヲ　四、三、三ニ改ム
(ヲ) 武科　〃　四、四、四　ヲ　三、三、三ニ改ム
(ワ) 科外（随意科ニ改ム）〃　一、一、一　ヲ　削除ス

（参看）

従来ノ学科課程表

科別	学年	科目	正科目 皇学	経学及子学	史学	文学	作詩作文	支那語	参考科目	武科	科外	総時数
本科	第一学年	一週時数	四	四	一〇	三	一	四	倫理学 法学概論	教練 弓道 柔道 剣道	国史 読史余論 眼	三五
	第二学年	一週時数	四	六	八	四	一	三	心理学 論理学 経済学	教練 弓道 柔道 剣道	日本文学史	三五
	第三学年	一週時数	四	一一	四	三	一	三	教育学 西洋哲学	教練 弓道 柔道 剣道	支那文学史	三五

従来・教科配当表

本科	第一学年	第二学年	第三学年
	詔勅衍義	帝国憲法	古事記
	神皇正統記	皇室典範	公事根源
	弘道館記述義	明倫和歌集	万葉集
	孝経	論語	詩経
	大学	孟子	書経
	小学	靖献遺言	中庸
	日本外史	太平記	春秋左氏伝
	日本政記	十八史略	史記
	十八史略	元明史略	諸子抄
	文章軌範	清史略	本朝文粋
	古今和歌集	新古今和歌集	唐宋八家文
	唐詩選	唐宋八家文	明清文鈔
	作詩法	三体詩	古文真宝
	漢文法、復文	作詩、作文	作詩、作文
	支那語	支那語	支那語
	法学通論	音韻学	哲学概論
	倫理学	論理学	教育学
	習字	心理学	英訳四書

教練	剣道	柔道
弓道	ノ内一科	
教練	剣道	柔道
弓道	ノ内一科	
教練	剣道	柔道
弓道	ノ内一科	

改正教科配当表

第一学年	第二学年	第三学年
○神皇正統記	○帝国憲法	○弘道館記述義
孝経	○皇室典範	詩経
大学	論語	書経
小学	孟子	中庸
日本外史	靖献遺言	春秋左氏伝
日本政記	十八史略	諸子抄
十八史略	元明史略	史記
文章軌範	清史略	支那文学概論
唐詩選	唐宋八家文	古文真宝
漢文法、復文	三体詩	作詩、作文
作詩法	作詩、作文	○古事記
△明倫和歌集	△大鏡	公事根源
△古今和歌集	△水鏡	△万葉集
△徒然草	△増鏡	△神楽
△枕草子	△太平記	△催馬楽
△十六夜日記	△新古今和歌集	△言語学

土佐日記	源氏物語	上世文学史
太平記	竹取物語	支那語
保元物語	狭衣物語	哲学概説
平治物語	落窪物語	教育学
平家物語	宇治拾遺物語	教練
俳句、俳文	国文法	剣道
謡曲、戯曲	音韻学	柔道
国文法	中世国文学史	弓道
近世国文学史	支那語	英訳四書
支那語	法学通論	
倫理学	経済学	
心理学	教練	
論理学	剣道	
教練	柔道	
剣道	弓道	
柔道	英訳四書	
弓道		
英訳四書		

ノ内一科

ノ内一科

2　学則改正理由及説明書

学則改正理由及説明書

一、改正理由　二個条

第一、我　皇道国体及国民性ヲ一層精覈ニ理会セシメンガ為ニ従来正科目中皇学、史学、文学中ニ採用セル我国語国文ノ外左ノ諸教科ヲ採用シ之ヲ本科各学年ニ配当ス

新ニ採用スベキ国語国文ノ教科目

一、物語類

保元物語　平治物語　平家物語　源氏物語

竹取物語　落窪物語　狭衣物語　宇治拾遺物語

二、歴史類

大鏡　水鏡　増鏡

三、随筆類

枕草子　徒然草

四、日記類

土佐日記　十六夜日記

五、詩歌類

俳文　俳句　謡曲　戯曲　神楽

催馬楽

六、文学史

近世文学史　中世文学史　上世文学史

七、文法及言語学

国文法　言語学
第二、　中等教育ニ於テ国語及漢文ノ二科ハ殆ト一体ヲナスヲ以テ従来本学院本科卒業生ガ唯漢文科ノミヲ以テ中等教育ニ従事シタル不便ヲ除去シ国語及漢文科ノ教員タルベキ資格ヲ得シメントス

二、教授時数及教科目ノ異動ニ対スル説明

(イ)皇学　四、四、四ヲ二、二、二ニ改ム
第一年(四)中ヨリ弘道館記(二)ヲ三年ニ移シテ(二)トス
第二年(四)中ヨリ明倫歌集(二)ヲ国語ニ移シテ(二)トス
第三年(四)中ヨリ古事記(一)公事根源(一)万葉集(二)ヲ国語ニ移シ一年ヨリ弘道館記ヲ補ヒ来リテ(二)トス

(ロ)経学及子学　変化ナシ

(ハ)史　学　一〇、八、四ヲ五、五、三ニ改ム
第一年(○)中ヨリ作詩法(一)漢文法(一)ヲ作詩作文欄ニ唐詩選(一)ヲ文学欄ニ習字(一)ヲ国語ニ移シ更ニ日本外史日本政記中ヨリ(一)ヲ割キテ国語ニ充テ(五)トス
第二年(八)中ヨリ太平記(三)音韻学(一)ヲ国語ニ移シ十八史略ニ(一)ヲ増加シテ(五)トス
第三年(四)中ヨリ支那文学概論(一)ヲ文学欄ニ移シテ(三)トス

(ニ)文　学　三、四、三　ヲ　三、三、三　ニ改ム
第一年(三)中ヨリ古今集(一)ヲ国語ニ移シ唐詩選(一)ヲ史学欄ヨリ移シ来リテ(三)トス
第二年(四)中ヨリ新古今集ノ(一)ヲ国語ニ移シテ(三)トス
第三年(三)中ヨリ八家文(一)ヲ削リテ二年史学十八史略元明清史略ニ加ヘ支那文学概論ノ(一)ヲ史学欄ヨリ移シ来リテ(三)トス

(ホ)作詩作文　一、一、一ヲ二、〇、〇ニ改ム
従来作詩作文ハ宿題ニシテソノ課程表ニ計上セル時数ハ単ニ仮想ニ止マリ教室ニ於ケル時数ニアラザルヲ以テ之ヲ国語ノ時数ニ転換シ別ニ
第一年ニハ教室ニ於テ教授スル所ノ作詩法(一)漢文法(一)ヲ史学中ヨリ移シ来リテ(二)トシ
第二、三年ニハ教室ニ於ケル課業ナキヲ以テ(○)、(○)トス

(ヘ) 講演　九、八、六　ト定ム
文法
作文　一、一、〇　ト定ム
(ト) 言語学　〇、一、一　ト定ム
(チ) 文学史　一、一、一　ト定ム
(リ) (ヘ)ヨリ(リ)ニ至ル四科目三十時間ハ国語ノ題目ニ総括セラル、モノニシテ今次改正ノ眼目ナリ
(ヌ) 支那語　四、三、三　ヲ　三、三、三ニ改ム
第一年(四)ヨリ(一)ヲ割キテ国語ニ充当ス
(ル) 参考科目　四、四、四　ヲ　四、三、三ニ改ム
各学年(一)ヲ割キテ国語ニ充当ス
(ヲ) 武科　四、四、四　ヲ　三、三、三ニ改ム
各学年(一)ヲ割キテ国語ニ充当ス
(ワ) 科外　一、一、一　ヲ　削除ス
各学年(一)ヲ国語ニ充当ス
改正学則ニ於テハ前項第二ノ理由ニ本ヅキ(ママ)本科第一、二、三学年ヲ通ジテ毎週三十時間ヲ国語及国文ニ関スル教科ニ配当セント欲シ之ガ為ニ先ヅ従来ノ教科目中第一、二、三学年ヲ通ジテ毎週十三時間ノ国語及国文ニ属スル教科目アルヲ以テ即チ

皇学中	六時間	古事記一、万葉集二、明倫歌集二、公事根源一、習字一、音韻学一、古今集一、新古今集一、
史学中	五時間	太平記三、
文学中	二時間	
合計	十三時間	

別ニ十七時間ノ国語及国文ニ関スル教科配当ノ時間ヲ求メ

イ、作詩作文（転換）	各学年毎週一時間	計三時間
ロ、武科（減）	各学年毎週一時間	計三時間
ハ、支那語（減）	第一学年毎週一時間	計一時間
ニ、科外（転換）	各学年毎週一時間	計三時間
ホ、新増	各学年毎週一、二時間	計四時間
ヘ、参考科目（減）	各学年毎週一時間	計二時間
ト、史学（減）		

第一学年毎週一時間　計一時間

合計　十七時間

ヲ得新旧合計毎週三十時間ヲ国語及国文ニ関スル教科ニ配当スルコト左ノ如シ

科目＼学年	第一学年	一週時数		一週時数		一週時数	計
国語 講読		九		八		六	
国語 文法作文		一		一			
国語 言語学				一		一	
国語 文学史		一		一		一	
計		一一		一一		八	

《参考》一、

従来ノ学則ニヨル教科目中漢文ニ属スル学科目並ニ配当時間数左ノ如シ

イ、経学及子学　二十一時間

孝経　大学　中庸　論語　孟子

小学　詩経　書経　春秋左氏伝

諸子抄――荀子　韓非子　荘子

ロ、史学　十七時間

日本外史　日本政記　靖献遺言

十八史略　元明史略　清史略

史記

ハ、文学　八時間

文章軌範　唐宋八家文　明清文鈔

唐詩選　三体詩　支那文学概論

古文真宝　本朝文粋　作詩法

漢文法、復文

合計　四十六時間

外ニ作詩、作文　三時間

コハ課題ニテ教室ニ於テセザルガ故ニ仮定ノ時間数ナリ

《参考》二、

従来ノ学則ニヨル教科目中国語及国文ニ属スル学科目並ニ配当時間数左ノ如シ

前出（十葉）

十教科目　十三時間

(乙)　従来ノ学則第三章第六条ノ学科課程表ヨリ十四時間ヲ割愛セル理由左ノ如シ

イ、作詩・作文ハ主トシテ教室外ノ課業ニ属スルヲ

以テ其作詩法、漢文法ヲ教授スル時間ノ外ニ自作ノ時間トシテ計上セル従来ノ一時間（各学年）ヲ削除セリ
右ハ実際上何等ノ異動ナキモ課程表上ノ時間数ノミ消滅シタル儀ナリ
ロ、武科ノ教授時数毎週四時間ナリシヲ三時間ニ短縮セルハ教練ニ於テハ依然トシテ毎週二時間トシ他ノ剣、柔、弓道ノ一ヲ選ム者ニ対スル二時間ヲ一時間トセリコレハ時間外練習ヲ許シ来レルヲ以テ実際上ノ体育、気育ニ影響ナキヲ信ズ
ハ、支那語ニ於テ本科第一学年ノ毎週四時間ヲ三時間トセルハ実際上毎週三時間、各学年ヲ通ジテ九時間ニテ予定ノ学習ヲ完了スルヲ実験シタルヲ以テ之ヲ減少セリ
ニ、科外ニ於ケル本科各学年一時間ヲ削除シテ之ヲ随意科トシ課程表ヨリ三時間ヲ削減セリ
ホ、本科各学年ヲ通ジテ毎週三十時間ノ国語及国文科ヲ課セントスルニハ尚教授時数不足ナルヲ以テ毎週ノ総時数三十五時間ヲ三十六時間トシ此ニ三時間ノ補充ヲナス
ヘ、以上毎週十三時間、尚四時間ノ補充スルニ非レバ一週三十時間ノ国語及国文教授ヲ完全ニスル能ハザルヲ以テ更ニ参考科目中ヨリ毎週一時間ヲ減ジ漢文中ノ日本外史、日本政記ヨリ毎週一時間ヲ割愛シ此ニ十有七時間ヲ得従来国語及国文ニ属スル学科ニ充当セシ十有三時間ト併セテ三十時間ヲ毎週本科第一、二、三学年ニ配当シ得ルニ至レルヲ以テ学則改正上第二ノ理由ヲ満足セシメ兼ネテ第一ノ理由ヲモ満足セシメントス
尚参考科目ノ毎週時間ニ一時間ヲ減ジタルハ遺憾ナレドモ大抵二学科各二時間ナルヲ一時間半トスルモノニシテ従来ニ劣ラザル成績ヲ挙ゲ得ベキコトヲ予料ス
又日本外史、日本政記ノ一時間ヲ減ゼルモ此ハ国文ニ於テ国文ノ歴史ヲ増加セルヲ以テ之ヲ補充シ得ルモノト信ズ
之ヲ要スルニ従来ノ学則ニ比シ正科目中時間ノ変化セルハ各教科目相互間ニ於ケル移動ニシテ只僅ニ第一学年漢文一週一時間ト同支那語一時間ヲ減ゼシニ止マリ他ハ参考科目、武科、科外ノ各学年各一時間ヲ減ジタルト毎週総時数ヲ各学年一時間増加シタル

トニヨリテ国語及国文ニ関スル教科ニ三十時間ヲ充当スルヲ得タリ

漢文ニ於テ失ヒタル一時間ハ新ニ増加セル国語ノ十七時間ニヨリテ補ヒテ余アルベク国語国文ノ三十時間ハ未ダ之ヲ以テ十分ナリトハ云ヒ難キモ皇学中ノ神皇正統記二時間ハ一面国語トモ見ルベキモノナレバ実際ハ三十二時間トナリ

加フルニ国語国文ト密接不可分ノ関係ニ在ル漢文殆ド五十時間ニ近キ教科ト支那語九時間トニヨリテ彼此相裨補シ時間数以上ノ成績ヲ挙グルヲ疑ハズ

尚

高等科ニ於ケル武科四時間ヲ三時間ニ変更セルハ前掲本科ニ於ケル武科ノ変更ニ準ゼルモノナリ

昭和五年度入学本科第二学年

国語学科補講書

一、昭和五年度授業日数ヲ週ニ換算サスレバ三十七週トナル

一、改正学則ニヨル本科第一学年ノ国語学科ヲ毎週九時間トシテ三十七週ニテ三百三十三時トナル

一、右ノ内昭和五年度ニ於テ国語学科ニ属スル古今集及習字毎週各一時間合計二時ノ三十七週分七十四時間ヲ控除スレバ余ス所二百五十九時間トナル

此二百五十九時間ハ補講ヲ要スル時数ナリ

一、之ハ夏季休業、冬季休業ニ配当シテ補講スルコト左ノ如シ

㈠　夏季休業中　自七月十一日　至八月卅一日　毎日四時間

自午前七時　至〃十一時　七週ト四日

毎週二十四時間　合計百八十四時間

㈡　夏季休業中　自九月一日　至〃七日　毎日六時間

自午前七時　至午後二時　一週ト三日

毎週三十六時間　合計五十四時間

㈢　冬季休業中　自十二月廿五日　至〃廿九日　毎日六時間

自午前八時　至午後三時　四日間

二十四時間

総計二百六十二時間……三時間過

昭和六年度　補講表　昭和五年入学生　国語学科補講

内容／回数	第一回 自七月十一日 至八月廿一日	第二回 自九月一日 至九月十日	第三回 自十二月二十五日 自十二月二十九日	総計
日数	五二	一〇	四	六六
週数	外四日 七	外三日 一	○	外四日 九
毎週時数	二四	三六	三六	
時数合計	一八四	五四	二四	二六二

19　学則変更の件　認可

大東文化学院設立者
大東文化協会

昭和六年三月二十八日申請学則中一部変更ノ件、認可ス

年四月十日　大　臣

1　学校学則変更認可

東専　一六五号　裁決定　5月12日　文書課長印　発送5月12日　起案者印

昭和六年四月十八日起案

私立専門学校学則変更認可ノ件

案

備考

本科学科目中ニ、新ニ国語科ヲ置カントスルモノニシテ、大要左ノ如シ

一、学則第七条（授業時数制限ノ規定）ヲ削除シ、高

等科ノ学科課程ノ規定ヲ第六条ヨリ分離シ、第七条トス

二、本科正科目中、経学及子学、史学、文学、作詩作文ヲ漢文科ニ総括シ、新ニ国語科ヲ設ケ、之ヲ講読、文法、作文、言語学、文学史ニ分ツ

国語科ノ授業時間ハ、現在学科課程中、国語ニ関スル学科目十三時間、各学科目授業時数ノ転換、又ハ減少ニ依ルモノ十三時間、新ニ増加シタルモノ四時間、合計三十時間ヲ充ツ

本改正ニ依リ、漢文ノ時間ノ減少シタルハ、史学一時間、作詩作文三時間、計四時間ナリ、而シテ右作詩作文（従来、宿題トシテ課シタル由）ハ毎週一回、課外トシテ之ヲ課シ、実際ノ授業ハ従来史学中ニ於テ課シタル作詩法一時間、漢文法一時間ヲ移シ、作詩作文ニ時間トナセリ

三、高等科ノ学科目中、武科ハ本科ト同様、毎学年一時間ヲ減少セリ

四、改正学則ハ、昭和六年四月入学者ヨリ実施ス、但シ昭和五年度入学者ニ限リ特別教授ニ依リ、本改正学則ニ依リ完全ナル授業ヲ受ケシメントス

（附則及補講計画書ノ通リ）

五、国語科担任教員表ハ、追而提出セシメントス

六、別紙新旧学則対照表並学則改正ノ要項及理由、説明書（申請書添付）参照

新旧学則対照表（抄）

第三章　学　科　課　程

第六条　本科及高等科ノ学科課程ハ左ノ如ク之ヲ定メ本科ニ在リテハ中等教育高等科ニ在リテハ高等育ニ於ケル国語及漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシム

科別	学年	科目	皇学	正科目 漢文				正科目 国語				正科目 支那語
				経学及子学	史学	文学	作詩作文	講読	文法作文	言語学	文学史	
本科	第一学年	一週時数	二四	四	十〇五	三	十二	九	一		一	三四
	第二学年	一週時数	二四	六	木五	三四	十	八	一	一	一	三
	第三学年	一週時数	二四	一一	四三	三	十	六		一	一	三
		減少	6		7	1	3					1

参考科目	武科	随意科目	科外	総時数
法学概論 倫理学 心理学 論理学	剣道 柔道 弓道 教練	英訳四書	国史眼 日本文 支那文 読史余論	
二 四 二 二	一 四		一	三五 七
経済学 心理学 論理学	剣道 柔道 弓道 教練	書道	日本文 学史	
三 四	一 四		一	三五 六
西洋哲学 概説 教育学	剣道 柔道 弓道 教練	書道	支那文 学史	
四 二	一 四		一	三五 六ママ
2	3		3	

作詩作文演習ハ課外トシテ毎週一回之ヲ課ス

第七条　高等科ノ学科課程ハ左ノ如ク之ヲ定メ高等教育ニ於ケル漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシム

科別	学年	科目	皇学	経学及子学	史学
高等科	第一学年	一週時数	四	一二	二
	第二学年	一週時数	四	一二	二
	第三学年	一週時数	二	一六	

目			参考科目	武科	科外	総時数
文学	作詩文	支那語	東洋思想史 西洋哲学 （外国書）	剣道 柔道 弓道 教練 ノ内一科	音韻学	
三	一	二	四	一 四 二	一	二 五 三
			東洋思想史 教育及教授法 （外国書）	剣道 柔道 弓道 教練 ノ内一科	東洋美術史	
三	一	二	四	一 四 二	一	二 三 三
			東西思想比較 東西制史	剣道 柔道 弓道 教練 ノ内一科	金石学	
四	一	一	四	一 四 二	一	二 三 三

前掲ノ外英語ヲ随意科目トシテ課スルコトアルベシ但シ

高等科別科生ニ対シテハ中学校卒業ノ程度ニ依リ英語ノ学力ヲ査定シ其ノ学力不充分ノ者ニ付テハ高等科在学中中学校卒業程度以上ノ学力ヲ修得セシム

附　則

第四十四条　改正学則ハ昭和六年度入学者ヨリ之ヲ適用ス、

但昭和五年度以前入学者ニ限リ第二学年以降改正学則ニ依リ教授シ第一学年ニ於ケル国語及作文ニ関スル教科ノ不足ハ特別教授ニ依リ之ヲ補充ス

削除　第七条　本科及高等科ニ於ケル正科目ノ授業時数小一週二十六時ヲ限度トス

20　学則変更申請　入学検定料入学金および授業料変更の件（昭和六年一〇月三〇日）

1　学則中変更ニ関スル申請書

学院秘第四〇三号

昭和六年十一月十一日
子学第一一、七三三号　東京府経由

学則中変更ニ関スル申請書

大東文化学院

本学院学則中、別紙ノ通変更致度候間、御認可相成度、此段及申請候也

昭和六年十月三十日

大東文化学院設立者
大東文化協会理事　大津淳一郎印

文部大臣　田中隆三殿

学則中変更案

第九章　入学検定料入学金及授業料

第三十八条ヲ左ノ如ク変更

第三十八条　授業料ハ研究科ヲ除ク外各科共一ヶ年金六拾円トシ左ノ三期ニ之ヲ分納セシム

第一期　金弐拾円　四月十一日ヨリ四月二十日マテ

第二期　金弐拾円　九月十一日ヨリ九月二十日マテ

第三期　金弐拾円　一月十一日ヨリ一月二十日マテ

附則

第四十二条ヲ左ノ如ク変更

第四十二条　第三十八条規定ノ授業料ハ昭和七年度ノ入学者ヨリ之ヲ適用ス

第四十三条ヲ左ノ如ク変更

第四十三条　昭和六年度入学者ノ授業料ハ従前ノ規定ニ依ル

旧第四十三条ヲ四十四条ニ繰リ下ゲ条文旧ノ通リ

旧第四十四条ヲ四十五条トシ左ノ如ク変更

第四十五条　学科課程ニ関スル改正規定ハ昭和六年度入学者ヨリ之ヲ適用ス

但シ昭和五年度本科入学者ニ限リ第二学年以降改正規定ニ依リ教授シ第一学年ニ於ケル国語ニ関スル教科ノ不足ハ特別教授ニ依リテ之ヲ補充ス

（理由）右諸条ノ変更及追加ハ学校維持ノ関係上授業料ヲ増額スルニ関連シテ必要ヲ生セルモノトス

（以上）

大東文化協会財産造成並収支計画要領

㈠基金募集総額ハ金百五拾万円トシ昭和七年度ヨリ昭和十三年度ニ至七ケ年ヲ以テ之ヲ完結ス

其各年次募集予定額ハ附表第二表ノ如シ

㈡昭和八年度ヨリ向十ケ年間政府ヨリ従前ノ通補助金ノ下付ヲ受クルコトヲ予定ス

但下付ナキトキハ臨時ノ寄附金ヲ以テ之ヲ補填ス

㈢昭和七年度ヨリ向七ケ年間ノ収支計画ハ附表第一表ノ如シ

（了）

第一表ノ甲

自昭和七年度
至〃十四年度収入金予算表

年度別	昭和七年度	〃八年度	〃九年度	〃十年度	〃十一年度	〃十二年度	〃十三年度	〃十四年度
収入科目／金額	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円
授業料	九、〇〇〇	一五、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
受験料	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
入学金	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇
現有基金利子	、八四〇	、八四〇	、八四〇	、八四〇	、八四〇	、八四〇	、八四〇	、八四〇
補助金及寄附金	七七、一四〇	七一、一四〇	六八、一四〇	六八、一四〇	六八、一四〇	六八、一四〇	六八、一四〇	七五、〇〇〇
其他雑収入	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇
計	八九、四八〇	八九、四八〇	八九、四八〇	八九、四八〇	八九、四八〇	八九、四八〇	八九、四八〇	九六、三四〇

備考

(1) 授業料ハ昭和六年度入学生ハ年三十円七年度以降ハ年六十円トス各学年度トモ入学生各一〇〇人

(2) 受験料ハ一人五円三〇〇人ヲ計上ス

(3) 入学金ハ一人五円一〇〇人ヲ計上ス

(4) 現有基金利子ハ二万円ニ対スル年四分二厘ヲ計上ス

(5) 其他雑収入ハ当座預金利子物品払下代等ヲ計上ス

(6) 補助金及寄附金ハ補助金（向十ヶ年ノ補助金ヲ得ルモノトシテ）ヲ計上ス但補助金少額ナルカ又ハ万一下付ナキトキハ寄附金及第二表ノ利子ヲ以テ補填スルモノトス

第一表　乙

自昭和七年度
至〃十三年度七ヶ年ニ於ケル一ヶ年度予算額

支出ノ部

科目	金額	算出基礎	摘要
	円		
歳出総計	八九、四八〇〇〇		
第一項　俸給	六七、一九一〇〇		
第一目　総長給	三、〇〇〇〇〇		
第二目　教員俸給	五一、〇六一〇〇		
一、教員本俸	四五、二八八〇〇	本科一三二時間 高等科九六時間	一週一時間ニ付月十七円強計上

二、教員事務俸	二、三〇〇	〇〇	顧問　五 教務主任　一 国書主任　一
三、武科手当	三、四七三	〇〇	剣道師範一、同助手二 弓道師範一、柔道師範一 教錬教師一
第三目　職員給	一一、一五四	〇〇	学生監一、幹事七 書記六、
第四目　傭人給	一、九七六	〇〇	小使三、給仕二、
第二項　諸給			
第一目　旅費	一、七九九	〇〇	基金募集仮費七八一円 学生就職斡旋旅費等
第二目　雑給	二、〇五〇	〇〇	常任理事車代　七人 名誉幹事手当　三人 退職手当其他謝礼金
第三項　教化出版費	三、〇〇〇	〇〇	講演会東京二回、地方ニテ 一回出版他パンフレット等
第四項　営繕並事務諸費	六、一一八	〇〇	
第一目　会議接待費	五〇〇	〇〇	最近ノ統計ニヨル

顧問一人ニ付年二〇〇円計一、〇〇〇円
教務主任　年七二〇円
国書主任年四八〇円
其他賞与　一〇〇円
剣道師範年三六〇円、同助手
年六六〇円（月三〇円～二五円）
弓道師範年八四〇円
柔道師範年六〇〇円
教錬教師年八四〇円
賞与　一七三円（一ケ月）
学生監年一、八〇〇円、幹事
年一、八〇〇円書記月平均六八円
年四八九六円、賞与八五八円
計　上
小使月平均三五円、五〇
給仕月平均二五円、〇〇
学院伊勢参宮旅費並ニ
八〇〇円用達及自動車賃二一四円
一人一〇〇円　計　七〇〇円
一人　五〇円　〃　一五〇円
〃　一、二〇〇円
三回、開催及雑誌毎月二回発行月平均二五〇円

第二目　設備修繕費	一、三〇〇	〇〇	屋根瓦修繕、暖炉及ペンキ塗替、備品費、
第三目　消耗雑費	四、三一八	〇〇	式日費、印刷費、通信筆墨紙状袋類費燃料
第五項　学生募集費	一、〇四二	〇〇	広告料四〇〇円雑当料及紙筆墨文具費一二〇円
第六項　研究費	七、二八〇	〇〇	
第一目　円書費	一、五〇〇	〇〇	
第二目　研究生費	五、七八〇	〇〇	
一、校内研究生費	三、六〇〇	〇〇	研究生一学級三人一ヶ年六人一人二付
二、支那留学生費	二、一八〇	〇〇	留学生二人月一人同旅費一人一三〇円
第七項　予備費	一、〇〇〇	〇〇	

用具類、修繕、校舎外壁其他錠前窓ガラス取替費、	二学年	八年度
教錬費、電話料	月五〇円年六〇〇円	九年度
電灯料保険料其他諸雑費	八〇円年計一、九二〇円	十年度
手当一三八円校医謝礼二五〇円通信費四〇円	計　二六〇円	十一年度

第二表

基金募集年次表

年次	募集予定金額	同上利子	摘要	年次	募集予定金額	同上利子
	円	円			円	円
昭和六、七年度	二〇〇、〇〇〇	年五分	利子収入予定年次	〃	一〇、〇〇〇	年五分
〃　八年度	二〇〇、〇〇〇			〃	二〇、〇〇〇	
〃　九年度	二〇〇、〇〇〇			〃	三〇、〇〇〇	
〃　十年度	二〇〇、〇〇〇			〃	四〇、〇〇〇	

〃 十一年度	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	十二年度
〃 十二年度	二〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	十三年度
〃 十三年度	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	十四年度
計	一五〇〇、〇〇〇		

備考(1)本表ノ利子ハ第一表ノ補助金及寄附金ノ欄ノ金額ノ一部ニ計上スルモノトス

21　学則変更の件　認可

1　学則変更認可

東専五九七号　裁決定11月18日　文書課長印　発送

11月18日　起案者㊞

昭和六年十一月十三日起案

学務課長㊞

専門学務局長㊞

次官㊞

木村督学官

石井

私立専門学校学則変更認可ノ件

指　令　案

大東文化学院設立者

大東文化協会

昭和六年十月三十日申請、学則変更ノ件、認可ス

年　月　日　　大臣

備考

変更ノ要点、左ノ如シ

授業料年額三十円ヲ年額六十円ニ変更シ、昭和七年四月入学者ヨリ適用セントス

22　学則変更申請　学科課程表変更の件（昭和八年三月三日）

1　学則中変更ノ件ニ付申請

〈欄外〉

正本

学院第七二七号

昭和八年三月九日

西学第一、四一九号　東京府経由

学則中変更ノ件ニ付申請

大東文化学院

本学院ハ別紙ノ通リ学則ヲ改正シ、昭和八年度ヨリ之ヲ適用致度候処、時日切迫ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ至急御認可相成候様、申請仕候也

昭和八年三月三日

大東文化学院設立者
大東文化協会理事　加藤政之印

文部大臣　鳩山一郎殿

2　学則中変更ノ件

学則中変更ノ件

○第六条中学科課程表ヲ左ノ如ク変更

本科正												
皇学	漢文						国文					
	経学及子学	支那哲学史○	史学	文学	支那文学史○	作詩、作文	講読	文法、作文				
二	四		四五	三		二	九	一				
二	六		五	三			八	一				
二	一一九	○一	三	三二	○一		六	一				

科目							
言語学	語 文学史	支那語 ○時文	参考科目	武科	随意科目	総時数	備考
			倫理学 心理学、論理学	教練 剣、柔、弓道ノ四科	英訳四書		作詩作文演習ハ課外トシテ毎週一回之ヲ課ス
	一	三 一	二 二	二 一		三七	
			法学通論 経済学	同上	英訳四書		
一	一	三 一	三	二 一		三六 三七	
			○哲学概説 東洋政治学 教育学	同上	英訳四書		
一	一	三 一	一 一 二	二 一		三六 三七	

朱書　従前規定
○印　新設事項

理由

一、支那哲学史、支那文学史ヲ特設シタルコト

従来支那哲学史ハ経学及子学ノ各講義ニ附随セシメ支那文学史ハ文学ニ附随教授シ来キリシガ其ノ間稍々系統ヲ欠キ遺憾ノ点少ナカラサルニヨリ今回之ヲ分離独立シ三学年ニ於テ各一時間ヲ課スルコトトセリ

一、支那語時間ヲ増加シタルコト

支那語ノ学力ヲ増進シ現代支那ニ対スル理解ヲ深クスル為各学年「時文」一時間ヲ増加シタリ

一、東洋政治学ヲ特設シタルコト

本学院建学ノ趣旨ニヨリ国家的人材養成ニ資スル為東洋政治学ヲ三学年参考科目ニ加ヘタリコハ従来其ノ要素ハ経学及子学ニ含マレタルモノナルガ今回之ニ系統組織ヲ与ヘ儒学治国平天下ノ道ヲシテ一層明カナラシメンコトヲ期セリ（別冊東洋政治学簡明目録参照）

一、以上改正ノ結果現行時間ヨリ

一学年ニ於テ史学一時間ヲ減ジ支那語時文一時間ヲ増シ総時数異動ナシ

二学年ニ於テ支那語時文一時間ヲ増シ総時数ニ於テ一時間増加ス

三学年ニ於テ経学及子学二時間、文学一時間ヲ減ジ支那哲学史、支那文学史、東洋政治学、支那語時文各一時間ヲ増シ総時数ニ於テ一時間増加スルコトトナレリ

○第七条中　学科課程表ヲ左ノ如ク変更

高等科															
学年	科目	正科													
		皇学	漢					文				支那語及時文	参考科目	武科	科外	総時数	備考
			経学及子学	支那哲学史○	東洋政治学○	史学	文学	作詩、作文									
第一学年													東洋哲学○儒学史西洋思想史(外国書)	教練剣、柔、弓道ノ内一科	音韻学		作詩作文ハ課外演習トナスコトヲ得
一週時数		四	一一			二	三	一	二	二	三		四	二	一	三二	
第二学年													東洋思想史教育学及教授法（外国書）	同上	東洋美術史		
一週時数		四	一一			二	三	一	二	二	三		四	二	一	三二	
第三学年													東西思想比較東西法制史	同上	金石学		
一週時数		二	一六	○二	○二		四	一	一	二	三		四	二	一	三二	

朱書　従前規定
○印　新設事項

理由

一、支那哲学史ヲ特設シタルコト
従来支那哲学史ハ経学及子学、東洋哲学、東洋思想史中ニ教授サレ来リシガコハ漢文学科ニ於テ重要ナルモノナルニ鑑ミ今回正科トシテ三学年ニ二時間ヲ課スルコトトセリ

一、東洋政治学ヲ特設シタルコト
本学院建学ノ趣旨ニヨリ国家的人材養成ニ資スル為東洋政治学ヲ三学年ノ正科ニ加ヘタリコハ従来其ノ要素ハ経学及子学、東洋哲学、東洋思想史、東西法制史ニ含マレタルモノナルガ今回之ニ系統組織ヲ与ヘテ一科目トシ儒学治国平天下ノ道ヲ闡明センコトヲ期セリ

一、支那語時間ヲ増加シタルコト
支那語学力ヲ増進シ現代支那ニ対スル理解ヲ深クスル為一学年二学年ニ於テ一時間宛三学年ニ於テ二時間ヲ増シ主トシテ時文ノ学力ヲ養ハントス

一、参考科目ヲ整理シタルコト
一学年参考科目東洋哲学ハ支那哲学史、儒学史、東洋思想史、東西思想比較ノ各科ニ於テ充分教授サレ得ルヲ以テ之ヲ廃シ新ニ儒学史ヲ置キ従来ノ欠陥ヲ補ヒ東洋思想研究ノ完全ヲ期シタリ
三学年参考科目東西法制史ハ東洋政治学、東西思想比較、東洋思想史、西洋思想史ノ各科ニ於テ略シ教授シ得ルコトニヨリ之ヲ除ケリ

一、以上改正ノ結果
第一学年ニ於テ経学及子学一時間ヲ減ジ支那語及時文一時間ヲ増シ総時数差引増減ナシ
第二学年ニ於テ経学及子学一時間ヲ減ジ支那語及時文一時間ヲ増シ総時数差引増減ナシ
第三学年ニ於テ経学及子学四時間ヲ減ジテ支那哲学史東洋政治学各二時間ヲ増シ又支那語及時文二時間ヲ増シテ東西法制史二時間ヲ減ジ総時数差引増減ナキコトトセリ
尚作詩作文練習ノ実際必要ヨリ本科同様備

考トシテ課外演習トナスコトヲ得ル旨規定シタリ

○第八条中学科課程表ヲ左ノ如ク変更

補習科									
科目	一週時数	漢文				国語			総時数	備考
皇学	二	経学及子学	支那哲学史	史学	文学	支那文学史	講読	文法作文	言語学	文学史	二七	作詩作文演習ハ課外トシテ毎週一回之ヲ課ス

（理由）補習科学科課程ハ従来大体高等科第一学年ノ課程ヲ準用シタルガ今回本科ニ於テ国語科無試験検定資格附与ヲ申請中ナルヲ以テ従来ノ如ク漢文科ノミヲ修ムルヲ得ズ

依リテ別表ノ如ク改正シ大体本科第三学年課程ニ準拠補習スルコト、セリ（但シ支那語ヲ除ク）

○第十六条及第十七条中左ノ通リ変更

㈠　本文中「……ニ入学シ得ヘキ者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノタルコトヲ要ス」ヲ「……ノ一ニ該当スルモノトス」ニ変更

（理由）文句ヲ簡単明瞭ナラシムルニ在リ

㈡　資格中「正科生」ヲ「正科第一種生」ニ

㈢全部抹消〈印〉別科生甲種」ヲ「正科第二種生」ニ「別科生乙種」ヲ単ニ「別科生」ト変更

（理由）教員免許状無試験検定資格ハ従来正科生及甲種別科生ニ与ヘラレアルモ甲種別科生ハ其ノ別科ノ称アルヲ以テ往々右資格ニ疑義ヲ挟マルヽノ虞アリ故ニ是等類似ノ誤解ヲ除ク為本文ノ如ク改称セントス

○第十七条中従来ノ甲種別科生（イ）ノ項ヲ左ノ如ク変更

甲種別科生
「イ、正科第二種生」トシテ本学院本科ヲ卒業シタル者
但シ小学校本科正教員ノ免許状ヲ有シ本科ニ入学シタル者ニ限ル」
（理由）従前ノ文句「免許状ヲ有スル資格ヲ以テ」ハ意義明瞭ヲ欠キ事実上ノ認定困難ナルニ因リ前文ノ通リ改ム

○第十九条ヲ左ノ如ク変更
「研究所ニ入学シ得ヘキ者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス
一、本学院高等科ヲ卒業シタル者
二、大学令ニ依ル大学学部文学部支那文学科及支那哲学科ヲ卒業シタル者
三、漢文科高等教員免許状ヲ有スル者」
（理由）入学範囲ヲ拡大シ篤学ノ士ヲシテ研究ノ便ヲ得シメントスルニ在リ

○第二十条ヲ左ノ如ク変更
「入学ハ経歴学力性行及身体ニ就キ考査ヲ経テ之ヲ許可ス」
（理由）入学考査ノ実際上身体考査ヲ加フセシムルコトアルヘシ」
（理由）従来ノ規定ハ戸籍謄本ヲ出サシムルニ止マリ実効少ナキニ依リ実際必要上保証人変更ノ場合アルヲ明カニセリ

○第二十条第一項「前条ノ事由ニ因リ退学シタル者ニシテ」ノ次ニ「三ケ年以内ニ」ヲ加フ
（理由）休学ハ特別ノ場合二ケ年迄許可セラレアレバ之レヨリ幾分期間ヲ長クシ先ツ修学年限位ノ所ニテ事情大体変化スルモノト見テ三ケ年トシ一方ニ於テハ期限ヲ一定シ紀律的ナラシムルニ在リ

同条二項三項ヲ合シテ第二項トシ左ノ通リ変更
「前項ノ場合ニ於テ復籍ヲ許可セラレタル者ニ就テハ新入学者ト同一ニ之ヲ取扱フ」
（理由）授業料入学金等権利義務上ノ疑義ヲ明確ニシ取扱ノ繁雑ヲ省クニ在リ
又考試云々ハ本文詮衡中ニ含マルヽヲ以テ之ヲ省ケリ

○第三十二条第二項「試験ハ講読作文筆記口述ノ方法ニ依リ適宜之ヲ行フ」ヲ削リ又但シ書中「報告書」ヲ「研究論文」ニ改メ左ノ通リトス

「第三十二条　各科ノ学年試験ハ毎学年ノ終ニ之ヲ行ヒ卒業試験ハ各其ノ最終学年末ニ之ヲ行フ但シ研究科ニ在リテハ研究事項ニ就キ指導教授ヲ経テ毎学年末ニ其ノ研究論文ヲ提出セシム」

（理由）試験種類ハ多様ニシテ其ノ方法ヲ列挙スル必要ナク教員ノ取扱ヒニ任スヘキモノトシテ之ヲ省キ研究科ノミハ一般ト異ナルカ故ニ但シ書ノ通リ研究論文ヲ提出セシムルコト、セリ而シテ其ノ「報告書」ヲ「研究論文」ト改メタルハ研究ノ充実ヲ期スル為其ノ成績処理ヲ厳格ニスルニ在リ

○第三十四条ヲ左ノ通リ変更

「疾病其ノ他正当ノ事由ニ依リ学年試験又ハ卒業試験ニ応スルコト能ハサル者ニハ追試験ヲ行フコトアルヘシ」

（理由）事由ヲ正当ナルモノニ制限シ又学年及卒業期ニ限定シテ定期試験全般ニ追試験ノ濫用弊害ヲ除カントスルニ在リ

○第三十六条中左ノ通リ変更

一、「疾病」ノ次ニ「欠席」ヲ加フ

（理由）欠席多数者ヲ取締ラントスルニ在リ

二、従前ノ通リ

三、正当ノ事由ナクシテ引続キ一ケ月以上欠席シタル者

（理由）専門学校令規定ヲ適用スルコトヲ明ニセン為メ之ヲ加フ

四、授業料ヲ納付セサル者

（理由）従前本学院ハ授業料ヲ徴収セサリシ為此ノ規定ヲ欠キシガ近来之ガ必要ヲ生ゼシ為之ヲ加フ

○第三十八条本文中「研究科ヲ除ク外各科共」ヲ「本科、高等科、補習科ハ」ニ改メ末項ニ左ノ通リ加フ

「研究科ハ一ヶ年金弐拾円トシ学年始ニ之ヲ全納セシム」

（理由）研究科充実ノ為其ノ施設ヲ改良

シ又学生ヲシテ一層自奮セシメント欲シ研究科授業料ヲ設ケタリ

○第三十九条中但書ヲ廃シ更ニ次ノ但書ヲ加フ

「但シ第二十六条ノ兵役ニ服スル場合ニ限リ之ヲ免除ス復学シタル時ハ月割ヲ以テ之ヲ即納セシム」

（理由）休学ヲ悪用スルモノヲ防グト共ニ休学中ト雖モ学生タルノ権利義務ヲ保障遂行セントスルノ趣旨ニ出ヅ

○第四十条ヲ左ノ通リ変更

「学力優等品行方正ナル学生ニ対シテハ授業料ヲ減額又ハ免除スルコトアルヘシ」

（理由）従来規定ノ学生困窮事情ハ其調査甚タ困難ニシテ公平ヲ欠ク虞アルト共ニ一方学生奨励ノ為本文ノ如ク改正

○第四十四条及第四十五条ヲ削ル　（理由）適用ノ時期経過シタルニ因ル

（終）

3　本学則変更ト経費トノ関係

本学則変更ト経費トノ関係

一、今回申請ノ本科、高等科及補習科学科課程ノ変更ハ既定経費ノ範囲内ニ於テ之ヲ為スモノトス

二、研究科授業料新設ハ左表ノ通リ主トシテ同科指導教授ノ手当ニ充当スルモノトス

収入	
二〇〇、〇〇	授業料一人年額弐拾円十人分
支出	
二〇〇、〇〇	指導教授手当
差引	残額ナシ

4　東洋政治学簡明目録

東洋政治学簡明目録

序

支那が春秋戦国の世に於て燦爛たる文化を有したる事は普く人の知る所也。春秋戦国文化の中心問題は治国平天下に在り、今此の点を中心問題として正解を求め、以つて人生永遠の解決を附けんとして、哲学的基礎附けを行ひ*Sachlich*なる研究を行ひ、論理的開展を充分にし、諸説に対し厳密なる批判を行ひ、理論を事実に検証し、之に組織を完成したり。即以下の如し。東洋政治学は、従来の漢学が支那哲学、支那文学、東洋史の三方面に分れ

て研究されたる者が、之を加ふるに及んで更に四分されて益さその価値ある正体を明むるを得んか。要は聖学の内容の発展にある也。但し実行政策論に於ては余の研究未だ不完全也。

東洋政治学目録並大綱

大東文化学院教師　濱　薫　明

序　論

第一章　東洋政治学の成立に就いて

東洋政治学は人生を政治によつて完全に解決する事を研究する一つの科学である。

東洋政治学成立の所以の形式は一、空間、二、時間、三、自然力、四、因果律、五、意志力、六、全体性、七、生成性、是れ也。

第二章　政治の発達

第三章　春秋戦国文化の中心問題

支那文化は治国平天下の問題を中心として発達したる者にして、此点世界無比なる特別深遠なる発達を見たり。

第四章　治乱の意義

第五章　治平問題の重要性

本　論

本論に於て治国平天下問題のあり得べき解答を全部集め、一一について厳密に之が解答の長所と短所とを批判し而して更に事実について此の原理が如何に具現せられ居るやを歴史の実際に験徴し、之が万古の正解を求むる者也。

第一編　心外説（治平の要道を心外に求むる者）

第一章　心外人為説（心外に要道を求め且人為を加ふるを要すとなす者）

第一条　経済力説

㈠　経済力説とは何ぞや

治平の要は経済力を得るに在り。

㈡　その実例、　管仲、商鞅是れ也。

㈢　その長所、　イ、経済力を欠けは乱れる事あり。

ロ、経済力は人生に於ける必須の一側面也。

㈣　長所の実例、　文武周公は井田の法を用ゐて民の生活を安定せしめたり。

㈤　その短所、　イ、経済的側面は人生の一面に過ぎず、たとへ之を解決したればとて人生の全面的解決はつきたる者に非す。

ロ、経済なる事実は道徳の基礎の上に始めて可能なり。

(六) 短所の実例、

斉の桓公死して、五公子相攻め、尸葬られざる事六十七日は経済力説の欠点を暴露せる者也。秦の一統が永続せざりし一因此にあり。

以下斯くの如く一説について六ケの場合を考察し批判す。

第二条　武力説

第三条　法律説

第四条　言論説

第一項　弁論説

第二項　論理説

第二章　心外無為説

第五条　社会自然説（世の乱るるは己が世の一般の人より特異に偉くならんとするより生ず故に和光同塵を要すと云ふ者）

第六条　個人自然説（各個人が自然に従へバ世は期せずして泰平となるといふ者）

第七条　小説主義（世の乱るるは重大なる事が発生するからである。人は弁舌の能力を自然に有すれば之を以つて重大事を小碎分説するを要すといふ者）

第二編　心内説

第一章　愛心論

第八条　自愛説

第九条　兼愛説

第十条　差等愛説（堯舜禹湯文武周公孔子是也）

第一項　性善差等愛説（孟子是也）

第二項　性善差等愛説（荀子是也）

第二章　人欲論（人欲を適当に処置するが治平の要道となす者）

第十一条　覇道論

第十二条　雑家論

以上

治平問題の解答の可能性は以上の十二条に尽く。差等愛説の親より疏へ自より他へ愛を及ぼすは孔子の仁也。愛とは物の本性を尊敬してその本来の生成に参賛する是也。故に性論は差等愛説の中心問題なり。孟子は之を哲学的理想主義的立場に立ちて善と言ひ、荀子は之を経験

的実証主義的立場に立ちて悪と言へり差等愛説は又王道と称せらる。是れ治平問題の正解にして人生の意義は此に存す。其他の諸説は何れも一面の真理を有すれども、他面に欠点を有せり。

実際政策論、（学生には至つて簡単に講義）

王道論、

実行政策論、

西洋政治学、

一、アリストテレス、実行上迂遠也。

二、カント政治論、

1、共和主義、
2、国際連盟案、　共ニ　恒久平和の策として不完全也。

政策範囲論、

一、個人主義
二、門閥主義
三、国家主義
　1、帝国主義
　2、共和主義　等
四、社会主義、
五、世界主義、　相対的にして不可也。

六、王道天下論、（王道は時間空間を絶して人類永遠の姿に於て万古の恒常を行ふ者也。）

皇道と王道との関係。

皇道論、（世界中最も発達せる政治形式也。）

一、皇室論、
　1、我か皇室の尊厳なる理由、
　2、政治統率機関機能論、
二、枢密院論、
三、内閣論、
四、議会論、

以　上

23　学則変更の件　認可

1　学則変更認可

東専九九号　裁決定3月28日　文書課長印　発送3月29日　起案者㊞

昭和八年三月九日起案

学務課長㊞

専門学務局長㊞　石井蔵山督学官

次官㊞

教員検定委員会第一部
教員検定委員会第二部
監事

私立専門学校学則変更認可ノ件
指令案

大東文化学院設立者
大東文化協会

昭和八年三月三日申請、学則変更ノ件、認可ス

年　月　日
文部大臣

（備考）変更ノ要点、左ノ如シ

㈠学科課程中

（イ）本科ニ於テハ、新ニ「支那哲学史」「支那文学史」及「東洋政治学」各一時間並「時文」三時間ヲ加ヘ、現行「哲学及子学」ニ於テ二時間、「文学」ニ於テ一時間ヲ減シ、総授業時間ニ於テ二時間ヲ増加ス

（ロ）高等科ニ於テハ、新ニ「支那哲学史」及「東洋政治学」各二時間ヲ加ヘ、「支那語」ノ欄中、新ニ「時文」ヲ加ヘ、同欄ノ現行授業時数五時間ヲ九時間ニ増シ、現行「経学及子学」ニ於テ六時間ヲ減シ参考科目中ニ「儒学史」ヲ加ヘ、「東洋哲学」「東西法制史」ヲ削除シ、総授業時数ニ於テ増減ヲ見ズ

（ハ）補習科学科課程ハ、現行ハ「漢文」ヲ五トシタルモノナルガ、「漢文」並「国語」ヲ主トシタルモノトセリ

㈡研究科入学資格中ニ、新ニ大学文学部支那文学科及支那哲学科、卒業者並漢文科高等教員免許状所有者ヲ加フ

㈢其ノ他、条文ノ字句ノ修正

右ハ、昭和八年四月ヨリ実施セントス

24　町名地番変更の件　報告（昭和八年七月一五日）

1　町名改称並地番変更ニ付報告

〈欄上〉「文部省　昭和8・7・17　学518号」
町名改称並地番変更ニ付報告

昭和八年七月十五日
大東文化協会副会頭　山本悌二郎

文部大臣　鳩山一郎殿

本年七月一日ヨリ左記改正町名地番ノ通リ町名地番変更

相成候間及報告候也

左記

旧町名地番　東京市麹町区富士見町六丁目拾六番地
改正町名地番　東京市麹町区富士見町一丁目七番地ノ十五

学務課長

25　学則変更申請　除籍者復籍手続きの変更の件（昭和九年四月一日）

1　学則中変更ノ件ニ付申請

学院秘第二六号　学則中変更ノ件ニ付申請

大東文化学院

本学院ハ、別紙ノ通リ学則中変更シ、実施致度候間、御詮議ノ上至急御認可相成度、此段及申請候也

尚、特別ノ御詮議ヲ以テ、本学院学年始業日四月十一日以前ノ日附ニテ御認可相仰度申添候

昭和九年四月一日

大東文化学院設立者
大東文化協会理事　加藤政之助印

文部大臣子爵　斎藤　実殿

〈貼紙〉

種別　わ一六
件名　大東文化学院申請
　学則中変更認可
番号　学　専　結　了　昭　九　保存　ムキ
　枚数7二九九　年月日　六、四　年限

学則中変更ノ件

第三十条ヲ左ノ如ク変更

（本文）「学籍ヲ失ヒタル者ニシテ、三ヶ年以内ニ再ヒ入学ヲ願出タルトキハ銓衡ノ上、原級以下ニ復籍ヲ許可スルコトアルヘシ

復籍ヲ許可シタル者ニ付テハ、手続上ニ関シ新入学生ト同一ニ之ヲ取扱フ」

（理由）

従来、学則中復籍ヲ許可スル場合ハ、願出退学ニ限ラレ居リシモ、他ノ退学除籍者ニ於テモ、事情ニ因リ復籍ヲ許可シ、本条ノ運用ヲ円滑ナラシメ、以テ教育ノ効果ヲ

大ナラシメントスルモノナリ

（備考）

立命館大学学則抜粋

第二十二条　第五章ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者、相当ノ期間ヲ経過シ、改善ノ実アリト認メタルトキハ、特ニ再入学ヲ許スルコトアルヘシ

第五章

第三十一条　左ノ条件ノ一ニ該当スル者ハ、退学ヲ命スルコトアルヘシ

一、品行不良ニシテ、改善ノ見込ナキ者

二、本学部規定ニ違反シタル者

三、本学職員ニ反対シ、不遜ノ所為アリタル者

智山専門学校学則抜粋

第十条　一、省略

二、〃

三、〃

四、除名セラレタル者ハ、相当ノ事由ニ由リ該処分ヲ取消サレタル上ニアラサレハ、復校ヲ許サス

五、退学ニ処セラレタル者ハ、第四十二条ニヨリ解除セラルヽルニアラサレハ、復校ヲ許サス

第二十条　左ノ各項ノ一又ハ数項ニ該当スルモノハ、除名シ之ヲ師僧及宗務所ニ報告ス

一、性行不良ニシテ、改善ノ見込ナキモノ

二、学力劣等、若クハ疾病ノ故ヲ以テ成業ノ見込ナキモノ

三、休学ノ外何等ノ名儀ヲ以テスルニ拘ラス、一学年間授業日数三分ノ二以上欠席シタル者、又ハ理由ナクシテ引続キ一ヶ月以上欠席シタル者

四、出席常ナラサル者

五、如何ナル事由アルモ、同一学年ニ二ヶ年以上停ルモノ

六、食費・舎費・聴講料、其他必要ナル費用ヲ滞納セルモノ

第四十二条　停学又ハ退学ノ処分ヲ受ケタル者ニシテ、悔悟ノ情状、特ニ著シキ者ハ、其ノ処分ヲ軽減シ、又ハ取消スルコトアルヘシ

但シ、此場合ニハ本人所轄支所及宗務所ニ通知ス

退学者	復学マテノ期間
國學院大學	二ヶ年
拓殖大学	二ヶ年
龍谷大学	年限ノ定メナシ
日本医大	同
立命館大学	同
智山専門	同

26　学則変更の件　認可

1　学則変更認可

学専二九九号　裁決定5月30日　文書課長㊞　発送

6月4日　起案者㊞

昭和九年五月十一日起案

専門学務局長㊞　学務課長㊞

次官㊞　石井　横山督学官

私立専門学校学則変更認可ノ件

指　令　案

大東文化学院設立者

大東文化協会

昭和九年四月一日申請、学則中変更ノ件、認可ス

年　月　日

文部大臣

備考　変更ノ要点、左ノ如シ

退学シタル者ノ復学ニ関スル規程（ママ）ヲ修正セントス（第三十条参照）

27　学則変更申請　国語科設置をとりやめ創立時の学則および漢文科へ復する件（昭和一〇年四月一〇日）

1　学則中変更ノ件ニ付申請

〈欄外〉

昭和十年四月二十三日
東学第三五七二号　東京府経由

学院第七〇号

学則中変更ノ件ニ付申請

大東文化学院

本学院ハ学則中、別紙ノ通リ変更シ実施致度候間、御詮議ノ上御認可相成度、此段及申請候也

昭和十年四月十日

大東文化学院設立者
大東文化協会理事　加藤政之助印

文部大臣　松田源治殿

〈貼紙〉

種別　わ一ノ六
件名　東京府経由
大東文化学院
学則変更認可
番号　東　専　結　了　昭　一〇　保存　ムキ
枚数　9　一五八　年月日　四、二四　年限

2　学則中変更案

学則中変更案

第六条ヲ左ノ通リ変更

「第六条　本科ノ学科課程ハ左ノ如ク之ヲ定メ中等教育ニ於ケル漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシム」

（理由）

従前本科卒業生ニ対シ国語科無試験検定資格ヲ附与スル為国語科ニ関スル諸学科ヲ増加シ居リシガ今回学則第一条ノ趣旨ヲ重ンジ創立当時ノ制ニ復スル為本文ノ通リ変更セントス

即チ

同条本科学科課程表ヲ左ノ通リ変更

本科	科目／学年	皇学	漢文 経学及子学	漢文 支那哲学史	漢文 史学	漢文 文学	漢文 支那文学史	漢文 作詩作文	国文 講読	国文 作文文法	国文 言語学	国文 文学史	支那語 時文	正科目	参考科目	武科
	第一学年													倫理学 心理学 論理学	教練 剣道 柔道 弓道 ノ内一科	
	一週時数	四十	五四		五四	三		二	二九	二十		十	一三	二 二	二	一
	第二学年													法学通論 経済学	教練 剣道 柔道 弓道 ノ内一科	
	一週時数	四十	六		五	三		一	四八	十	二十	十	一三	三	二	一
	第三学年													哲学概論 東洋政治学 教育学	教練 剣道 柔道 弓道 ノ内一科	
	一週時数	四十	六九	二十	三	二	二十		二六		十	二十	一三	二十 一 二	二	一

随意科目	英訳四書		同上		同上	
総時数		四三七		五三七		五三七
備考	作詩作文演習ハ課外トシテ毎週一回之ヲ課ス					

（理由）

皇学ハ本学院学則第一条ノ趣旨ニ依リ之ヲ重視シ時間数ヲ増加ス

国語科ハ之ヲ国文ト改メ無試験検定資格ヲ受ケザルモ国語漢文両科ハ相連絡スル所多ク且国文ニ於テモ相当ノ学力ヲ養フ為時間数ヲ減ジテ之ヲ存置スルコト、セリ国語時間ノ減少ニ依リ生ゼシ時間ハ之ヲ左ノ通リ配当セリ

本科一年

国語「講読」七時間減少ハ之ヲ「皇学」二時間漢文科「経学及子学」一時間「史学」一時間、増加ニ充テ其ノ充実ヲ期シタリ

尚本学院授業時間ハ一週三十七時間ノ多キニ達シ居ルヲ以テ此ノ際生徒ノ自修時間ヲ造ル為一週三時間ヲ減少スルコトトセリ

国文科ニテハ「文法作文」ヲ一時間増加シ文学史ヲ上級ニ繰下ゲタリ

本科二年

国語「講読」四時間減少ハ之ヲ「皇学」二時間増加総時間減少二時間ニ充テタリ

尚国文科「文法作文」一時間ハ一年ニ繰上ゲ「言語学」ヲ一時間増加シ「文学史」一時間ノ減少ハ漢文科「作詩作文」一時間ノ増加ニ充当シテ各科学力ノ充実ヲ期セリ

本科三年

国語「講読」四時間減少ハ「皇学」二時間増加総時数減少二時間ニ充テタリ尚国文科ニ於テ言語学ハ下級ニ繰上ゲシ為之ヲ「文学史」一時間ノ増加ニ充テタリ

尚漢文科「経学及子学」減少三時間ハ之ヲ「支那哲学史」一時間「支那文学史」一時間「哲学概論」一時間増加ニ充当シタリ此ノ時間振替ニ依リ一層須要

ナル学力ノ向上ヲ見ルベシト認メタルニ因ルモノナリ

各学年学科配当左ノ如シ

科目＼学年	本科一年	本科二年	本科三年
皇学	神皇正統記 弘道館記述義	帝国憲法、皇室典範 公事根源	古事記 万葉集
漢文	孝経論語 大学孟子 小学諸子抄 日本外史靖献遺言 日本政記十八史略 十八史略元明清史略 通鑑唐宋八家文 文章軌範唐詩選三体詩 唐詩選古文真宝後集 漢文法作文法 作詩法漢作文 漢作文作詩		書経詩経 春秋左氏伝 中庸 史記諸子抄 古文真宝前集 支那哲学史 支那文学史 漢作文 作詩
国文	大鏡 古今集 国文法 国作文	言語学 新古今集 太平記 国作文	国文学史 祝詞宣命 国作文
支那語及時文	支那語及時文 支那語及時文 支那語及時文 支那語及時文	支那語及時文 支那語及時文	支那語及時文

参考科目	武科	随意科
倫理学 心理学 論理学	教練 剣道 柔道ノ内一科 弓道	英訳四書
法学通論 経済学	教練 剣道 柔道ノ内一科 弓道	英訳四書
哲学概論 東洋政治学 教育学	教練 剣道 柔道ノ内一科 弓道	英訳四書

第八条トシテ左ノ通リ新ニ条文ヲ設ク

「第八条　左ニ掲クル者ハ願出ニ依リ教練ヲ課セサルコトアルヘシ

一、身体上故障ニ因リ教練ニ堪ヘサル者

二、年齢満四十歳以上ニシテ国民兵役ニ編入セラレタル者第一項ノ場合ハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

（理由）

本学院学則第一条ノ目的ニ合スル者ニシテ身体不具等ノ為入学スルヲ得ズ又四十歳以上ノ篤学者ニシテ往々入学スル者アルモ是等ハ既ニ兵役ヲ了リ且二十歳前後ノ者ト伍セシメテ教練スルハ甚タ不便ナルニ因リ此ノ幣ヲ除ク為本条ヲ新設セントス

以下旧条目ヲ一条ヅヽ逓下シ旧第八条ヲ第九条ニ改メ以下之ニ準ス

第九条（旧第八条）補習科学科課程表ヲ左ノ通リ変更

科目		一週時数
漢文	皇学	四~~十~~
	経学及子学	六~~九~~
	支那哲学史	二~~十~~
	史学	三
	文学	二
	支那文学史	二~~十~~
国文	講読	二~~木~~
	文法	一
	作文	
	言語学	一
	文学史	二~~十~~
教育学		二
総時数		~~十七~~
		二五
備考	作詩作文演習ハ課外トシテ毎週一回之ヲ課ス	

（理由）

補習科授業ハ本科三年ノ課程ニ準拠スルヲ以テ其ノ改正ニ伴ヒ変更スルコトトナレリ教育学ヲ加ヘタルハ言ママ科卒業生ハ漢文科教員無試験検定資格ヲ有スルニ因リ必要ト認メタレバナリ

第三十五条ニ左ノ一項ヲ加フ

「追試験ヲ受タル者ハ所定ノ追試験料ヲ納付スヘシ」

（理由）

追試験ハ事務繁雑ナル為其ノ手当等ニ充テ尚之ガ濫用ノ弊ヲ取締ラントスルニ因ル

第九章中第四十一条トシテ追試験料ニ関シ左ノ通リ新設

「第四十一条　追試験料ハ一科目ニ付金弐円トシ五科目以上、金拾円トス」

（理由）

追試験料ヲ設ケタル理由ハ前述ニ因リ此ニ適当ナル料金ヲ掲記シタリ

附則　第四十四条（旧第四十二条）中第三十八条トアルヲ第三十九条ニ改ム

（理由）

条文遞下シタルニ因ル

同　第四十六条トシテ新学科課程適用時期ニ関シ左ノ通リ新設

「第四十六条　第六条及第九条本科及補習科ノ学科課程ハ昭和十年度ヨリ之ヲ実施ス」

（理由）

本科一年ハ当然改正学則ヲ適用シ二、三年モ国語科無試験検定ヲ望マズ漢文科ニ就キテハ前学則ト程度時間数ニ於テ低下スルナク一層改良充実シタルニ依リ一斉ニ本科、補習科全学年新学則ヲ施行セントス

Ⅲ　三部制の導入と池袋校舎への移転

1　学則変更申請　二部制へ変更の件（昭和一二年一一月一一日）

1　学則中変更申請

学院第三三六号　昭和十二年六月十三日　丑学第二、一四一号　東京府経由

学則中変更ノ件ニ付申請

大東文化学院

本学院ハ学則中、別紙ノ通リ変更シ、実施致度候間、御詮議ノ上御認可相成度、此段及申請候也

昭和十二年十一月十一日

大東文化学院設立者
大東文化協会理事　加藤政之助㊞

文部大臣侯爵　木戸幸一殿

2　学則中変更案

学則中変更案

一、第六条ヲ左ノ通リ変更

「本科ノ学科課程ハ左ノ如ク之ヲ定メ第一部ハ漢文ノ外修身ヲ兼修セシメ中等教育ニ於ケル修身漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシメ第二部ハ漢文ノ外国語ヲ兼修セシメ中等教育ニ於ケル国語漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシム（別表一．別表二）」

（理由）

本学院創立以来卒業生ノ趨向ヲ察スルニ大約二方途アリ一ハ儒教漢文ヲ以テ人格ヲ修養シ或ハ満洲支那等ニ進出シテ官吏教員其ノ他ノ職務ニ従ヒ或ハ直ニ社会的業務又ハ教育ニ従事セントスルモノト二ハ専ラ国語漢文科教員トシテ教育界ニ入ラントスルモノト是ナリ

然ルニ一ノ場合ニ於テハ漢文科ノ外社会人文教科ノ教養ナクンバ不充分ニシテ此欠ヲ補フニハ修身科ヲ加設スルヲ適当トシ、二ノ場合ニ於テハ漢文科ノ外、国語科教員ノ資格ナクンバ充分ノ効果ヲ表ハスヲ得ズ蓋シ国語漢文ハ中等教育ニ以テハ一科トシテ取扱ハレ居ルヲ以テ漢文科ノミニテハ該科教員トシテ不

十分ナルニ因ルナリ故ニ本改正ニ依リ本学院卒業生ハ其ノ目的ニ就キ各ゝ周匝ナル教育ヲ受クルヲ得ルコトヽナルナリ

尚本改正ヲナスモ本学院教育ノ目的タル学則第一条ノ趣旨ヲ損セザランコトニ留意シ修身及国語科ノ加設ニ依リ皇学ハ弥ゝ尊重セラレ東洋文化ニ関スル教育モ一層充実シ且儒教漢文ニ関スル時間数ハ支那語時文及東洋学関係科目ヲ合セ修身漢文科ニ於テ五十七時間（外ニ作文作詩課外七時間）ヲ国語漢文科ニ於テ五十二時間（外ニ作文作詩課外七時間）ヲ算シ普通ノ国漢科専門学校漢文時間ニ比シ尚多数ノ時間ヲ充当セルヲ以テ儒教漢学尊重ノ建学精神ハ依然タルモノナリト信ズ而シテ儒教漢学ノ蘊奥ヲ究メ他日碩学鴻儒タルノ修養ハ高等科存在スルヲ以テ充分其ノ目的ヲ達シ得ベキナリ且本学院ノ修身科ハ漢文科ト連結スルヲ以テ方今特ニ必要ナル東洋道徳ノ研究深キ教員ヲ造リ得ル特徴アリ又国語漢文科ハ皇道ニ醇化セル儒教ノ趣旨ヲ重ンズルヲ以テ特ニ国体精神ニ富ミ東洋文化ニ明カナル教員ヲ養成シ以テ中等教育ニ貢献シ得ベキコトヲ信ズ

本科第一部　修身漢文科課程表　左ノ通リ

別表一、

（理由）

本部ノ組織ハ一学年一週教授時間三十五時間　三学年ヲ通ジ計百五時間ヲ左ノ通リ配当シタルモノナリ

皇学	九時間
漢文	三十七時間
国語	十時間
支那語及時文	十二時間
修身	二十一時間
参考科	七時間
武科	九時間

別表一

本科第一部　修身漢文科

科目＼学年	第一学年	第二学年	第三学年
正 皇学 一週時数	三	三	三
正 漢文 経学及子学	五	五	六
正 漢文 史学	四	四	四
正 漢文 文学及漢文学史	二	二	三
正 漢文 作詩作文	二		
正 国文 講読	二	二	二
正 国文 文法及言語学	二		
正 国文 文学史		二	
正 支那語時文	四	四	四
修 実践倫理	四		
修 倫理学			
修 西洋倫理学史	二		
修 心理学	二		
修 論理学	二		
修 神道及国民道徳		二	
修 社会学		二	

科目					
身	東洋倫理哲学史				二
	日本倫理学史				二
	教育学				二
	哲学概論				二
参考科目			法学通論	東洋政治学	一
			経済学	近世世界史	一
			東洋史		
武科	教練	二	同上	同上	二
	武道	一			一
随意科	英訳四書		同	同及英文書	
	書道		同	同	
計		三五	三五	三五	三五
備考	作詩、漢作文及国作文演習ハ課外トシテ各学年ヲ通ジ毎週十一時間ヲ課ス（作詩漢作文七時間　国作文四時間）課外トシテ臨時講義ヲ課スルコトアルベシ				

之ヲ旧学則ニ比スルニ　皇学毎週四時ヲ三時ニ減ジタルハ一方ニ修身科ニ於テ神道及国民道徳日本倫理学史等ヲ増課シ神皇正統記ヲ国語ニ繰替タレバ実際ニハ皇学ヲ増加シタルコトニ等シク第一条ノ目的ヲ強化シタルコトトナルナリ

尚今回　皇学中ニ歴朝詔勅講義ヲ新設シ一層　皇謨ノ欽仰ニ資スルコト、セリ

漢文科ニ於テハ時間ヲ減ジタルモ支那哲学史二時間ハ修身科ニ繰替タレバ差引六時間減少トナリ之ヲ修身科新設時間ニ充当シタルモノナリ然レドモ尚前述ノ如ク儒教漢文ニ関スル時間数ハ支那語時文及東洋学関係科目ヲ合セ五十七時間（外ニ作文作詩課外七時間）ヲ課ス

ルヲ以テ漢文科ノ修学ハ充分ナルモノト信ズ
国語ハ計十時間ナルモ　皇学中ニ国語ニ属スルモノ四時間アリ計十四時間（外ニ作文課外四時間）トナル、此科ハ唯漢文科教員資格ノ補助タルニ止ルヲ以テ二時間ノ差ハ修身科新設ニ充当セリ
支那語及時文ハ従前通トス
修身科ハ前表所掲ノ教科実践倫理、倫理学、西洋倫理学史、心理学、論理学、神道及国民道徳、社会学、東洋倫理、倫理学史、日本倫理学史、教育学、哲学概論計二十一時間ノ外皇学ハ全部国民道徳及日本倫理学ニ属スルヲ以テ此九時間及漢文科中論語、孟子、大学、中庸ノ四書ハ実践倫理及東洋倫理哲学ニ属スルヲ以テ此七時間ヲ加ヘ通計三十七時間ノ修身科教授ヲ行フコト、ナルニ依リ之ヲ以テ修身科中等教員資格ノ認許ヲ得ントスルモノナリ
旧学則参考科目中倫理学心理学論理学哲学概論教育学ハ何レモ修身科ニ編入シタルヲ以テ新制ノ参考科ハ七時間トナレリ但近世世界史ハ前述修身漢文科ガ人材養成ノ目的ナルヲ以テ世界的見識ヲ養ハシメン為新設シタルモノナリ
武科ハ従前通トス
随意科三学年「英訳四書」ヲ「英訳四書及英文書」ト改メタルハ上級ニ於テ教科書ヲ増課スル必要アルニ因ル
備考第一項ヲ「作詩漢作文及国作文演習ハ課外トシテ各学年ヲ通ジ毎週十一時間ヲ課ス（作詩漢文七時間国作文四時間）」ト改ム
（理由）
従前規定ハ時間数ヲ明示セザルニ依リ今回之ヲ明記スルコト、セリ
備考第二項ニ
「課外トシテ臨時講義ヲ課スルコトアルベシ」ト附記シタルハ正科ニ欠ケタル適当ナル臨時講義ヲ課シテ一層本学院教育ヲ有効ナラシムル趣意ニ出デシモノナリ
以上ニ依リ各学科ヲ各学年ニ配当スルコト左ノ如シ

別表一　附表

本科第二部国語漢文科課程表左ノ通リ

別表二、

本科第一部　修身漢文科課程表		
第一学年	第二学年	第三学年
（皇　学）	（皇　学）	（皇　学）
歴朝詔勅講義	帝国憲法	古事記
弘道館記述義	皇室典範	万葉集
（漢　文）	（漢　文）	（漢　文）
孝経	論語	中庸
大学	孟子	書経
小学	十八史略	詩経
日本外史	資治通鑑	諸子抄
日本政記	春秋左氏伝	史記
十八史略	靖献遺言	古文真宝
唐詩選	唐宋八家文	支那文学史
漢文法	支那語及時文	支那語及時文
作詩法	（国　語）	（国　語）
支那語及時文	枕草子	祝詞宣命
（国　語）	太平記	（修　身）
神皇正統記	国文学史	東洋倫理哲学史
古今和歌集	（修　身）	日本倫理学史
新古今和歌集	西洋倫理学史	教育学
国文法及言語学	神道及国民道徳	哲学概論
（修　身）	社会学	（参考科）

倫理学	（参考科）	東洋政治学
実践倫理	法学通論	近世世界史
西洋倫理学史	経済学	（武　科）
論理学	東洋史	教練
心理学	（武　科）	剣、柔、弓道
（武　科）	教練	（随意科）
教練	剣、柔、弓道	英訳四書
剣、柔、弓道	（随意科）	並
（随意科）	同上	英文書
英訳四書	同上	書道
書道	（課　外）	（課　外）
（課　外）	作詩	作詩
作詩	漢作文	漢作文
国作文	国作文	国作文

別表二

本科第二部　国語漢文科

科目＼学年	皇学	正科 漢文				正科 国語				正科	参考科目
		経学及子学	支那哲学史	史学	文学及漢文学史	作詩作文	講読	文法及言語学	国語学及国語学史	国文学史	文学概論	作文修辞法	有職故実	国書解題	支那語時文		
第一学年																	倫理学 心理学 論理学
一週時数	三	四		三	三	二	六	二				一			四		二 二 二
第二学年																	法学通論 経済学 東洋史
一週時数	三	五		三	三		五		二	二	二			一	三		三 二
第三学年																	哲学概論 東洋政治学 教育学
一週時数	三	五	二	三	三		三		二	二			一		三		二 一 二

武科	教練	二	同	二	二
	武道	一	同	一	一
随意科	英訳四書		同		同及英文書
	書道		同		同
計		三五		三五	三五
備考	作詩漢作文及作歌国作文演習ハ課外トシテ各学年ヲ通ジ毎週十二時間ヲ課ス（作詩漢作文七時間　作歌国作文五時間）課外トシテ臨時講義ヲ課スルコトアルベシ				

（理由）

本部ノ組織ハ一学年一週教授時間三十五時間三学年ヲ通ジ計百五時間ヲ左ノ通リ配当シタルモノナリ

皇学　九時間
漢文　三十六時間
国語　二十七時間
支那語及時文　十時間
参考科　十四時間
武科　九時間

之ヲ旧学則ニ比スルニ　皇学毎週四時ヲ三時ニ減ジタルモ一方国語科ヲ加設シタル為多量ノ　皇道国体ニ関スル学科ヲ加ヘタレバ其ノ実質ニ於テハ却テ皇学ヲ強化シタルコトヽナルナリ

尚歴朝詔勅講義ノ設置ニ就テハ前述修身漢文科ノ条下ニ説明シタレバ此ニ省略ス

漢文科ニ於テ九時間ヲ減ジタルハ国語科加設ノ為ナルモ尚前述ノ如ク儒教漢文ニ関スル時間数ハ支那語時文及東洋学関係科目ヲ合セ五十二時間（外ニ漢作文作詩七時間）ノ多キヲ算スルヲ以テ漢文科ノ修業ハ充分ナルモノト信ズ

国語科ハ前表所掲ノ教科講読（古今集、新古今集、神皇正統記、大鏡、増鏡、平家物語、枕草子、源氏物語、太平記、俳句謡曲、祝詞宣命、江戸文学、現代文学）言語学、国文法、作文作歌、修辞法、国文学史文学概論、有識故実、国語学及国語学史計二十七時間ノ外　皇学中古事記万葉集四時間外ニ作文及

作歌五時間ノ課外時間ヲ加ヘ通計三十六時間ノ国語科授業ヲ課シ以テ国語科中等教員資格ノ認許ヲ得ントスルモノナリ

支那語及時文ニ於テ旧学則ヨリ二時間ヲ減ジタルハ国語漢文科ニ入ルモノハ大約国内教育ニ従事セントスルモノニテ修身漢文科ニ比シ其ノ必要稍々少キニ因ル、此時間ハ国語科設置ニ充当セリ

参考科目ハ従前通トス

武科ハ従前通トス

随意科　三学年英訳四書ヲ英訳四書及英文書ト改メタルハ理由修身漢文科ニ述ベタルガ如シ

備考　第一項ヲ「作詩作歌漢文作文及国作文演習ハ課外トシテ各学年ヲ通ジ毎週十二時間ヲ課ス（作詩漢作文七時間、作歌国作文五時間）」ト改ム

（理由）

従前規定ハ時間数ヲ明示セザルニ依リ今日之ヲ明記シ且作歌ヲ加ヘタリ

備考第二項ニ

「課外トシテ臨時講義ヲ課スルコトアルベシ」ト附記シタルハ理由修身漢文科ノ条ニ述ベタルガ如シ

以上ニ依リ各学科ヲ各学年ニ配当スルコト左ノ如シ

別表二附表

本科第二部　国語漢文科課程表

第一学年	第二学年	第三学年
皇学	皇学	皇学
歴朝詔勅講義	帝国憲法	古事記
弘道館記述義	皇室典範	万葉集
漢文	漢文	漢文
孝経	論語	書経
大学	孟子	詩経
日本外史	靖献遺言	中庸
日本政記	春秋左氏伝	支那哲学史
十八史略	十八史略	諸子抄
文章軌範	資治通鑑	史記
唐詩選	唐家八家文	古文真宝
漢文法	支那語及時文	支那文学史
作詩法	国語	支那語及時文
支那語及時文	枕草子	国語
国語	源氏物語	祝詞宣命
増鏡	太平記	国文学史
大鏡	江戸文学	国語学及国語学史
平家物語	現代文学	有識故実
古今和歌集	国文学史	参考科
新古今和歌集	文学概論	東洋政治学
神皇正統記	国書解題	教育学
俳句謡曲	参考科	哲学概論
作文作歌修辞法	法学通論	武科
文法及言語学	経済学	剣、柔、弓道
参考科	東洋史	随意科

倫理学	武科
倫理学、心理学	教練
武科	剣、柔、弓道
教練	随意科
剣、柔、弓道	英訳四書道
随意科	課外
英訳四書	作詩、作歌、漢作文、国作文
書道	
課外	
作詩、作歌、国作文	

二、第七条　高等科学科課程表中「科外」ヲ「補助科」ト改ム

（理由）

旧学則科外ニ属スル教科ハ東洋文化研究上相当ノ重要性ヲ有シ且時間数モ定メラレ規定時間内ニ包含セラレアルモノナルヲ以テ科外ノ称ハ軽キニ過ギ往々誤解ヲ起スコトアルニ依リ之ヲ補助科ノ称ニ改メ参考科ニ準ズル取扱ヲナサントスルモノナリ

三、第九条　補習科ノ学科課程表ヲ左ノ通リ改ム

補習科第一部　修身漢文科		
科目	一週時数	
皇学	三	
漢文	経学及子学	六
	史学	四
	文学及漢文学史	三
国文講読	二	
修身	東洋倫理哲学史	二
	日本倫理学史	二
	教育学	二
	哲学概論	二
総時数	二六	
備考	作詩漢作文及国作文演習ハ課外トシテ毎週四時間之ヲ課ス	

補習科第二部　国語漢文科		
科目	一週時数	
皇学	三	
漢文	経学及子学	五
	支那哲学史	二
	史学	三
	文学及漢文学史	三
国語	講読	三
	国語学及国語学史	二
	国文学史	二
	有職故実	一
教育学	二	
総時数	二六	
備考	同上	

（理由）

補習科学科課程ハ本科第三学年ニ準ジ定メラレタルモノナルヲ以テ今回改正ニ伴ヒ当然本表ノ通リ改メタルモノナリ

四、第二十一条ニ左ノ一項ヲ加フ

「本科入学者ニ就キテハ考査成績及本人志望ヲ参酌シテ第一部第二部何レカノ所属ヲ指定ス」

（理由）

本科ノ両部ニ対シ各適良ナル生徒ヲ収容スル為其ノ考査成績及本人志望ヲ参酌シテ何レカノ所属ヲ定メントスルモノナリ

五、第二十二条ニ左ノ二項ヲ加フ

（第一項）

「本科入学志願者ハ修身漢文科、国語漢文科ノ両科ニ就キ第一第二ノ志望順位ヲ願書ニ明記スヘシ」

（理由）

本科ニ第一第二ノ両部ヲ設置ノ結果当然其ノ両部ノ志望順位ヲ記入セシメ両科ニ配分スルニ便シタルモノナリ

（第二項）

「研究科入学志願者ハ修業年限、研究科目、指導教授名ノ三項ヲ願書ニ附記スヘシ」

（理由）

研究科修業年限ハ学則第五条ニ依リ一年又ハ二年トナリ居リ又研究科目及指導教授モ各人各様ナルヲ以テ必要上今回之ヲ願書ニ掲記セシムルコトヽセリ

六、第四十六条ヲ左ノ通リ改ム

「第六条本科ノ学科課程ハ昭和十三年度入学者ヨリ、第九条補習科ノ学科課程ハ昭和十六年度ヨリ之ヲ実施ス

但シ昭和十四年度迄ノ本科卒業者ハ補習科第一部ニ準ジ教授シ中等教育ニ於ケル漢文科教員タルノ学力ヲ補充セシム」

（理由）

新学則ノ適用ヲ明示スル必要アルニ依リ本条ヲ改メタリ

七、第一号書式ヲ左ノ通リ改ム

（理由）

第二十二条改正ノ結果当然之ヲ改メタルモノナリ

入学願書（用紙美濃紙二ツ折）

私儀貴学院本科（高等科又ハ、、科）ニ入

学志願ニ付考試ノ上入学許可被成下度別紙履歴書相添へ此段相願候也

年　月　日

本籍
現住所
族称

（本科志願者ハ）

第一志望　氏　名㊞

、、、科　年　月　日生

第二志望

、、、科

大東文化学院総長（氏名）殿

（注意本人氏名ニ振仮名ヲ附スヘシ）

（第一号書式）

別表一

本科第一部　修身漢文科						
科目＼学年	第一学年	一週時数	第二学年	一週時数	第三学年	一週時数
皇学		三		三		三

| 参考科目 | 科正 | | |

別表二

本科第二部　国語漢文科

科目＼学年	第一学年	一週時数	第二学年	一週時数	第三学年	一週時数
正 皇学		三		三		三
正 漢文 経学及子学		四		五		五
正 漢文 支那哲学史						二
正 漢文 史学及文学		三		三		三
正 漢文 漢文学史		三		三		三
正 漢文 作詩作文		二				
正 国語 講読		六		五		三
正 国語 文法及言語学		二				二
正 国語 国語学及国語学史						
武科 教練 武道	二	一				
随意科 英訳四書						
随意科 書道						
計		三五		三一		三一
備考	作詩、漢作文及国作文演習ハ課外トシテ各学年ヲ通ジ毎週十一時間ヲ課ス（作詩漢作文七時間 国作文四時間）課外トシテ臨時講義ヲ課スルコトアルベシ					
随意科 同		同				同
随意科 同及英文書						同

| 科 | | |

国文	五	○	五
支那語、時文	四	○	四
参考科目	七	○	七
武科	八	○	八
随意科目	二	○	二
課外作詩作文	六	四	二
計	五〇	八	四二

而シテ明十三年度ヨリ学則改正ノ結果左ノ通リ増加ス

本科第一部　修身漢文科

科目	教員 担任数	兼担数	実数
皇学	五	三	二
漢文	一二	○	一二
国文	四	○	四
支那語時文	四	○	四
修身	八	○	八
参考科目	四	○	四
武科	八	○	八
随意科	三	○	三
課外作詩作文 漢作文 国作文	六	四	二
計	五四	七	四七

而シテ現在教員ニ失職スルモノナク修身科ニ約四人ノ新教員ヲ随意科ニ一人ノ新教員ヲ増スコト、ナル此ノ内高等科受持教員ヨリノ兼担二人アル見込ニ付新採用ハ三人ニ止ル予定ナリ然リ而シテ本科ノ完成ハ三年後ナルヲ以テ明昭和十三年度即チ初年度ニハ一人新任スレバ足ル見込ナリ

本科第二部　国語漢文科

科目	教員 担任数	兼担数	実数
皇学	五	四	一
漢文	一二	○	一二
国文	一○	○	一○
支那語時文	四	○	四
参考科目	七	○	七
武科	八	○	八
随意科	三	○	三
課外作詩作文 漢作文 国作文 作歌	七	五	二
計	五六	九	四七

而シテ現在教員ニ失職スルモノナク国語科ニ約五人随意科ニ一人ノ新教員ヲ増スモ此ノ内本学院内ヨリノ兼務教

員二人アレバ新採用ハ四人ニ止ル而シテ本科ノ完成ハ三年後ナレバ初年度ニハ一人ヲ増セバ足ル見込ナリ

二、本学則改正ト経費関係

本学則改正ニ伴フ増加諸経費ハ主トシテ教員俸給ニシテ三学年完成ノ年度以後ニ於テ約三千円以内ノ増加経費ヲ要スルモ本協会年々ノ資金ヲ以テ彼是運用ノ上支弁シ得ラル

尚明十三年度ニ在リテハ約壱千円以内ノ増加経費ヲ要スル見込ナリ

（終）

2　学則変更申請　二部制をあらため三部制へ変更の件（昭和一三年二月一二日）

1　学則中変更

学則中変更ニ関スル申請書

大東文化学院

本学院学則中別紙ノ通変更致度候間御認可相成度此段及申請候也

昭和十三年二月十二日

大東文化学院設立者

大東文化協会理事　伯爵　松平　頼壽印

文部大臣　侯爵　木戸幸一殿

2　学則改正理由書

学則改正理由書

学則改正要旨

日支事変勃発ヨリ延キテ中華民国臨時政府ノ成立ヲ見ルニ至リ日満支三国ガ東亜安定東洋文化復興ノ大業ヲ成就シ世界平和ニ寄与セントスルニ際シ我国ハ其ノ指導地位ニ立チテ満支両国ノ治安ヲ図リ文化ヲ進メ産業ヲ開発セントスルニ当リ其ノ急務ハ人材ノ養成ニアリ我大東文化学院ハ既ニ十五年以前ヨリ国庫補助ノ下ニ東洋文化ノ闡明ト国家的人材ノ養成トニ従ヒ斯学ノ大家ヲ網羅シテ之ニ専念シ来リシガ今日此ノ重大時局ニ会シ多年ノ経験ト時局ニ対スル識見ニ基ヅキ学院本科第三部トシテ専門学校程度ノ東亜政経科ヲ設ケテ現下ニ必要ナル人材ヲ養成シ大ニ東亜安定ノ国策ニ貢献シ国家ガ多年本学院ヲ扶助シ来レル効果ヲ挙ゲントスル

モノナリ
該科ヘ学科課程ニ示ス如ク　皇漢学ヲ以テ人材教育ノ基本トシ之ニ東亜経綸経済拓殖ニ必須ナル諸学科ヲ授ケ又支那語ヲ必修セシメ中等学校支那語科教員及計理士タルノ学力ヲ具備セシメ人格材能共ニ満支両国ニ於ケル諸官衙会社銀行商店等ニ於テ充分活動シ得ル教育ヲ施サントス
改正条目左ノ通リトス
第一条ヲ左ノ通リ改ム
本学院ハ本邦固有ノ　皇道及国体ニ醇化セル儒教ヲ主旨トシテ東洋文化ニ関スル教育ヲ施シ兼ネテ東亜ニ活動スル人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス
（改正理由）
前述改正要旨ニ論ズル如ク現下ノ東亜状勢ニ対応シ学院建学精神ヲ体シテ実際東亜ニ活動シ以テ国家ガ本学院ヲ補助セラル、趣意ニ報ズル為今回東亜政経科ヲ新設スルコト、ナリタルヲ以テ当然学院教育目的ヲ補足充実セシムル為前記ノ通リ改メントス
第二章ヲ左ノ如ク改ム
第二章　卒業年限及本科区分
第五条　修業年限ハ本科三年高等科三年補習科一年研究科一年又ハ二年トス
本科ハ之ヲ左ノ三部ニ区分ス
第一部　修身漢文科
漢文ノ外修身ヲ兼修セシメ中等教育ニ於ケル修身漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシム
第二部　国語漢文科
漢文ノ外、国語ヲ兼修セシメ中等教育ニ於ケル国語漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシム
第三部　東亜政経科
東亜諸邦ニ活動スルニ足ル道徳政治法制経済商業植民等ノ諸教科ヲ学修セシメ兼ネテ中等学校支那語科教員タルノ学力ヲ具備セシム
（改正理由）
本科ハ以前単一制ナリシ以テ第二章ノ条文ハ卒業年限ノミノ記述ニ止リシガ曩ニ本科ヲ二部制トシ今回又第三部ヲ増設シタルヲ以テ之ガ区分ヲ本章ニ明記スルヲ便ト認メタルニ依リ第五条ニ第二項ノ本条文ヲ加フルコト、セリ
第六条　条文ヲ左ノ通リ改ム
本科ノ学科課程ハ左ノ如ク之ヲ定ム
（改正理由）

従前学科課程ノ目的ハ之ヲ第二章ニ移シタルヲ以テ此ニハ之ヲ省略スルコトヽセリ

第六条　本科第二部国語漢文科学科課程表ノ次ニ第三部東亜政経科学科課程表ヲ左ノ如ク追加ス

本科第三部東亜政経科本科課程表

科目＼学年	第一学年一週時数	第二学年一週時数	第三学年一週時数
皇儒学	二	二	二
漢文	三	二	二
支那時文	二	二	二
支那語	七	七	七
英語	三	三	二
論理心理		二	
教育学			二
法学通論		二	
民法		二	
商法		二	
国際法			二
満支法制			二
商業通論	三		
会計学	二		
簿記			一
貨幣銀行金融			二
関税及商品学		二	
産業概論		二	
満支経済事情		二	
貿易実務			二
簿記	二	二	
商業数学及珠算	三		
植民史	二		
植民政策			二
東洋政治学			一
近世世界史			一
東洋経済地理	二		
満支民情及宗教	一		
教練	二	二	二
武道	一	一	一
計	三五	三五	三三
備考	作文ハ課外トシテ之ヲ課ス 英語学力ノ補充ヲ要スルモノハ課外教授ヲ行フ 臨時課外講義ヲ行フコトアルベシ		

（改正理由）
本科ニ第三部ヲ増設シタルニ依リ之ヲ加フ
第九条ニ左表ヲ加フ

補習科 第三部 東亜政経科	
科目	一週時数
皇儒学	二
漢文	二
支那時文	二
支那語	七
英語	二
教育学	二
国際法	二
満支法制	二
会計学	二
財政	一
貨幣銀行金融	二
貿易実務	二
植民政策	二
東洋政治学	一
近世世界史	一
教練	二
武道	一
計	三五
備考	作文ハ課外トシテ之ヲ課ス 臨時課外講義ヲ行フコトアルベシ

（改正理由）
本科ニ第三部ヲ増設シタルニ依リ其ノ補習科ヲ設置スル為之ヲ追加ス
第十八条　高等科正科生入学資格一ヲ左ノ如ク改ム
正科生トシテ本学院本科第一部第二部ヲ卒業シタル者
別科生入学資格一甲種イヲ左ノ如ク改ム
甲種別科生トシテ本学院本科第一部第二部ヲ卒業シタル者（但書元ノ通リトス）
（改正理由）
本科第三部ハ漢文科教員資格ナキヲ以テ之ヲ除外スル必要アルニ依ル
第二十一条　別項ヲ左ノ通リ改ム
本科入学者ニ就キテハ考査成績及本人志望ヲ参酌シテ第一部第二部第三部何レカノ所属ヲ指定ス
（改正理由）

本科ニ第三部ヲ増設シタルニ依リ之ヲ増記セリ

第二十二条　別項一ヲ左ノ通リ改ム

一、本科入学志願者ハ修身漢文科　国語漢文科　東亜政経科ノ各科ニ就キ第一第二第三ノ志望順位ヲ願書ニ明記スベシ

（改正理由）

本科ニ第三部ヲ増設シタルニ依リ之ヲ増記セシム

附則

第一号書式本科入学願書氏名印ノ上部ニ第三志望科ヲ附加ス

（改正理由）

本科ニ第三部ヲ増設シタルニ依リ之ヲ増記セシム

添　書

一、本学則改正ト教員状況

本科第三部増置ノ結果左ノ教員数ヲ要ス

第一学年　十七人（内第一部第二部教員兼担九人）

第二学年　十六人（同　十人）

第三学年　十八人（同　十一人）

故ニ教員ノ真ノ所要数ハ

第一学年　八人

第二学年　六人

第三学年　七人

トナリ明年度雇入教員ハ八人トナル

第一部第二部兼担教員ハ皇儒学漢文支那時文支那語教練武道論理心理法学通論教育学東洋政治学近世世界史作文ノ諸科目ナリ其他ハ従来本学院ニ無カリシ科目ナルヲ以テ新ニ教員ヲ聘用スルモノトス

二、本学則改正ト経費関係

本学則改正ニ伴フ増加経費ハ主トシテ教員俸給ニシテ三年後完成ノ際左ノ計算トナル

初年度一週三十五時間（内十時間ハ一部二部ト合併教授）

差引二十五時間一ヶ月約百時間三百円

一ヶ年教員手当見積　三千六百円

二年度支出　七千二百円

三年度支出　一万八百円

内授業料年額一人六十円　定員百五十人分

計　九千円収入

差引千八百円ノ増加トナルモ本協会年々ノ資金ヲ以テ彼此運用ノ上支弁シ得ルモノト認ム而シテ明年度ノ増加分ハ右ノ三分ノ一即六百円内外ナリ

其他図書旅費消耗品備品費ハ第一部第二部費用ト流用支弁シ得ルモノト認ム

3　大東文化学院学則

（大正十二年　九月一日ヨリ施行）
（大正十四年　九月二十八日改正）
（大正十五年　三月　十一日改正）
（大正十五年　七月　　三日改正）
（昭和　三年　四月二十六日改正）
（昭和　五年　一月二十八日改正）
（昭和　五年　四月　十一日改正）
（昭和　六年　一月　七　日改正）
（昭和　六年　四月　十　日改正）
（昭和　六年十一月　十八日改正）
（昭和　八年　三月二十九日改正）
（昭和　九年　六月　四　日改正）
（昭和　十年　四月　十一日改正）
（昭和十一年　三月三十一日改正）
（昭和十二年十二月　十五日改正）

大東文化学院学則

第一章　総　　則

第一条　本学院ハ本邦固有ノ　皇道及国体ニ醇化セル儒教ヲ主旨トシテ東洋文化ニ関スル教育ヲ施シ兼ネテ東亜ニ活動スル人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二条　本学院ニハ本科高等科及補習科ヲ置キ別ニ研究科ヲ設ケテ学問ノ蘊奥ヲ攻究セシム

第三条　本学院ノ各科ヲ卒業シタル者ニハ其ノ卒業証書ヲ授与ス

第四条　本学院ノ卒業証書ヲ有スル者ハ之ヲ本学院ノ学友トス

第二章　卒業年限及本科区分

第五条　修業年限ハ本科三年高等科三年補習科一年研究科一年又ハ二年トス

第六条　本科ハ之ヲ左ノ三部ニ区分ス

第一部　修身漢文科
漢文ノ外修身ヲ兼修セシメ、中等教育ニ於ケル修身漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシム

第二部　国語漢文科
漢文ノ外国語ヲ兼修セシメ、中等教育ニ於ケル国語漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシム

第三部　東亜政経科
東亜諸邦ニ活動スルニ足ル道徳政治法制経済商業植民等ノ諸教科ヲ学修セシメ、兼ネテ中等学校支那語科教員タルノ学力ヲ具備セシム

4　東亜政経科収支予算書

昭和十三年二月調
自昭和十三年度　大東文化学院東亜政経科収支予算書
至〃　十五年度

昭和十三年度　大東文化学院東亜政経科収支予算書

収入之部

科目	金額	摘要
授業料	三、〇〇〇円	一人ニ付、年六〇円五十人分
入学受験料	五〇〇円	一人ニ付、金五円百人分
入学金	二五〇円	一人ニ付、金五円五十人分
計	三、七五〇円	

支出之部

科目	金額	摘要
教員給	三、六〇〇円	
消耗品費	一五〇円	
計	三、七五〇円	

右ノ外、一部、二部計上予算内ヲ以テ節約支弁スルコトヲ得

昭和十四年度　大東文化学院東亜政経科収支予算書

収入之部

科目	金額	摘要
授業料	六、〇〇〇円	年一人ニ付、六〇円百人分
入学受験料	七五〇円	一人ニ付、五円百五十人分
入学金	二五〇円	一人ニ付、五円五十人分
計	七、〇〇〇円	

支出之部

科目	金額	摘要
教員給	六、六〇〇円	
消耗品費	四〇〇円	
計	七、〇〇〇円	

昭和十五年度　大東文化学院東亜政経科収支予算書

収入之部

科目	金額	摘要
授業料	九、〇〇〇円	年一人ニ付、六〇円百五十人分
入学受験料	七五〇円	一人ニ付、五円百五十人分
入学金	二五〇円	一人ニ付、五円五十人分
預金利子	一五〇円	
計	一〇、一五〇円	

支出之部

科目	金額	摘要
教員給	九、六〇〇円	
消耗品費	五五〇円	
計	一〇、一五〇円	

3　学則変更の件　認可

1　学則変更認可ノ件

東専一一二号　裁決定2月23日　文書課長㊞
発送2月26日　起案者㊞
昭和十三年二月十四日起案
専門学務局長㊞
次官㊞
教員検定委員会第二部
私立専門学校学則変更認可ノ件
指　令　案
大東文化学院設立者
大東文化協会

昭和十三年二月十二日附　申請、学則中変更ノ件、認可ス
年　月　日
文部大臣

〈貼紙〉
種別　わ一ノ六㉕
件名　東京府経由
大東文化学院
学則変更認可
番号　東　専　結　了　昭　一三　保存　ムキ
枚数20一一二　年月日　三、二六
年限

備考
改正ノ要点
現下ノ東亜状勢ニ対応シ、学院ノ建学精神ヲ体シ以テ国家ガ本院ノ補助スル趣意ニ報ゼン為ニ「東亜政経科」ヲ新設セントスルナリ
改正箇所
1、第一条　本学院ハ、本邦固有ノ　皇道及国体ニ醇化

セル儒教ヲ主旨トシ、東洋文化ニ関スル教育ヲ施シ「兼ネテ東亜ニ活動スル人材ヲ養成スルヲ」以テ目的トスト、「　　」内ノ字句ヲ新ニ加フ

2、曩ニ（十二、十二、十五）学則ヲ改正シ、本科ヲ一部、二部ニ分チテ二部制トナシタルガ、今又東亜政経科ヲ新設スルヲ以テ、第五条ニ於テ左記ノ如ク、之ガ区分ヲ明セントス

第一部　修身漢文科

漢文ノ外、修身ヲ兼修セシメ、中等教育ニ於ケル修身漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシム

第二部　国語漢文科

漢文ノ外国語ヲ兼修セシメ、中等教育ニ於ケル国語漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシム

第三部　東亜政経科（新設）

東亜諸邦ニ活動スルニ足ル、道徳政治法制経済商業植民等ノ諸教科ヲ学修セシメ、兼ネテ中等学校支那語科教員タルノ学力ヲ具備セシム

3、其ノ他、之ニ伴ヒ二三ノ条文訂正ス

参照

イ、東亜政経科学科課程、別表ノ通リ

（大体、拓殖大学専門部学科課程ニ準拠ス）

ロ、教員組織

第一年度ニ於テ八人、第二年度ニ於テ六人、第三年度ニ於テ七人ヲ増員ス

◎ハ、経費

本学則改正ニ伴フ経費増加ハ、主トシテ教員給ナリ

右増加額ハ、完成年度ニ於テ約一万八千円トナルモ、生徒数ノ増加ヲ予想シ得ルヲ以テ、之カ増収ト（九、〇〇〇円）本協会年々資金ヲ以テ、彼此運用ノ上支弁シ得

◎ニ、教室

第一年度ハ、現在ノ校舎ニ於テ十分ナルモ、第二年度以降ニ於テハ、現在ノママニテハ不足ヲ生スルヲ以テ、目下増築計画中

ホ、生徒収容配分（現在生徒数一三三）

第一部　七五

定員三〇〇　第二部　七五

第三部　一五〇

本改正学則ハ昭和十三年四月一日ヨリ実施セントス

4　寄附行為変更申請　設立者を欠くに至る選挙の件（昭和一三年二月一日）

1　寄附行為改正ノ件

昭和拾参年弐月壱日

大東文化協会会頭　伯爵　松平　頼壽印

文部大臣　侯爵　木戸幸一　殿

寄附行為改正ノ件ニ付申請

本会寄附行為第十一条ヲ左記ノ通リ改正致候間、御認可相成度別紙書類相添へ、此段及申請候也

左　記

一、第十一条　会頭ハ、設立者之ニ当リ設立者ヲ欠クニ至リタル場合ハ維持員会ノ議決ニ依リテ之ヲ定ム、副会頭ハ理事会ニ於テ之ヲ互選ス、学院総長ハ会頭若クハ副会頭之ヲ兼ネ、理事会ノ議決ニ依リテ之ヲ定ム理事ハ、会頭ヲ以テ之ニ充ツル外、維持員会ノ選挙ニ依リテ之ヲ定ム

（参考　旧第十一条　会頭ハ設立者之ニ当リ、設立者ヲ欠クニ至リタル場合ハ維持員会ノ議決ニ依リテ之ヲ定ム、副会頭及学院総長ハ理事会ニ於テ之ヲ互選ス理事ハ会頭ヲ以テ之ニ充ツル外、維持員会ノ選挙ニ依リテ之ヲ定ム）

以上

2　寄附行為変更理由書

寄附行為変更理由書

従来、本会経営ニ係ル大東文化学院ノ事務ハ理事会ノ互選ニヨル総長自ラ鞅掌致居候得共、其母体タル協会トノ連絡ヲ欠キ、事務ノ運用等不便少ナカラズ故ニ、今般会頭若クハ副会頭之ヲ兼ヌルコトトシ、会務ノ統制簡明敏捷ヲ図ラントスルモノニ有之候

以上

決議録写シ

昭和拾参年壱月廿九日午後壱時、於本会役員室維持員会開催、左記事項ヲ決議ス

左　記

一、大東文化協会寄附行為第十一条ヲ左ノ如ク改正ス

第十一条　会頭ハ設立者之ニ当リ、設立者ヲ欠クニ至リタル場合ハ維持員会ノ決議ニ依リテ之ヲ定ム、副会頭ハ理事会ニ於テ之ヲ互選ス、学院総長ハ会頭若クハ副会頭之ヲ兼ネ、理事会ノ議決ニ依リテ之ヲ定ム理事ハ会頭ヲ以テ之ニ充ツル外、維持員会ノ選挙ニ依

リテ之ヲ定ム

大東文化協会維持員

同　松平　頼壽
同　酒井　忠正
同　元田　肇
同　鵜澤　總明
同　長瀧　武
同　杉溪　言長
同　木下　成太郎
同　副島　義一
同　小柳　司氣太
同　小久保喜七
同　大島　健一
同　市村　瓚次郎
同　浜田　國松
同　内田　周平
同　柳原　義光
同　八條　隆正

以上

大東文化協会維持員（昭和拾参年壱月弐拾九日現在）

子爵　市村　瓚次郎
　　八條　隆正
　　浜田　國松
　　樺山　資英
　　副島　義一
　　大島　健一
　　小柳　司氣太
　　長尾　槇太郎
　　長瀧　武
伯爵　柳原　義光
　　山岡　萬之助
　　鵜澤　總明
　　内田　周平
伯爵　松平　頼壽
　　丸田　尚一郎
　　藤山　雷太
　　小久保喜七
　　酒井　忠正
伯爵　木下　成太郎
　　元田　肇
　　杉溪　言長
男爵　鈴木　喜三郎
　　住友　吉左衛門
以上　二十三名

5　寄附行為変更の件　認可

1　寄附行為変更申請

昭和十三年五月七日起案

事務官㊞

学務課長㊞

㊞

専門学務局長㊞

次官㊞　〈受領印〉「記録掛　13・7・5　受領」

寄附行為中変更認可ノ件

指令案　大東文化協会

昭和十三年二月一日附申請、寄附行為中変更ノ件、認可ス

年　月　日　文部大臣

〈貼紙〉

「東京府経由　大東文化協会　寄附行為中変更認可」

（備考）

変更箇所

第十一条　会頭ハ設立者之ニ当リ設立者ヲ欠クニ至リタル場合ハ、維持員会ノ議決ニ依リテ之ヲ定ム、副会頭及学院総長ハ理事会ニ於テ之ヲ互選ス、学院総長ハ会頭若クハ副会頭之ヲ兼ネ、理事会ノ決議ニ依リテ之ヲ定ム

理事ハ、会頭ヲ以テ之ニ充ツル外、維持員会ノ選挙ニ依リテ之ヲ定ム

維持員二十三名中、十六名ヲ以テ議決ス、2―3

6　学則変更報告　教職員定年等に関する内規制定の件（昭和一三年六月一日）

1　大東文化協会教職員定年等ニ関スル内規制定ノ件

学専第五三〇号

昭和十三年六月一日

大東文化協会理事

大東文化学院総長伯爵　松平頼壽㊞

事務官㊞

文部大臣　男爵　荒木貞夫殿

学務課長㊞

大東文化協会教職員定年等ニ関スル内規設置ノ件、報告

別添、教職員定年等ニ関スル内規　昭和十三年五月一日ヨリ実施相成候条、御了知相成度、此段及報告候也

大東文化協会教職員定年等ニ関スル内規

一、教授ハ満七十歳ニ達シタル時ハ、講義時間ヲ一週四時間ヲ限度トス

教授ハ、満八十歳ヲ以テ定年トス

勤続多年、特ニ功労アルモノハ名誉トシ、且ツ必要ニ応ジ講義ヲ嘱託スルコトアルベシ

附則

本内規ハ、昭和十三年五月一日ヨリ実施ス

以上

〈貼紙〉

種別　わ一ノ六

件名　二十六冊大東文化学院ニ入レル大東文化協会報告

教職員定年等ニ関スル内規設置

番号　学　専　結　了　昭　一三　保存年限

枚数一一　年月日　一〇二　七　二〇

7　学則変更申請　教員無試験検定並計理士無試験登録に関する件（昭和一三年八月二六日）

1　学則中変更ニ関スル申請

学記第四一二号　正本

学則中変更ニ関スル申請書、大東文化学院

本年二月二十六日付認可ヲ以テ本学院本科ニ東亜政経科ヲ設置シ満支方面経営ニ必要ナル人材ヲ養成スルト共ニ中等学校支那語科無試験検定並ニ計理士無試験登録資格ヲ附与セラル、目的ヲ以テ学科配当ノ処今般更ニ上記関係学科ノ時間ヲ増加シ学力ノ充実ヲ図リ候ニ付前記二資格認可ニ適合スル旨御詮議ノ上別添学則改正方御許可相成度左記書類相添此段及御願候也

一、学則改正理由書

二、同改正ニ伴フ経費増加処置

三、新旧対照学則

四、本科第三部第一学年担任教員表

昭和十三年八月二十六日
大東文化学院設立者大東文化協会理事
大東文化学院総長
伯爵　松平　頼壽印

文部大臣　男爵　荒木貞夫殿

2　学則改正理由書

学則改正理由書
改正要旨
本学院ハ本年二月二十六日付認可ヲ以テ学則ヲ改正シ本科ヲ三部制トシ第三部ニ東亜政経科ヲ設ケ日支事変ニ伴フ時局ニ対応シ満支方面経営ニ必要ナル人材ヲ養成スルコト、ナレリ
而シテ卒業後中等学校ニ於ケル支那語科教員無試験検定並ニ計理士無試験登録ノ資格ヲ得シムル様学科配当ヲ行ヒシガ当時新学年始業切迫シ且斯ル趣旨ノ専門学校ノ嚆矢タルヲ以テ前記資格ヲ獲ル上ニ尚多少考慮ノ余地アリシニ依リ今回学科配置ヲ補修シ学則第六条本科第三部東亜政経科学科課程表及第九条学課表ニ次ノ改正ヲ加ヘ以テ支那語科無試験検定並ニ計理士無試験登録ノ資格養成上遺憾ナキヲ期シタル次第ナリ
以上改正ノ結果自ラ第九条補習科課程ニ変更ヲ来スコト、ナリ同条課程表ヲ改ムルコト、ナレリ
各項説明
学則第六条本科第三部東亜政経科学科課程表及第九条学課表改正各項説明
一、旧学則漢文ヲ廃シ支那語及支那時文教授時間ヲ合計一週十三時間ニ増加シ大ニ該科学力ノ増加ヲ図リ以テ中等学校支那語科教員無試験検定資格ヲ附与セラル、学力ノ充実ヲ期シタリ
英語第二学年一週教授時数三時間ヲ二時間ニ改メタルハ語学主力ヲ支那語ニ注ギ英語ハ副科トシタルニ依ル
商業通論ノ次ニ商工経営（第三学年二時間）ヲ加ヘタルハ計理士資格養成上必要ナルニ依ル
旧学則関税及商品学トアルヲ商品学トシ関税ハ他関係学科ニ於テ各教授スルヲ以テ之ニ譲レリ
簿記ハ計理士資格上重要ナルヲ以テ一学年ニ学年各一時間ヲ増加シ且教授要項ヲ掲記スルコト、セリ
近世世界史ハ時間配当上都合ニ依リ之ヲ二学年ニ繰上ゲタリ
学科排列順ハ旧学則ニ比シ其性質上相連関セルモノヲ順

列シタルニ依リ多少変更ヲ加ヘタリ
教授時間数ハ旧学則ニ比シ第一学年二時間、第二学年第三学年各三時間ヲ増シタルハ上記学科充実ノ結果ニシテ該科学生ハ何レモ東亜経営ノ熱意ニ燃エ学科負担ノ如キ甘ンジテ之ヲ受クルノ気概アルニ依リ増加差支ナキモノト認メタリ
尚本学則改正ハ本年度第二学期ヨリ実施シ第一学期中ノ不足部分ハ以後二ヶ年二学期間ニ補充センコトヲ期ス
以上改正ノ結果第九条補習科第三部東亜政経科課程表モ従ツテ同科第三学年課程ニ準ジ別添学則記載ノ通リ改正ヲ加ヘタリ蓋シ補習科課程ハ第三学年ニ依拠スルヲ以テナリ教練武道ヲ欠クヲ得ト改メタルハ第一部第二部ニ例シタルモノナリ

学則改正ニ伴フ経費増加処置

学則改正ノ結果第一学年ニ於テ一週教授時数二時間ヲ増シ二、三学年各三時間ヲ増シタル為次ノ経費増加ヲ見ル筈ナリ

本年度　三百円
明年度　四百円
明後年度　四百円

而シテ右金額ハ多額ニ上ラザルヲ以テ収容人員ノ増加ト一般経費ノ運用ニ依リ支弁シ得ル予定ナリ

参考

本年度入学人員　約五十名
明年以後ハ六十名以上ヲ採用スルヲ以テ授業料年額一人六十円（現在額）トスルモ年六百円以上ノ増収ヲ見ル予定ナリ

（新）本科第三部東亜政経科　学則改正部分ノ一

科目＼学年	第一学年一週時数	第二学年一週時数	第三学年一週時数
皇学及儒学	二	二	二
○支那語及支那時文	一三	一三	一三
○英語	三	二	二
論理学、心理学		二	
教育学			二
法学通論		二	
民法		二	
商法		二	
国際法			二
満支法制			二
商業通論	三		
○商工経営			二
貿易実務			二
経済学	二		

○改正箇所

財政			一
貨幣銀行金融			二
○商品学		二	
産業概論		二	
東洋経済地理	二		
満支経済事情		二	
○簿記	三（商業簿記）	三（銀行簿記 工業簿記 原価計算）	
会計学			二
商業数学及珠算	三		
植民史	二		
植民政策			二
東洋政治学			一
○近世世界史		一	
満支民情及宗教	一		
教練	二	二	二
武道	一	一	一
計	三七	三八	三八

備考
作文ハ課外トシテ之ヲ課ス
英語学力ノ補充ヲ要スルモノハ課外教授ヲ行フ
臨時課外講義ヲ行フコトアルベシ

（新）補習科第三部東亜政経科学則改正部分ノ二

科目	一週時数
皇学及儒学	二
○支那語及支那時文	一三
英語	二
教育学	二
国際法	二
満支法制	二
○商工経営	二
貿易実務	二
財政	一
貨幣銀行金融	二
会計学	二
植民政策	二
東洋政治学	一
教練	二
武道	一
計	三八

備考
作文ハ課外トシテ之ヲ課ス
臨時課外講義ヲ行フコトアルベシ
教練武道ハ之ヲ欠クヲ得

本科第三部東亜政経科第一学年教員表

学科目	時間	教員氏名	本兼職
皇学儒学	二	小柳司氣太	文学博士
		藤澤親雄	法学士元九州帝大教授
		齋藤晌	文学士東洋大学教授
支那語及支那時文	一三	岩村成允	外務省囑託
		神谷衡平	東京外国語学校教授
		吉原大藏	元支那駐在領事
		奈良一雄	青山学院教員東亜同文書院出身
		包翰華	満州国人
英語	三	藤澤親雄	法学士元九州帝大教授
商業通論	三	川崎英策	商学士関東学院高商部教授
経済学	二	中山伊知郎	商学士東京商大教授
簿記	三	村瀬玄	同
商業数学	二	佐藤信吉	商学士大倉高商教員
珠算	一	川村貫治	実業教員検定委員
植民史	二	小島威彦	国民精神文化研究所員
東洋経済地理	二	森凱雄	日本女子高商教授
満支民情及宗教	一	水野梅曉	支那研究権威者
教練	二	濱野昌一	陸軍歩兵大佐
武道	一	中山博道	剣道
		松岡辰三郎	柔道
		浦上榮	弓道
計	三七		

第二学年以上モ有力教員ヲ聘用シテ教授セシムル予定ナリ

8　学則変更の件　認可

1　学則中変更認可

東専七五二号　裁決定10月6日　文書課長印

発送10月11日　起案者印

昭和十三年九月十日起案

専門学務局長印

次官印

横山宇野督学官

教員検定委員会第二部幹事

私立専門学校学則中変更認可ノ件

指　令　案（九月十日付）

大東文化学院設立者

大東文化協会

昭和十三年八月二十六日附学院第四一二号申請学則中変更ノ件、認可ス

十三年九月十日　文部大臣

備考

本改正ハ、本校本科第三部卒業者ニ対シ、中学校支那

語科無試験検定並計理士無試験登録資格ヲ得シメンタメ同部ノ学科課程ノ一部ヲ改正セントスルモノナリ（第六条）

改正箇所

漢文ヲ廃止シ、支那語及支那時文ヲ各学年毎週十三時間トス

英語第二学年、毎週三時間ヲ二時間トス

商工経営学ヲ第二学年ニ、毎週二時間ヲ加フ

関税及商品学ハ、商品学ト改ム（関税ハ他ノ学科ニ於テ教授スルヲ以テ）

簿記ハ一、二学年毎週二時間ヲ三時間トス

近世世界史第三学年、毎週一時間ヲ二学年繰上ク

右ノ結果、一週総授業時数　第一学年ニ於テ二時間ヲ、第二、三学年ニ於テ三時間ヲ、増加シタリ

又、右改正ニ伴ヒ、第三部補習科ニ於テハ、学科課程モ一部改正ヲナシタリ

次ニ、授業時数ノ増加ニ依リ、経費本年度ニ於テ三〇〇円、明年度及明後年度ニ於テ四〇〇ヲ増加スルモ、右ハ一般経費ノ節約等ノ運用ニ依リ支弁ス

〈貼紙〉

種別　わ一ノ六（25）

件名　東京府経由

大東文化学院

学則中変更認可

9　学則変更申請　授業料変更の件（昭和一四年三月六日）

1　学則中変更ニ関スル申請

〈欄外〉

学院第四五六号

学則中変更ニ関スル申請書

大東文化学院

本学院学則中、別紙ノ通変更致度候間、御認可相成度、此段及申請候也

昭和十四年三月六日

大東文化学院設立者

大東文化協会理事伯爵　松平頼壽印

文部大臣男爵　荒木貞夫殿

2　学則改正理由書

学則改正理由書

学則改正要旨

本学院ハ曩ニ本科ヲ三部制トシ漢文ノ外修身国語両科ノ学科ヲ増設シ又東亜政経科ヲ増置シテ現下ノ東亜経営ノ国策遂行上ニ要スル人材ヲ養成スルコトヲ図レリ

従ツテ経費頗ル膨脹シ明年度学科増設経費増加見込約一万三千円以上ニ達スル見込ナリ　且又今次事変ニ因リ国庫補助金壱万四千円ノ減額モアリテ学院経済上収支ノ間ニ甚シキ懸隔ヲ生ズルニ至レリ

且本学院授業料ハ月額五円ノ少額ニシテ専門学校以上トシテ過少ナルハ一般ノ認ムル所ナリ　然レドモ学費ノ増大ハ其ノ欲セザル所ナルヲ以テ明年度入学生ヨリ拾円丈増額シテ経費ノ不足ヲ補ハントス而シテ一面校費ノ節約ヲ励行シテ其ノ余ノ不足額ヲ補填シ最低ノ授業料増加ニ止メンコトヲ図レリ

而シテ本年度以前ノ入学生ハ旧額ニ依リ増加セザルコトトセリ

改正条目左ノ通トス

第九章第三十九条ヲ左ノ通リ改ム

授業料ハ本科高等科補習科ハ各科共一ケ年金七拾円トシ左ノ三期ニ之ヲ分納セシム

第一期　金参拾円　四月十一日ヨリ四月二十日迄

第二期　金弐拾円　九月十一日ヨリ九月二十日迄

第三期　金弐拾円　一月十一日ヨリ一月二十日迄

研究科ハ一ヶ年金弐拾円トシ学年始ニ之ヲ全納セシム

（改正理由）

理由前述要旨ノ通リ　第一期ヲ参拾円トシタルハ第一学期ハ最モ長ク入学当初ハ出金シ易キニ因ル

附則第四十四条ヲ左ノ通リ改ム

第三十九条　規定ノ授業料ハ昭和十四年度ノ入学者ヨリ之ヲ適用ス

（改正理由）

昭和十三年度以前ノ入学者ハ旧条規ニ依ル予定ヲ以テ入学シ来レルモノナルヲ以テ増額セサルヲ穏当ト認メタルニ因ル

第四十五条ヲ左ノ通リ改ム

昭和十三年度以前ノ入学者ノ授業料ハ従前ノ規定ニ依ル

（改正理由）

本条ハ四十四条ト連関シ十三年度以前ノ入学生授業料ニ

付明示シタルモノナリ

昭和十四年度大東文化学院予算
見込表

昭和十三年度予算総額　六二、二八〇円
昭和十四年度本科修身国語増科東亜政経科増級ニ
要スル経費見積　一三、〇〇〇円
同年度授業料ヲ七十―円トシ生徒増加百五十―人授業料
増加見込額　一〇、五〇〇円
差引不足高　二、五〇〇円
右ハ一般予算総額中ヨリ節約シ之ヲ補填スル見込ナリ

10　学則変更の件　認可

1　学則中変更認可

東専一七二号　裁決定3月25日　文書課長㊞　発送
3月28日　起案者㊞
昭和十四年三月二十二日起案
事務官㊞
学務課長㊞
専門学務局長㊞
次官㊞
横山宇野督学官

私立専門学校学則中変更認可ノ件
指　令　案
大東文化学院設立者
大東文化協会
昭和十四年三月六日附学院第四五六号申請学則中変更ノ件、認可ス
年　月　日　文部大臣

備考
改正ノ要点
授業料年額六十円ヲ七十円ニ改メントス
（第三十九条）
理由
国庫補助金ノ減額ト加フルニ、経費ノ膨張トニ依リ収支ニ懸隔ヲ生ズルニ至レルヲ以テ授業料ヲ増額シ、右経費ノ不足ヲ補ハントスルモノナリ

本学則改正ハ、昭和十四年四月入学者ヨリ、之ヲ適用ス

〈貼紙〉
種別　わ一ノ六
件名　東京府経由
大東文化学院
学則中変更認可

11　学則変更申請　授業料増額の件（昭和一五年二月一九日）

1　学則中変更ニ関スル申請

学院第五八五号ノ一

学則中変更ニ関スル申請書

大東文化学院

本学院学則中、別紙ノ通変更致度候間、御認可相成度、此段及申請候也

昭和十五年二月十九日

大東文化学院設立者

大東文化協会理事伯爵　松平頼壽印

文部大臣　松浦鎮次郎殿

2　昭和十五年度大東文化学院予算見込表

昭和十五年度大東文化学院予算見込表

昭和十四年度予算総額

昭和十五年度本科第三学年各部（第一部修身漢文科、第二部国語漢文科、第三部東亜政経科）設置ニ要スル経費見積　一〇、〇〇〇円

同年度入学生授業料ヲハ拾円トシ、生徒増加見込一三〇人ニ対スル授業料増加見込額　一〇、四〇〇円

差引剰余　四〇〇円

右ハ、一般経費中ニ繰入ルモノトス

昭和十五年度大東文化学院予算見込表

昭和十四年度予算総額　九二、五九五円

昭和十五年度ハ未定

昭和十五年度本科第三学年各部（第一部修身漢文科、第二部国語漢文科、第三部東亜政経科）設置ニ要スル経費見積　一〇、〇〇〇円

教員俸給　八、五〇〇円
設備需用費　一、五〇〇円
同年度入学生授業料ヲ八十円トシ、生徒増加見込百三十人ニ対スル授業料増加見込額　一〇、四〇〇円
差引剰余　四〇〇円
右ハ、一般経費中ニ繰入ル、モノトス

3　学則改正理由書

学則改正理由書

学則改正要旨

本学院ハ曩ニ本科ヲ三部制トシ漢文科ニ加フルニ修身国語ノ二科ヲ附設シ又東亜政経科ヲ増置シテ現下東亜新秩序建設ノ国策ニ対応センコトヲ期シタリ

而シテ明昭和十五年度ハ三部共完成期ニ達シ新年度ヨリ第三学年（最終学年）三箇ヲ設置セザルベカラザルコト、ナレリ

但第一部修身漢文科ハ元ノ漢文科ノ施設ヲ大体其儘踏襲シ得第二部国語漢文科モ漢文ノミ第一部ト共通スルヲ以テ経費ノ過半ヲ節約シ得ルモ国語科ノ経費及第三部東亜政経科第三学年ノ経費ハ新ニ増加ヲ要シ其額壱万円ニ上ル予定ナリ

而シテ本学院国庫補助ノ減額壱万四千円ハ未ダ復旧スルニ至ラズ又本院生徒ノ授業料ハ現時年額六拾円乃至七拾円ニシテ之ヲ他ノ専門学校ニ比スルニ甚ダ低額ナリ加フルニ明年度ヨリ校舎狭隘ノ為新築事業ヲ遂行セザルベカラザルニ至リ学院経費ノ増大ハ避クベカラザルニ至レリ因リテ明十五年度入学生ヨリ年額金拾円ヲ増加シテ学院経済ノ平衡ヲ計ラントス然レドモ本年度以前ノ入学生ニハ増徴ヲナサヾルコト、セリ

改正条目

第九章第三十九条ヲ左ノ通リ改ム

第三十九条　授業料ハ本科高等科補習科ハ各科共一ヶ年金八拾円トシ左ノ三期ニ之ヲ分納セシム

第一期　金参拾円　四月十一日ヨリ四月二十日迄
第二期　金参拾円　九月十一日ヨリ九月二十日迄
第三期　金弐拾円　一月十一日ヨリ一月二十日迄

研究科ハ一ヶ年金弐拾円トシ学年始ニ之ヲ全納セシム

改正理由
理由ハ前記要旨ノ通リニシテ第一期第二期ヲ参拾円トシ第三期ヲ弐拾円トセシハ学期ノ長短ニ応ジテ配分セシモノナリ
附則第四十四条ヲ右ノ通リ改ム
附則
第四十四条　第三十九条規定ノ授業料ハ昭和十五年度ノ入学者ヲリ之ヲ適用ス
改正理由
昭和十四年度以前ノ入学者ハ旧規定ニ依リ入学シ来レルモノナルヲ以テ増額セザルヲ穏当ト認メタリ
第四十五条　ヲ左ノ通リ改ム
第四十五条　昭和十四年度以前ノ入学者ノ授業料ハ夫々従前ノ規定ニ依ル
改正理由
本条ハ第四十四条ノ規定ト連関シ昭和十四年度以前ノ入学生授業料ノ適用ニ付明示スル必要アリタルニ因ル

12　学則変更の件　認可

1　私立専門学校学則中変更認可

東専一五四号　裁決定三月十四日　文書課長印　発送3月15日　起案者㊞
昭和十五年三月十一日起案
学務課長㊞
専門学務局長㊞
次官㊞

私立専門学校学則中変更認可ノ件
指　令　案
大東文化学院設立者
大東文化協会
昭和十五年二月十九日附学院第五八五号ノ一申請学則中変更ノ件、認可ス
年　月　日　文部大臣

（備考）
授業料年額七十円ナリシヲ、年額八十円ニ増額スル為

ノ学則変更ナリ
本校ハ他校ニ比シ授業料低額ニシテ、国庫補助金ヲ受ケ居ルモ、昭和十三年度来補助金二割削減セラレタルヲ以テ収支ノ均衡ヲ斗ル為、又教員設備及校舎建築ニ経費ヲ要スル為、今回授業料ヲ増額セントス

〈貼紙〉
種別　わ一ノ六
件名　東京府経由
　大東文化学院
　学則中変更認可
番号　東　専　結　了　昭　一五　保存　ムキ
枚数7一五四　年月日　三　一五　年限

13　校地変更ならびに校舎建築認可申請（昭和一五年一月二三日）

1　校地変更並ニ校舎建築認可申請

〈欄上〉「至急」〈受領印〉「文部省　東専　昭和15・2・22」
〈受領印〉「東京府　昭和15・1・24」

校地変更並ニ校舎建築認可申請
本協会経営ニ係ル大東文化学院校地変更並ニ校舎建築致シ度候条御認可相成度、別紙参考書類相添へ、此段申請候也
昭和十五年一月二十三日
〈印〉「昭和十五年一月二十五日　東京府経由」
辰学第五二四号
財団法人大東文化協会
会頭　伯爵　松平頼壽印

文部大臣　松浦鎮次郎殿

2　移転理由

移転理由
一、学級増加
現在、左ノ如シ
本　科一年　第一部　弐（一部二部ハ学科合併スルコトアリ）
　　第二部
　　二年　第三部　弐（　〃　）
　　同

三年　一
高等科一年　一
二年　一
三年　一
計　八

明十五年度ヨリ左ノ通リ編成

本　科一年　第一部　弐
第二部
二年　第三部　弐
同
三年　同　弐
高等科一年　一
二年　一
三年　一
計　九

尚、本科ハ各学年輪講分級ノ為一年ニ付二教室ノ予備教室必要ナルニ、現在ハ二個アルノミニテ、四個教室不足ナリ

故ニ合セテ七教室ノ不足トナル、又生徒数増加ノ為大形教室ヲ要シ、其他柔道・弓道練習場・講堂・生徒控所等、現在設備ヲ欠キ又不充分ナルヲ以テ之ヲ具備スル必要アリ

二、校舎ノ旧式

本校舎ハ建築極メテ古ク、現時十分ノ耐久力ヲ有セズ、早晩改築ノ必要ニ迫ラレ居レリ

又、採光・通風等モ設備不完全ナリ

三、運動場ヲ欠クコト

現校舎ニハ些少ノ空地ノ外、運動場ナク集合運動教練等ニ差支ヲ生ジツヽアリ

四、靖國神社社域拡張計画ニ入レルコト

早晩、靖國神社社域ノ拡張計画ニハ本校校地モ編入サレ居ル為、移転ノ必要生ズルコト必然ナリ

土地ノ所在及所有者氏名

㈠土地所在　東京市豊島区池袋三丁目
一、三八四番地　一、三八五番地
一、三八七番地

㈡所有者氏名
東京市豊島区目白町三丁目三、五九七
大　野　銀　八

土地ノ坪数及金額

㈠坪数　壱千五百参拾壱坪五合
㈡価格　金九万千八百九拾円也

建物坪数及請負金額

㈠建物坪数　延坪壱千百四拾九坪壱合六夕
壱階　七百弐拾弐坪九合六夕
弐階　四百弐拾六坪二合
㈡請負金額　金弐拾五万四千六拾九円弐拾五銭

土地附近ノ状況

新校地ノ周囲ハ、住宅地ニシテ空地モ多ク閑清（ママ）ニシテ教授上何等支障ナク、寧ロ学校敷地トシテハ絶好ノ場所ト思考ス

現在ノ土地建物ノ処分

現在敷地ハ、靖國神社社域拡張計画ニ編入ノ為メ、買収セラルヽノ運命ニアリ

新校舎着工、竣工ノ予定

一着工　文部省ノ認可次第着手ス
一竣工　昭和十五年八月三十一日迄ニ竣工ノコト

現在ノ土地建物ノ処分方法

売却前ハ事務室トシテ使用ス
売却後ハ基金ニ編入ス

一新校地附近ノ状況次ノ如シ

一新校地附近ノ状況
次ノ如シ
上屋敷ヨリ約二分
目白駅ヨリ約十分
池袋駅ヨリ約十二分
目白四町
目白三町
目白一町
目白一丁目
目白台
目白町
椎名町
長崎
千早町
高田
高田南町
雑司ヶ谷
雑司ヶ谷町
雑司ヶ谷六丁
雑司ヶ谷五丁
雑司ヶ谷四丁
雑司ヶ谷一丁
目白駅
目白台
目白一丁目
目白一町
目白四町
目白三町
目白一町

3　理事維持員会決議録

理事維持員会決議録

昭和十四年十二月一日午後二時ヨリ本会於役員室理事・維持員会開催、左記事項ヲ決議ス

左記

一大東文化学院仮校舎建設ニ関スル件

決議内容

㈠明年四月十日迄ニ学生ヲ容ルヘキ校舎ノ新築ヲ第一期事業ト為シ、敷地買収校舎建築等更ニ理事・維持員会ノ決議ヲ要スベキ場合ハ、改メテ会議ヲ開キ協議ヲ為スベキ場合ハ、改メテ会議ヲ開キ協議ヲ為スベキコトヲ申合セタリ

㈡敷地ノ買収ハ、直ニ着手スヘキコト

㈢建築ノ契約ハ、成ルヘク早ク確実ナル請負者ヲ選ヒ、其締結ヲ為スヘキコト

松平　頼　壽
有田　八　郎
建川　善　次
木下　成太郎
藤澤　親　雄
末松　偕一郎
長瀧　　武
鵜澤　總　明
成田　千　里
南條　德　男
小柳　司氣太

4　理事維持員会決議録

理事維持員会決議録

昭和十四年十二月十九日午後二時ヨリ、本会於役員室理事維持員会開催、左記事項ヲ決議ス

左記

大東文化学院仮校舎改築ニ関スル件決議内容

一豊島区目白町三丁目ニ建築スヘキ仮新校舎工事ハ、別紙予算書ノ中ヨリ講堂ヲ除キ着手ス

二工事請負ハ、三名ノ指名人ニツキ請負者ヲ定ムル方法ニヨル契約ニ基キ行フ

三講堂ハ、寄附金ノ収受状況ニ依リ建築ス

松平　頼　壽
有田　八　郎
木下　成太郎
藤澤　親　雄

田所　美治　　金四万参千参百円也　　内外左官工事　　一式
荒川　五郎　　金五千八百八拾五円也　　畳建具工事　　一式
木村　正義　　金七千七百五拾円也　　樋及錺工事　　一式
八角　三郎　　金五千九百五拾参円也　　塗装工事　　一式
鵜澤　總明　　金参千五百円也　　敷地廻り門塀工事　　一式
長瀧　武　　金壱万千八拾円也　　衛生工事　　一式
小柳　司氣太　　金七千参百円也　　電灯工事　　一式
成田　千里　　金五千円也　　其他雑工事　　一式
計

5　大東文化学院仮校舎建築費予算書

大東文化学院仮校舎建築費予算書

一金弐拾五万七千弐百七拾六円也　　財政計画及財源

内訳

本計画ハ総テ現金、借入金、寄附金ヲ以テ充当スルモノトス

財源左ノ如シ

金参千九百円也　仮設工事　一式　　四千円也
金壱万五千八百五拾五円也　基礎足代工事　一式　　✓金五万四千円也　現金
金九万参千八百参拾円也　材木工事　一式　　✓金四万弐千円也　現敷地担保借入金
金壱万弐千五拾円也　家根瓦工事　一式　　✓金五万四千円也　新敷地担保借入金
金弐万九千九百八拾円也　大工手間工事　一式　　○金五万円也　栗林南畝寄附金
金八千五円也　金物工事　一式　　✓金参万円也　駿台卒業生寄附金
金壱千八百八拾八円也　石材工事　一式　　金壱万円也　三井男爵寄附金
金弐千円也　タイル張工事　一式

金五千円也　三菱家寄附金
金参万円也　松平伯爵寄附金
金壱万円也　酒井伯爵寄附金
金壱万円也　住友男爵寄附金
金弐万円也　積姿社寄附金
金五万円也　板谷家寄附金
金五万円也　森工業社長　森　暁
合計金参拾六万五千円也
〈欄上〉「壱行加入」

大東文化協会財産目録

十四年十二月二十八日現在

一金弐拾九万四千九百八拾弐円八拾八銭

科目	金額	摘要
土地	一一一、四〇〇	〇〇
建物	三八、六〇〇	〇〇
器具機械	五、三七九	六四
什器雑品	二九、六二五	〇八
図書	四六、四七〇	七〇
有価証券	八三〇	〇〇
預金	六一、四七四	七六
振替貯金	九六一	〇五
現金	二四一	六五
計		

大東文化学院新築校舎調

一建坪　延坪　壱千百四拾九坪壱合六夕
一建築金額　金弐拾五万七千弐百七拾六円也
内訳

区別	坪数	坪当り	金額	摘要
事務室及其他各室	一八五坪一一	二五四円　強	四七、〇二七	八二
教室及附属便所生徒控室	六八五坪二五	二一五円　五〇強	一四七、六七一	三八
講　堂	一〇六坪四〇	二四九円	二六、四九三	六〇
同外廊下並ニ便所	二四坪六〇	二一八円	五、三六二	八〇
同隣室図書閲覧所	四七坪八〇	二一八円	一〇、四二〇	四〇
柔剣道場	八四坪〇〇	一九五円	一六、三八〇	〇〇
地下室物置	一六坪〇〇	二四五円	三、九二〇	〇〇

6　昭和十四年度大東文化協会収支予算

昭和十四年度大東文化協会収支予算

収入

経常部	金三三、八九五円
臨時部	金五八、七〇〇円
合計	金九二、五九五円

支出

経常部	金八九、八九五円
臨時部	金　二、七〇〇円
合計	金九二、五九五円

収入支出差引　九十一、八四五円

残金ナシ

昭和十四年度大東文化協会収支予算書

収入 科目	経常部 十四年度予算額	経常部 十三年度予算額	摘要
第一、基本財産収入			
一、基金利子	一、二二五円	一、二二五円	
第二、普通財産収入			
一、預金利子	一、二二五	一、二二五	
第三、大東文化学院収入			
一、授業料	三〇〇	三〇〇	生徒　三五一人
二、入学金	三〇〇	三〇〇	内年　七〇円一六八名
三、入学検定料	二五、四二〇	一六、三四〇	六〇円一八三名
四、追試験料	一、七五〇	七五〇	一八〇人　一人五円
第四、研究教化出版部収入	二二、七四〇	一四、九四〇	三五〇人　一人五円
一、出版物売上代	九〇〇	六五〇	
第五、雑収入	三〇	〇	
第六、前年度繰越金	一〇〇	二〇〇	
経常部計	一〇〇	二〇〇	
	五〇	五〇	
	六、八〇〇	二、五〇〇	
	三三、八九五	二〇、六一五	

収入

科目	十四年度予算額	臨時部 十三年度予算額	摘要
第一、政府補助金	五六、〇〇〇	五六、〇〇〇円	本科目ハ支出ニ於テモ同
第二、中等科諸教科書発行印税収入	二、二〇〇	〇	一科目ヲ設ケ実際収入額ヲ別途積立ツルモノナリ
第三、校舎改築資金寄付金収入	五〇〇	〇	右同
臨時部計	五八、七〇〇	五六、〇〇〇	
収入合計	九二、五九五	七六、六一五	

支出

科目	十四年度金額	経常部 十三年度金額	摘要
第一、大東文化学院費			
一、給料			
校長給	七五、五四六	六二、二八〇	
専任教員給	六二、八一六	四九、七五六	
兼任教員給	〇	〇	
	八、九四九	八、九四九	八人ニ対スル一週六十五時間
	四五、三八一	三三、三三三	七十人ニ対スル時間数三三〇時間

事務員給	八、四八六	七、四七四	教頭年五四〇円、教務兼図書主任年七五六円、学生監年一、一四〇円、庶務幹事年一、〇八〇円、書記（教練教師ヲ含ム）五名月平均六一円、年三、六六〇円、部長手当四人、一人五〇円、年二〇〇円、学務主任手当七人、一人三〇円、年二一〇円 賞典俸給ノ一ケ月半、計九〇〇円
二、諸給	四、二二三	三、六二一	
旅費	一、七九〇	九一二	伊勢神宮参拝　四一〇円 東亜政経科修学旅行費一、二〇〇円 其ノ他　一八〇円
手当	一、〇七〇	一、四四〇	校医手当一七〇円及職退職手当九〇〇円等
諸傭給	一、三六三	一、二六九	小使三人月平均二七・六六強、給仕一人月一八円、外ニ賞典一五一円
三、備品費	二、〇〇〇	二、〇七〇	
器具機械費	二〇〇	二七〇	雑嚢一〇〇個一五〇円、其他
什器雑品費	一、三〇〇	一、〇〇〇	机腰掛八〇〇円、其他雑品購入費五〇〇円
図書費	五〇〇	八〇〇	
四、消耗費	三、五二七	三、六〇〇	薪炭代九一三円、電灯料三〇〇円、水道料四二円、其ノ他紙、筆、墨、インク、官報新聞、弁当代一、二四五円
消耗品費	二、五〇〇	二、一五〇	

印刷費	四二七	六五〇	市内外電話料金二四〇、其他切手端書代三三〇円、運搬費三〇円
通信運搬費	六〇〇	八〇〇	
五、生徒諸費			六人　年二〇円支給
奨学金	一、〇八〇	七五〇	遠足生徒監督旅費、茶代三〇円、剣道奨励費一〇〇円
体育費	一二〇	二七〇	
	一三〇	三〇	職員出張旅費一九三円四二、実包　射撃費三九七円三五、兵器入手其ノ他二五九円二三
教練費	八三〇	四五〇	
六、修繕費	二〇〇	二〇〇	奉納料、講演謝礼、屎尿汲取料及同掃除料
七、雑費	三五〇	二〇〇	広告料、医師体格検査手当及委員手当等
八、学生募集費	一、二〇〇	一、五二〇	会議用茶菓弁当代
九、会議費	一五〇	二〇〇	
十、保険料	〇	三六三	
第二、研究教化出版費	三、七八〇	三、七三六	
一、研究費（教科書編纂費）	五〇〇	六〇四	女学校漢文及諸発行教科書修正編纂手当等
二、教化出版費	三、二八〇	三、一三二	
給料	一、〇八〇	八一〇	幹事一人年九六〇円及賞典
原稿費	三〇〇	三六〇	

消耗品費	二〇〇	一五〇	大東文化発送郵便封筒代雑費
印刷費	一、五〇〇	一、五〇〇	月刊大東文化月三千部七五円、其他小冊子発行費六〇〇円
通信運搬費	二〇〇	三一二	大東文化発送郵税月十五円
第三、財団諸費			
一、役員報酬	一〇、五六九	一〇、五九九	理事、監事十八名ニ対スル手当
二、会議費	二、二〇〇	二、二〇〇	会議会合ノ茶菓及食事代
三、事務員給	三〇〇	三〇〇	幹事長年一、二〇〇円、会計幹事年九六〇円、庶務幹事年六〇〇円、嘱託一、三六〇円、事務員年三九六円、給仕二四〇円、以上、手当及賞典
	四、一八六	三、九〇九	
四、旅費	六〇〇	八〇〇	基金募集旅費、講演会出張旅費、他車馬賃
五、手当	六〇〇	八〇〇	職員退職手当
六、備品費	二〇〇	二〇〇	備品新調修理
七、消耗品費	六五〇	六四〇	紙筆墨代三〇〇円、印刷代三五〇円
八、通信費	六〇〇	七〇〇	市内外電話料三五〇円、切手代二〇〇円、運搬費五〇円
九、修繕費	三五〇	三五〇	建物修理賃、内部改造費
十、保険料	三六三	〇	建物ニ対スル保険料
十一、諸支出	五二〇	七〇〇	弔慰費、小使給仕被服費、町会費、時間外手当、其他諸雑費
経常部計	八九、八九五	七六、六一五	

支出　臨時部

科目	十四年度金額	十三年度金額	備考
第一、中等科諸教科書発行印税	二、二〇〇	〇	収入予算ニ於ケル本科目ノ実際収入額ヲ支出ニ立テ決算シ別途積立ツルモノナリ
第二、校舎改築資金寄附金	五〇〇	〇	右同
臨時部計	二、七〇〇	〇	
支出合計	九、八四五	七六、六一五	

7　昭和十三年度大東文化協会収支決算

昭和十三年度大東文化協会収支決算

収入

経常部金	二四、二九六円三六
臨時部金	五六、〇〇〇・〇〇
合計金	八〇、二九六・三六

支出

経常部金	七二、八一七・七七
臨時部金	〇
合計金	七二、八一七・七七

収入支出差引　七、四七八・五九
残金　次年度へ繰越ス

昭和十三年度大東文化協会収支決算書

収入 科目	予算額 円		経常部 収入済額 円		差引増減額 円		摘要
第一、基本財産収入	一、二二五	○○	一、四三五	六五	二一○	六五	
一、基金利子	一、二二五	○○	一、四三五	六五	二一○	六五	
第二、普通財産収入	三○○	○○	二七三	二七	減　二六	七三	
一、預金利子	三○○	○○	二七三	二七	減　二六	七三	
第三、大東文化学院収入	一六、三四○	○○	一七、八二○	○○	一、四八○	○○	
一、授業料	一四、九四○	○○	一四、五二五	○○	減　四一五	○○	
二、入学金	六五○	○○	六七五	○○	二五	○○	
三、入学検定料	七五○	○○	二、五八○	○○	一、八三○	○○	入学志願者増加ノタメ
四、追試験料	○		四○	○○	四○	○○	
第四、教化出版部収入	二○○	○○	二四五	五五	四五	五五	
一、出版物売却代	二○○	○○	二四五	五五	四五	五五	
第五、雑収入	五○	○○	一二四	四五	七四	四五	
第六、前年度繰越金	二、五○○	○○	四、三九七	四四	一、八九七	四四	

経常部計	二〇、六一五	〇〇	二四、二九六	三六	三、六八一	三六

収入

科目	予算額 円		臨時部 収入済額 円		差引増減額 円	摘要
第一、補助金	五六、〇〇〇	〇〇	五六、〇〇〇	〇〇	〇	
臨時部計	五六、〇〇〇	〇〇	五六、〇〇〇	〇〇	〇	
収入合計	七六、六一五	〇〇	八〇、二九六	三六	三、六八一	三六

支出

科目	予算額 円		経常部 決算額 円		差額 円	摘要
第一、大東文化学院費	六二、二八〇	〇〇	六〇、六一二	〇五	一、六六七	九五
一、給料	四六、九五一	七二	四五、九七〇	五九	九八一	一三
校長給	〇		〇			
専任教員給	七、六五一	〇一	六、六六九	八八	九八一	一三
兼任教員給	三二、七六八	〇一	三二、七六八	〇一	〇	
事務員給	六、五三二	七〇	六、五三二	七〇	〇	
二、諸給	三、九四三	九一	三、九四三	九一	〇	
旅費	五二七	一〇	五二七	一〇	〇	
手当	二、一五五	五一	二、一五五	五一	〇	

| | | |

教科書編纂費	六〇四	〇〇	五七一	三〇	三二
二、教化出版費	三、一三二	〇〇	二、二九一	五四	八四〇
給料	八四〇	〇〇	八四〇	〇〇	〇
原稿費	三三〇	〇〇	二六五	〇〇	六五
消耗品費	一五〇	〇〇	九七	八〇	五二
印刷費	一、五〇〇	〇〇	九二六	七二	五七三
通信運搬費	三一二	〇〇	一六二	〇二	一四九
第四、財団諸費	一〇、五九九	〇〇	九、三四二	八八	一、二五六
一、役員及幹事報酬	二、七九〇	〇〇	二、七九〇	〇〇	
二、会議費	三九〇	九二	三九〇	九二	
三、事務員給	三、九〇九	〇〇	三、二〇七	〇九	七〇一
四、旅費	一五七	八九	一五七	八九	〇
五、手当	八〇〇	〇〇	七九一	六二	八
六、備品費	二〇〇	〇〇	一六七	九〇	三二
七、消耗品費	五六一	一九	三七一	五〇	一八九
八、通信費	七〇〇	〇〇	五一四	五五	一八五
九、修繕費	三九〇	〇〇	三九〇	〇〇	〇
十、諸支出	七〇〇	〇〇	五六一	四一	一三八
経常部計	七六、六一五	〇〇	七二、八一七	七七	三、七九七	二三

昭和十三年度大東文化協会財産目録

科目	金額	摘要
土地	一一一、四〇〇	〇〇
建物	三八、六〇〇	〇〇
器具機械	五、三七九	六四
什器雑品	二九、四〇九	四八
図書	四五、八四九	一六
有価証券	八三〇	〇〇
預金	四六、九三一	一〇
振替貯金	九四五	八六
現金	八六	一八
仮払金	九、七六八	八八
合計	二八九、二〇〇	三〇

東亜文教国策委員会所要資金一時立替払金

昭和十三年度大東文化協会貸借対照表

借方（資産之部）		貸方（負債之部）	
項目	金額	項目	金額
土地	一一一、四〇〇	設備資産	二三〇、六三八
建物	三八、六〇〇	基金（借方仮払金ヲ含ム）	三六、六〇六
	円		円
	〇〇		二八
	〇〇		〇〇

器具機械	五、三七九	六四	終身正会員費（基金）	九、八八七	○○
什器雑品	二九、四〇九	四八	中等諸教科書	一、九七〇	四〇
図書	四五、八四九	一六	発行印税（基金）		
有価証券	八三〇	○○	校舎改築資金寄附金	二、六二〇	○三
銀行預金	四六、九三一	一○			
振替貯金	九四五	八六	次年度へ繰越金	七、四七八	五九
現金	八六	一八			
仮払金	九、七六八	八八			
（東亜文教国策委員会所要資金一時立替払金）					
合計	二八九、二〇〇	三〇	合計	二八九、二〇〇	三〇

昭和十三年度大東文化協会基金決算書

名称	金額	摘要		
一、終身正会員会費	九、八八七円○○	一、五六〇円	大正十二年度	八〇円　昭和三年度
		四、八一〇円	大正十三年度	六〇円　昭和四年度
		二、四五〇円	大正十四年度	一〇円　昭和五年度
		四四五円	大正十五年度	一三二円　昭和六年度
		三四〇円	昭和二年度	

一、基　金	三六、六〇六	〇〇	一〇、〇〇〇円	大正十三年度	五〇円　昭和六年度
			一五、〇〇〇円	大正十四年度	五〇〇円　昭和十年度
			一〇、七一六円	大正十五年度	三一〇円　昭和十三年度
一、校舎改築資金	二、六二〇	〇三	三〇円	昭和二年度	
寄附金			七七三円	昭和十一年度	
			一、五三六円六三	昭和十二年度	
			三一〇円四〇	昭和十三年度	
一、中等諸教科書	一、九七〇	四〇	二円七五	昭和十一年度	
印税			八〇四円	昭和十二年度	
合計	五一、〇八三	四三	一、一六三円六五	昭和十三年度	

14　大東文化協会校地変更ならびに校舎建築に関する件

学務課長㊞

専門学務局長㊞

1　私立学校拡張ニ関スル件

協議案

東専一二四号　裁決定2月22日　文書課長㊞　発送2月27日　起案者㊞

年　月　日　専門学務局長

大蔵省理財局長　宛各通

商工省総務局長

昭和十五年二月二十一日起案

私立学校拡張ニ関スル件

本年一月二十三日附ヲ以テ大東文化協会ヨリ、左記大要ニ係ル標記ノ件申請有之タル処、本件ハ認可致度ニ付臨時資金調製整法施行令ニ依リ、及協議

記

一、学校名及所在地

大東文化学院

東京市麹町区富士見町一丁目

二、拡張計画

校地購入　一、五三一坪五

東京市豊島区池袋三丁目所在

同区目白町三丁目　大野銀八所有

校舎建築　一、一四九坪一六

木造建物一階七二二坪九六　二階四二六坪二〇

三、経費予算

校地購入費　九一、八九〇円

校舎建築費　二五七、二七六円

計　三四九、一六六円

四、資金調達方法

寄附金　二五七、一六六円

借入金　九六、〇〇〇円

日本勧業銀行ヨリ校地校舎ヲ担保トシテ借入ノ予定

五、拡張ヲ必要トスル事由

本校ハ大正十二年震災直後、元法政大学校舎タリシ木造二階建（延坪四五〇）ヲ借受ケ使用中ナルモ、旧陋狭隘ニシテ通風採光十分ナラズ、最近著シク耐久力ヲ失ヘリ、講堂、生徒控室、図書室等ノ設備ヲ欠クハ勿論、生徒増加ニヨリ普通教室スラ不足スルニ至レリ、加フルニ本校舎ノ二面ハ道路ニ境シ、其ノ他ハ民家ニ隣接シテ些少ノ空地ノ外運動場ヲ有セズ、

本校移転ノ計画ハ、多年ノ懸案ニシテ財政ノ都合上遷延シタル次第ナルガ、校地・校舎ノ狭隘ハ最早ヤ猶予ヲ許サズ、更ニ靖國神社社域ノ拡張計画ハ本校校地ヲモ包含サレ居ル為、早晩移転ノ必要ヲ生ズルニ至リタルヲ以テ、茲ニ適地ヲ物色シ資金調達ノ途ヲ講ジテ、本校移転建築ヲナサントスルモノナリ。

（建築課ノ内閲ヲ経タリ）

2　私立専門学校校地変更並ニ校舎建築認可

昭和十五年三月十六日起案　　学務課長㊞
　　専門学務課長㊞
次官㊞
　　建築課長㊞
　　〈受領印〉「記録掛　15・6・27　受領」
　　㊞

私立専門学校校地変更並ニ校舎建築認可ノ件

指令案㈠

大東文化学院設立者
　　大東文化協会

昭和十五年一月二十三日附申請校地変更並ニ校舎建築ノ件、認可ス

但シ、講堂ノ建築ハ之ヲ中止スルコト

年　月　日　　文部大臣

通牒案㈡

年　月　日　　専門学務局長

大東文化協会理事　宛

校地変更並ニ校舎建築ノ件

昭和十五年一月二十三日附申請標記ノ件、本日別途認可相成タル処、講堂ノ建築ハ物資調整ノ関係上中止セシメラレタルモノニ付御了知相成度及通牒

（備考）

本校ハ大正十二年震災直後、元法政大学校舎タリシ木造二階建（延坪四五〇）ヲ買受ケ使用中ナルモ、旧陋狭隘ニシテ通風採光十分ナラズ、最近著シク耐久力ヲ失ヘリ、生徒控室、図書室等ヲ欠クハ勿論、生徒増加ニヨリ普通教室スラ不足スルニ至レリ、加フルニ本校舎ノ二面ハ道路ニ境シ、其ノ他ハ民家ニ隣接シテ些少ノ空地ノ外運動場ヲ有セズ、本校移転ノ計画ハ多年ノ懸案ニシテ、財政ノ都合上遷延シタル次第ナルガ、校地・校舎ノ狭隘ハ最早ヤ猶予ヲ許サズ、更ニ靖國神社社域ノ拡張計画ハ、本校校地ヲモ包含サレ居ル為、早晩移転ノ必要ヲ生ズベキヲ以テ、茲ニ適地ヲ物色シ資金ノ途ヲ講ジテ、左記ノ通リ本校移転建築ヲナサントスルモノナリ。

㈠校地購入

坪数　一、五三一坪五

所在　東京市豊島区池袋三丁目一、三八四番地、

一、三八五番地、一、三八七番地

㈡校舎建築

延坪　一、〇四二坪七六

木造二階建及附属建物

（講堂ヲ除キタルモノ）

㈢経費

校地購入費　九一、八九〇円

校舎建築費　二三〇、七八二円〈講堂ノ分ヲ除キタルモノ〉

計　三二二、六七二円

㈣財源

借入金　九六、〇〇〇円ノ外ハ寄附金ヲ以テ充ツ。

建築課ノ内閲ヲ経タリ。

臨時資金調整法施行令ニ依リ、大蔵、商工両局ト協議済ナリ。

3　大蔵省回答

理秘第三三三号

昭和十五年三月十三日

大蔵省理財局長　相田岩夫㊞

大日本帝国政府

文部省専門学務局長　關口鯉吉殿

二月二十三日附東専一二四号ヲ以テ御協議ニ係ル大東文化学院ノ敷地購入校舎新築ノ件ハ左記ニヨリ商工省トモ打合ノ上異存無之候ニ付此段及回答候也

記

一、講堂建築ヲ中止スルコト

15　承認申請　校舎移転にともなう法人借入金の件（昭和一五年二月一五日）

1　借入金承認申請

〈欄外〉〈受領印〉「文部省　東専113号　昭和15・2・21」

〈受領印〉「東京府　昭和15・2・21　収受」

借入金承認申請

本協会経営ニ係ル大東文化学院校地購入并ニ校舎建築費

用ノ一部ニ充当ノ為メ借入致度候条御承認相成度、別紙参考書類相添へ、此段申請候也

昭和十五年二月十五日

大東文化協会

会頭　伯爵　松平頼壽印

文部大臣　松浦鎮次郎　殿

2　借入金ニ対スル明細書

借入金ニ対スル明細書

一、借　入　金　金九万六千円也

一、借入期日　昭和十五年二月

一、借　入　先　日本勧業銀行　東京支店

一、借入金利子　年五分六厘

一、返還方法　年賦　但シ参ヶ年以内

一、返還財源　寄附金ヲ以テ之レニ充ツ

一、担　保

東京市麹町区富士見町壱丁目七番地

土　地　三九四坪六九

建　物　延四六三坪八九　木造瓦葺二階建

東京市豊島区池袋三丁目一、三八四番地

一、三八五番地　一、三八七番地

土　地　一、五三一坪五合

3　昭和十四年度大東文化協会収支追加予算

昭和十四年度大東文化協会収支追加予算

収　入

一、金参拾七万八千五百円　臨時部収入予算高

支　出

一、金参拾七万八千五百円　臨時部支出予算高

収入支出差引

残高ナシ

昭和十四年度大東文化協会収支追加予算

収入　臨時部

科目	昭和十四年度追加予算	摘要
第一款	円	
借入金	九六、〇〇〇〇〇	
借入金	九六、〇〇〇〇〇	
第二款		
寄附金	二六五、〇〇〇〇〇	内金参万円ハ、職員卒業生ノ申込ニ付キ、申込書ヲ欠除ス
寄附金	二六五、〇〇〇〇〇	寄附金ハ、別紙申込書ノ通リ
第三款		
繰入金	一七、五〇〇〇〇	
校舎改築資金繰入金	三、六八〇〇〇	
終身会員費繰入金	九、八八七〇〇	
和田氏寄附金繰入金	五〇〇〇〇	
教科書印税繰入金	三、四三三〇〇	
収入合計	三七八、五〇〇〇〇	

支出科目	臨時部 昭和十四年度追加予算	摘要
第一款		
土地購入費	九一、八九〇	○○
敷地購入費	九一、八九〇	○○
第二款		
建築費	二八六、六一〇	○○
一項　校舎建築費	二五七、二七六	○○
仮設工事	三、九〇〇	○○
基礎並足代工事	一五、八五五	○○
材木工事	九三、八三〇	○○
家根瓦工事	一二、〇五〇	○○
大工手間	二九、九八〇	○○
金物費	八、〇〇五	○○
石材及加工費	一、八八八	○○
タイル張工事	二、〇〇〇	○○
内外左官工事	四三、三〇〇	○○
畳建具	五、八八五	○○
樋及錺工事	七、七五〇	○○
塗装工事	五、九五三	○○
敷地廻り門塀工事	三、五〇〇	○○
衛生工事	一一、〇八〇	○○

電灯工事	七、三〇〇	〇〇
其他雑工事	五、〇〇〇	〇〇
二項　設備費	二一、〇〇〇	〇〇
理事室設備	五〇〇	〇〇
総長室〃	五〇〇	〇〇
会議室〃	一、一〇〇	〇〇
講堂　〃	七、〇〇〇	〇〇
研究室〃	一、〇〇〇	〇〇
応接室〃	五〇〇	〇〇
教室　〃	四、〇〇〇	〇〇
図書室〃	二、〇〇〇	〇〇
黒板　〃	一、〇〇〇	〇〇
生徒控所〃	一、〇〇〇	〇〇
剣柔弓道室〃	一、五〇〇	〇〇
当直室	二〇〇	〇〇
小使室設備	四〇〇	〇〇
戸　棚	三〇〇	〇〇
三項　設計並監督費	四、五〇〇	〇〇
四項　雑　費	三、八三四	〇〇
支出合計	三七、八五〇	〇〇

卓子、椅子、其他
卓子、椅子、其他
長机二十脚　四〇〇円
椅子五十脚　七〇〇円
腰掛二人掛　三百五十脚
戸棚、机、椅子
机、椅子、外套掛
机、腰掛二百人分
戸棚、机、腰掛
夜具、其他
賄設備等

4　寄附金申込書

寄附金申込書

一金五万円也

右金額貴会ノ趣旨ヲ賛襄シ、寄附申込候也

昭和十四年十一月

栗林商船株式会社

社長　栗林　徳一

大東文化協会御中

寄附金申込書

一金壱万円也

右金額貴会ノ趣旨ヲ賛襄シ、大東文化学院改築資金トシテ寄附申込候也

昭和十四年十一月

三井合名会社

大東文化協会御中

寄附金申込書

一金五千円也

右金額貴会ノ趣旨ヲ賛襄シ、大東文化学院改築資金トシテ寄附申込候也

昭和十四年十一月

三菱社

大東文化協会御中

寄附金申込書

一金壱万円也

右金額貴会ノ趣旨ヲ賛襄シ、大東文化学院改築資金トシテ寄附申込候也

昭和十四年十一月

男爵　住友吉左衛門

大東文化協会御中

寄附金申込書

一金五万円也

右金額貴会ノ趣旨ヲ賛襄シ、大東文化学院改築資金トシテ寄附申込候也

昭和十四年十二月

板谷生命保険株式会社

社長　板谷　宮吉

大東文化協会御中

寄附金申込書

一金弐万円也

右金額貴会ノ趣旨ヲ賛襄シ、大東文化学院改築資金トシテ寄附申込候也

昭和十四年十二月　財団法人　原田積善会

大東文化協会御中

寄附金申込書

一金壱万円也

右金額貴会ノ趣旨ヲ賛襄シ、大東文化学院改築資金トシテ寄附申込候也

昭和十四年十二月　伯爵　酒井　忠正

大東文化協会御中

寄附金申込書

一金参万円也

右金額貴会ノ趣旨ヲ賛襄シ、大東文化学院改築資金トシテ寄附申込候也

昭和十四年十二月　伯爵　松平　頼壽

大東文化協会御中

寄附金申込書

一金五万円也

但、右金額貴会ノ趣旨ヲ賛襄シ、大東文化学院改築資金トシテ寄附申込候也

昭和十五年一月　森工業株式会社　社長　森　暁

大東文化協会御中

5　理事維持員会決議録

理事維持員会決議録

昭和十五年一月三十日午後二時ヨリ本会於役員室理事維持員会開催、左記事項ヲ決議ス

左記

一、大東文化学院仮校舎改築ニ関スル件

決議内容

一別紙　昭和十四年度　大東文化協会収支継続追加臨時部予算

二昭和十四年十二月一日決議ノ借入金ニ関シテハ、総テ成田常任理事ニ一任ノコト

松平　頼壽
木下成太郎
成田　千里
藤澤　親雄
小柳司氣太

6　昭和十四年度大東文化協会収支継続追加臨時部予算

昭和十四年度大東文化協会収支継続追加臨時部予算

収入　臨時部

科目	摘要	円	
第一款	昭和十四年度追加予算		
借入金		九六、〇〇〇	〇〇
借入金		九六、〇〇〇	〇〇
第二款			
寄附金		二六五、〇〇〇	〇〇
寄附金		二六五、〇〇〇	〇〇
第三款			

繰入金	一七、五〇〇	○○
校舎改築資金繰入金	三、六八〇	○○
終身会員費繰入金	九、八八七	○○
和田氏寄附金繰入金	五〇〇	○○
教科書印税繰入金	三、四三三	○○
収入合計	三七八、五〇〇	○○

支出　臨時部

科目	昭和十四年度追加予算		摘要
第一款			
土地購入費	九一、八九〇	○○	
敷地購入費	九一、八九〇	○○	延坪一、五三一坪五合　坪六〇円
第二款			
建築費	二八六、六一〇	○○	
一項　校舎建築費	二五七、二七六	○○	
仮設工事	三、九〇〇	○○	
基礎並足代工事	一五、八五五	○○	
材木工事	九三、八三〇	○○	
家根瓦工事	一二、〇五〇	○○	
大工手間	二九、九八〇	○○	

金物費	八、〇〇五	〇〇	
石材及加工費	一、八八八	〇〇	
タイル張工事	二、〇〇〇	〇〇	
内外左官工事	四三、三〇〇	〇〇	
畳建具	五、八八五	〇〇	
樋及錺工事	七、七五〇	〇〇	
塗装工事	五、九五三	〇〇	
敷地廻り門塀工事	三、五〇〇	〇〇	
衛生工事	一一、〇八〇	〇〇	
電灯工事	七、三〇〇	〇〇	
其他雑工事	五、〇〇〇	〇〇	
二項　設備費	二一、〇〇〇	〇〇	
理事室設備	五〇〇	〇〇	卓子、椅子、其他
総長室〃	五〇〇	〇〇	卓子、椅子、其他
会議室〃	一、一〇〇	〇〇	長机二十脚　四〇〇円 椅子五十脚　七〇〇円 腰掛二人掛　三百五十脚
講堂〃	七、〇〇〇	〇〇	
研究室〃	一、〇〇〇	〇〇	戸棚、机、椅子
教室〃	四、〇〇〇	〇〇	机、腰掛二百人分
図書室〃	二、〇〇〇	〇〇	戸棚、机、腰掛
黒板〃	一、〇〇〇	〇〇	

生徒控所〃	一、〇〇〇	〇〇	
応接室〃	五〇〇	〇〇	机、椅子、外套掛
剣柔弓道室〃	一、五〇〇	〇〇	
当直室	二〇〇	〇〇	夜具、其他
小使室設備	四〇〇	〇〇	賄室設備等
戸棚	三〇〇	〇〇	
三項　設計並監督費	四、五〇〇	〇〇	
四項　雑費	三、八三四	〇〇	
支出合計	三七、八五〇	〇〇	

16　法人借入金の件　承認

大東文化協会

昭和十五年二月十五日附申請、基本財産中土地建物ヲ担保トシテ金九万六千円借入ノ件承認ス

1　法人借入金承認ノ件

昭和十五年三月十六日起案　　学務課長㊞

専門学務局長㊞

次官㊞

〈受領印〉「記録掛　15・7・1　受領」

〈貼紙〉

「東京府経由　大東文化協会　借入金承認（本校移転建築）」

法人借入金承認ノ件

指令案　　年三月三十日　　文部大臣

（備考）

㈠本校移転建築ニ要スル経費ニ充当スル為、左記ノ通借入ヲナサントス

一、借入金額　金九万六千円
一、借入先　日本勧業銀行
一、利率　年五分六厘
一、償還方法　三ヶ年以内
一、償還財源　寄附金

㈡移転建築計画

校地購入　一、五三一坪五　九一、八九〇円
校舎建築　一、〇四二坪七六（延）　二三〇、七八二円
計　三二二、六七二円

財源、借入金ノ外ハ寄附金ヲ以テ充ツ

㈢其他

臨時資金調整法施行令ニ依リ大蔵、商工両省ニ協議済ナリ校地変更並ニ校舎建築ノ認可ハ、別途処理中ナリ

17　承認申請　基本財産解除の件（昭和一六年二月一七日）

1　基本財産解除認可申請

〈欄上〉「東京府　昭和16・2・19　収受　東専160号」

学院第一一四号

昭和十六年二月十七日

大東文化協会会頭伯爵　松平頼壽印

文部大臣
橋田邦彦殿

基本財産解除認可申請

兼テ豊島区池袋三丁目千三百八十五番地ニ新築中ノ大東文化学院落成ニ付去ル二月十一日ヨリ移転致候従ツテ旧校舎（麹町区富士見町一丁目七番地）土地壱反参畝四歩（参九四坪六九）校舎建坪四六参坪八九ハ基本財産ニ編入相成候得共不用ト相成ルニ付売却致度候条基本財産解除御認可相成度此段申請候也

〈欄外〉

「契約者写　売却先ニ全額　売却金ノ使途　理事会決議転写」

2　理事維持員会決議録

学専一二二号

昭和十六年三月三日

大東文化協会印

文部省専門学務局学務課　御中

御申越ノ旧校地校舎売却ニ伴フ基本財産ヨリ解除申請添附書類別紙ノ通リ送附ス

理事維持員会決議録

昭和十五年六月二十九日午後一時ヨリ本会教員室ニ於テ理事維持員会開催左記事項ヲ決議ス

左　記

一、略ス

二、現校舎校地売却ニ関スル件

三、以下略ス

内　容

一、略ス

二、二ニ対シテハ可及的拾弐万円以上ニ売却スルコト

以下略ス

松平頼壽　荒川五郎　末松偕一郎　長瀧武　小柳司氣太　杉溪言長　成田千里

地所建物売買契約証

東京市麹町区富士見町壱丁目七番地一五

売渡人　財団法人　大東文化協会

右代表　財団法人　大東文化協会会頭　松平頼壽

東京市麹町区九段壱丁目十四番地ノ壱

買受人　財団法人　偕行社

右代表　経理部長　奥田德三郎

右当事者ニ於テ地所、建物ニ係ル左ノ事項ニ対シ契約ヲ締結ス

追テ本文中売渡人ヲ甲買受人ヲ乙ト略称ス

第一、甲ヨリ乙ニ譲渡スル甲所有ノ地所、建物ノ名称坪数等左ノ通リタルコト

所在地	所有者	名称	地番及地目	坪数
麹町区富士見町壱丁目七番地一五	財団法人大東文化協会	地所	地番　壱六宅地（学校用地）	壱反参畝四歩（参九四坪六九）
同	同	建物本屋及附属建物共		四六参坪八九

但現存ノ雑種構築物及矢場、廊下敷ノマツト、電灯、水道給水設備等ハ地所建物ノ附帯物件トシテ甲ハ乙ニ引渡スコト

第二、甲所有ノ地所、建物ノ売買総額ハ金拾参万円也ナルコト

第三、本売買ヲ確保ノ為メ乙ハ甲ニ本契約締結ノ際手附金トシテ金四万円ヲ仕払フコト

第四、地所建物売買総額金拾参万円也ヨリ手附金金四万円也ヲ控除セシ残額金九万円也ハ甲乙ニ於テ現物授受ヲナシ且ツ売買登記手続完済ノ上乙ハ甲ニ仕払フコト

第五、地所建物ノ所有権移転以前ト雖モ本契約締結ノ日ヨリ甲ハ乙ノ同意ヲ経サル任意ノ行意ヲナサザルコト

第六、甲カ乙ニ現物ノ授受ヲ実施スル期日ハ昭和拾六年壱月●日ヲ限度トスルコト

但シ右期日以前ニ甲ハ乙ニ現物授受ヲ為シ得ル場合ハ直ニ甲ハ乙ニ授受ノ日時ヲ通告スルコト

右契約条項ハ双方ニ於テ異議ナキヲ以テ茲ニ本契約証弐通ヲ作製シ各自署各捺印ノ上各其壱通ヲ保持ス

昭和拾五年拾月参拾壱日

売渡人　財団法人大東文化協会会頭　松平頼壽

買受人　財団法人偕行社経理部長　奥田德三郎

3　校地建物売却代費途ニ関スル件

校地建物売却代費途ニ関スル件

富士見町所在校地建物売却代ハ（移転予定地豊島区池袋三丁目一三八五番地）左記ノ費用ニ充当ス

左　記

一、校地　一五三一坪五
　　是レカ買入費　九一、八九〇円

一、校舎　一〇四二坪七六
　　是レカ建築費　二三六、〇〇〇円

18　財産処分の件　承認

1　基本財産中処分承認ノ件

昭和十六年三月五日起案　　学務課長㊞

専門学務局長㊞　　㊞

次官㊞　　㊞　　㊞

基本財産中処分承認ノ件　　㊞

案

〈受領印〉「記録掛　16・7・24　受領」

大東文化協会

昭和十六年二月十七日附学院第一一四号申請、大東文化学院旧校地参百九拾四坪六合及旧校舎四百六拾参坪八九、処分ノ件承認ス

年　月　日　　文部大臣

（備考）

大東文化学院ハ、二月十一日豊島区池袋町三丁目ヘ新築移転シタル間、旧校地三九四坪六合、旧校舎四六三坪八九ヲ、金拾参万円ニテ財団法人偕行社ニ売却シ、代金ハ新築移転費ニ充当セントスルモノナリ

19　承認申請　校地購入校舎建築費用充当借入の件（昭和一六年三月一八日）

1　借入金承認申請

〈欄上〉〈受領印〉「東京府　昭和16・3・19　収受」

〈受領印〉「文部省　東専235号昭和16・3・29」

学院第一二四号

借入金承認申請

本協会経営ニ係ル大東文化学院校地購入並ニ校舎者建築費用ニ充当ノ為メ別紙明細書ノ通借入致度候条卸承認相成度別紙書類相添へ此段申請候也

昭和十六年三月十八日　　大東文化協会

会頭伯爵　松平頼壽㊞

文部大臣　橋田邦彦殿

借入金ニ対スル明細書

一、借　入　金　　金拾七万五千円也
一、借入期日　　昭和十六年三月
一、借　入　先　　日本勧業銀行
一、借入金利子　　年五分三厘
一、返還方法　　年賦
一、償還財源　　寄附金ヲ以テ是レニ充ツ
一、担保物件　　一三八四
　　東京市豊島区池袋三丁目　一三八五番地
　　一三八七
　　校地　一五三一坪五合
　　時価　九一、八九〇円
　　校舎　延一〇二八坪二合三勺
　　時価　二五〇、〇〇〇円
一、大東文化協会別途会計情況調書
　　別紙ノ如シ

2　大東文化協会別途会計情況調書

大東文化協会別途会計情況調書（昭和一六、三、一二）

収入之部

科目	十四年度追加予算	実収額	将来収入見込額	摘要
第一款				
借入金	九六、〇〇〇	一五七、八六六	一七五、〇〇〇	
借入金	九六、〇〇〇	一五七、八六六	一七五、〇〇〇	
第二款				
寄附金	二六五、〇〇〇	五四、七〇〇	（二一〇、三〇〇）	
寄附金	二六五、〇〇〇	五四、七〇〇	（二一〇、三〇〇）	
第三款				
繰入金	一七、五〇〇	一八、三〇〇	○	
校舎改築資金	三、六八〇	四、四三三	○	
終身会員費	九、八八七	九、八八七	○	
和田氏寄附金	五〇〇	五〇〇	○	
教科書印税	三、四三三	三、四八〇	○	
第四款				
旧校舎校地売却代	○	一三〇、〇〇〇	○	

摘要	支払ヲ要スル見込額	実費額	十四年度追加予算額
旧校舎校地売却金	○	一三〇、〇〇〇	○
計	一七五、〇〇〇（二一〇、三〇〇）	三六〇、八六六	三七八、五〇〇
支出之部			
第一款			
校舎地購入費	○	九一、八九〇	九一、八九〇
校地購入費	○	九一、八九〇	九一、八九〇
第二款			
建築費	九一、〇一二	一七六、五〇〇	二八六、六一〇
校舎建築費	六一、〇〇〇	一七五、〇〇〇	二五七、二七六
諸設備費	二二、六七八	○	二一、〇〇〇
設計並監督費	三、五〇〇	一、五〇〇	四、五〇〇
雑費	三、八三四	○	三、八三四
第三款			
借入返済金	八三、九八八	九〇、〇〇〇	○
借入返金	（一七五、〇〇〇）	九〇、〇〇〇	○

終身会員費	○	○	九、八八七
教科書印税	○	○	三、四八〇
経常費	○	○	七〇、六二一
第四款			
借入金利子	○	二、四七六	（三五、三〇〇）
利子	○	二、四七六	（三五、三〇〇）
計	三七八、五〇〇	三六一、四五二	一七五、〇〇〇（二一〇、三〇〇）

3　理事維持員会決議録

理事維持員会決議録

昭和十六年三月二十七日午後四時ヨリ本会会議室ニ於テ理事維持員会ヲ開催シ松平会頭議長トナリ左記事項ヲ決議セリ

六、勧業銀行本店ヨリ金拾七万五千円借入承認ヲ求ムル件

第一項乃至第五項、第七項省略ス

松平頼壽
木下成太郎
鵜澤總明
宮澤裕
澤田總清

20　借入金の件　承認

1　借入金承認ノ件

昭和十六年四月一日起案

学務課長㊞

専門学務局長㊞

次官㊞

借入金承認ノ件

案

大東文化協会

昭和十六年三月十八日附学院第一二四号申請、校地・校舎ヲ担保トシテ拾七万五千円也借入ノ件承認ス

年　月　日　　文部大臣

（備考）

本件ハ、臨時資金調整法施行令ニ限リ大蔵・商工両省ニ協議シタル上、昭和十五年四月二日東専一二四号ヲ以テ校地変更並ニ校舎建築ノ件認可シタル処、当初計画ノ財源タル寄附金収入遅レタル為、今回借入金ヲ以テ財源ニ充テ、其ノ償還ハ寄附金収入ヲ以テ為サントスルモノナリ

借入先　日本勧業銀行

利　率　年五分三厘

借入金　十七万五千円也

担　保　校地・校舎

21　承認申請　校舎位置変更の件（昭和一六年一月二九日）

1　校舎位置変更認可申請

昭和十六年一月廿九日

大東文化協会会頭　伯爵　松平頼壽

文部大臣　橋田邦彦殿

校舎位置変更認可申請

予テ新築中ナリシ大東文化学院校舎落成ニ付キ、来ル二月十一日ヨリ左記位置ニ移転致シ候条御認可相成度、此段申請候也

新校舎位置

東京市豊島区池袋三丁目一三八五番地

22　校舎位置変更の件　認可

1　位置変更認可ノ件

昭和十六年二月二十六日起案

学務課長㊞

専門学務局長㊞

次官㊞　　㊞　　㊞

私立専門学校位置変更認可ノ件

案ノ一

大東文化学院設立者

大東文化協会

昭和十六年一月二十九日、学院第一〇七号申請位置変更ノ件認可ス

年　月　日　　文部大臣

案ノ二

文部省告示第二六四号

東京市麹町区富士見町ニ設置セル大東文化学院ノ位置ヲ、昭和十六年二月十一日ヨリ東京市豊島区池袋三丁目ニ変更ノ件、昭和十六年三月十三日認可セリ

十六年三月十八日　　文部大臣

（備考）

昭和十五年四月一日、東専一二四号ヲ以テ校地変更及校舎建築認可シタル処、今回竣工シタルニ付学校ノ位置ヲ変更セントスルモノナリ

〈付箋〉「東京府経由　告示第二六四号　大東文化学院位置変更認可」

23　寄附行為変更申請　事務所移転の件（昭和一六年四月五日）

1　事務所位置変更認可申請

学院第一二八号

昭和16年4月16日
巳学第一五五号　東京府経由

昭和十六年四月五日

大東文化協会会頭　伯爵　松平頼壽㊞

文部大臣　橋田邦彦殿

事務所位置変更認可申請

今般理事維持員会ノ決議ニヨリ本協会寄附行為補則第二項ヲ改正シ事務所ヲ三月二十七日ヨリ左記位置ニ変更致度決議録相添へ此段認可申請候也

新事務所位置　東京市豊島区池袋三丁目千三百八十五番地

2　理事維持員会決議録

理事維持員会決議録

昭和十六年三月二十七日午後四時ヨリ本会会議室ニ於テ理事維持員会ヲ開催シ松平会頭議長トナリ、左記事項ヲ決議セリ

一、大東文化協会寄附行為補則第二項改正ノ件

本会ノ事務所ハ、之ヲ東京市豊島区池袋町三丁目一千三百八十五番地ニ置クニ改ム

二、飯島忠夫氏・土屋久泰氏ヲ理事ニ選挙ノ件

右決議ス

昭和十六年三月二十七日

松平　頼壽㊞
酒井　忠正㊞
木下成太郎㊞
鵜澤　總明㊞
宮澤　裕　㊞
澤田　總清㊞
木村　正義㊞
大島　健一㊞
柳原　義光㊞
田所　美治㊞
長瀧　武　㊞
内田　周平㊞
八條　隆正㊞
山岡　萬之助㊞
副島　義一㊞
市村　瓚次郎㊞

3　大東文化協会役員職員名簿

（昭和十三年六月現在）

役員職員名簿

東京市麴町区富士見町壱丁目七番地拾五

大東文化協会

電話（33）九段二〇九三番

学院　電話（33）九段二三八七番

事務所　東京市麴町区富士見町壱丁目七番地拾五

大東文化協会役員職員名簿（イロハ順）

会　頭

豊島区駒込四ノ一五（大塚五〇二一・五〇二二）　伯爵　松平頼壽

副会頭

小石川区原町一二（大塚五七九〇）　伯爵　酒井忠正

杉並区井荻町二ノ一三六（荻窪二三一二）　木下成太郎

学院総長

豊島区駒込四ノ一五（大塚五〇二一・五〇二二）　伯爵　松平頼壽

渋谷区千駄谷二ノ四五六（青山四七〇）　鵜澤總明

常任理事

大森区新井宿一ノ二、三三二（大森二二六五）　宮澤　裕

理　事

渋谷区千駄谷町二ノ四五六（青山四七〇）　鵜澤總明

四谷区愛住町八（四谷四九〇三）　坂西利八郎

板橋区練馬土支田町一ノ四五六（由子三四）　加藤政之助

目黒区駒場木木一（青山三三五五）　建川美次

世田谷区世田谷町二ノ一九九一（世田谷二二六〇）　長瀧　武

牛込区東五軒町一四（牛込一二五〇）　川崎達之輔

芝区高輪北町四八（高輪五九八四）　八角三郎

豊島区駒込四ノ一五（大塚五〇二一・五〇二二）　伯爵　松平頼壽

世田谷区成城町八九二一（砧一二一一）　藤澤親雄

目黒区下目黒三ノ五八七（大崎三三〇〇）　荒川五郎
豊島区雅司ケ谷町七ノ九四七（牛込四六四五）　小柳司氣太
淀橋区下落合一ノ四六八（大塚六九四）　有田八郎
小石川区原町一二（大塚五七九〇）　酒井忠正
杉並区井荻町二ノ一三六（荻窪二三一二）　木下成太郎
瀧野川区西ヶ原町七四（駒込一〇五一）　守屋榮夫
向島区寺島町一ノ一八二（墨田六七八）　末松偕一郎
豊島区目白町四ノ四三（大塚三四九四）　木村正義
麹町区丸ノ内二丸ビル八階（丸ノ内一二〇七）　栗林德一
麹町区六番町一一ノ五（九段三八〇八）　澤田総清
芝区高輪南町四五（高輪一一一四）　田所美治

監　事　伯爵

渋谷区豊分町一一（青山四〇二）　河原春作
芝区高輪南町四五（高輪一一一四）　田所美治
瀧野川区西ヶ原町七四（駒込一〇五一）　守屋榮夫

維　持　員

淀橋区諏訪町八〇　市村瓚次郎
世田谷区赤堤町二ノ五九七（松沢二九四九）　八條隆正
牛込区中町一八（牛込一二二〇）　濱田國松
四谷区大番町二八（四谷三四七〇）　樺山資英
世田谷区世田ケ谷町一ノ一〇〇六　副島義一

文学博士　子爵　法学博士

淀橋区柏木町三ノ三六五（四谷六七）
豐島区雑司ヶ谷町七ノ九四七（牛込四木四五）
京都市上京区西洞院丸太町上ル
世田谷区世田谷町二ノ一九九一（世田谷二二六〇）
麻布区笄町一一七（赤坂二〇三八）
渋谷区神泉町二〇（渋谷八二五）
渋谷区千駄ケ谷町二ノ四五六（青山四七〇）
中野区城山町二七
豊島区駒込四ノ一五（大塚五〇二一・五〇二二）
新潟県柏崎市
芝区田金今里町一四（高輪一四四五）
大森富大森町四ノ二四六二（大森三〇〇三）
小石川区原町一二（大塚五七九〇）
杉並区井荻二ノ一三六（荻窪二三一二）
麴町区麴町五ノ七（九段八九〇）
麻布区新龍土町一二（赤坂二三九〇）
麴町区九段四ノ六ノ一一（九段五一〇）
兵庫県武庫郡住吉反高林一八七六（御影二一五二）
瀧野川区西ケ原町七四（駒込一〇五一）

評　議　員

本郷区駒込曙町二六

陸軍中将　大島健一
文学博士　小柳司氣太
長尾槇太郎
長瀧　武
伯爵　柳原義光
法学博士　山岡萬之助
法学博士　鵜澤總明
内田周平
伯爵　松平頼壽
丸田尚一郎
藤山雷太
小久保喜七
伯爵　酒井忠正
木下成太郎
元田肇
杉溪言長
法学博士　鈴木喜三郎
男爵　住友吉左衛門
守屋榮夫
男爵　一木喜德郎
法学博士

渋谷区青葉町二一		一宮房治郎
麻布区本村町一六		市來乙彦
小石川区表町一〇九	文学博士	井上哲次郎
牛込区原町二ノ七一		石塚英藏
豊島区西巣鴨町二ノ二五一七		伊澤多喜男
麴町区元園町一ノ六		橋本辰二郎
福島県河沼郡日橋村		八田宗吉
小石川区音羽町七ノ一〇		鳩山一郎
渋谷区伊達町九九	法学博士	林　毅陸
淀橋区諏訪町一八二（牛込二三六〇）	文学博士	服部宇之吉
四谷区愛住町八（四谷四九〇三）	陸軍中将	坂西利八郎
板橋区練馬南町一ノ三三二九		西村丹次郎
小石川区高田老松町七六	侯　爵	細川護立
府下北多摩郡神代村字金子一二三七（千歳烏山一一一）		細田謙藏
渋谷区上智町五	伯　爵	堀田正恒
牛込区余丁町八六	陸軍中将	堀内文次郎
日本橋区浜町二ノ八八		星野　錫
岡山県藤戸町	公　爵	星島謹一郎
渋谷区猿楽町三四		德川圀順
大森区山王町一ノ二八三二		德富猪一郎
麴町区永田町二ノ三一		岡田忠彦

小石川区小日向臺町二ノ一六		大口喜六
麴町区三番町二二ノ一五		大橋新太郎
深川区久永町五		太田信治郎
世田谷区大蔵町八五六		渡邊千冬
本郷区上富士前町一二九	男爵	若槻禮次郎
麻布区我善坊町四二		若林賚藏
芝区三田一ノ三四		若尾璋八
神奈川県逗子町久木三四九	海軍中将	上泉德彌
麻布区霞町二六		河上哲太
豊島区目白町二ノ一六四二		川村竹治
京都市上京区田中大堰町六	文学博士	狩野直喜
豊島区長崎東町一ノ一二八三		桂　五十郎
芝区神谷町一八三	医学博士	金杉英五郎
品川区五反田五ノ五七ノ五		梶原仲次
芝区高輪南町四五（高輪一一一四）		田所美治
芝区白金三光町五一九	海軍大将	財部　彪
小石川区高田老松町三四		武田豊四郎
中野区新井町三三三		竹越與三郎
麻布区笄町一〇六		瀧　正雄
浅草区東三筋町一三		賴母木桂吉
渋谷区千駄ヶ谷町五ノ九〇二	文学博士	建部遯吾

渋谷区代々木上原一三二一	伯爵	副島道正
赤坂区青山南町六ノ一一五		根津嘉一郎
麻布区本村町一一六	男爵	中川良長
京都市上京区塔之段桜木町四〇二		中川小十郎
渋谷区松濤三九		中村純九郎
渋谷区代々木本町八〇八		中野正剛
世田谷区世田谷町二ノ一九九一（世田谷二二六〇）		長瀧　武
赤坂区青山南町五ノ八〇	男爵	長松篤棐
品川区大井北濱川町一一三五	男爵	名和長憲
芝区西久保城山町七		紫安新九郎
目黒区洗足一四五〇ノ七		上埜安太郎
麻布区笄町一五五		上塚　司
大森区馬込町東一ノ一三七一	法学博士	占部百太郎
渋谷区代々木初台五一七（四谷七〇〇八）	文学博士	宇野哲人
淀橋区戸塚町四ノ七八四	男爵	倉富勇三郎
渋谷区原宿二ノ一七〇	法学博士	倉知鐵吉
京橋区銀座西六ノ一		熊谷直太
本郷区駒込浅嘉町七〇		黒金泰義
麹町区上二番町三八	男爵	山本達雄
神奈川県鎌倉町由比ヶ浜芭蕉通一七七	陸軍大将	山梨半造
横浜市神奈川区高島台一	伯爵	松木宗隆

大森区田園調布四ノ二〇五	法学博士	松本烝治
小石川区茗荷谷町四九		松浦鎮次郎
杉並区神戸町一一三		松平康國
麻布区六本木一官舎	伯爵	牧野伸顕
神田区駿河台二ノ五		牧野良三
淀橋区西大久保町一ノ四二一	子爵	前田利定
長岡市小頭町二七二		丸山嵯峨一郎
新潟県柏崎市		丸田尚一郎
牛込区矢来町四ノ二四号		正木直彦
小石川区関口台町四一	男爵	藤田平太郎
四谷区内藤町一（ママ）ノ九号	男爵	福原俊丸
麹町区中六番町四		小室翠雲
牛込区山伏町一四		小池靖一
渋谷区原宿二ノ一七〇		小山松壽
麹町区永田町二ノ二五	公爵	近衛文麿
麹町区上二番町二八	男爵	郷　誠之助
渋谷区桜ヶ丘町四	法学博士	木場貞長
世田谷区経堂町八九四		古島一雄
横浜市神奈川区高島町四ノ九		出口直吉
小石川区大塚仲町四一		荒井賢太郎
目黒区下目黒三ノ五八七（大崎三三〇〇）		荒川五郎

麻布区広尾町二	子爵	安達謙藏
牛込区市ヶ谷河田町一九		青木信光
麻布区飯倉片町二		有賀長文
牛込区北町一七		阿由葉勝作
小石川区原町一二（大塚五七九〇）	伯爵	酒井忠正
牛込区市ヶ谷甲良町三二	男爵	坂本俊篤
小石川区原町一二六	法学博士	阪谷芳郎
大森区新井宿一ノ二三一五	伯爵	清浦奎吾
大分県大野郡上井田村		吉良元夫
芝区白金猿町六一	法学博士	水野錬太郎
麻布区笄町一五五	男爵	南岩倉具威
麻布区広尾町一六		三土忠造
小石川区竹早町八一		三宅秀
芝区芝公園五号ノ九		美濃部俊吉
渋谷区永住町一六		宮田光雄
渋谷区南平台町四六		白岩龍平
京橋区銀座西五ノ三		島田俊雄
瀧野川区瀧野川町二七六	法学博士	鹽澤昌貞
中野区中野町千光前一四		鹽川三四郎
四谷区本村町三五		江口定條
麴町区内幸町一ノ五		平松市藏

麻布区西町一〇	廣岡宇一郎
門司市清瀧町	毛利保太郎
渋谷区原宿町三ノ三〇八	望月圭介
麴町区麴町五ノ七	元田肇
渋谷区原宿町二ノ一七〇	千秋季隆
京都市上京区相国寺東門前町六八四ノ一	鈴木虎雄
小石川区駕籠町四九	菅原通敬
千葉市市場町一〇一	長戸路政司
杉並区井荻町三ノ一一二	有田平藏

幹事

杉並区井荻一ノ三〇	原田謹次郎
牛込区新小川町一ノ一	長進
中野区鷺宮町一ノ三八	岡村利平
市外武蔵野吉祥寺八七五	尾崎三郎
杉並区三谷町一〇七	尾崎亙
杉並区馬橋二ノ九七	大野照雄
豊島区池袋三ノ七三一	渡邊實一
小石川区餌差町一一（小石川一一八）	川口壽
牛込区矢来町一九	加藤梅四郎
豊島区長崎東町三ノ三六〇	吉井泰順
本郷区駒込神明町三八七	吉田信夫

男爵
文学博士
常任
常任
常任

神奈川県藤沢町五五六　田中稲積
目黒区大岡山九六（九段二〇三芸文社呼）　土屋久泰
品川区上大崎町一ノ五〇八　山口傳一
渋谷区大官（ママ）山町一〇番二八号館　寺島隆太郎
杉並区大宮前五ノ二九〇　内藤政太郎
目黒区柿木坂七四三　中條是龍
中野区沼袋南二ノ一三五　福田福一郎
麹町区下六番町一一ノ五一（九段三八〇八）　澤田總清
牛込区若宮町二七（牛込五二八〇）　峯間信吉
大阪市住吉区阪南町西五ノ二十三　備前浩

地方幹事

広島市白島町　松島秀橘
札幌市北三條西一丁目　木下三四彦
札幌市北四条西十二丁目　持田謹也
名古屋市東区二葉町一六　安藤秋三郎
愛知県亀崎町　山岡寅之助
甲府市柳町　篠原良雄
新潟県西蒲原郡弥彦村　齋藤爲次郎
群馬県沼川町　星野仁太郎
千葉県香取郡府馬町　布施龜次郎

協会事務分掌

庶務部

牛込区新小川町一ノ一	幹事長	穂坂八重子
大森区新井宿四ノ一一〇二木村方	幹事主任	大野照雄
		穂坂八重子

会計部

杉並区馬橋二ノ九七	部長	鵜澤總明
大森区新井宿四ノ一一〇二木村方	研究部部員	藤澤親雄

研究教化出版部

渋谷区千駄谷町二ノ四五六（青山四七〇）	研究部部員	齋藤晌
世田谷区成城町八九二（砧一二一）	研究並出版部幹事教化部主任	尾崎亙
中野区上ノ原町八（中野四一六）	出版部幹事	加藤梅四郎
杉並区三谷町一〇七	出版部幹事	土屋久泰
牛込区矢来町一九		
目黒区大岡山九六		

学院教頭

豊島区雑司ケ谷町七ノ九四七	文学博士	小柳司氣太

教授講師

中野区城山町二五	文学博士	東季彦
渋谷区代々木西原町九五九		伊藤吉之助
小石川区高田豊川町三七		飯島忠夫
豊島区雑司ケ谷町六ノ一一二二（大塚七〇五〇）		井上孚麿

麻布区笄町一七六（青山八一〇八）		岩村成允
板橋区中新井四ノ一二五四　西武荘（練馬四七三）		今井彦三郎
渋谷区千駄谷町二ノ四五六（青山四七〇）	法学博士	鵜澤總明
渋谷区代々木初台五一七（四谷七〇〇八）	文学博士	宇野哲人
中野区城山町二七		内田周平
豊島区西巣鴨町二ノ二二一一（大塚三〇七）		内野台嶺
赤坂区青山北町六ノ五〇		植木直一郎
四谷区荒木町二七りの二〇（ママ）		江口虎竹
豊島区雑司ケ谷町七ノ九四七（牛込四六四五）	文学博士	小柳司氣太
板橋区中新井三ノ二一五七（練馬二三）	文学博士	小野島右左雄
豊島区長崎南町二ノ二〇六七		小野機太郎
中野区鷺宮町一ノ三八		岡村利平
杉並区和泉町三九六	文学博士	加藤　繁
小石川区白山御殿町一一〇（小石川六五二六）		金子元臣
下谷区谷中天王寺三六		川合孝太郎
品川区北品四ノ七一八		川村貫治
目黒区緑ケ丘二三九八		川崎英策
牛込区矢来町一九		加藤梅四郎
神奈川県藤沢村鵠沼西海岸五五七二		加藤仁平
中野区富士見町五六		神谷衡平
牛込区北町七（牛込一八）	法学博士	筧　克彦

渋谷区代々木山谷町一八六		國分高胤
中野区鷺宮町四ノ四二三		佐藤仁之助
麴町区下六番町一七（九段三八〇八）		澤田總清
横浜市磯子区磯子町一〇六〇		佐藤信吉
中野区上ノ原町八（中野四一六）		齋藤　晌
本郷区駒込千駄木町五七（小石川二〇四五）	文学博士	島津久基
中野区上高田一ノ八〇		鈴木由次郎
淀橋区西落合一ノ二九四		瀧川龜太郎
小石川区白山御殿町一三〇	文学博士	田中義能
府下北多摩郡砧村上台七九三	文学博士	館森萬平
目黒区大岡山九六（九段二〇三芸文社呼）		土屋久泰
豊島区長崎東町一ノ九七四（落合長崎三一六五）		東條　操
牛込区柳町二九		那智佐典
渋谷区代々木上原町一一九一		中山伊知郎
牛込区西五軒町一四日出荘		奈良一雄
板橋区板橋町二ノ七一三		西脇玉峯
小石川区白山御殿町一二七		能勢朝次
豊島区駒込四ノ五一		野本　實
杉並区井荻二ノ一五		法本義弘
淀橋区諏訪町一八二	文学博士	服部宇之吉
杉並区井荻一ノ三〇		原田謹次郎

杉並区天沼三ノ七二二		原　富男
杉並区西高井戸二ノ三四		平野彦次郎
渋谷区千駄ケ谷町五ノ九〇二（四谷一〇一六）	文学博士	深作安文
渋谷区穏田一ノ九		深作守文
世田谷区成城八九二（砧一二一）		藤澤親雄
府下北多摩郡神代村字金子一二三七（千歳烏山一一一）		細田謙藏
牛込区若宮町二七（牛込五二八〇）		峯間信吉
小石川区丸山町一六（大塚二一〇一）		宮原民平
麹町区下六番町五		水野梅曉
淀橋区上落合一ノ四九五		村瀬　玄
淀橋区西落合一ノ二四（長崎三一六一）	文学博士	諸橋轍次
杉並区東田町一ノ二六		森　凱雄
中野区野方町一ノ六二七		山内惇吉
渋谷区神泉町二〇（渋谷八二五）	法学博士	山岡萬之助
麹町区三番町六ノ一六（九段二〇〇七）		山田　準
中野区上高田二ノ三五〇（中野二九八六）		吉原大藏
四谷区西信濃町十一　武井方		包　翰華
世田谷区代田六五二ノ一		和田　清
配　属　将　校		
杉並区馬橋二ノ一三八	陸軍歩兵大佐	濱野昌一

武科教授		
牛込区市ケ谷八幡町一五	浦上　榮	
本郷区真砂町三二（小石川一八九〇）	中山博道	
王子区下十条一〇一三	松岡辰三郎	
杉並区上荻窪二ノ七五	松本　清	
小石川区餌差町三四	桑田福太郎	
瀧野川区西ヶ原五五七	矢木參三郎	
学生監		
浦和市高砂町三ノ二三	澁川銈一郎	
学院幹事		
川越市二番町	代々木英夫	
杉並区馬橋二ノ九七	大野照雄	帯任
学院事務分掌		
庶務課		主任
牛込区矢来町一九	加藤梅四郎	
下谷区入谷町三七〇	中村豊次郎	
千葉県東葛飾郡南行徳町湊一〇五	今岡正道	
神田区神保町三ノ九　岡本方	赤津健壽	
教務課		主任
牛込区矢来町一九	加藤梅四郎	
下谷区入谷町三七〇	中村豊次郎	

千葉県東葛飾郡南行徳町湊一〇五		今岡正道
学生課		
浦和市高砂町三ノ二三	主任	澁川銈一郎
杉並区上荻窪二ノ七五		松本清
神田区神保町三ノ九　岡本方		赤津健壽
図書課		
牛込区矢来町一九	主任	加藤梅四郎
本郷区根津宮永町二九		富永鎌次郎
校医		
神田区神保町八　保保院「九段七三」		鈴木篤三郎

24　寄附行為変更の件　認可

1　寄附行為中変更認可

昭和十六年四月十八日起案

学務課長㊞

専門学務局長㊞

次官㊞　　㊞

〈受領印〉「記録掛　16・7・24　受領」

寄附行為中変更認可ノ件

案

大東文化協会

昭和十六年四月五日附学院第一二八号申請、寄附行為中事務所位置ノ件、認可ス

年　月　日

文部大臣

〈貼紙〉

「東京府　財団法人大東文化協会　寄附行為中（事務移転）変更認可」

（備考）

寄附行為第七章補則中ノ事務所位置「東京市麹町区富士見町一丁目七番地十五」ヲ「東京市豊島区池袋三丁目千三百八十五番地」ニ変更セントス

（学校ノ位置変更ニ付テハ手続済ナリ）

認可案

本謄本ハ、原本ト相違ナキニテ認証ス

年　月　日

文部大臣

Ⅳ　学校報国隊の発足と学則改正

1　学院職制改正の件　報告（昭和一五年一二月二四日）

1　学院職制改正ノ件報告

学院第八六号　昭和15年12月26日　辰学　第一一〇一四号　東京府経由

昭和十五年十二月二十四日

大東文化協会会頭　伯爵　松平頼壽㊞

文部大臣　橋田邦彦殿

学院職制改正ノ件報告

今般、大東文化学院職制、別紙ノ通リ改正致候ニ付報告候也

供閲　㊞

〈裁決定印〉「1月9日」

〈収受印〉「東京府　昭和15・12・14」

専門学務局長㊞

昭和十五年十一月二十二日改正

(2)　大東文化学院職制

第一条　大東文化学院ニ左ノ職員ヲ置ク

一　総　長

二　学　長

三　教授、助教授及講師

四　学　生　監

五　幹事及事務員

第二条　総長ハ本院ヲ統轄ス

職員ノ嘱託及解任ハ総長之ヲ行フ

第三条　学長ハ本院ノ教務ヲ主掌ス

総長差支アルトキハ学長之ヲ代理ス

第四条　教授ハ学生ノ教育ヲ掌ル

助教授ハ教授ノ職務ヲ助ク

第五条　総長ハ必要ニ応シ講師ヲ嘱託スルコトヲ得

第六条　本院ニ教授会ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

教授会ハ総長之ヲ招集ス

総長ハ教授会ノ議長ト為ル

第七条　総長ハ助教授又ハ講師ヲ教授会ニ列席セシメ議決ニ加ハラシムルコトヲ得

第八条　教授会ハ総長ノ諮問ニ応シ左ノ事項ヲ審議ス

一　課程及授業ニ関スル事項
二　学生ノ試験ニ関スル事項
三　其他総長ノ必要ト認メラル事項
第九条　学生監ハ総長ノ命ヲ承ケ学生ヲ監督ス
第十条　幹事ハ総長ノ命ヲ承ケ諸般ノ事務ヲ掌ル
第十一条　処務ニ関スル細則ハ総長之ヲ定ム

2　学院職制改正の件　報告（昭和一六年一月一〇日）

1　学院職制改正ノ件報告

学院第九六号　昭和16年1月31日　巳学　第一〇八号　東京府経由

昭和十六年一月十日
大東文化協会会頭　伯爵　松平頼壽印
文部大臣　橋田邦彦殿
学院職制改正ノ件報告
今般、大東文化学院職制、別紙ノ通リ改正致候ニ付報告候也
供閲　㊞

〈収受印〉「東京府　昭和16・1・17」
学務課長㊞
専門学務局長㊞
〈受領印〉「記録掛　16・7・1」

(2)　大東文化学院職制

第一条　大東文化学院ニ左ノ職員ヲ置ク
一　名誉総長
二　総　長
三　次　長
四　教授、助教授及講師
五　学生監
六　幹事及事務員
第二条　総長ハ本院ヲ統轄ス
職員ノ嘱託及解任ハ総長之ヲ行フ
第三条　次長ハ本院ノ学務及ビ事務ヲ主ニ掌理ス
総長差支アルトキハ学長之ヲ代理ス
第四条　教授ハ学生ノ教育ヲ掌ル
助教授ハ教授ノ職務ヲ助ク
第五条　総長ハ必要ニ応シ講師ヲ嘱託スルコトヲ得
第六条　本院ニ教授会ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

教授会ハ総長之ヲ招集ス
総長ハ教授会ノ議長ト為ル
次長ハ教授会ニ出席シ意見ヲ述べ議決ニ加ハルコトヲ得
第七条　総長ハ助教授又ハ講師ヲ教授会ニ列席セシメ議決ニ加ハラシムルコトヲ得
第八条　教授会ハ総長ノ諮問ニ関シ左ノ事項ヲ審議ス
一　課程及授業ニ関スル事項
二　学生ノ試験ニ関スル事項
三　其他総長ノ必要ト認メラル事項
第九条　学生監ハ総長ノ命ヲ承ケ学生ヲ監督ス
第十条　幹事ハ総長ノ命ヲ承ケ諸般ノ事務ヲ掌ル
第十一条　処務ニ関スル細則ハ総長之ヲ定ム

3　学校報国隊組織の件（昭和一六年八月二二日）

1　学校報国隊認可申請ノ件

学院一八七号
昭和十六年八月二十二日
大東文化学院総長　鵜澤總明㊞

文部大臣　橋田邦彦殿
学校報国隊認可申請ノ件
首題ノ件ニ付去ル八月九日付学院第一八四号ヲ以テ認可申請候処不備ノ点有之候ニ付御取下ゲヲ願ヒ改メテ御認可仰度此段及申請候

大東文化学院報国隊編成表

一、本部長　一
教職員　及配属将校　八〇　計一一一
高等科生徒　三〇

二、本隊

	小隊	中隊	大隊	計
大隊（本科各部各学年）				
第一中隊（本科一部各学年及三部一年）		〇一	〇一	一
第一小隊（本科一部三年二年）五分隊	〇一三四二三			五八
第二小隊（本科一部一年）五分隊	〇一五二			五三
第三小隊（本科三部一年）五分隊	〇一五九			六〇
第二中隊（本科二部各学年）		〇一		一

第一小隊（本科二部三年）	五分隊	五一	〇一	五二
第二小隊（本科二部二年）	五分隊	四〇	〇一	四一
第三小隊（本科二部一年）	五分隊	六四	〇一	六五
第三中隊（本科三部各学年）			〇一	一
第一小隊（本科三部三年）	五分隊	四九	〇一	五〇
第二小隊（本科三部二年）	五分隊	四九	〇一	五〇
第三小隊（本科三部一年）	五分隊	五八	〇一	五九
計		四八九	三	一 四九二

三、特別警備隊

中　隊（中隊長第一中隊長兼務）				
第一小隊（高　等　科）	三分隊	二六	〇一	二七
第二小隊（本科三部三年）	三分隊	二六	〇一	二七
第三小隊（本科三部二年）	三分隊	二三	〇一	二四
計		七八		七八
総計				六八一

大東文化学院報国隊編成図表

大隊長
監務課長
柏木　質

第一中隊長
教練教官 陸軍大尉 斉藤二郎

第二中隊長
教練教官 陸軍准尉 渡邉孝吉

第三中隊長
陸軍軍曹 木村信夫

隊		員
第一小隊長		
本科一部三年 山名　登	本科一部三年	三四名
本科一部二年	本科一部二年	二三名
第二小隊長		
本科一部一年 中原　敏夫	本科一部一年	五二名
第三小隊長		
本科三部一年 中篠　新三	本科三部一年	五九名
第一小隊長		
本科二部三年 鬼頭　有一	本科二部三年	五一名
第二小隊長		
本科二部二年 西村　勇	本科二部二年	四〇名
第三小隊長		
本科二部一年 木下　廣	本科二部一年	六四名
第一小隊長		
本科三部三年 今市　正義	本科三部三年	四九名
第二小隊長		
本科三部二年 秋吉　茂	本科三部二年	四九名

報国隊長
総長鵜澤總明

第三小隊長
本科三部一年
平田　巌　本科三部一年　五八名

計　四九二名

本部附
報国団副長、部長、班長及職員　八〇名
配属将校
高等科生徒　三〇名

計　一一〇名

隊員

第一小隊長
高等科三年
金森　弘　高等科各学年　二六名

第二小隊長
本科三部三年
萩原　恒道　本科三部三年　二六名

第三小隊長
本科三部二年
比嘉良四郎　本科三部二年　二三名

計　七八名

特別警備隊
中隊長（第一中隊長兼務）

総計　六八一名

備考　副官、分隊長等所要ノ役員ハ随時之ヲ定ム

4　学校報国隊の件　承認

1　学校報国隊組織ニ関スル件

発専一六六号　裁決定九十一　文書課長㊞
発送9月12日　起案者㊞

昭和十六年八月二十八日起案

組織部員　㊞
組織部長㊞　組織部部附㊞
官本部長㊞　実践部長㊞
本部委員　㊞
文書課長㊞　㊞

〈受領印〉「記録掛　17・9・15」

承認案
年　月　日　次官

大東文化学院総長　宛

学校報国隊組織ニ関スル件

八月二十二日附学院第一八七号ヲ以テ標記ノ件申請ノ処、右承認相成リタルニ付御了知相成度

追テ別紙参照ノ上、報国隊委細ヲ組織シ至急御回報相成度

（別紙添付発送事）

〈貼紙〉
「種別　わ一ノ六
件名　大東文化学院申請
学校報国隊組織
承認
結了年月日　昭一六　九　一二　保存年限　ムキ」

5　学則変更申請　生徒定員増加の件（昭和一六年四月一二日）

1　定員中変更ニ関スル申請

学院第一三六号　昭和16年4月24日　東京府経由
巳学第一六九五

定員中変更ニ関スル申請書

大東文化学院

本学院定員中別紙ノ通変更致度候間御認可相成度比段及申請候也

昭和十六年四月十二日

大東文化学院設立者

大東文化協会理事　伯爵　松平頼壽印

文部大臣　橋田邦彦殿

定員増加理由

一、従来軍科制ノ本科ヲ第一部修身漢文科第二部国語漢文科ニ分科シタル為従前定員三百人ヲ六十人増加シ三百六十人トシ各部各学年人員ヲ六十人単位トシタル学級編制ニ改メタルコト

二、本科ニ第三部東亜政経科ヲ増設シ東亜共栄圏建設ニ活動シ得ル人材ヲ養成スル為一学年百人三学年程度ニテ計三百人ヲ増員シタルコト

三、従前校舎ハ狭隘ニシテ建坪計四七〇坪ニ過ギズ人員増加困難ナリシガ昭和十六年度ヨリ新築校舎落成シ建坪千百四十九坪一六ニ及ビ収容力充分トナリタルコト

四、現下非常時局ニ際会シテ従来等閑ニ附セラレテ居タ国民道徳作興ノ声ガ勃然トシテ擡頭セルハ故ナシトシナイ

其ノ根抵デアル綱常ヲ扶持スルモノハ実ニ東洋文化デアツテ

殊ニ　皇道ニ醇化セル儒教ニ負フ所ガ大デアルノハ言ヲ俟タズ而シテ本学院ノ卒業生ハ斯道ノ精神ヲ把握シテ愈々社会ノ諸方面ニ進出シ教職ノミデナク各般ノ部面ニ活躍シテ居ルガ尚ホ其ノ要請ヲ満タスニ足ラザルノ状態デアル故ニ本科定員ヲ増加シ以ツテ世ノ要請ニ応ヘントスルニ至リタルコト

五、高等科ハ従前定員数ニテ改正ノ必要ナキニ依リ其ノ儘トス

六、東亜政経科増設ノ際定員ヲ増加スベカリシモノナリシガ当時校舎新築計画中ニテ其ノ完成ヲ俟チ定員増加ヲナスコトトシ一時保留セシ次第ナルモ今ヤ前述ノ如ク新校舎ノ落成ヲ見タルヲ以テ東亜政経科増設当初ノ計画ノ如ク定員ヲ増加セントスルモノデアル

人員配当表

	部	一学年	二学年	三学年	計	旧定員
本科	一部	六〇	六〇	六〇	一八〇	三〇〇
	二部	六〇	六〇	六〇	一八〇	
	三部	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇	
高等科		五〇	五〇	五〇	一五〇	一五〇
合計					八一〇	

教室調（昭和十六年五月現在）

教室名	坪数	最小収容定員	設備	現在収容定員	備考
本科第一、二部一年室	四十坪（五間、八間）	百十二名	十四机四列計五十六机	百二十四名	十四机五列トシ七十机百四十人迄収容シ得
〃二年室	同	同	同	六十八名	同
〃三年室	同	同	同	八十九名	同
本科三部一年室	同	同	同	百二十二名	同
〃二年室	同	同	同	七十七名	同

〃 三年室	同	同	同	八十名	同
高等科一年室	二十坪（四間、五間）	五十四名	九机三列 計二十七机	二十二名	
〃 二年室	同	同	同	二十一名	
高等科三年室	同	同	同	十六名	
第一輪講室	同	同	同		
第二輪講室	同	同	同		
第三輪講室	同	同	同		
計	三百六十坪	九百九十六名	四百九十八机	六百十九名	

生徒数調（昭和十六年五月現在）

科別＼学年別	第一学年	第二学年	第三学年	計
本科第一部（修身漢文科）	五四	二三	三六	一一三
本科第二部（国語漢文科）	七〇	四五	五三	一六八
本科第三部（東亜政経科）	一二二	七七	八〇	二七九
高等科	二二	二一	一六	五九
計	二六八	一六六	一八五	六一九

昭和十六年度担任学科目並授業時間数																		
本科一年	一部	二部	三部	本科二年	一部	二部	三部	本科三年	一部	二部	三部	高等科	一年	二年	三年	合計	氏名
			東洋史二		論語二				中庸二	史記二	中庸一		日本儒学史二	下学邇言二 清代学術概論一		11	専任教授 飯島忠夫
													廿二史箚記一	石渠餘記二		8	同 加藤繁
										諸子鈔二				荘子二	周礼一 支那哲学史二	8	同 藤塚鄰
													古文辞類纂二		文選二	9	同 澤田總清
							法学通論経済学三									3	東季彦
						帝国憲法皇室典範二 憲法二										4	井上孚麿
															周易一	2	宇野哲人
														令義解二 延喜式一	東洋政治学 老荘二	4	鵜澤總明
													日本書記ママ		国典概説一	6	植木直一郎
														礼記二	儀礼二	4	内野台嶺
													支那文学史二			3	小野機太郎
孝経大学㈠	文章軌範㈡	孟子二														13	岡村利平
歴朝詔勅講議一 弘道館記述義二 日本外史二		詔勅一		中朝事実二				書経二 貞観政要一 作文一			漢書食貨志一						
											漢文学史一						

		漢文法一 作文修辞法一	十八史略五 作文一			英語一		国文法	言語学二	増鏡 大鏡 二					唐詩選二 作詩法一		
		実務作文一		神道国民 道徳二		英語二					弘道館 記述義一						
		孟子二 作文一				英語一				源氏物語 二	左伝二	唐宋八家文二					
													孟子二				
			支那倫理哲学史二						国語学 諸学史二	古事記二		詩経二			古文前集二		
						英語二							新論一	支那語二			
説文二 音韻学一				漢作文	五朝詩別 裁集二 作詩					書経二	左伝二						
				楚辞二 漢作文	古詩源二 作詩											近思録二	伝習録二
			目録学二	文心雕龍二 漢作文	作詩									支那語及 時文二			
3	6	10	2	9	9	6	4	6	4	4	6	4	4	4	5	2	2
岡井慎吾	加藤梅四郎	鈴木由次郎	田中義能	瀧川龜太郎	土屋久泰	田部重治	東條　操	鳥野幸次	那智佐典	平野彦次郎	峯間信吉	宮原民平	諸橋轍次	山内惇吉	山田　準

									神皇正統紀一 古今新古今一 平家一 俳句謡曲一					
						珠算一	商業通論三							
	支那語三	商業数学二			支那語二				枕草子一 太平記一					
												社会学二		
										江戸文学一	文学概論二 現代文学一			
	支那語二		商業学二		支那語三									
		漢作文								万葉二 祝詞宣命一				
				有職故実一										
					支那語一 満支法制二			会計学二				植民政策二		支那語二
										万葉二				支那語及時文二
5	2	2	2	1	9	1	3	2	6	6	3	2	2	4
辻章八	館森萬平	鈴木敏一	國松久彌	河鰭實英	川村宗嗣	川村貫治	川﨑英策	金田　實	金子武雄	金子元臣	大場俊助	大鹽龜雄	今井時郎	岩村成允

| | | |

											小学一			
								経済学二						
	実践倫理二			国文学史二						作詩	資治通鑑（輪講）二			
				国書解題一										
									近世世界史一			英語一	満支経済事情一	倫理学心理学二
		日本倫理学史二				教育学二	哲学概論二		近世世界史一	作詩				
			東洋政治学一		財政一貨幣銀行金融一						大学一		貿易実務二	教育学二
詩経二												西洋思想史二		
支那語二												教育学教授法二		
			憲法一											
4	2	2	2	3	2	2	2	2	2	4	4	6	4	4
鹽谷　温	講師 三井政善	講師 伊藤千眞三	教授 宮澤　裕	教授 福井久藏	教授 高木友三郎	教授 村上俊亮	講師 山﨑正一	教授 山本勝市	教授 三枝茂智	講師 服部荘夫	講師 川又　武	講師 竹内　泰	講師 田畑爲彦	講師 吉田　昇

2 池袋校舎校地図

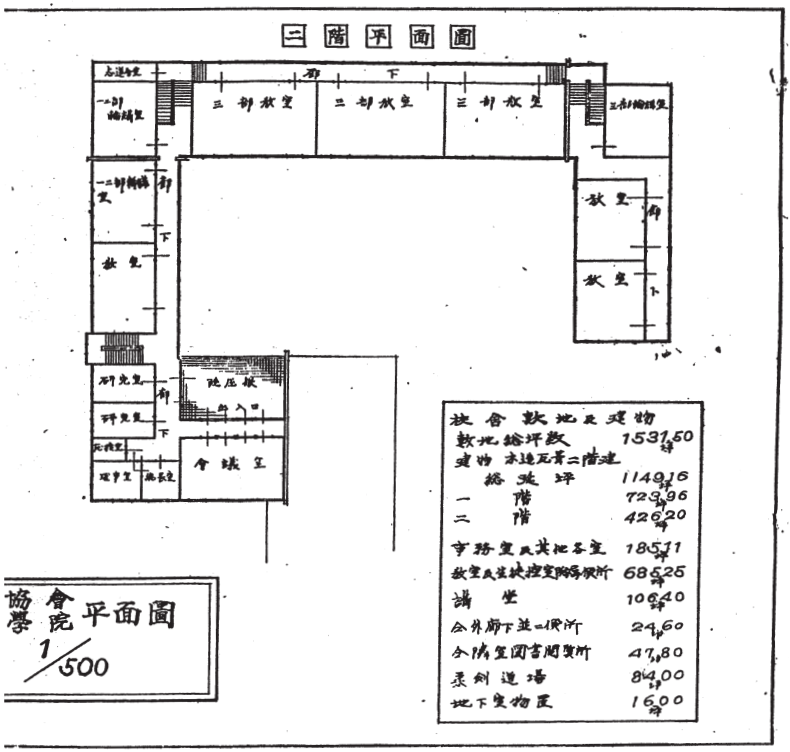
二階平面圖
三部教室
二部教室
三部教室
教室
教室

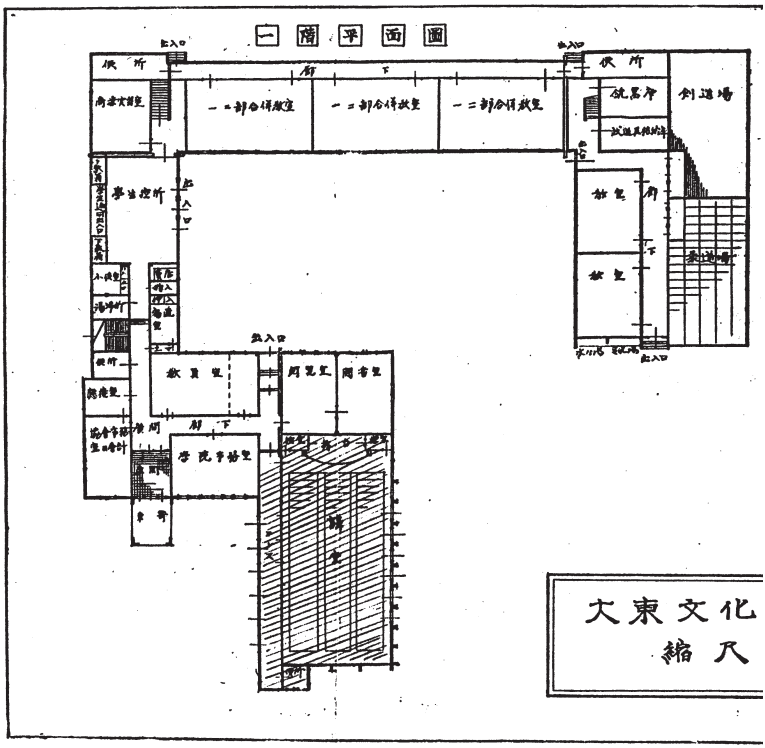
一階平面圖
便所
廊下
一二部合併教室
一二部合併教室
一二部合併教室
便所
統帥室
創造場
教室
教室
教室
事務所
入口
教室
教室
閲覧室
閲者室
学院事務室
講堂
大東文化
縮尺

3　昭和十六年度大東文化協会収支予算書

昭和十六年度大東文化協会収支予算書

	款	項	目	十六年度予算額	十五年度予算額	前年度ニ比シ増（減）	説明
収入	一、学院収入			四七、七七〇円	三九、二一〇円	八、五六〇円	
		一、学院収入		四七、七七〇	三九、二一〇	八、五六〇	
			一、授業料	四四、二九〇	三六、五三〇	七、七六〇	八〇円三八三名分 三〇、六四〇円 七〇円一九五名分 一三、六五〇円
			二、入学金	九五〇	九〇〇	五〇	入学者一九〇名分 一名　五円
			三、入学検定料	二、五〇〇	一、七五〇	七五〇	入学希望者 五〇〇名分 一名五円
			四、追試験料	三〇	三〇	〇	
	二、研究部収入			二〇	二〇	〇	
		一、出版物収入	一、出版物収入	二〇	二〇	〇	出版物売上代

款	項	目	十六年度予算額	十五年度予算額	前年度ニ比シ増（減）	説明
三、雑収入			五〇	五〇	○	
	一、雑収入		五〇	五〇	○	
		一、雑収入	五〇	五〇	○	古雑誌、古新聞等払下代
四、繰越金			一〇、二六二	一〇、九四一	（六七九）	
	一、繰越金		一〇、二六二	一〇、九四一	（六七九）	
		一、前年度繰越金	一〇、二六二	一〇、九四一	（六七九）	
五、利子			一、九五〇	一、五二五	四二五	
	一、利子		一、九五〇	一、五二五	四二五	
		一、基本金利子	一、六五〇	一、二二五	四二五	基本金　三六、六三六円 終身会費　九、八八七円 印税　三、四七九円 ニ対スル定期預金利子
		二、普通財産利子	三〇〇	三〇〇	○	
小計			六〇、〇五二	五一、七四六	八、三〇六	
収入臨時部						
一、補助金			五六、〇〇〇円	五六、〇〇〇円	○円	
	一、補助金		五六、〇〇〇	五六、〇〇〇	○	

	一、政府補助金	五六、〇〇〇	五六、〇〇〇	〇	
二、印税収入		三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	
	一、印税収入	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	
	一、中等科、諸教科書発行印税収入	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	
小計		五九、〇〇〇	五九、〇〇〇	〇	
総計		一一九、〇五二	一一〇、七四六	八、三〇六	

支出	経常部				
款	項	目	十六年度予算額	十五年度予算額	前年度ニ比シ増（減）	説明
一、財団諸費			一七、六七五	二〇、五四〇	（二、八六五）	
	一、人件費		一三、九二五	一七、一九〇	（三、二六五）	
		一、報酬	三、〇〇〇円	二、四〇〇円	六〇〇円	常任理事ニ対スル報酬
		二、給料	七、四二五	一二、六九〇	（五、二六五）	幹事、事務員八名ニ対スル給料　七、一二五円 退職手当　三〇〇円

二、学院諸費					
一、人件費		四、諸雑費	八〇〇	六〇〇	六〇〇
		一、雑費	八〇〇	六〇〇	二〇〇
七八、四八七	八九、三二七				
六八、九〇〇	八〇、〇〇一				
九、五八七	九、三二六				
		三、会議費	三〇〇	三〇〇	〇
		一、会議費	三〇〇	三〇〇	〇
		四、管理費	一、三〇〇	一、〇〇〇	三〇〇
		三、通信運搬費	六〇〇	六〇〇	〇
		二、消耗品費	五五〇	六五〇	（一〇〇）
		一、備品費	二〇〇	二〇〇	〇
		二、物件費	二、六五〇	二、四五〇	二〇〇
		四、手当	二、九〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇
		三、旅費	六〇〇	六〇〇	〇

基金募集ノ為、出張旅費、其他		
役員ニ対スル謝儀		
備品新調修理費	暖房費	一〇〇円
	電灯水道料	六〇円
	文房具代	二〇〇円
	新聞其他	五〇円
	印刷代	一四〇円
	通話料	三五〇円
	郵税	二〇〇円
	運搬費	五〇円
	保険料	一、二〇〇円
	修繕費	一〇〇円
会議用茶菓食事代		
弔慰金、小使給仕被服費、町会費、交通費、時間外手当、接待費其ノ他諸雑費		

一、報酬	四、八〇〇	〇	四、八〇〇	議長、次長ニ対スル報酬
二、専任教員給	一五、六〇〇	一五、九五四	（三五四）	専任教授七名ニ対スル給料　一五、〇〇〇円 退職手当　六〇〇円
三、兼任教員給	四五、八一七	四九、六八六	（三、八六九）	兼任教員七四名ニ対スル給料　四五、八一七円
四、給料	九、〇九〇	一、二〇〇	七、八九〇	幹事、事務員一〇名ニ対スル給料　八、七九〇円 退職手当　三〇〇円
五、旅費	一、五六〇	一、八六〇	（三〇〇）	伊勢神宮参拝　四〇〇円 政経科修学旅行　一、二〇〇円 其ノ他　一五〇円
六、手当	一、六二〇	二〇〇	一、四二〇	役員ニ対スル謝儀
二、物件費	五、七八六	六、三一七	（五三一）	
一、備品費	八六〇	一、五五五	（六九五）	武器装備費　五六〇円 備品新調修理費　三〇〇円
二、国書費	七〇〇	七〇〇	〇	図書室備付ノ書籍購入費
三、消耗品費	二、八一九	二、五五五	二六四	石炭代　九五〇円 木炭代　三〇〇円 電灯代　四〇〇円 水道料　一二〇円 新聞、雑誌弁当、其他　一、〇四九円

四、印刷費	五四七	五四七	○	参考書印刷代
五、通信運搬費	六六〇	六六〇	○	市内外電話料　三〇〇円 郵税　三〇〇円 運搬費　六〇円
六、管理費	二〇〇	三〇〇	(一〇〇)	窓硝子入替其他修繕費
三、生徒諸費				
	一、六七四	一、六〇四	七〇	
一、奨学費	一六〇	一六〇	○	一八年額二〇円八名分
二、体育費	三〇〇	三〇〇	○	遠足ノ生徒監督 旅費、茶代等　五〇円 奨励費　二五〇円
三、教練費	一、二一四	一、一四四	七〇	職員旅費　三二一円 射撃費　六四七円 兵器保続費　二一六円 雑費　三〇円
四、募集費				
	一、四〇〇	一、四〇〇	○	
一、学生募集費	一、四〇〇	一、四〇〇	○	広告料、医師体格検査手当、委員手当
	一八〇	一八〇	○	
五、会議費				
一、会議費	一八〇	一八〇	○	会議用茶菓、弁当代
六、鍛錬費				
	一、〇〇〇	一、〇〇〇	○	
一、鍛錬費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	○	維新堂ニ於テ行フ鍛錬費百名分一同付　賄費六円 旅費四円
七、諸雑費	八〇〇	六〇〇	二〇〇	

一、雑費	八〇〇	六〇〇	二〇〇	奉納料、講演謝礼、小使給仕被服費、交通費接待費、使用掃除其他諸費
三、研究部諸費				
	七、四〇〇	五、九八〇	一、四二〇	
一、研究部費				
	三、七〇〇 十、五〇〇	二、七〇〇	一、〇〇〇	
一、報酬	一、二〇〇	〇	一、二〇〇	部長ニ対スル報酬
二、手当	七〇〇	七〇〇	〇	卒業生ヲ学院〇〇トシテ養成ノ手当
三、研究費	五〇〇	五〇〇	〇	研究ニ要スル諸費
四、講習会費	五〇〇	五〇〇	〇	夏季講習ニ要スル諸費
五、講演会費	五〇〇	五〇〇	〇	講演会ニ要スル諸費
六、教科書出版費	三〇〇	五〇〇	（二〇〇）	教科書、補備修整ニ要スル諸費
二、出版費				
	三、七〇〇	三、二八〇	四二〇	
一、報酬	一、二〇〇	一、〇八〇	一二〇	幹事一名ニ対スル報酬月　一〇〇円
二、原稿費	六〇〇	三〇〇	三〇〇	発刊図書原稿料
三、消耗品費	二〇〇	二〇〇	〇	大東文化発送用封筒其他

| | | |

6　学則変更の件　認可

1　生徒定員変更認可ノ件

東専三四二号　裁決定六月二日　文書課長㊞　発送

6月4日　起案者㊞

昭和十六年五月二十四日起案

学務課長㊞

専門学務局長㊞

次官㊞

生徒定員変更認可ノ件

案

大東文化学院設立者

大東文化協会

昭和十六年四月十二日学院第一三六号申請

生徒定員変更ノ件、認可ス

年　月　日　　文部大臣

（備考）

本校ノ生徒定員ハ、従来本科三〇〇名、高等科一五〇名ナリシ処、昭和十四年四月本科ヲ三部ニ分チ、第一部修身漢文科、第二部国語漢文科、第三部東亜政経科（新設）トナシタルガ、当時ハ校舎腐朽シ且ツ狭隘ナリシ為、移転建築ノ計画中ナリシヲ以テ、生徒定員変更ヲ留保シタルガ、昭和十五年度ニ於テ移転建築ヲ了シ設備充実シタルヲ以テ、茲ニ生徒定員ヲ本科三六〇名ヲ増加シテ六六〇名（第一部一八〇、第二部一八〇、第三部三〇〇）トナサントス

高等科一五〇名ハ変更ナシ、本校ノ教員組織ハ従前ヨリ充実セルモノト認ム、但シ兼任多シ。

〈貼紙〉

種別　わ一ノ六

件名　東京府経由

大東文化協会

生徒定員変更認可　25

番号　東専三四二　結了年月日　昭一六　六

保存年限　ムキ　枚数19

7　学則変更申請　願書および試験に関する変更の件（昭和一六年九月一三日）

1　学則中変更ニ関スル申請

東専第一九七号ノ二

学則中変更ニ関スル申請書

大　東　文　化　学　院印

本学院学則中別紙ノ通リ変更致度候間御認可相成度此段及申請候也

昭和十六年九月十三日

大東文化学院設立者

大東文化協会理事　松　平　頼　壽

文部大臣　橋田邦彦殿

学則中変更案

改正条目左ノ通リトス

第五章

第二十二条　本学院ニ入学セントスル者ハ所定ノ入学願書ヲ差出スベシ

一、項　従前通リ

二、項　同

第二十三条　入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ保証人二名ヲ立テ所定ノ在学証ヲ差出スベシ

（改正理由）

用紙ハ元美濃紙ト定メアルガ故ニ現下ノ時局ニ際シコレヲ節約シテ簡易ニセンガタメナリ

第九章

第三十九条　授業料ハ本科高等科補習科ハ各科共一ケ年金八拾円トシ左ノ二期ニ之ヲ分納セシム

前　期　金四拾円　四月十一日ヨリ四月二十日マデ

後　期　金四拾円　十月二十日ヨリ十月三十日マデ

研究科ハ一ケ年金弐拾円トシ学年始ニ之ヲ全納セシム

附　則

第四十四条　第三十九条規定ノ授業料ハ昭和十五年度ノ入学者ヨリ之ヲ適用ス

但シ二期分納ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ実施ス

（改正理由）

試験ヲ二期ニ分ケテ行ヒ居ルガ故ニ学業進度ト併行シ

テ校務整理上甚ダ便利ナルガタメナリ

年　月　日　　文部大臣

〈備考〉
変更要点
一、第二十二条、第二十三条中「第一号書式、第二号書式及第三号書式」ヲ「改定ノ入学願書及在学証」ニ改ム
二、第三十九条中、授業料ノ納付期日、三期分納ナリシテ二期分納ニ改ム
〈試験ヲ二期ニ分ケ行ヒ、居ル為、学業進度ト併行シテ校務整理上、便利ナル為改正セントス〉

〈貼紙〉
種別　わ一ノ六
件名　東京府経由
大東文化学院
学則中変更認可
番号　東　専　結　了　昭　一六　保存　ムキ
枚数5九四五　年月日　一〇一三　年限

8　学則変更の件　認可

1　学則中変更認可ノ件

東専九四五号　裁決定十月十日　発送十月十三日
起案者㊞
昭和十六年九月二十四日起案
学務課長㊞
専門学務局長㊞
次官㊞
水野督学官㊞
前田

学則中変更認可ノ件
指　令　案
大東文化学院設立者
大東文化協会
昭和十六年九月十三日附学院第一九七号ノ二申請学則中変更ノ件、認可ス

9　学則変更申請　臨時補習科に関する件（昭和一六年一〇月二九日）

1　臨時補習科設置ニ関スル申請

学院秘第二一六号ノ二

昭和16年11月13日
巳学第四二六九号　東京府経由

臨時補習科設置ニ関スル申請書

大東文化学院㊞

別紙ノ通リ本学院臨時補習科設置致度候間御認可相成度此段及申請候也

昭和十六年十月二十九日

大東文化学院設立者
大東文化協会理事　松平頼壽

文部大臣　橋田邦彦　殿

大東文化学院臨時補習科学則

第一条　大東文化学院ニ臨時補習科ヲ設ク

第二条　臨時補習科ニ入学シ得ベキ者ハ本科卒業者トス

第三条　修学期間ハ昭和十七年一月ヨリ三月マデトス

第四条　学科課程ハ本科第三学年ニ準拠シ第一部修身漢文科第二部国語漢文科第三部東亜政経科ニ区分ス

第五条　授業料ハ之ヲ徴収セス

第六条　修了者ニハ修了証書ヲ授与ス

第七条　以上ノ外スベテ本学院学則ニ従フ

10　学則変更の件　認可

1　臨時補習科学則認可ノ件

東専一〇五〇号　裁決定十一月二十四日　文書課長㊞

発送11月26日　起案者㊞

昭和十六年十一月十七日起案

学務課長㊞

専門学務局長㊞

次官㊞

臨時補習科学則認可ノ件

指令案

大東文化学院設立者
大東文化協会

昭和十六年十月二十九日附学院第二一六号ノ二　申請臨時補習科学則ヲ定ムルノ件、認可ス

年　月　日　　文部大臣

〈貼紙〉
種別　わ一ノ六
件名　東京府経由
大東文化学院
臨時補習科学則制定
認可
番号　東　専　結　了　昭　一六　保存　ムキ
枚数3一〇五〇　年月日　一一二六　年限

11　学則変更申請　授業料増額の件（昭和一七年三月一七日）

1　学則中変更ニ関スル申請

学院第　号

学則中変更ニ関スル申請書

大東文化学院

本学院学則中別紙ノ通リ変更致度候間御認可相成度此段及申請候也

昭和十七年三月十七日

大東文化学院設立者
大東文化協会理事　松平頼壽印

文部大臣　橋田邦彦殿

学則中変更案

改正条目左ノ通リトス

第九章

第三十九条　授業料ハ本科高等科補習科ハ各科共一箇年金百円トシ左ノ二期ニ之ヲ分納セシム

前期　金五拾円　四月十一日ヨリ四月二十日マデ

後期　金五拾円　十月二十日ヨリ十月三十日マデ

研究科ハ一箇年金弐拾円トシ学年始ニ之ヲ全納セシム

附則

第四十四条　第三十九条規定ノ授業料ハ昭和十七年度入学者ヨリ之ヲ適用ス

2　学則改正理由書

学則改正理由書

本学院ハ昨十六年二月麹町区富士見町旧校舎ヨリ現豊島区池袋三丁目新築校舎ニ移転セル結果建坪ハ四百七十坪ヨリ千百五十坪ノ三倍強ニ増加シ従ツテ一般経費ノ増嵩ハ止ムナキ次第ナルモ昨十六年度ハ確実ナル所要経費ノ見込立タズ暦年繰越ノ一万余円ヲ費シ然カモ尚ホ十七年度予算ニ於テハ一万五千九百五十円ノ寄附ニ俟タナケレバナラヌ有様デアルコノ直接スルモノ、外ニ本年度ニ於テハ講堂ヲ新築セサルベカラサルノ必要ニ迫ラレテ居ルノミナラズ設備図書、教練場等ノ施設モ充実ヲ要スル喫緊ノ問題デ以上綜合致シ尚ホ多大ノ経費ヲ要スル次第ナリ依テコノ際本年度入学生ヨリ授業料年額二十円ヲ増徴シ初年度五千四百円ノ増収ニヨリ三年度ニ於テ赤字ナキ予定ニシテ之レ学則改正ノ理由ナリ

3　添付書類

添付書類

一、昭和十七年度予算書

一、昭和十八年以降十九年収入計画予定計費

一、昭和十八年以降十九年支出計画予定計費

一、昭和十八年以降十九年収入計画予定計費

科目	昭和十七年度	同　十八年度	同　十九年度	備考
授業料	五〇、四〇〇、〇〇円	七二、九六〇、〇〇円	七七、五〇〇、〇〇円	
入学受験料	二、六五〇、〇〇	二、六五〇、〇〇	二、六五〇、〇〇	一人五円　五三〇名
入学金	一、三五〇、〇〇	一、三五〇、〇〇	一、三五〇、〇〇	一人五円　二七〇名

預金利子	三〇〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	三七〇、〇〇〇
補助金	五六、〇〇〇、〇〇〇	五六、〇〇〇、〇〇〇	五六、〇〇〇、〇〇〇
其ノ他雑収入	四七〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
寄附金	一五、九五〇、〇〇〇	〇	〇
計	一二七、一二〇、〇〇〇	一三三、八〇〇、〇〇〇	一三八、三七〇、〇〇〇

普通財産利子

二、昭和十八年以降十九年支出計画予定計費

科目	昭和十七年度	同　十八年度	同　十九年度	備考
総長給	七、〇〇〇、〇〇〇円	七、〇〇〇、〇〇〇円	七、〇〇〇、〇〇〇円	
教員給	六〇、四〇〇、〇〇〇	六二、五〇〇、〇〇〇	六二、五〇〇、〇〇〇	
職員給	五八、六〇〇、〇〇〇	五八、八〇〇、〇〇〇	五八、八〇〇、〇〇〇	
諸経費	二一、一二〇、〇〇〇	二五、五〇〇、〇〇〇	三〇、〇七〇、〇〇〇	
計	一二七、一二〇、〇〇〇	一三三、八〇〇、〇〇〇	一三八、三七〇、〇〇〇	

授業料収入内訳

	十八年度　計	十九年度　計
一年（一〇〇）	二七〇人	二七〇人
二年（一〇〇）	二七〇人	二七〇人
三年（四〇）	二三四人	二七〇人
	八九四人	九三〇人
一年（一〇〇）	二七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
二年（一〇〇）	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇
三年（五〇）	九、三六〇	一三、五〇〇
	七二、九六〇円	七七、五〇〇円

高一（一〇〇）	四〇人	四、〇〇〇	
高二（一〇〇）	四〇人	四、〇〇〇	
高三（四〇）	四〇人	一、六〇〇	
受験料	五〇〇人	二、五〇〇円	
入学金	二七〇人	一、三五〇円	
備考			

高一（一〇〇）	四〇人	四、〇〇〇	
高二（一〇〇）	四〇人	四、〇〇〇	
高三（五〇）	四〇人	二、〇〇〇	
受験料	五〇〇人	二、五〇〇円	
入学金	二七〇人	一、三五〇円	
備考			

昭和十七年度大東文化協会予算案

収入

経常部	五八、九〇〇円
臨時部	七四、九五〇円
計	一三三、八五〇円

支出

経常部	一二九、一五〇円
臨時部	四、七〇〇円
計	一三三、八五〇円

収入支出差引残金ナシ

昭和十七年度大東文化協会収支予算書

	款	項	目	十七年度予算額	十六年度予算額	前年ニ比シ増△減	摘要
収入	一、学院収入			五四、四三〇円	四七、七七〇円	六、六六〇円	
		一、学院収入		五四、四三〇	四七、七七〇	六、六六〇	
			一、授業料	五〇、四〇〇	四四、二九〇	六、一一〇	（一人八〇円）五三〇名 （一人四〇円）二〇〇名
			二、入学金	一、三五〇	九五〇	四〇〇	（一人五円）二七〇名
			三、入学検定料	二、六五〇	二、五〇〇	一五〇	（一人五円）五三〇名
			四、追試験料	三〇	三〇	〇	
	二、研究部収入			四二〇	二〇	四〇〇	
		一、出版物収入		四二〇	二〇	四〇〇	
			一、出版物収入	四二〇	二〇	四〇〇	月刊大東文化学報　二〇〇円 其他　二〇〇円
	三、雑収入			五〇	五〇	〇	
		一、雑収入		五〇	五〇	〇	
			一、雑収入	五〇	五〇	〇	古雑誌、新聞等払下代
	四、繰越金			二、〇〇〇	一〇、二六二	△八、二六二	
		一、繰越金		二、〇〇〇	一〇、二六二	△八、二六二	
			一、前年度繰越金	二、〇〇〇	一〇、二六二	△八、二六二	

五、利子		二、〇〇〇	一、九五〇	五〇		
	一、利子	二、〇〇〇	一、九五〇	五〇		
	一、基本金利子	一、七〇〇	一、六五〇	五〇	基金、終身正会員費印税ニ対スル利子	
	二、普通財産利子	三〇〇	三〇〇	○		
小計		五八、九〇〇	六〇、〇五二	△一、一五二		

収入						
款	項	目	十七年度予算額	十六年度予算額	前年度ニ比シ増△減	摘要
一、補助金			五六、〇〇〇円	五六、〇〇〇円	〇円	
	一、補助金		五六、〇〇〇	五六、〇〇〇	〇	
		一、政府補助金	五六、〇〇〇	五六、〇〇〇	〇	
一、印税収入			三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	
	一、印税収入		三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	
		一、教科書印税収入 中等科諸	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	
一、寄附金			一五、九五〇	〇	一五、九五〇	
	一、寄附金		一五、九五〇	〇	一五、九五〇	
		一、寄附金	一五、九五〇	〇	一五、九五〇	

小計			七四、九五〇	五九、〇〇〇	一五、九五〇	
総計			一三三、八五〇	一一九、〇五二	一四、七九八	
支出	経常部					
款	項	目	十七年度予算額	十六年度予算額	前年度ニ比シ増△減	摘要
一、学院諸費			一〇一、二六〇	八九、三二七	一一、九三三	
	一、人件費		八七、三五九	七八、四八七	八、八七二	
		一、報酬	七、〇〇〇	四、八〇〇	二、二〇〇	総長、次長
		二、専任教員給	九、一〇〇	一五、六〇〇	△六、五〇〇	教授四名退職手当
		三、兼任教員給	五一、三〇〇	四五、八一七	五、四八三	教授、講師　八五名
		四、給料	一七、七五九	九、〇九〇	八、六六九	課長、教練教師　一八名 事務員
		五、旅費	九〇〇	一、五六〇	△六六〇	伊勢参宮費 其ノ他
		六、手当	一、三〇〇	一、六二〇	△三二〇	部長、学級主任、校医 名誉教授手当
	二、物件費		七、一三七	五、七八六	一、三五一	
		一、備品費	八六〇	八六〇	○	
		二、図書費	一、三五〇	七〇〇	六五〇	新図書　七〇〇円 整理カード　六五〇円
		三、消耗品費	二、九〇〇	二、八一九	八一	文房具、水道、電灯 使用料　其ノ他

四、印刷費	七一七	五四七	一七〇	
五、通信運搬費	九一〇	六六〇	二五〇	
六、管理費	四〇〇	二〇〇	二〇〇	窓硝子入替、其ノ他修繕費
三、生徒諸費	一、六一四	一、六七四	△六〇	
一、奨学費	二〇〇	一六〇	四〇	一人年額　二〇円　一〇名
二、体育費	二〇〇	三〇〇	△一〇〇	遠足生徒監督旅費及奨励費
三、教練費	一、二一四	一、二一四	○	射撃費　空包、其ノ他兵器手入
四、募集費				
	一、七〇〇	一、四〇〇	三〇〇	
一、学生募集費	一、七〇〇	一、四〇〇	三〇〇	広告料　委員手当
五、会議費				
	一五〇	一八〇	△三〇	
一、会議費	一五〇	一八〇	△三〇	
六、報国団費				
	一、〇〇〇	一、〇〇〇	○	鍛錬費ヲ改ム
一、報国団費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	○	
七、諸雑費				
	八〇〇	八〇〇	○	
一、雑費	八〇〇	八〇〇	○	
八、研究室				
	一、三〇〇	○	一、三〇〇	
一、研究員費	一、二〇〇	○	一、二〇〇	

	二、研究費	二〇〇	〇	二〇〇	
	三、教科書改訂費	一〇〇	〇	一〇〇	月刊一年一二回一、八〇〇部 学報　三回　六〇〇部
二、研究所費		一、二〇〇	〇	一、二〇〇	
	一、研究所費	一、二〇〇	〇	一、二〇〇	
	一、研究所費	一、二〇〇	〇	一、二〇〇	
三、出版費		五、〇六〇	三、七〇〇	一、三六〇	
	一、出版費	五、〇六〇	三、七〇〇	一、三六〇	
	一、給料	一、五六〇	一、二〇〇	三六〇	
	二、原稿費	六〇〇	六〇〇	〇	
	三、印刷費	二、五〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	帯封及封筒 其ノ他
	四、消耗品費	一〇〇	二〇〇	△一〇〇	
	五、通信運搬費	三〇〇	二〇〇	一〇〇	発送郵税
四、財団諸費		二一、六三〇	一七、六七五	三、九五五	
	一、人件費	一六、二五〇	一三、九二五	二、三二五	
	一、報酬	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	常任理事報酬
	二、給料	九、八五〇	七、四二五	二、四二五	幹事、事務員　九名 及退職手当　其ノ他
	三、旅費	五〇〇	六〇〇	△一〇〇	
	四、手当	二、九〇〇	二、九〇〇	〇	理事、役員報酬
	二、物件費	三、二八〇	二、六五〇	六三〇	

	一、備品費	二〇〇	二〇〇	〇	
	二、消耗品費	七〇〇	五五〇	一五〇	暖房費、印刷代 文房具　其ノ他
	三、通信運搬費	五〇〇	六〇〇	△一〇〇	
	四、管理費	一、八八〇	一、三〇〇	五八〇	保険料、其ノ他
三、会議費		一、三〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	
	一、会議費	一、三〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	経常会議費　三〇〇円 特別会議費　一、〇〇〇円
四、諸雑費		八〇〇	八〇〇	〇	
	一、雑費	八〇〇	八〇〇	〇	弔慰費、町会費 其ノ他
小計		一二九、一五〇	一一〇、七〇二	一八、四四八	

支出	款	項	目	十七年度予算額	十六年度予算額	前年度ニ比シ増△減	摘要
臨時部	一、印税			三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	
		一、印税		三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	
			一、教科書印税	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	
	二、積立金			一、七〇〇	一、六五〇	五〇	
		一、積立金		一、七〇〇	一、六五〇	五〇	
			一、基金積立金	一、七〇〇	一、六五〇	五〇	基金利子

小計	四、七〇〇	四、六五〇	五〇	
総計	一三三、八五〇	一一五、三三二	一八、四九八	

昭和十七年度大東文化協会特別会計予算案

収入之部

金　二四一、五〇〇円

支出之部

金　二四一、五〇〇円

差引支出残金ナシ

昭和十七年度特別会計予算

収入

科目	十七年度予算額	摘要
第一款　政府補助金		
政府補助金	二一一、五〇〇円	
第二款　寄附金		
寄附金	二一一、五〇〇	
第三款　繰入金		
繰入金	三〇、〇〇〇	
合計	三〇、〇〇〇	
	〇	
	二四一、五〇〇	

支出

科目	十七年度予算額	摘要
第一款　建築費		
講堂建築費	六二、一〇〇円	
設備費	三五、〇〇〇	
設計並監督費	二三、一〇〇	
雑費	二、〇〇〇	
第二款　募集費	二、〇〇〇	
募集費	二、〇〇〇	
第三款　借入償還金		
償還金	一七五、〇〇〇	
第四款　借入金利息	一七五、〇〇〇	
利息	二、四〇〇	一七五、〇〇〇円 三ケ月分利子
合計	二、四〇〇	
	二四一、五〇〇	

12　学則変更の件　認可

1　学則変更認可ノ件

東専一九九号　　裁決定四月二十三日　　発送4月24日　起案者㊞

昭和十七年四月七日起案

学務課長㊞

専門学務局長㊞

次官㊞

学官㊞

私立専門学校学則変更認可ノ件

指　令　案

大東文化学院設立者

大東文化協会

昭和十七年三月十七日附申請学則中変更ノ件、認可ス

年　月　日　　文部大臣

（備考）

本件ハ、学則第九章第三十九条ヲ変更シ、授業料ヲ増額セントスルモノナリ、改正　左ノ如シ

「第三十九条　授業料ハ本科高等科、補習科ハ各科共一箇年金百円トシ、左ノ二期ニ之ヲ分納セシム

前期　金五拾円　四月十一日ヨリ四月二十日マデ

後期　金五拾円　十月二十日ヨリ十月三十日マデ

研究科ハ一箇年、金二十円トシ、学年始ニ之ヲ全納セシム」

「附則

第四十四条　第三十九条規定ノ授業料ハ、昭和十七年度入学者ヨリ之ヲ適用ス。」

○学則改正理由

大東文化学院ハ、昭和十六年二月麹町区富士見町ヨリ、現豊島区池袋三丁目ノ新築校舎ニ移転シタルニ、校舎並設備ニ多額ノ費用ヲ要シタリ、本年度ニ於テハ講堂ヲ新築シ、設備図書「教練場等ノ施設モ充実ヲ要スル喫緊ノ問題」ナルヲ以テ、本年度入学生ヨリ授業料年額二十円ヲ増額セントス

○現学則並改正、学制ノ授業料ノ対照表、次ノ如シ

学　科	現行学則年額	改正学則年額	増額

本科・高等科・補習科	八〇円	一〇〇円	二〇円
研究科	二〇円	二〇円	〇円

〈貼紙〉
種別　わ一ノ六
件名　東京府経由
大東文化学院
学則中変更認可
番号　東　専　結　了　昭　一七　保存　ムキ
枚数19一九八　年月日　四　二四　年限

13　学則変更申請　学科課程変更および入学金増額の件（昭和一七年一二月九日）

1　学則中変更ニ関スル申請

学院第四二七号

学則中変更ニ関スル申請書

大　東　文　化　学　院

本学院学則中別紙ノ通リ変更致度候間御認可相成度此段及申請候也

昭和十七年十二月九日

大東文化学院設立者
大東文化協会理事　松平　頼壽印

昭和18年19
午学三三三〇　東京府経由

文部大臣　橋田邦彦殿

学則中変更案

一、学則第三章第七条　高等科学科課程中左ノ如ク改ム
支那語及時文　各学年共従来三時間ナリシヲ五時間トス
総時数　〃　三十二時間〃　三十四時間

理由

右ハ支那語中等教員無試験検定資格附與ノ恩典ヲ期シ教授時数ノ増加ヲ為セルモノナリ

二、学則第三章第八条ノ削除

理由　教練ハ現時段階ニ於テハ実地教練ノミナラズ精神的教練ヲ含ムモノナルコトハ言フヲ俟タナイ従ツテ身体ノ故障年齢等ニ依ツテ教練ヲ免除スルハ時勢ニ悖ルモノト思料シ削除セントスルモノナリ

三、第九章第三十八条入学検定料及入学金ハ各五円トア

ルヲ入学検定料ハ金五円入学金ハ金十円ト改メ以下ハ同ジ

理由

専任教員給ヲ増額セシムルコトヲ第一トシ銃剣道防具及防火器充実等ノ為メ雑支出ノ増嵩ニ充当スルモノナリ

附　則

第七条ノ改正規定ハ昭和十七年ヨリ第三十八条ノ改正規定ハ昭和十八年度入学者ヨリ之ヲ適用ス

2　添付書類

添付書類

一、昭和十七年度予算書

一、昭和十八年以降十九年支出計画予定計費

一、昭和十八年以降十九年支出計画予定計費

昭和十七年度大東文化協会予算書

収入

経常部	五八、九〇〇円
臨時部	七四、九五〇円
計	一三三、八五〇円

支出

経常部	一二九、一五〇円
臨時部	四、七〇〇円
計	一三三、八五〇円

収入支出差引残金ナシ

収入

科目	十七年度予算額	十六年度予算額	増減△	摘要
第一款 学院収入	五四、四三〇	四七、七七〇	六、六六〇	
授業料	五〇、四〇〇	四四、二九〇	六、一一〇	（一人八〇円）五三〇名分 （一人四〇円）二〇〇名分
入学金	一、三五〇	九五〇	四〇〇	（一人五円）二七〇名分
入学検定料	二、六五〇	二、五〇〇	一五〇	（一人五円）五三〇名分
追試験料	三〇	三〇	〇	
第二款 出版物収入	四二〇	二〇	四〇〇	月刊大東文化学報 二〇〇円 二〇〇円
出版物収入	四二〇	二〇	四〇〇	其ノ他出版物 二〇円 古雑誌反古新聞払下等
第三款 雑収入	五〇	五〇	〇	
雑収入	五〇	五〇	〇	
第四款 繰越金	二、〇〇〇	一〇、二六二	△八、二六二	
前年度繰越金	二、〇〇〇	一〇、二六二	△八、二六二	
第五款 利子	二、〇〇〇	一、九五〇	五〇	
基本金利子	一、七〇〇	一、六五〇	五〇	基金・終身正会員・印税ニ対スル利子
普通財産利子	三〇〇	三〇〇	〇	
経常部計	五八、九〇〇	六〇、〇五二	△一、一五二	

収入

科目	十七年度予算額	十六年度予算額	増△減
第一款 補助金	五六、〇〇〇	五六、〇〇〇	〇
政府補助金	五六、〇〇〇	五六、〇〇〇	〇
第二款 印税	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇
中等科教科書印税	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇
第三款 寄附金	一五、九五〇	〇	一五、九五〇
寄附金	一五、九五〇	〇	一五、九五〇
臨時部計	七四、九五〇	五九、〇〇〇	一五、九五〇
合計	一三三、八五〇	一一九、〇五二	一四、七九八

臨時部

支出

科目	十七年度予算額	十六年度予算額	前年度ニ比シ増△減	摘要
第一款 学院諸費	一〇一、二六〇	八九、三二七	一一、九三三	
一項 人件費	八七、三五九	七八、四八七	八、八七二	総長、次長
報酬	七、〇〇〇	四、八〇〇	二、二〇〇	四名ニ対スル俸給（月平均一人一六二円五〇）賞与及退職手当学生監、監務課長ハ給料ヘ併合
専任教員給	九、一〇〇	一五、六〇〇	△六、五〇〇	

経常部

兼任教員給	五一、三〇〇	四五、八一七	五、四八三	八十五名ニ対スル時間数三一〇時間（一時間月十三、五〇ノ割）外賞与一、〇八〇円
給料	一七、七五九	九、〇九〇	八、六六九	課長四名五、一六〇円、教練教師二名二、二八〇円事務員五名四、四一六円給仕小使雑仕婦七名三、〇二四円賞与及退職手当二、八七九円
旅費	九〇〇	一、五六〇	△六六〇	伊勢参宮費五〇〇円其ノ他四〇〇円
手当	一、三〇〇	一、六二〇	△三二〇	部長四名年二〇〇円学級主任九名年四五〇円校長年三五〇円名誉教授年三〇〇円
二項 物件費	七、一三七	五、七八六	一、三五一	
備品費	八六〇	八六〇	〇	備品新調及修理代
図書費	一、三五〇	七〇〇	六五〇	図書購入費　七〇〇円　整理カード　六五〇円
消耗品費	二、九〇〇	二、八一九	八一	文房具代七〇〇円　石炭木炭八〇〇円　電灯水道使用料四八〇円事務参考資料六〇円掃除用品及薬品代二五〇円其ノ他六七〇
印刷費	七一七	五四七	一七〇	
通信運搬費	九一〇	六六〇	二五〇	通信費四三〇円　電話通話料四〇円　其ノ他三〇円
三項 管理費	四〇〇	二〇〇	二〇〇	窓硝子入替　其ノ他修繕費
生徒諸費	一、六一四	一、六七四	△六〇	

奨学費	二〇〇	一六〇	四〇
体育費	二〇〇	三〇〇	△一〇〇
教練費	一、二一四	一、二一四	〇
項四　募集費	一、七〇〇	一、四〇〇	三〇〇
学生募集費	一、七〇〇	一、四〇〇	三〇〇
項五　会議費	一五〇	一八〇	△三〇
会議費	一五〇	一八〇	△三〇
項六　報国団費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	△〇
報国団費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
項七　諸雑費	八〇〇	八〇〇	〇
諸雑費	八〇〇	八〇〇	〇
項八　雑費	八〇〇	八〇〇	〇
研究室	一、五〇〇	〇	一、五〇〇
研究員費	一、二〇〇	〇	一、二〇〇
研究費	二〇〇	〇	二〇〇
教科書改訂費	一〇〇	〇	一〇〇
第二款　研究所費	一、二〇〇	一、二〇〇	〇
第一項　研究所費	一、二〇〇	一、二〇〇	〇
研究所費	一、二〇〇	一、二〇〇	〇
第三款　出版費	五、〇六〇	三、七〇〇	一、三六〇
出版費	五、〇六〇	三、七〇〇	一、三六〇
第一項　給料	一、五六〇	一、二〇〇	三六〇

一人年額二〇円拾名

遠足生徒監督旅費及奨励費

射撃費、空包　其ノ他兵器手入代

広告料、委員手当

鍛錬費ヲ改ム

出版課長　一名　年、二〇〇円
賞与三六〇円

原稿費	六〇〇	六〇〇	〇	月刊大東文化、学報
				其ノ他原稿料
印刷費	二、五〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	月刊一年一二回一回一、八〇〇部
				学報　三〃　六〇〇部
				其ノ他印刷代
消耗品費	一〇〇	二〇〇	△一〇〇	帯封及封筒　其ノ他
通信運搬費	三〇〇	二〇〇	一〇〇	発送郵税
第四款 財団諸費	二一、六三〇	一七、六七五	三、九五五	
一項 人件費	一六、二五〇	一三、九二五	二、三二五	
報酬	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	常任理事一名ニ対スル報酬
				年二、〇〇〇円　賞与六〇〇円
給料	九、八五〇	七、四二五	二、四二五	課長二名二四〇円　事務員三名三、七二〇円　小使給仕三名一、三三二円　退職手当
旅費	五〇〇	六〇〇	△一〇〇	
手当	二、九〇〇	二、九〇〇	〇	理事、役員報酬
二項 物件費	三、二八〇	二、六五〇	六三〇	
備品費	二〇〇	二〇〇	〇	備品等
消耗品費	七〇〇	五五〇	一五〇	印刷代二〇〇円　文房具一〇〇円
通信運搬費	五〇〇	六〇〇	△一〇〇	
営繕費	一、八八〇	一、三〇〇	五八〇	保険料　庭木手入

科目	十七年度予算額	十六年度予算額	前年度ニ比シ増△減	摘要
支出				
三項　会議費	一、三〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	
会議費	一、三〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	経常会議費三〇〇円 特別会議費一、〇〇〇円
四項　諸雑費	八〇〇	八〇〇	〇	
雑費	八〇〇	八〇〇	〇	弔慰費　町会費　其ノ他
小計	一二九、一五〇	一一〇、七〇二	一八、四四八	
第一款　印税	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	
印税	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	
教科書印税	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	
第二款　積立金	一、七〇〇	一、六五〇	五〇	
一項　積立金	一、七〇〇	一、六五〇	五〇	
基本積立金	一、七〇〇	一、六五〇	五〇	基金利子ヲ基金トシテ積立
小計	四、七〇〇	四、六五〇	五〇	
総計	一三三、八五〇	一一六、五五二	一七、二九八	

昭和十八年以降十九年収入計画予定計費

科目	昭和十七年度	同　十八年度	同　十九年度	備考
授業料	五〇、四〇〇、〇〇〇円	七二、九六〇、〇〇〇円	七七、五〇〇、〇〇〇円	
入学受験料	二、六五〇、〇〇〇	二、六五〇、〇〇〇	二、六五〇、〇〇〇	一人五円 五三〇名
入学金	一、三五〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	一人拾円 二七〇名
預金利子	三〇〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	三七〇、〇〇〇	並通財産利子
補助金	五六、〇〇〇、〇〇〇	五六、〇〇〇、〇〇〇	五六、〇〇〇、〇〇〇	
其他雑収入	四七〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	
寄附金	一五九五〇、〇〇〇	〇	〇	
計	一二七、一二〇、〇〇〇	一三五、一五〇、〇〇〇	一三九、七二〇、〇〇〇	

昭和十八年度以降十九年支出計画予定計費

科目	昭和十七年度	同　十八年度	同　十九年度	備考
総長給	七、〇〇〇、〇〇〇円	七、〇〇〇、〇〇〇円	七、〇〇〇、〇〇〇円	
教員給	六〇、四〇〇、〇〇〇	六二、五〇〇、〇〇〇	六二、五〇〇、〇〇〇	
職員給	三八、六〇〇、〇〇〇	三八、八〇〇、〇〇〇	三八、八〇〇、〇〇〇	
諸経費	二一、一二〇、〇〇〇	二七、五〇〇、〇〇〇	二二、四七〇、〇〇〇	
計	一二七、一二〇、〇〇〇	一三五、八〇〇、〇〇〇	一三九、七二〇、〇〇〇	

支那語科科目並担任教授及教授時数専兼任別表（一七、一二現）

学科目	専任兼任別	教授時数	教授氏名	備考
支那語	専任	一三	奈良一雄	
同	同	一一	川村宗嗣	
支那語支那時文	同	六（一二）	山本正一	本年度六時 十八年度六時 計十二時 全学年デ六時間ノ増加ヘ
同	兼任	四	岩村成允	
支那語発音符号	同	四	宮原民平	
支那語発音会話	専任	一〇	包翰華	
支那語	兼任	六	辻庄八	
支那語会話	同	二	白今愚	
支那語支那時文	同	四	椎木眞一	

14　学則変更の件　認可

事務官
管理課長㊞
専門教育課長㊞

1　学則変更認可ノ件

東専一五号　裁決定二月十五日　発送2月17日　起

専門教育局長㊞

案者㊞　次官㊞

昭和十八年一月二十七日起案　教学官㊞

学則変更認可ノ件

指　令　案

大東文化学院設立者

大東文化協会

昭和十七年十二月九日付学院第四二七号申請、学則中変更ノ件、認可ス

年　月　日　　文部大臣

（備考）

本件ハ学則第三章第七条・第八条、第九章第三十八条ノ変更、即学科課程ノ変更、入学金ノ増額ヲナサントスルモノナリ

一、変更要項

イ、学則第七条　高等科学科課程ノ変更

現行　支那語及時文　各学年　三時

総時数三十二時

改正　支那語及時文　各学年　五時

総時数三十四時

ロ、学則第八条

削除

ハ、学則第三十八条ノ変更

現行　入学金　五円

改正　入学金　十円

二、変更理由

イ、支那語ノ時数ノ増加ハ、支那語中等教員無試験検定資格ヲ得ンガ為ナリ

ロ、第八条ノ削除ハ、生徒全般ニ教練ヲ実施セントスル為ナリ

ハ、入学金ノ増額ハ、専任教員給及職員給ヲ増加シ、更ニ国防設備及銃剣道防具等設備ヲナサントス

〈貼紙〉

種別　わ一ノ六

件名　東京府申請

大東文化学院

学則中変更認可

結了　昭一八　保存　ムキ

年月日　二一七　年限

V　戦時体制下での変容

1　寄附行為変更申請　理事維持員に関する件（昭和一七年一〇月一二日）

1　寄附行為中改正認可申請

学院第四一二号　　昭和17年季10月12日　東京府経由

昭和十七年十月十二日　　大東文化協会会頭　伯爵　松平頼壽印

文部大臣　橋田邦彦殿

寄附行為中改正認可申請ノ件

寄附行為中改正ノ件客年三月二十七日理事維持員会ニ於テ第二十三条第二項トシテ左記ノ如ク附加スルコトヲ決議致候処一部事務所移転ノ件ノミ御認可相仰キ他ヲ遺忘致居候コトヲ今般発見仕リ誠ニ恐縮ノ至リニ御座候得共何卒御認可相成度此段及申請候也

記

第二十三条ニ第二項ヲ加フ

已ムヲ得ザル事由アル時ニ限リ書簡ヲ以テ賛否ノ意見ヲ徴シ其ノ賛成ノ多数ヲ以テ選挙ニ代フルコトヲ得

以上

2　理事維持員会決議録

理事維持員会決議録

昭和十六年三月二十七日午後四時ヨリ本会会議室ニ於テ理事維持員会ヲ開催シ松平会頭議長トナリ左記事項ヲ決議セリ

一、　大東文化協会寄附行為第二十三条第二項トシテ已ムヲ得ザル事由アル時ニ限リ書簡ヲ以テ賛否ノ意見ヲ徴シ其ノ賛成ノ多数ヲ以テ選挙ニ代ルコト（ママ）ヲ得ヲ附加ス

二、　大東文化協会寄附行為補則第二項改正ノ件

本会ノ事務所ハ之ヲ東京市豊島区池袋三丁目一千三百八十五番地ニ置ク事ニ改ム

三、　飯島忠夫氏土屋久泰氏ヲ理事ニ選挙ノ件

右　決議ス

昭和十六年三月二十七日

松平頼壽

酒井忠正

木下成太郎
鵜澤總明
宮澤裕
澤田總清
木村正義
大島健一
柳原義光
田所美治
長瀧武
内田周平
八條隆正
山岡萬之助
副島義一
市村瓚次郎

大東文化協会寄附行為
事務所　東京市豊島区池袋三丁目千三百八十五番地
東京市麹町区富士見町壱丁目七番地拾五
電　八六三の八六

2　寄附行為変更の件　認可

1　寄附行為中変更認可

東専五二九号　裁決定　十月二十三日　文書課長　発
送　10月26日　起案者　㊞
昭和十七年十月十二日起案
事務官㊞　㊞
学務課長㊞　㊞
専門学務局長㊞
次官㊞　㊞
㊞
〈受領印〉「記録掛　18・4・16」

寄附行為中変更認可ノ件

指令案

大東文化協会理事

昭和十七年十月十二日　学院第四一二号申請
寄附行為中変更ノ件、認可ス

年　月　日　文部大臣

〈貼紙〉

「種別　ワ三ノ三　　登録追加　838
東京府経由
大東文化協会
寄附行為中変更ノ件認可
結　了　昭　一七　保存　五
年月日　一〇二六　年限

（備考）
㈠第二十三条ヲ左ノ通リ変更セントス
第二十三条　維持員会ノ議事ハ、出席維持員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ、議長ノ決スル所ニ依ル
「已ムヲ得ザル事由アル時ニ限リ、書簡ヲ以テ賛否ノ意見ヲ徴シ、其ノ賛成ノ多数ヲ以テ選挙ニ代フルコトヲ得」
（「…」ヲ挿入ス）
㈡変更手続適法ト認ム

3　学則変更申請　授業料増徴の件（昭和一八年六月八日）

1　卒業年限短縮ニ伴フ授業料増徴認可申請
〈欄上〉〈受領印〉「文部省　東専248号　昭和18・7・13」〈受領印〉「東京府　昭和18・6・8　収受」

学院第四九五号
卒業年限短縮ニ伴フ授業料増徴認可申請
本学院学則第三十九条ヲ臨時変更致シ卒業年限短縮ニ依リ卒業スル者ヨリ授業料別紙ノ通リ増徴致度候間御認可相成度此段及申請候也
昭和十八年六月八日
大東文化学院設立者
大東文化協会理事　伯爵　松平頼壽印
文部大臣　子爵　岡部長景　殿

増　徴　案
第三十九条　授業料ハ本科高等科補習科ハ各科共一箇年金八拾円トシ左ノ二期ニ之ヲ分納セシム

前期金四拾円　四月十一日ヨリ四月二十日マデ
後期金四拾円　十月二十日ヨリ十月三十日マデ
トアルヲ
卒業年限短縮卒業者ニ限リ
後期金弐拾円　九月一日ヨリ九月五日マデ
（臨時変更理由）
一、卒業年限短縮ニ依ル授業時数ノ増加（別表ノ通リ）
二、事務費人件費ハ短縮ト雖モ平年通リニ要ス

参　考

一、卒業予定者
高等　科　十二名
本科一部　三十二名
本科二部　四十七名
本科三部　八十名
計　百七十一名
二、増加時数
高等　科　一週　三十四時間ヲ三十九時間
本科一部　〃　三十五時間ヲ四十　時間
本科二部　〃　〃　〃
本科三部　〃　三十八時間ヲ四十三時間

2　昭和十八年度大東文化協会予算書

昭和十八年度大東文化協会予算書

収入

経常部	七万九千八百拾円也
臨時部	五万八千円也
計	拾参万七千八百拾円也

支出

経常部	拾参万参千九百拾円也
臨時部	参千九百円也
計	拾参万七千八百拾円也

収入支出差引残金ナシ

収入

科目	十八年度予算額	十七年度予算額	増△減	摘要
	円	円	円	
学院収入	七五、〇六〇	五四、四三〇	二〇、六三〇	
授業料	六六、二八〇	五〇、四〇〇	一五、八八〇	（一人一〇〇円）五四八名分 （一人八〇円）二六名分 （一人四〇円）二三五名分
入学金	二、七〇〇	一、三五〇	一、三五〇	（一人一〇円）二七〇名分
入学検定料	六、〇〇〇	二、六五〇	三、三五〇	（一人三円）一、二〇〇名分

経常部

収入 科目	十八年度予算額 円	十七年度予算額 円	臨時部 増△減 円	摘要
追試験料	三〇	五〇	〇	
証明手数料	五〇	〇	五〇	一件十銭五〇〇名分
出版物収入	五〇〇	四二〇	八〇	月刊大東文化一五〇円 学報三〇〇円 其他五〇円
雑収入	五〇	五〇	〇	
雑収入	五〇	五〇	〇	
繰越金	二、〇〇〇	二、〇〇〇	〇	
前年度繰越金	二、〇〇〇	二、〇〇〇	〇	
利子	二、二〇〇	二、〇〇〇	二〇〇	
基本金利子	一、九〇〇	一、七〇〇	二〇〇	基金ニ対スル年三分三厘ノ利子
普通財産利子	三〇〇	三〇〇	〇	
経常部計	七九、八一〇	五八、九〇〇	二〇、九一〇	
補助金	五六、〇〇〇	五六、〇〇〇	〇	
政府補助金	五六、〇〇〇	五六、〇〇〇	〇	
第二款印税	二、〇〇〇	三、〇〇〇	△一、〇〇〇	

中等科教科書印税	二、〇〇〇	三、〇〇〇	△一、〇〇〇
第三款寄附金	〇	一五、九五〇	△一五、九五〇
寄附金	〇	一五、九五〇	△一五、九五〇
臨時部計	五八、〇〇〇	七四、九五〇	△一六、九五〇
合計	一五七、八一〇（ママ）	一六八、八五〇	三、九六〇

支出　経常部

科目	十八年度予算額 円	十七年度予算額 円	増△減 円	摘要
第一款学院諸費	一〇三、四八〇	一〇一、二六〇	二、二二〇	
一項人件費	八七、六三九	八七、三五九	二八〇	
報酬	七、〇〇〇	七、〇〇〇	〇	総長次長報酬
専任教員給	九、一〇〇	九、一〇〇	〇	四名分（月平均一人一六万円、七、九〇〇円、賞与一、二〇〇円）
兼任教員給	五一、三〇〇	五一、三〇〇	〇	八五名、時間数三一〇時間（一時間一三円五〇ノ割）外賞与
給料	一七、七五九	一七、七五九	〇	課長四名五、一六〇円教練教師三名三、六〇〇円事務員五名四、四一六円給仕小使七名三、〇二四円外賞与一、五五九円
旅費	一、一八〇	九〇〇	二八〇	伊勢参宮費七八〇円其ノ他四〇〇円

手当	一、二〇〇	一、二〇〇	○	部長四人年二〇〇円学級主任九人年四五〇円 校長五〇円 名誉教授五〇〇円
項二 物件費	八、五七〇	七、一三七	一、四三三	防火用ポンプ一式鉄兜三二ケ 防毒面三二ケ一、六三七円其ノ 他備品新調費及修理代四〇三円
備品費	二、〇四〇	八六〇	一、一八〇	図書購入費
図書費	七〇〇	一、三五〇	△六五〇	文房具代七〇〇円石炭木炭六〇〇円 電気水道使用料四八〇円 掃除用品及床油四五〇円 事務参考資料一〇〇円其ノ他二七〇円
消耗品費	三、〇五〇	二、九〇〇	一五〇	
印刷費	八六〇	七一七	一四三	通信費五八〇円電話料四七〇円 其ノ他三〇円
通信運搬費	一、〇八〇	九一〇	一七〇	学生控室模様替及び窓硝子入替及修理
管理費	八四〇	四〇〇	四四〇	
項三 生徒諸費	二、一二一	一、六一四	五〇七	
奨学費	二〇〇	二〇〇	○	一人年二〇円一〇名分 遠足生徒監督旅費及奨励費
体育費	二〇〇	二〇〇	○	北富士二回　習志野二回旅費
教練費	一、七二一	一、二一四	五〇七	空包代及兵器手入代
項四 募集費	一、七〇〇	一、七〇〇	○	
学生募集費	一、七〇〇	一、七〇〇	○	広告料　委員手当
項五 会議費	一五〇	一五〇	○	接待茶菓代

会議費	一五〇	一五〇	○
報国隊費（六）	一、〇〇〇	一、〇〇〇	○	報国隊寄附金
報国隊費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	○	初穂料
諸雑費（七）	八〇〇	八〇〇	○
雑費	八〇〇	八〇〇	○	小使給仕衣服手当
研究室費（八）	一、五〇〇	一、五〇〇	○
研究員費	一、二〇〇	一、二〇〇	○
研究費	二〇〇	二〇〇	○
教科書改訂費	一〇〇	一〇〇	○
第二款研究所費	一、二〇〇	一、二〇〇	○
研究所費（一）	一、二〇〇	一、二〇〇	○
研究所費	一、二〇〇	一、二〇〇	○
第三款出版費	五、一九〇	五、〇六〇	一三〇
出版費（一）	五、一九〇	五、〇六〇	一三〇	出版課長給料及賞与
給料	一、五六〇	一、五六〇	○
原稿費	五〇〇	六〇〇	△一〇〇	月刊大東文化学報原稿料
印刷費	二、七三〇	二、五〇〇	二三〇	月刊年一二回一、五〇〇部 学報年　三回　五〇〇部 其ノ他印刷代
消耗品費	一〇〇	一〇〇	○	帯封及封筒其ノ他
通信運搬費	三〇〇	三〇〇	○	発送郵税
第四款財団諸費	二四、〇四〇	二一、六三〇	二、四一〇
人件費（一）	一五、〇五〇	一六、二五〇	△一、二〇〇

報酬	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇
給料	九、八五〇	九、八五〇	〇
旅費	五〇〇	五〇〇	〇
手当	一、七〇〇	二、九〇〇	△一、二〇〇
項二 物件費	三、五四〇	三、二八〇	二六〇
備品費	二〇〇	二〇〇	〇
消耗品費	八六〇	七〇〇	一六〇
通信運搬費	六〇〇	五〇〇	一〇〇
管理費	一、八八〇	一、八八〇	〇
項三 会議費	一、三〇〇	一、三〇〇	〇
会議費	一、三〇〇	一、三〇〇	〇
項四 諸雑費	八〇〇	八〇〇	〇
雑費	八〇〇	八〇〇	〇
第五款 退職手当積立金	三五〇	〇	三五〇
項一 退職手当積立金	三五〇	〇	三五〇
第六款 予備費	三、〇〇〇	〇	三、〇〇〇
項一 予備費	三、〇〇〇	〇	三、〇〇〇
小計	一三三、九一〇	一二九、一五〇	四、七六〇

常任理事一名報酬及賞与
課長二名三、二四〇円事務員五名
四、七二〇円小使給仕三名一、三五二円
外賞与

役員手当

備品新調修理
暖房費二五〇円　印刷費一五〇円
文房具一五〇円　其ノ他三一〇円

庭園手入並修繕費
保険金五〇万円ニ対スル保険料

弔慰費　町会費　時間外
弁当料

支出

科目	十八年度予算額	十七年度予算額	臨時部増△減	摘要
	円		円	
第一款印税	二、〇〇〇〇	三、〇〇〇〇	△一、〇〇〇〇	
一項印税	二、〇〇〇〇	三、〇〇〇〇	△一、〇〇〇〇	
教科書印税	二、〇〇〇〇	三、〇〇〇〇	△一、〇〇〇〇	
第二款積立金	一、九〇〇〇	一、七〇〇〇	二〇〇〇	
一項積立金	一、九〇〇〇	一、七〇〇〇	二〇〇〇	
基本積立金	一、九〇〇〇	一、七〇〇〇	二〇〇〇	
小計	三、九〇〇〇	四、七〇〇〇	△八〇〇〇	
総計	一三七、八一〇	一三三、八五〇	三、九六〇	

4　学則変更の件　認可

1　修業年限臨時短縮ニ伴フ授業料増徴認可

東専二四八号　裁決定七月二十一日　文書課長㊞　発

送7月22日　起案者㊞　　管理課長㊞

昭和十八年七月十四日起案　　専門教育局長㊞

次官㊞　　㊞

完決　　昭和十八年度修業年限臨時短縮ニ伴フ授業料増徴認可ノ件

㊞　　〈受領印〉「記録掛　18・9・11」

事務官㊞　　指令案

大東文化学院設立者
大東文化協会
昭和十八年六月八日附　学院第四九五号申請修業年限ノ臨時短縮ニ伴フ授業料増徴ノ件、認可ス
年　月　日　　文部大臣

（備考）
昭和十八年度卒業生ノ修業年限短縮ニ伴フ授業料ハ、十二分ノ六相当額ト指定セルトコロ、更ニ十二分ノ三相当額ヲ増徴セントス
理由①卒業年限短縮ニ依ル授業時間数ノ増加
②事業費人件費ハ短縮ト雖モ平年通リニ要ス
高等科　三四時間ヲ三九時間
増加時数　本科第一　三五時間ヲ四〇時間
第二
本科三部　三八時間ヲ四三時間

5　学則変更申請　興亜錬成科設置の件（昭和一八年一一月六日）

1　学則中変更ニ関スル申請

学院第三七号
学則中変更ニ関スル申請書
大　東　文　化　学　院
本学院学則中別紙ノ通リ変更致度候間御認可相成度此段及申請候也
昭和十八年十一月六日
大東文化学院設立者
大東文化協会理事　伯爵　松平頼壽
文部大臣　子爵　岡部長景殿

専修科（興亜錬成科）設置ノ理由
本学院ハ従来本科東亜政経科ニ於テ皇道精神ヲ基本トシタル興亜要員ヲ育成シ来リタルモ今ヤ大東亜建設ハ早急ヲ要スルノ実情ニアリ而モ之ガ要員ヲ錬成スルノ最大急務ニシテ一日モ緩ウスベカラザルノ現状ナリ仍ツテ皇道精神ヲ以テ堅実ナル思想ヲ養ヒ教練武道ニ最

重点ヲ置キ直チニ銃ヲ執ツテ起チ得ル人物ヲ短期間ニ錬成セントスコレ時局相応ノ国家要望ニ副フ所以ナリト信ジコレガ設置ヲ為サントスル所以ナリ

学則中変更案

一、学則第一章第一条中「人材ヲ養成スルヲ」ヲ「人材ノ錬成ヲ為スヲ」ニ改ム

第一章　総　則

第一条　本学院ハ本邦固有ノ　皇道及国体ニ醇化セル儒教ヲ主旨トシテ東洋文化ニ関スル教育ヲ施シ兼ネテ東亜ニ活動スル人材ノ養成スルヲ以テ目的トス

一、学則第一章第二条ヲ左ノ如ク改ム「別ニ研究科ヲ設ケテ学問ノ蘊奥ヲ研究セシム」ヲ削除ス

「第二条本学院ニハ本科高等科、補習科及専修科（興亜錬成科）ヲ置ク」

但入学定員ハ次ノ如シ

本科第一部　四十名
本科第二部　四十名
本科第三部　六十名
高等部　十名
専修科　百名

一、学則第二章第五条中「研究科一年又ハ二年」ヲ削除ス

第五条　修学年限ハ本科三年、高等科三年、補習科及専修科ハ各一年トス

一、学則第二章第五条本科第一部第二部第三部ヲ左ノ通リ改ム

第二章　卒業年限本科区分

第五条　修学年限ハ本科三年、高等科三年、補習科一年、研究科一年又ハ二年トス

本科ハ之ヲ左ノ三部ニ区分ス

第一部　皇学漢文科

中等教育ニ於ケル国民科国語ノ教員タルノ学力ヲ具備セシメ特ニ皇学ノ研修ニ力セシム

第二部　国語漢文科

中等教育ニ於ケル国民科国語ノ教員タルノ学力ヲ具備セシメ特ニ皇学ノ研修ニ力セシム

第三部　東亜政経科

東亜諸邦ニ活動スルニ足ル道徳政治法制経営等

ノ諸教科ヲ学修セシメ兼ネテ中等学校外国語科　支那語科教員タルノ学力ヲ具備セシム

2　本科学科課程変更案

一、学則第三章第六条　本科ノ学科課程中左ノ通リ改ム

第一部　皇学漢文科

科目＼学年	第一学年	一週時数	第二学年	一週時数	第三学年	一週時数
皇学	皇学、倫理学、国民道徳	三	皇学、憲法、皇学典範、国体	五	皇学、公民	四
漢文	講読、漢文法及文字学、作詩、漢作文	一〇	講読、日本儒学史、日本漢文学史、漢文学、漢籍解題、作詩漢作文	一〇	講読、支那文学史、支那哲学史、漢文演習、作詩漢作文	一〇
国文	講読、国文法、国文学、修辞学、作文作歌	九	講読、国文法、国語学、国文学史、図書解題、作文作歌	一〇	講読、言語学、国語学史、国文学史、有職故実、国文演習、作文作歌	一〇
支那語及時文		二		二		二
歴史	国史、東亜史	四	国史、東亜史	四	国史、東亜史、世界史	五
教育	青年心理、学校衛生	二	教育史	二	教育学及教授法	二
教練		七		四		四
体錬		二		二		二

修練	六		六		六
英語	一	〈随意科〉	一	〈随意科〉	一
計	四六		四六		四六

第二部　国語漢文科

学年／科目	第一学年	一週時数	第二学年	一週時数	第三学年	一週時数
道義	国民道徳、倫理学	二	憲法、国体	三	公民	二
国文	講読、国文法、書語学、国文学、修辞学、作文作歌	一〇	講読、国文法、国語学、国文学史、図書解題、作文作歌	一一	講読、国語学史、国文学史、有職故実、国文演習、作文作歌、言語学	一一
支那語及時文		二		二		二
歴史	国史、東亜史	四	国史、東亜史	四	国史、東亜史、世界史	五
教育	青年心理、学校衛生	二	教育史	二	教育学及教授法	二
教練		七		四		四
体錬		二		二		二
修練		六		六		六
英語	〈随意科〉	一	〈随意科〉	一		一
計		四六		四六		四六

第三部　東亜政経科

科目＼学年	第一学年	一週時数	第二学年	一週時数	第三学年	一週時数
道義	国民道徳	二	国体	二	公民	二
国語漢文	講読	二	講読	二	講読及国語学	二
歴史	国史	一	東亜史	一	支那文化史	一
理数		三				
経済	商業経済	二	経済学	二	経済統制	二
東亜事情			民族及文化・産業経済	四	政治及法律	二
経営	簿記、生産技術	三	簿記、生産技術	三	会計、産業経営	四
法律	法学通論及憲法	一	民法	一	商法、国際法、東洋政治学	二
教育	青年心理、学校衛生	二	教育史	二	教育学及教授法	二
支那語及時文	発音、聴方及話方、講読、文法、作文、時文	一五	発音、聴方及話方、講読、文法、作文、言語学、時文	一七	発音、聴方及話方、講読、文法、作文、時文、演習	一八
馬来語		一				
英語		一		一		一
教練		七		四		四
体錬		二		二		二
修練		五		六		五

計	四七	四七	四七

備考　修練ニハ外地生活訓練、実務実習ヲ含

3　高等科学科課程変更案

一、学則第三章第七条　高等科ノ学科課程中左ノ如ク改ム

高等科

科目＼学年	第一学年		第二学年		第三学年	
		一週時数		一週時数		一週時数
正科 皇学		四		四		二
正科 経学及子学		一〇		一一		一二
正科 支那哲学史						二
正科 日本儒学史		二				
正科 東洋政治学						二
正科 史学		二		二		一
正科 文学		三		四		四
正科 支那文学史		二				
正科 作詩作文		一		一		
正科 支那語及時文		三		三		三
参考科	西洋思想史（欧文）	二	東洋思想史 教育学及教授法（欧文）	四	東西思想比較	二
補助科	音韻学	二	東洋美術史	二	金石学	二

演習	教練	体錬	修練	計
二	四	二	六	四五
二	四	二	六	四五
二	四	二	六	四五

〈欄外〉（参考）（旧）

第七条　高等科ノ学科課程ハ左ノ如ク之ヲ定メ高等教育ニ於ケル漢文科教員タルノ学力ヲ具備セシム

高等科														
科目＼学年	正科目													
	皇学	経学及子学	支那哲学史	東洋政治学	史学	文学	作詩作文	支那語及時文	皇学	経学及子学	支那哲学史	東洋政治学	史学	文学	作詩作文	支那語及時文
第一学年																
一週時数	四	一一			二	三	一	三	四	一一			二	三	一	三
第二学年																
一週時数	四	一一			二	三	一	三	四	一一			二	三	一	三
第三学年																
一週時数	二	一二	二	二		四	一	三	二	一二	二	二		四	一	三

参考科目	儒学史 西洋思想史（外国書）	四	東洋思想史 教育学及教授法（外国書）	四	東西思想比較	二
武科	教練 剣道 柔道 弓道 ノ内一科	二 一	教練 剣道 柔道 弓道 ノ内一科	二 一	教練 剣道 柔道 弓道 ノ内一科	二 一
補助科	音韻学	一	東洋美術史	一	金石学	一
総時数		三二		三二		三二
備考	作詩作文ハ課外演習トナスコトヲ得					

別科生ニ対シテハ中学校卒業程度ニヨリテ英語ノ学力ヲ査定シ其ノ学力不十分ナル者ニ付テハ在学中中学校卒業程度以上ノ学力ヲ習得セシム

4　補習科及専修科学科課程変更案

〈欄外〉訂正印

一、学則第三章第九条「補習科及専修科ノ学科課程中ハ左ノ如ク之ヲ定ム」ニ改メ学科課程ヲ次ノ如ク改ム

補習科第一部皇学漢文科

科目	一週時数
皇学	三
漢文	一〇
国文	一〇
支那語及時文	二
歴史	四
教育	二
教練	四
体錬	二
修練	三
計	四〇

補習科第二部国語漢文科

科目	一週時数
道義	三
漢文	一〇
国文	一〇
支那語及時文	二
歴史	四
教育	二
教練	四
体錬	二
修練	三
計	四〇

補習科第三部東亜政経科

科目	一週時数
道義	二
国語漢文	二
歴史	一
経済	二
東亜事情	二
経営	二
教育	二
支那語及時文	二〇
教練	四
体錬	二
修練	三
計	四二

専修科興亜政経科	
科目	一週時数
道義（皇学ヲ主トス）	2
古典（漢文ヲ主トス）	2
支那語及時文	6
馬来語	2
国史及大東亜史	2
大東亜地理	2
法制及経済	2
大東亜事情	2
南方医学	2
実務訓練（簿記其他）	3
教練	6
体錬（武道ヲ主トス）	6
修練	5
計	四二

〈欄外〉番号（旧）

第九条　補習科ノ学科課程ハ左ノ如ク之ヲ定ム

補習科第一部　修身漢文科

科目	一週時数
皇学	三
漢文 経学及子学	六
史学	四
文学及漢文学史	三
国文講読	二
修身 東洋倫理哲学史	二
日本倫理学史	二
教育学	二
哲学概論	二
総時数	二六
備考	作詩漢作文及国作文演習ハ課外トシテ毎週四時間之ヲ課ス

補習科第二部　国語漢文科

科目	一週時数
皇学	三
漢文 経学及子学	五
支那哲学史	二
史学	三
文学及漢文学史	三
国語講読	三
修身 国語学及国語学史	二
国文学史	二
有職故実	一
教育学	二
総時数	二六
備考	同上

補習科第三部　東亜政経科

科目	一週時数
皇学及儒学	二
支那語及支那時文	一三
英語	二
教育学	二
国際法	二
満支法制	二
商工経営	二
貿易実務	二
財政	一
貨幣銀行金融	二
会計学	二
植民政策	二
東洋政治学	一
教練	二
武道	一
計	三八
備考	作文ハ課外トシテ之ヲ課ス臨時課外講義ヲ行フコトアルベシ教練、武道ハ之ヲ欠クヲ得

一、学則第三章第十条ヲ全部削除ス

第十条　研究科ハ指導教授ニ就キ学術上特殊ノ事項ヲ攻究スルモノトス

一、学則第四章第十二条第一学期第二学期ヲ左ノ通リ改ム

第四章　学年学期及休業

第十一条　学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十二条　学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期　自四月一日　至七月三十一日

第二学期　自八月一日　至十二月三十一日

第三学期　自一月一日　至三月三十一日

一、学則第四章第十三条春季休業夏季休業ヲ左ノ通リ改ム

夏季休業　自七月二十一日　至八月二十日

冬季休業　自十二月二十五日　至一月七日

春季休業　自三月二十日　至三月三十一日

（参考）

第十三条　学年中休業日左ノ如シ

大祭祝日

日曜日

本学院創立記念日　九月二十日

春季休業　自三月二十日　至三月三十一日

夏季休業　自七月二十一日　至八月二十日

冬季休業　自十二月二十五日　至一月七日

一、学則第五章第十七条本科ニ入学シ得ベキ者ヲ左ノ通リ改ム

第十七条　本科及専修科ニ入学シ得ベキ者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス

正科生

第一　中学校卒業者

二　師範学校卒業者文部大臣ノ定ムル所ニ依リ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者

主―専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者
四―専門学校入学者検定規程ニ依リ専門学校入学ニ関シ指定セラレタル者

別科生

一　甲種
小学校本科正教員尋常小学校本科正教員
小学校専科正教員若小准国民学校教員ノ免許状ヲ有スル者

二　乙種
正科生又ハ甲種別科生タルノ資格ナキ本学院ニ於テ相当ノ学力アリト認メタル者

一、学則第五章第十八条高等科ニ入学シ得ヘキ者ヲ左ノ通リ改ム

第十八条　高等科ニ入学シ得ヘキ者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス

正科生

一　正科生トシテ本学院本科第一部第二部ヲ卒業シタル者

二　高等師範学校又ハ専門学校ニ於テ本科生トシテ国語科漢文科若ハ国語漢文科ヲ卒業シタル者

三　本学院本科正科生ノ入学資格ヲ有シ且国民科及国語漢文科ノ中等教員免許状ヲ有スル者

別科生

一　甲種
イ　甲種別科生トシテ本学院本科第一部第二部ヲ卒業シタル者
但シ国民学校本科正教員ノ免許状ヲ有シ本科ニ入学シタル者ニ限ル
ロ　漢文科又ハ国語漢文科中等教員免許状ヲ有スル者

二　乙種
正科生又ハ甲種別科生タルノ資格ナキモ本学院ニ於テ相当ノ学力アリト認メタル者

一、学則第五章第二十条ヲ全部削除ス

第二十条　研究科ニ入学シ得ヘキ者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス

十一　本学院高等科ヲ卒業シタル者
十二　大学令ニ依ル大学学部文学部支那文学科及支那哲学科ヲ卒業シタル者
十三　漢文科高等教員免許状ヲ有スル者

一、学則第五章第二十二条第二項ヲ削除ス

第二十二条　本学院ニ入学セントスル者ハ所定ノ入学願書ヲ差出スヘシ

一　本科入学志願者ハ修身漢文科国語漢文科東亜政経科ノ各科ニ就キ第一第二第三ノ志望順位ヲ願書ニ明記スヘシ
二　但研究科入学志願者ハ修学年限研究科目指導教授名ノ三項ヲ願書ニ附記スヘシ

一、学則第五章第二十三条中左ノ如ク改ム

第二十三条　入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ保証人二名ヲ立テ在学証（第三号書式）ヲ差出スベシ
保証人ハ東京府又ハ東京府近接町村ニ在籍若ハ寄留ノ戸主ニシテ身元確実ナル能力者及本人ノ父兄近親タルコトヲ要ス（注意　保証人一名ハ在京ノ人タルヲ要シ十名ハ場所ノ如何ヲ論セズ父兄近親タルヲ要ス）
但シ必要アリト認ムルトキハ保証人ヲ変更セシムルコトアルヘシ

一、学則第七章第三十三条中但書ノ項ヲ削除ス

第七章　試　験

第三十三条　各科ノ学年試験ハ毎学年ノ終ニ之ヲ行ヒ卒業試験ハ各其ノ最終学年末ニ之ヲ行フ
但シ研究科ニ在リテハ研究事項ニ就キ指導教授ヲ経テ毎学年末ニ其ノ研究論文ヲ提出セシム

一、学則第九章第三十九条ヲ左ノ通リ改ム

第三十九条　授業料ハ本科高等科補習科ハ各科共一箇年金百三十円トシ左ノ二期ニ之ヲ分納セシム

前　期	金六十五円	四月十一日ヨリ四月二十日マテ
後　期	金六十五円	十月二十日ヨリ

十月三十日マテ
研究科ハ一箇年金百円トシ之ヲ二期ニ分納セシム
専修科ハ一箇年金百円トシ之ヲ二期ニ分納セシム

一、学則第九章第四十一条追試験料ヲ左ノ通リ改ム
第四十一条　追試験料ハ一科目ニ付金弐円トシ五科目以上ハ金拾円トス

一、学則附則第四十四条第四十五条第四十六条ヲ全部削除シ「第四十四条本則ハ昭和十九年度入学者ヨリ之ヲ実施ス」ニ改ム

附　則

本則ハ昭和十九年度入学者ヨリ之ヲ実施ス

第四十四条　第三十九条規定ノ授業料ハ昭和十五年度ノ入学者ヨリ之ヲ適用ス但シ分納ハ昭和十六年一月十日ヨリ施行ス

第四十五条　昭和十四年度入学者ノ授業料ハ従前ノ規定ニ依ル

第四十六条　第六条本科ノ学科課程ハ昭和十三年度入学者ヨリ、第九条補習科ノ学科課程ハ昭和十六年度ヨリ之ヲ実施ス
但シ昭和十四年度迄ノ本科卒業者ハ補習科第十部ニ準シテ教授シ中等教育ニ於ケル漢文科教員タルノ学力ヲ補充セシム

5　添付書類

一、学　　添　付　書　類　　則

東京市ガ東京都ト改称セラレタルヲ以テ「市」ヲ「都」ト改メ且ツ保証人ノ注意書ハ本文ニテ明カナルヲ以テコレヲ削除セルナリ

七、授業料及追試験料ノ改正理由
時勢ノ進運ニ伴ナヒ諸物価騰貴セルヲ以テ学校経費モ漸次昂騰シタルニヨリ勢ヒ収入ノ増加ヲ計ラザルベカラザル情況ニ至レリ仍ツテ授業料及追試験料ノ増額ヲ行ハントセルナリ

八、研究科ノ廃止理由
本科ノ上ニ高等科アルヲ以テ更ニソノ上ノ研究科ハ一層高層ノモノナルヲ以テ時勢ニ適セザルガ為ニ之ヲ廃止セントス

九、「本学院」名称改正理由
将来専門学校ニ改称セラルベキヲ以テスベテ「本校」ト改ムルコト、セリ

一、学則第九章第四十条中「但シ第二十七条ノ兵役ニ」ヲ「但シ第二十四条ノ兵役ニ」ト改ム
第四十条　授業料ハ出席ノ有無ニ拘ラズ之ヲ徴収ス
但シ第二十七条ノ兵役ニ服スル場合ニ限リ之ヲ免除ス復学シタル時ハ月割ヲ以テ之ヲ即納セシム

学則改正理由及説明書

一、教育目的ノ改正理由
時局ノ要請ニ応ジ学校教育ノ目的ヲ改正シ以テ国家ノ教育方針ニ副ハントス

二、本科第一部ノ名称改正理由
昭和十八年三月中等教員免許状ノ科目改正セラレ且ツ修身科ハ廃止セラレタルヲ以テ第一部ハ「皇学漢文科」ト改称シ専ラ皇学ノ研修ニ意ヲ注ギ本学院建学ノ精神ニ重キヲ置キ且ツ国民科国語ノ中等教員タルノ実力ヲ具備セシメ教員無試験検定ノ資格ヲ得ントスル為ナリ

三、学科課程改正理由
本学院本科第一部第二部卒業者ハ従来中等教員漢文科無試験検定ノ認可ヲ受ケ居タル処先般中等学校令ノ改正ニ伴ヒ中等教員漢文科免許状ハ廃止トナリタルニ付今後ハ国民科国語ノ教員タルノ実力ヲ具備セシメ教員無試験検定ノ資格ヲ得ンガ為ニ急速ニ学科課程ノ改正ヲ必要トスルニ至レリ且ツ時局ノ要請ニ応ジ全面的ニ学科課程ヲ改正セザルヲ得ザルニ至レル為ナリ
本科第三部及高等科ノ学科課程改正モ時局ノ要請ニ応ジテ之ガ改正ヲ行ワザル｛ベカラザル｝ニ至レル為ナリ

四、入学資格ノ改正理由
国民学校令中等学校令師範学校令ノ改正ニ伴ヒ自然ニ入学資格ノ改正ヲ必要トスルニ至レリ

五、学期及休暇ノ改正理由
時局ノ要請ニ応ジ休暇ノ短縮改正及学期ノ改正ヲ必要トスルニ至レリ

六、保証人住所ノ改正理由

第二十五条ヲ第二十二条ニ
第二十六条ヲ第二十三条ニ
第二十七条ヲ第二十四条ニ
第二十八条ヲ第二十五条ニ
第二十九条ヲ第二十六条ニ
第三十条ヲ第二十七条ニ
第三十一条ヲ第二十八条ニ
第三十二条ヲ第二十九条ニ
第三十三条ヲ第三十条ニ
第三十四条ヲ第三十一条ニ
第三十五条ヲ第三十二条ニ
第三十六条ヲ第三十三条ニ
第三十七条ヲ第三十四条ニ
第三十八条ヲ第三十五条ニ
第三十九条ヲ第三十六条ニ
第四十条ヲ第三十七条ニ
第四十一条ヲ第三十八条ニ
第四十二条ヲ第三十九条ニ
第四十三条ヲ第四十条ニ
第四十四条ヲ第四十一条ニ夫々改ム

一、学則第九条ヲ第八条ニ
第十一条ヲ第九条ニ
第十二条ヲ第十条ニ
第十三条ヲ第十一条ニ
第十四条ヲ第十二条ニ
第十五条ヲ第十三条ニ
第十六条ヲ第十四条ニ
第十七条ヲ第十五条ニ
第十八条ヲ第十六条ニ
第十九条ヲ第十七条ニ
第二十一条ヲ第十八条ニ
第二十二条ヲ第十九条ニ
第二十三条ヲ第二十条ニ
第二十四条ヲ第二十一条ニ

一、学則中第一条、第二条、第三条、第四条、第十三条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十二条
第三十八条中ニアル「本学院」ハスベテ「本校」ニ改ム

6　昭和十九年度大東文化協会収支予算案

昭和十九年度大東文化協会収支予算案

収入

経常部　金七万四千参百九拾五円也

臨時部　金五万七千六百九拾円也

計　金拾参万弐千八拾五円也

支出

経常部　金拾参万弐千八拾五円也

臨時部　ナシ

計　金拾参万弐千八拾五円也

収入支出差引残金ナシ

収入　経常部

科目	予算額	前年度予算額	増△減	摘要
第一、大東文化学院収入	六〇、三〇〇円	七五、〇六〇円	△一四、七六〇円	
	○○	○○	○○	
一、授業料	四七、六〇〇	六六、二八〇	△一八、六八〇	一三〇円　一四〇名　一八、二〇〇円
	○○	○○	○○	一〇〇円　一二〇名　一二、〇〇〇円
二、入学金	二、五〇〇	二、七〇〇	△二〇〇	七五円　一三〇名　九、七五〇円
	○○	○○	○○	七〇円　一〇〇名　七、〇〇〇円
三、入学検定料	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	四、〇〇〇	六五円　一〇名　六五〇円
	○○	○○	○○	
				一名一〇円　二五〇名分
				一名一〇円　一、〇〇〇名分

四、追試験料	一〇〇	〇〇	三〇	〇〇
五、証明手数料	一〇〇	〇〇	五〇	〇〇
第二出版物収入	七〇〇	〇〇	五〇〇	〇〇
第三財産収入	二、三四五	〇〇	二、二〇〇	〇〇
一、基金利子	一、三二〇	〇〇	一、六〇〇	〇〇
二、終身会員費利子	三三〇	〇〇	〇	
三、中等教科書印税利子	三三〇	〇〇	〇	
四、普通財産利子	三六五	〇〇	三〇〇	〇〇
第四中等教科書印税収入	一、〇〇〇	〇〇	二、〇〇〇	〇〇
第五雑収入	五〇	〇〇	五〇	〇〇
第六前年度繰越金	一〇、〇〇〇	〇〇	二、〇〇〇	〇〇
経常部計	七二、三九五	〇〇	八一、八一〇	〇〇

七〇	〇〇		証明書発行手数料トシテ一件一〇銭ノ割一、〇〇〇件分
五〇	〇〇		大東文化（月刊）売上代　三〇〇円 学報売上代　三〇〇円 其ノ他発行図書売上代　一〇〇円
二〇〇	〇〇		
一四五	〇〇		
△二八〇	〇〇		基金四〇、〇〇〇円ニ対スル定期予金利子（三分三厘）
三三〇	〇〇		終身会員費一〇、〇〇〇円ニ対スル定期予金利子
三三〇	〇〇		印税積立金一〇、〇〇〇円ニ対スル定期予金利子（三分三厘）
六五	〇〇		当座予金二〇、〇〇〇円ニ対スル利子（日分五厘）
△一、〇〇〇	〇〇		
〇			古新聞古雑誌等払下等
八、〇〇〇	〇〇		
△九、四一五	〇〇		

収入　臨時部

科目	予算額	前年度予算額	増△減	摘要
第一政府補助金	五七、六九〇円	五六、〇〇〇円	一、六九〇円	
一、事業費補助金	五六、〇〇〇〇〇	五六、〇〇〇〇〇	〇〇〇	昭和十九年度事業費補助金
二、其ノ他補助金	一、六九〇〇〇	〇	一、六九〇〇〇	身体検査ニ要スル補助金　六〇円 体力検査ニ要スル補助金　一五〇円 報国団事業費補助金　一、〇〇〇円 奨学生ニ対スル補助金　四八〇円
臨時部計	五七、六九〇〇〇	五六、〇〇〇〇〇	一、六九〇〇〇	
収入合計	一三五、〇八五〇〇	一三七、八一〇〇〇	△七、七二五〇〇	

支出　経常部

科目	予算額	前年度予算額	増△減	摘要
第一大東文化学院費	一〇六、九九九円	一〇三、四八〇円	三、五一九円	
一、給料	八二、〇九〇〇〇	八五、一五九〇〇	△三、〇六九〇〇	
総（次）長給	五、九〇〇〇〇	七、〇〇〇〇〇	△一、一〇〇〇〇	総長次長ニ対スル報酬並賞与
専任教員給	一七、〇八〇〇〇	九、一〇〇〇〇	七、九八〇〇〇	専任教員四名ニ対スル給料並賞与　八、六〇〇円 教練教師四名ニ対スル給料並賞与　八、四八〇円
兼任教員給	四〇、五〇二〇〇	五一、三〇〇〇〇	△一〇、七九八〇〇	兼任教員ニ対スル給料

事務員給	一八、六〇八	〇〇	一七、七五九	〇〇
二、雑給	五、五四六	〇〇	二、四八〇	〇〇
旅費	九八〇	〇〇	一、一八〇	〇〇
手当	九五〇	〇〇	一、三〇〇	〇〇
諸傭給	三、六一六	〇〇	〇	
三、備品費	三、二〇〇	〇〇	二、七四〇	〇〇
器具機械費	二、〇〇〇	〇〇	二、〇四〇	〇〇
什器雑品費	七〇〇	〇〇	〇	
図書費	五〇〇	〇〇	七〇〇	〇〇
四、消耗費	四、九四〇	〇〇	四、九九〇	〇〇

八四九	〇〇	三、〇六六	〇〇	△
三〇〇	〇〇	三、六一六	〇〇	△
三五〇	〇〇	四六〇	〇〇	△
四〇	〇〇	七〇〇	〇〇	五〇

事務員一五名ニ対スル給料
並賞与
庶務課　二名　一、六四八円
教務課　五名　七、一二〇円
監務課　四名　四、三〇〇円
図書課　二名　二、二六〇円
会計課　二名　三、二八〇円

職員出張旅費　八四〇円
其ノ他交通費　一四〇円

部長手当（四名）　三〇〇円
学級主任手当（九名）四五〇円
名誉教授　三〇〇円
校医手当ヲ体育費ヘ移ス

小使二名、給任二名
雑仕婦四名ニ対スル給料
並賞与　其他

教練用具購入費　八〇〇円
体育用具購入費　一、〇〇〇円
其ノ他　二〇〇円

事務用具等購入費　四〇〇円
其ノ他雑品購入費　三〇〇円

新図書購入費　四〇〇円
組合費其ノ他　一〇〇円

紙、文房具代　一、六〇〇円
燃料代　五六〇円

消耗品費	二、九一〇	○○	三、〇五〇	○○
印刷費	九〇〇	○○	八六〇	○○
通信運搬費	一、一三〇	○○	一、〇八〇	○○
五、研究費	三〇	○○	一、五〇〇	○○
六、生徒諸費	六、〇二三	○○	二、一二一	○○
奨学費	一、一八〇	○○	二〇〇	○○
体育費	三、五〇〇	○○	三〇〇	○○
教練費	一、三四三	○○	一、七二一	○○

消耗品費	△	一四〇	○○	電灯料　四六〇円 動力料　六〇円 新聞及事務参考図書費　六〇円 其ノ他　一七〇円
印刷費		四〇	○○	職員名簿、要覧、学則 卒(修)業証書、成績簿 出席簿等印刷代
通信運搬費		五〇	○○	切手及葉書代　五八〇円 電話料金　四七〇円 電話保守料金　五〇円 其ノ他　三〇円
五、研究費	△	一、三〇〇	○○	研究ニ要スル資材及雑費　三〇〇円 教科書補修修整ニ要スル経費　一〇〇円
六、生徒諸費		三、九〇三	○○	政府補助奨学生一名　四八〇円 学院奨学生　七名　七〇〇円
奨学費		九八〇	○○	報国団へ補助金　一、五〇〇円 身体検査、体力検査ニ要スル経費　二〇〇円 校医手当　六〇〇円 其ノ他　二〇〇円
体育費		五、三〇〇	○○	職員野営ニ要スル経費　一四三円 兵器手入代　二四〇円 手入用材料代　一二〇円 兵器修理代　三〇〇円
教練費	△	三七八	○○	

七、報国団費	○		一、〇〇〇	射撃場借上及実空包購入代　三〇〇円 其ノ他　二四〇円
			△	生徒諸費ヘ移ス
			一、〇〇〇	昭和十九年度入学生募集ノ為メ広告料　九〇〇円 印刷費　二〇〇円 委員手当　三〇〇円
八、募集費	一、四〇〇	○○	一、七〇〇	
			△	会議ニ要スル茶菓弁当代
			三〇〇	築造物修理費　七〇〇円 備品修理費　三〇〇円 校庭手入費　二〇〇円 浄化装置掃除代　四〇〇円 其ノ他　三〇〇円
九、会議費	一五〇	○○	一五〇	
			○	財団管理費ヨリ移ス 建物二五万円ニ対スル保険料　七五〇円 備品什器一式十万円ニ対スル保険料　二四〇円 書籍一式十五万円ニ対スル保険料　三六〇円
十、修繕費	一、九〇〇	○○	八四〇	
			○	教練場三〇〇坪ニ対スル借上代
十一、保険料	一、三五〇	○○	○	
			一、三五〇	御茶購入代　一五〇円 塵芥清掃代　七〇円 □掃除代　一二〇円 弔慰費　一八〇円 式場設備費　一〇〇円 時間外弁当代　一二〇円
十二、借地料	一〇〇	○○	○	
			一〇〇	
十三、雑費	一、〇〇〇	○○	八〇〇	
			○	
			二〇〇	

第二研究部費	三〇〇	〇〇	一、二〇〇	〇〇
第三出版部費	五、二九〇	〇〇	五、一九〇	〇〇
給料	一、七六〇	〇〇	一、五六四	〇〇
原稿費	五〇〇	〇〇	五〇〇	〇〇
印刷費	二、七三四	〇〇	二、七三〇	〇〇
消耗品費	一〇〇	〇〇	一〇〇	〇〇
通信運搬費	二〇〇	〇〇	三〇〇	〇〇
第四財団諸費	一三、九六八	〇〇	二〇、六九〇	〇〇
一、役員報酬	三、〇〇〇	〇〇	三、〇〇〇	〇〇
二、事務員給	五、七六〇	〇〇	九、八五〇	〇〇
三、手当	一、七〇〇	〇〇	一、七〇〇	〇〇
四、旅費	二〇〇	〇〇	五〇〇	〇〇
五、備品費	三六〇	〇〇	二〇〇	〇〇

神宮玉串料	六〇円	△	九〇〇	〇〇
其ノ他	二〇〇円			
研究ニ要スル教材及雑費	三〇〇円			
主任ニ対スル給料並賞与			一〇〇	〇〇
大東文化原稿料	三五〇円		二〇〇	〇〇
学報原稿料	一五〇円			
大東文化（月一、四〇〇部）				
一、五〇〇円				
学報（一回五〇〇部）				
一、二三〇圓				
文房具代	四〇円			
原稿紙代其ノ他六〇円				
大東文化郵税	一七〇円	△	一〇〇	〇〇
学報郵税	三〇円			
常任理事ニ対スル給料並賞与		△	六、七二二	〇〇
事務員二名給仕小使二名ニ対スル給料並賞与		△	四、〇九〇	〇〇
会頭副会頭二名理事監事八名ニ対スル車馬賃				
交通費		△	三〇〇	〇〇
備品新調並修理費	三〇〇円			
掃除用具其他雑品購入費	六〇円		一六〇	〇〇

六、消耗品費	八六〇	○○	八六〇	○○
紙、文房具代	三五〇円			
印刷費	一五〇円			
暖房費	一五〇円			
電灯料	一〇〇円			
水道使用料	五〇円			
新聞及事務用図書購入費	六〇円			
七、通信運搬費	三〇〇	○○	六〇〇	○○
切手、葉書代	一二〇円			
電話料	一二〇円			
其ノ他	六〇円			
八、会議費	七〇〇	○○	一、三〇〇	○○
理事会議費	四〇〇円			
其ノ他会議費	三〇〇円			
九、修繕費	四〇〇	○○	一、八八〇	○○
修繕費其ノ他				
十、雑費	六八八	○○	八〇〇	○○
町会費	七二円			
警防団費	二六円			
弔慰費	二四〇円			
時間外弁当料	一二〇円			
御茶代	一〇〇円			
其ノ他	一二〇円			
第五積立金	三、五二八	○○	三五〇	○○
基金繰入	一、三八六	○○	○	
終身会員費繰入	三三〇	○○	○	
印税積立金繰入	一、四六二	○○	○	
退職手当積立金繰入	三五〇	○○	三五〇	○○
第六予備費	二、〇〇〇	○○	三、〇〇〇	○○

臨時部ヨリ移ス	三三〇	○○	△	
臨時部ヨリ移ス	一、四六二	○○	一、〇〇〇	○○
臨時部ヨリ移ス	一、三八六	○○	三、一七八	○○
臨時部ヨリ移ス	△		一一二	○○
臨時部ヨリ移ス	△		六〇〇	○○
臨時部ヨリ移ス	△		三〇〇	○○
臨時部ヨリ移ス	△		一、四八〇	○○
臨時部ヨリ移ス	△		一一二	○○
臨時部ヨリ移ス	△		一、〇〇〇	○○

経常部計	一三三二、〇八五	〇〇	一三三二、九一〇	〇〇	△一、八二五	〇〇
支出科目	臨時部					
	予算額		前年度予算額		増△減	摘要
第一教科書印税	○円		二、〇〇〇円	〇〇	△二、〇〇〇円	〇〇 経常部ヘ移ス
第二基本積立金	○		一、九〇〇	〇〇	△一、九〇〇	〇〇 経常部ヘ移ス
臨時部計	○		三、九〇〇	〇〇	△三、九〇〇	〇〇
支出合計	一三三二、〇八五	〇〇	一三七、八一〇	〇〇	△五、七二五	〇〇

6　学則変更の件　認可

1　私立専門学校学則変更認可

昭和十九年二月二十五日起案

事務官㊞

管理課長㊞

専門学務課長㊞

次官㊞

教学官㊞

私立専門学校学則変更認可ノ件

指令案

大東文化学院設立者

大東文化協会

昭和十八年十一月六日附申請、学則中変更ノ件、認可ス

年　月　日　　文部大臣

（備考）

一、時局ノ要請スル教育方針ニ副ハントス

二、学則中改正ノ点

1、学則中、本学院トアルヲ本校トナスコト

2、入学検定料五円ヲ十円トナスコト

3、授業料百円ヲ百参拾円トナスコト

4、学科課程ヲ別紙ノ如ク変更スルコト
5、其ノ他、各条文ノ変更等
6、新ニ専修科（興亜錬成科）ヲ設置シタルコト

7　変更申請　大東文化学院専門学校への名称変更の件（昭和一九年三月三日）

1　名称変更認可申請

学院第八三号

名称変更認可申請

今般別紙ノ通リ名称変更致度候条御認可相成度此段及申請候也

昭和十九年三月三日

大東文化学院設立者
大東文化協会理事
伯爵　松平頼壽印

文部大臣　子爵　岡部長景殿

理　由　書

専門学校タルコトヲ明瞭ニスル為ナルト同時ニ名称整備ニ関スル当局ノ意向ニ副ハンガタメナリ

変　更　名　称

一、現在ノ名称　大東文化学院
二、変更後ノ名称　大東文化学院専門学校
三、名称変更ノ実施期　昭和十九年四月一日ヨリ変更実施ス

理事会決議録

昭和十九年二月二十五日午前十一時半華族会館ニ於テ理事会ヲ開キ左ノ事項ヲ決議ス

一、学院名称変更ノ件　大東文化学院専門学校

右可決シ出席理事署名スルコト次ノ如シ

松平頼壽　有田八郎　栗田徳一
鵜澤總明　飯島忠夫　土屋久泰
宮澤　裕　澤田總清

8　大東文化学院を大東文化学院専門学校へ改称する件　認可

1　私立専門学校名称変更

昭和十九年三月四日起案

事務官㊞

管理課長㊞

専門学務課長㊞

次官㊞

文書課長

私立専門学校名称変更ノ件

指令案㈠

大東文化学院設立者

大東文化協会

昭和十九年三月三日附、学院第八三号申請、大東文化学院ヲ大東文化学院専門学校ト改称ノ件、認可ス

昭和十九年　月　日　　文部大臣

告示案㈡

専門学校令ニ依リ設置セル大東文化学院ヲ、昭和十九年四月一日ヨリ大東文化学院専門学校ト改称ノ件、昭和十九年　月　日認可セリ

昭和十九年　月　日　　文部大臣

（備考）専門学校タルコトヲ明瞭ニスル為

学校整備ニ関スル承認事項（抄）　昭和一九、二、一四日時

一、校舎ヲ変更スルコトハ大東文化学院専門学校（仮称）

〈貼紙〉

「大東文化学院東京都経由申請　大東文化学院ヲ大東文化学院専門学校ト改称、学則中変更認可」

大東文化大学百年史編纂委員会委員（二〇一五年四月～現在）

委員長　中村宗悦

副委員長　谷本宗生

浅沼薫奈（上巻執筆）

荒井明夫

石井寿美世

加藤普章（二〇二二年四月～）

澤田雅弘（二〇一五年四月～二〇一九年三月）

クリスティアン・W・シュパング

髙橋利郎（二〇一九年四月～）

宮瀧交二

吉田篤志（二〇一五年四月～二〇二三年三月）

事務局　一〇〇周年記念事業推進室

大東文化大学百年史　上

2023（令和５）年９月20日発行

編　集　　大東文化大学百年史編纂委員会

発　行　　学校法人 大東文化学園

住所　東京都板橋区高島平１－９－１

印刷　株式会社 ぎょうせい